

水俣市議会会議録

平成22年6月第2回定例会（5月28日招集）

水俣市議会事務局

平成22年6月第2回定例会（5月28日招集）会期日程表

（会期 5月28日から6月16日まで20日間）

日次	月 日	曜	開議時刻	会 議	議 事 内 容
1	5月28日	金	午前10時	本会議	開会 会議録署名議員の指名 会期の決定 議案上程 提案理由説明並びに所信表明
2	29日	土		休 会	市の休日（土曜日）
3	30日	日			市の休日（日曜日）
4	31日	月			議案調査
5	6月1日	火			議案調査（一般質問通告正午まで）
6	2日	水			議案調査
7	3日	木			議案調査
8	4日	金			議案調査
9	5日	土			市の休日（土曜日）
10	6日	日			市の休日（日曜日）
11	7日	月			議案調査
12	8日	火			午前9時30分
13	9日	水	午前9時30分	本会議	一般質問（緒方誠也君・福田斉君・中村幸治君）
14	10日	木	午前9時30分	本会議	一般質問（牧下恭之君・川上紗智子君・西田弘志君） 議案質疑 委員会付託
15	11日	金	——	委員会	委員会
16	12日	土		休 会	市の休日（土曜日）
17	13日	日			市の休日（日曜日）
18	14日	月		委員会	委員会
19	15日	火	——	休 会	議事整理日
20	16日	水	午前10時	本会議	委員長報告 委員長報告に対する質疑 討論 採決 閉会

平成22年6月第2回水俣市議会定例会会議録目次

平成22年5月28日（金） --- 1日目 ---

出欠席議員	1 ~ 1
事務局職員出席者	1
説明のため出席した者	1
議事日程第1号	2
陳情文書表(1)	3
開 会	3
全国市議会議長会表彰状の伝達	3
真野頼隆君のあいさつ	3
副市長並びに教育長のあいさつ	4
開 議	5
諸般の報告	5
日程第1 会議録署名議員の指名について	5
日程第2 会期の決定について	6
日程第3 議会運営委員の補欠選任について	7
議案上程	7
日程第4 議第50号 専決処分の報告及び承認について	8
専第3号 平成21年度水俣市一般会計補正予算（第13号）	
日程第5 議第51号 専決処分の報告及び承認について	9
専第4号 平成21年度水俣市公共下水道事業特別会計補正予算（第4号）	
日程第6 議第52号 専決処分の報告及び承認について	10
専第5号 水俣市税条例の一部を改正する条例の制定について	
日程第7 議第53号 専決処分の報告及び承認について	14
専第6号 水俣市国民健康保険税条例の一部を改正する条例の制定 について	
日程第8 議第54号 専決処分の報告及び承認について	16
専第7号 平成21年度水俣市一般会計補正予算（第14号）	
日程第9 議第55号 水俣市交通災害共済条例を廃止する条例の制定について	18

日程第10	議第56号	水俣市職員の育児休業等に関する条例及び水俣市職員の勤務時間、休暇等に関する条例の一部を改正する条例の制定について.....	1 ~ 18
日程第11	議第57号	水俣市職員退職手当支給条例等の一部を改正する条例の制定について	19
日程第12	議第58号	水俣市乳幼児医療費の助成に関する条例の一部を改正する条例の制定について	20
日程第13	議第59号	平成22年度水俣市一般会計補正予算（第2号）	21
日程第14	議第60号	平成22年度水俣市国民健康保険事業特別会計補正予算（第1号）	23
日程第15	議第61号	平成22年度水俣市老人保健特別会計補正予算（第1号）	24
日程第16	議第62号	平成22年度水俣市後期高齢者医療特別会計補正予算（第1号）	24
日程第17	議第63号	平成22年度水俣市介護保険特別会計補正予算（第1号）	25
日程第18	議第64号	平成22年度水俣市公共下水道事業特別会計補正予算（第1号）	26
日程第19	議第65号	平成22年度水俣市水道事業会計補正予算（第1号）	27
日程第20	議第66号	訴えの提起について	27
日程第21	議第67号	和解について	28
日程第22	議第68号	熊本県後期高齢者医療広域連合規約の一部変更について.....	28
日程第23	議第69号	あらたに生じた土地の確認について.....	29
日程第24	議第70号	字区域の変更について	29
日程第25	議第71号	市道の路線認定について	30
日程第26	議第72号	公有財産の処分について	30
		市長の提案理由説明並びに所信表明	30
日程第27		特別委員会の設置について	40
		休憩・開議	41
		正副委員長互選結果の報告	41
日程第28	陳第6号	水俣市議会議員の定数削減に関する陳情について.....	41
日程第29		水俣芦北広域行政事務組合議会議員の補欠選挙について.....	42
		散 会	43

平成22年6月8日（火） --- 2日目 ---

出欠席議員	2 ~ 1
事務局職員出席者	1
説明のため出席した者	1

議事日程第2号	2 ~ 2
開 議	2
諸般の報告	2
日程第1 一般質問	2
大川末長君の質問	3
1 所信表明について	3
(1) 市政運営方針について	3
2 観光振興について	3
3 企業誘致について	4
4 水俣市立総合医療センター運営について	4
市長の答弁	5
大川末長君の再質問	7
市長の答弁	7
大川末長君の再々質問	9
市長の答弁	10
産業建設部長の答弁	10
大川末長君の再質問	11
産業建設部長の答弁	11
大川末長君の再々質問	12
産業建設部長の答弁	13
産業建設部長の答弁	13
大川末長君の再質問	15
産業建設部長の答弁	16
病院事業管理者の答弁	17
大川末長君の再質問	19
病院事業管理者の答弁	19
大川末長君の再々質問	20
病院事業管理者の答弁	21
休憩・開議	21
田中功君の質問	21
1 経済政策について	22
2 総合経済対策室について	22

3 水俣・芦北地域振興計画について	2 ~ 22
4 住宅政策について	23
市長の答弁	23
田中功君の再質問	25
市長の答弁	26
副市長の答弁	27
田中功君の再々質問	27
市長の答弁	28
産業建設部長の答弁	29
田中功君の再質問	30
市長の答弁	31
副市長の答弁	31
田中功君の再々質問	31
市長の答弁	32
総務企画部長の答弁	32
田中功君の再質問	33
総務企画部長の答弁	33
産業建設部長の答弁	34
田中功君の再質問	36
産業建設部長の答弁	37
田中功君の再々質問	38
産業建設部長の答弁	39
休憩・開議	39
野中重男君の質問	40
1 水俣病について	40
2 チッソの分社化及び転勤、そして、ダイオキシン処理について	40
3 消防団への援助について	40
4 市役所の部課設置及び雇用対策について	40
市長の答弁	41
野中重男君の再質問	43
市長の答弁	46
野中重男君の再々質問	48

市長の答弁	2 ~ 49
福祉環境部長の答弁	49
野中重男君の再質問	51
福祉環境部長の答弁	52
野中重男君の発言	52
総務企画部長の答弁	53
野中重男君の再質問	54
総務企画部長の答弁	54
副市長の答弁	55
野中重男君の再質問	56
市長の答弁	58
散 会	58

平成22年6月9日（水） --- 3日目 ---

出欠席議員	3 ~ 1
事務局職員出席者	1
説明のため出席した者	1
議事日程第3号	2
開 議	2
諸般の報告	2
日程第1 一般質問	3
緒方誠也君の質問	3
1 所信表明について	3
2 水俣病問題について	4
3 水俣の経済状況について	4
4 地方公務員の健康問題について	4
市長の答弁	5
緒方誠也君の再質問	7
市長の答弁	7
緒方誠也君の再々質問	8
市長の答弁	9

市長の答弁	3 ~ 10
緒方誠也君の再質問	12
市長の答弁	13
緒方誠也君の再々質問	14
市長の答弁	14
産業建設部長の答弁	15
緒方誠也君の再質問	16
産業建設部長の答弁	16
緒方誠也君の発言	17
総務企画部長の答弁	17
緒方誠也君の再質問	18
総務企画部長の答弁	18
緒方誠也君の再々質問	19
総務企画部長の答弁	20
休憩・開議	21
福田斉君の質問	21
1 学校再編成に伴う諸問題について	22
2 22年度補正予算について	22
3 集客力を増すためのエコパークの充実について	22
4 新しい誘致企業について	23
5 「水俣条約」について	23
市長の答弁	24
教育長の答弁	24
福田斉君の再質問	25
教育長の答弁	26
福田斉君の再々質問	28
教育長の答弁	28
総務企画部長の答弁	29
福田斉君の再質問	31
総務企画部長の答弁	32
産業建設部長の答弁	33
福田斉君の再々質問	34

産業建設部長の答弁	3 ~ 35
総務企画部長の答弁	35
市長の答弁	35
福田斉君の再質問	36
市長の答弁	38
福田斉君の発言	38
産業建設部長の答弁	39
副市長の答弁	40
休憩・開議	41
中村幸治君の質問	41
1 みなまた環境大学誘致について	41
2 学校再編について	42
(1) 跡地利用について	42
3 第5次水俣市総合計画について	42
4 水俣病問題解決における地域振興について	42
市長の答弁	43
中村幸治君の再質問	44
市長の答弁	44
中村幸治君の再々質問	45
市長の答弁	46
総務企画部長の答弁	46
中村幸治君の再質問	47
総務企画部長の答弁	48
中村幸治君の発言	48
総務企画部長の答弁	48
中村幸治君の再質問	50
総務企画部長の答弁	52
中村幸治君の再々質問	52
総務企画部長の答弁	53
副市長の答弁	54
中村幸治君の再質問	55
副市長の答弁	56

中村幸治君の再々質問	3 ~ 57
副市長の答弁	58
日程第2 陳情の取り下げについて(陳第4号 地域経済の活性化支援に関する陳情について)	59
散 会	59

平成22年6月10日(木) --- 4日目 ---

出欠席議員	4 ~ 1
事務局職員出席者	1
説明のため出席した者	1
議事日程第4号	2
陳情文書表(2)	3
開 議	4
諸般の報告	4
日程第1 一般質問	4
牧下恭之君の質問	4
1 高齢者の運転免許自主返納支援について	4
2 介護ボランティアポイント制度について	5
3 HTLV-1について	5
4 低血糖と食のあり方について	6
5 認知症予防と啓発について	6
市長の答弁	7
総務企画部長の答弁	7
牧下恭之君の再質問	8
総務企画部長の答弁	9
牧下恭之君の再々質問	9
総務企画部長の答弁	9
福祉環境部長の答弁	9
牧下恭之君の再質問	10
福祉環境部長の答弁	11
牧下恭之君の再々質問	11

福祉環境部長の答弁	4 ~ 11
福祉環境部長の答弁	11
牧下恭之君の再質問	12
福祉環境部長の答弁	12
牧下恭之君の再々質問	13
福祉環境部長の答弁	13
教育長の答弁	13
牧下恭之君の再質問	14
教育長の答弁	14
市長の答弁	14
牧下恭之君の再質問	16
市長の答弁	16
休憩・開議	16
川上紗智子君の質問	17
1 高齢者福祉について	17
2 子育て支援について	17
3 道路の整備について	18
4 住宅政策について	18
市長の答弁	19
川上紗智子君の再質問	20
市長の答弁	21
川上紗智子君の再々質問	21
市長の答弁	22
福祉環境部長の答弁	22
川上紗智子君の再質問	22
福祉環境部長の答弁	23
川上紗智子君の再々質問	24
福祉環境部長の答弁	24
産業建設部長の答弁	24
川上紗智子君の再質問	25
産業建設部長の答弁	25
川上紗智子君の発言	26

産業建設部長の答弁	4 ~ 26
川上紗智子君の再質問	27
産業建設部長の答弁	27
川上紗智子君の再々質問	28
産業建設部長の答弁	28
休憩・開議	29
西田弘志君の質問	29
1 水俣病救済措置について	30
2 環境大学について	30
3 道の駅、バラ園及びイベントについて	30
4 21世紀環境共生型住宅「エコハウス」について	30
5 人口を増やす施策について	31
市長の答弁	31
西田弘志君の再質問	32
市長の答弁	33
西田弘志君の再々質問	34
市長の答弁	35
副市長の答弁	35
西田弘志君の再質問	36
副市長の答弁	37
西田弘志君の再々質問	38
副市長の答弁	39
副市長の答弁	39
西田弘志君の再質問	40
副市長の答弁	41
西田弘志君の再々質問	41
副市長の答弁	42
産業建設部長の答弁	42
西田弘志君の再質問	43
産業建設部長の答弁	44
西田弘志君の発言	45
総務企画部長の答弁	45

西田弘志君の再質問	4 ~ 46
総務企画部長の答弁	46
西田弘志君の再々質問	47
総務企画部長の答弁	47
休憩・開議	47
質 疑	47
日程第 2 議第50号 専決処分の報告及び承認について	47
専第 3号 平成21年度水俣市一般会計補正予算（第13号）	
日程第 3 議第51号 専決処分の報告及び承認について	47
専第 4号 平成21年度水俣市公共下水道事業特別会計補正予算（第4号）	
日程第 4 議第52号 専決処分の報告及び承認について	48
専第 5号 水俣市税条例の一部を改正する条例の制定について	
日程第 5 議第53号 専決処分の報告及び承認について	48
専第 6号 水俣市国民健康保険税条例の一部を改正する条例の制定について	
日程第 6 議第54号 専決処分の報告及び承認について	48
専第 7号 平成21年度水俣市一般会計補正予算（第14号）	
日程第 7 議第55号 水俣市交通災害共済条例を廃止する条例の制定について	48
日程第 8 議第56号 水俣市職員の育児休業等に関する条例及び水俣市職員の勤務時間、休暇等に関する条例の一部を改正する条例の制定について	49
日程第 9 議第57号 水俣市職員退職手当支給条例等の一部を改正する条例の制定について	49
日程第10 議第58号 水俣市乳幼児医療費の助成に関する条例の一部を改正する条例の制定について	49
日程第11 議第59号 平成22年度水俣市一般会計補正予算（第 2号）	49
日程第12 議第60号 平成22年度水俣市国民健康保険事業特別会計補正予算（第 1号）	50
日程第13 議第61号 平成22年度水俣市老人保健特別会計補正予算（第 1号）	50
日程第14 議第62号 平成22年度水俣市後期高齢者医療特別会計補正予算（第 1号）	50
日程第15 議第63号 平成22年度水俣市介護保険特別会計補正予算（第 1号）	50
日程第16 議第64号 平成22年度水俣市公共下水道事業特別会計補正予算（第 1号）	50
日程第17 議第65号 平成22年度水俣市水道事業会計補正予算（第 1号）	51
日程第18 議第66号 訴えの提起について	51

日程第19	議第67号	和解について	4 ~ 51
日程第20	議第68号	熊本県後期高齢者医療広域連合規約の一部変更について	51
日程第21	議第69号	あらたに生じた土地の確認について	51
日程第22	議第70号	字区域の変更について	52
日程第23	議第71号	市道の路線認定について	52
日程第24	議第72号	公有財産の処分について	52
議案上程		52
日程第25	議第73号	水俣市特別職の職員で非常勤のものの報酬及び費用弁償条例の一部を 改正する条例の制定について	52
日程第26	議第74号	平成22年度水俣市一般会計補正予算（第3号）	53
	市長の提案理由説明	54
休憩・開議		55
質 疑		55
	真野頼隆君の質疑	55
	総務企画部長の答弁	55
	真野頼隆君の再質疑	56
	総務企画部長の答弁	56
	真野頼隆君の質疑	56
	福祉環境部長の答弁	56
	真野頼隆君の再質疑	56
	福祉環境部長の答弁	56
	真野頼隆君の再々質疑	56
	福祉環境部長の答弁	56
委員会付託		57
散 会		57

平成22年6月16日（水） --- 5日目 ---

出欠席議員	5 ~ 1
事務局職員出席者	1
説明のため出席した者	1
議事日程第5号	2

開 議	5 ~ 4
諸般の報告	4
日程第 1 議第50号 専決処分の報告及び承認についてから日程第33 陳第 3号選択的夫婦 別姓制度法制化に反対する意見書の提出を求める陳情についてまで33 件に関する委員会の審査報告	4
総務文教委員長の報告	6
厚生委員長の報告	10
産業建設委員長の報告	12
委員会審査報告書	15
委員長報告に対する質疑	17
討 論	17
中原泰子君の反対討論（議第59号）	17
川上紗智子君の賛成討論（陳第 9号）	18
緒方誠也君の賛成討論（陳第 9号）	19
野中重男君の賛成（陳第 4号）及び反対（陳第15号）討論	20
中村幸治君の反対討論（陳第15号）	22
真野頼隆君の賛成討論（陳第 3号）	22
採 決	23
日程第34 委員会の閉会中の継続審査並びに調査について	26
採 決	27
閉会中継続審査・調査申出書	27
議案上程	28
日程第35 議第75号 教育委員会委員の任命について	28
日程第36 議第76号 固定資産評価員の選任について	29
日程第37 意見第 2号 南九州西回り自動車道の早期完成と道路財源確保に関する意見書に ついて	29
日程第38 意見第 3号 国際的な水銀規制に関する会議の水俣開催を求める意見書について	30
日程第39 意見第 4号 水俣芦北地域の再生・振興を求める意見書について	30
市長の提案理由説明（議第75号及び議第76号）	32
福田斉君の提案理由説明（意見第 2号）	32
平松辰弘君の提案理由説明（意見第 3号）	33
田中功君の提案理由説明（意見第 4号）	33

質 疑	5 ~ 34
討 論	35
採 決	35
日程第40 議員派遣について	35
採 決	36
閉 会	36

平成22年5月28日

平成22年6月第2回水俣市議会定例会会議録
(第1号)

提案理由説明

平成22年6月第2回水俣市議会定例会会議録（第1号）

1、平成22年5月28日水俣市長第2回水俣市議会定例会を招集する。

1、平成22年5月28日午前10時0分水俣市議会議長第2回水俣市議会定例会の開会を宣告する。

1、平成22年6月16日午前11時30分水俣市議会議長第2回水俣市議会定例会の閉会を宣告する。

平成22年5月28日（金曜日）

午前10時0分 開会

午前11時5分 散会

（出席議員） 18人

松本和幸君	中原泰子君	高岡利治君
塩崎信介君	川上紗智子君	福田齊君
大川末長君	西田弘志君	中村幸治君
谷口眞次君	牧下恭之君	淵上道昭君
真野頼隆君	平松辰弘君	田中功君
岩阪雅文君	野中重男君	緒方誠也君

（欠席議員） なし

（職務のため出席した事務局職員） 5人

事務局長（牛迫秀基君）	次長（松永伸二君）
総務係長（岡本広志君）	議事係長（深水初代君）
書記（淵上大輔君）	

（説明のため出席した者） 13人

市長（宮本勝彬君）	副市長（森近君）
総務企画部長（吉本哲裕君）	福祉環境部長（中田和哉君）
産業建設部長（田上和俊君）	産業建設部次長（上村彰君）
総合医療センター事務次長（田畑孝次君）	水道局長（本山浩二君）
教育長（葦浦博行君）	教育次長（浦下治君）
総務企画部総務課長（松本幹雄君）	総務企画部企画課長（古里雄三君）
総務企画部財政課長（淵上茂樹君）	

議事日程 第1号

平成22年5月28日 午前10時開議

- 第1 会議録署名議員の指名について
- 第2 会期の決定について
- 第3 議会運営委員の補欠選任について
- 第4 議第50号 専決処分の報告及び承認について
 専第3号 平成21年度水俣市一般会計補正予算（第13号）
- 第5 議第51号 専決処分の報告及び承認について
 専第4号 平成21年度水俣市公共下水道事業特別会計補正予算（第4号）
- 第6 議第52号 専決処分の報告及び承認について
 専第5号 水俣市税条例の一部を改正する条例の制定について
- 第7 議第53号 専決処分の報告及び承認について
 専第6号 水俣市国民健康保険税条例の一部を改正する条例の制定について
- 第8 議第54号 専決処分の報告及び承認について
 専第7号 平成21年度水俣市一般会計補正予算（第14号）
- 第9 議第55号 水俣市交通災害共済条例を廃止する条例の制定について
- 第10 議第56号 水俣市職員の育児休業等に関する条例及び水俣市職員の勤務時間、休暇等に関する条例の一部を改正する条例の制定について
- 第11 議第57号 水俣市職員退職手当支給条例等の一部を改正する条例の制定について
- 第12 議第58号 水俣市乳幼児医療費の助成に関する条例の一部を改正する条例の制定について
- 第13 議第59号 平成22年度水俣市一般会計補正予算（第2号）
- 第14 議第60号 平成22年度水俣市国民健康保険事業特別会計補正予算（第1号）
- 第15 議第61号 平成22年度水俣市老人保健特別会計補正予算（第1号）
- 第16 議第62号 平成22年度水俣市後期高齢者医療特別会計補正予算（第1号）
- 第17 議第63号 平成22年度水俣市介護保険特別会計補正予算（第1号）
- 第18 議第64号 平成22年度水俣市公共下水道事業特別会計補正予算（第1号）
- 第19 議第65号 平成22年度水俣市水道事業会計補正予算（第1号）
- 第20 議第66号 訴えの提起について
- 第21 議第67号 和解について
- 第22 議第68号 熊本県後期高齢者医療広域連合規約の一部変更について
- 第23 議第69号 あらたに生じた土地の確認について
- 第24 議第70号 字区域の変更について

- 第25 議第71号 市道の路線認定について
- 第26 議第72号 公有財産の処分について
- 第27 特別委員会の設置について
- 第28 陳第6号 水俣市議会議員の定数削減に関する陳情について
- 第29 水俣芦北広域行政事務組合議会議員の補欠選挙について

平成22年6月第2回水俣市議会定例会陳情文書表捧

受理番号	件名	代表者の住所及び氏名	紹介議員	付託委員会
陳第6号	水俣市議会議員の定数削減に関する陳情について	水俣市大園町 1-11-5 坂口 俊一外1人		

本日の会議に付した事件
議事日程のとおり

開会 午前10時0分 開会

○議長（松本和幸君） ただいまから平成22年第2回水俣市議会定例会を開会します。

全国市議会議長会表彰状の伝達

○議長（松本和幸君） 会議に入ります前に、去る5月26日、東京都で開催された全国市議会議長会第86回定期総会において、真野頼隆議員が議員15年勤続の表彰を受けられました。

これから表彰状を伝達します。

被表彰者の議員は、演壇の前までおいで願います。

（議長表彰状を朗読し、議員に表彰状を伝達する。）

○議長（松本和幸君） 真野頼隆議員から発言を求められております。

この際、発言を許します。

真野頼隆議員。

（真野頼隆君登壇）

○真野頼隆君 改札口で君のこといつも待ったものでした。

いよいよ明日はですね、未来コンサート、みなさん、やっぱり第5回ですから、もっと盛り上げなければならないかと、議員が率先してなんでもいろんな活動に携わるとというのが私は大事ではないかと思っております。

私も15年議員をやってまいりましたが、右から左から、紆余曲折、いろんなことを学ばせてい

いただきました。それもこれも市民の皆様のご支援、議員の皆様のご理解、執行部と意見を戦わしたそのたまものではないかとそういう風に思っております。

またこれから初心に帰って、精一杯水俣の発展のために努力をしたい、皆様とともに一生懸命がんばっていきたくないと本当に思っております。楽しく、明るく、この水俣を皆さんと一緒に引っ張っていきたくないあという気持ちでおりますので、今後とも皆様のご指導、ご鞭撻を賜りますようよろしくお願いいたします、私のお礼のご挨拶にかえさせていただきます。

本当にありがとうございました。(拍手)

○議長（松本和幸君） 以上で全国市議会議長会の表彰状の伝達を終わります。

副市長並びに教育長のあいさつ

○議長（松本和幸君） この際、森副市長並びに葦浦教育長から発言を求められておりますので、これから順次発言を許します。

初めに、森副市長に許します。

森副市長。

(副市長 森近君登壇)

○副市長（森 近君） 議長のお許しをいただきましたので、副市長就任のごあいさつを述べさせていただきます。

3月議会で、皆様のご同意をいただき、4月1日付けで副市長に就任いたしました。

副市長2期目になりますが、宮本市長を補佐し、水俣市の発展のため職員の先頭に立ち、地域の課題解決に向けて努力してまいります。

本市を取り巻く環境は大変厳しい状況にありますが、議員の皆様のご協力を得ながら、市民とともに、活力ある水俣の実現に取り組んでまいります。

今後とも皆様のご指導、ご支援を切にお願い申し上げ、簡単ではございますが、就任の挨拶とさせていただきます。

よろしくお願いいたします。

○議長（松本和幸君） 次に、葦浦教育長に許します。

教育長。

(教育長 葦浦博行君登壇)

○教育長（葦浦博行君） 皆さんおはようございます。

議長のお許しを得ましたので、一言ごあいさつを申し上げます。

先の3月議会におきましてご同意をいただき、4月教育長に就任をいたしました。

私はこれまで市職員として35年間勤務させていただき、市民の福祉の充実、地域の振興を目標

に、微力ではありますが、自分なりに努めてまいりました。

教育行政は私にとりましては、未知の世界でございますが、心機一転、職責を果たすために精一杯努力してまいりたいと思っております。

今後とも、皆様方のご指導、ご支援をいただきまして、頑張っておりますので、どうかよろしくをお願いいたします。

以上就任の挨拶とさせていただきます。

ありがとうございました。

○議長（松本和幸君） これから本日の会議を開きます。

○議長（松本和幸君） 日程に先立ちまして諸般の報告をします。

本日まで陳情 1 件を受理しましたので、議席に配付しておきました。

なお、本陳情の付託委員会については、議会の議決によって決定することとしておりますので、御了承願います。

次に、去る 3 月定例会で可決された「ヒロシマ・ナガサキ議定書」の N P T（核不拡散条約）再検討会議での採択に向けた取り組みを求める意見書については、関係大臣等へ提出しておきましたから御了承願います。

次に、市長から、地方自治法第180条第 2 項の規定による専決処分の報告 2 件、繰越明許費の報告 2 件、予算の繰越しの報告 1 件及び水俣市土地開発公社、財団法人水俣市振興公社の経営状況報告 2 件、以上 7 件の報告が提出されましたので、議席に配付しておきました。

次に、監査委員から、平成21年度後期の定期監査の結果報告、平成22年 2 月分、3 月分の一般会計、特別会計等及び公営企業会計の例月現金出納検査の結果報告があり、事務局に備えつけてありますから御閲覧願います。

次に、今期定例会に地方自治法第121条の規定により、宮本市長、森副市長、吉本総務企画部長、中田福祉環境部長、田上産業建設部長、本山福祉環境部次長、上村産業建設部次長、本山水道局長、松本総務課長、古里企画課長、淵上財政課長、田畑総合医療センター事務部次長、葦浦教育長、浦下教育次長、以上の出席を要求しました。

次に、本日の議事は、議席に配付の議事日程第 1 号をもって進めます。

以上で報告を終わります。

日程第 1 会議録署名議員の指名について

○議長（松本和幸君） 日程第 1、会議録署名議員の指名を行います。

会議録署名議員は、会議規則第81条の規定により、議長において中村幸治議員、淵上道昭議員を指名します。

日程第2 会期の決定について

○議長（松本和幸君） 日程第2、会期の決定を議題とします。

平成22年6月第2回定例会（5月28日招集）会期日程表

（会期 5月28日から6月16日まで20日間）

日次	月 日	曜	開議時刻	会 議	議 事 内 容
1	5月28日	金	午前10時	本会議	開会 会議録署名議員の指名 会期の決定 議案上程 提案理由説明並びに所信表明
2	29日	土		休 会	市の休日（土曜日）
3	30日	日			市の休日（日曜日）
4	31日	月			議案調査
5	6月1日	火			議案調査（一般質問通告正午まで）
6	2日	水			議案調査
7	3日	木			議案調査
8	4日	金			議案調査
9	5日	土			市の休日（土曜日）
10	6日	日			市の休日（日曜日）
11	7日	月			議案調査
12	8日	火	午前9時30分		本会議
13	9日	水	午前9時30分	本会議	一般質問
14	10日	木	午前9時30分	本会議	一般質問 議案質疑 委員会付託
15	11日	金	----	委員会	委員会
16	12日	土		休 会	市の休日（土曜日）
17	13日	日			市の休日（日曜日）
18	14日	月	----	委員会	委員会
19	15日	火		休 会	議事整理日
20	16日	水	午前10時	本会議	委員長報告 委員長報告に対する質疑 討論 採決 閉会

○議長（松本和幸君） お諮りします。

今期定例会の会期は、本日から6月16日までの20日間としたいと思います。

これに御異議ありませんか。

（「異議なし」と言う者あり）

○議長（松本和幸君） 異議なしと認めます。

したがって会期は、20日間と決定しました。

日程第3 議会運営委員の補欠選任について

○議長（松本和幸君） 日程第3、議会運営委員の補欠選任を行います。

真野頼隆議員から、議会運営委員の辞任願が提出されましたので、委員会条例第14条第1項の規定により議長において辞任を許可しました。

ただいま欠員となっております議会運営委員の補欠選任については、委員会条例第8条第1項の規定により、大川末長議員を指名したいと思います。

これに御異議ありませんか。

（「異議なし」と言う者あり）

○議長（松本和幸君） 異議なしと認めます。

したがってただいま指名しました大川末長議員を議会運営委員に選任することに決定しました。

日程第4 議第50号 専決処分の報告及び承認について

専第3号 平成21年度水俣市一般会計補正予算（第13号）

日程第5 議第51号 専決処分の報告及び承認について

専第4号 平成21年度水俣市公共下水道事業特別会計補正予算（第4号）

日程第6 議第52号 専決処分の報告及び承認について

専第5号 水俣市税条例の一部を改正する条例の制定について

日程第7 議第53号 専決処分の報告及び承認について

専第6号 水俣市国民健康保険税条例の一部を改正する条例の制定について

日程第8 議第54号 専決処分の報告及び承認について

専第7号 平成21年度水俣市一般会計補正予算（第14号）

日程第9 議第55号 水俣市交通災害共済条例を廃止する条例の制定について

日程第10 議第56号 水俣市職員の育児休業等に関する条例及び水俣市職員の勤務時間、休暇等に関する条例の一部を改正する条例の制定について

- 日程第11 議第57号 水俣市職員退職手当支給条例等の一部を改正する条例の制定について
- 日程第12 議第58号 水俣市乳幼児医療費の助成に関する条例の一部を改正する条例の制定について
- 日程第13 議第59号 平成22年度水俣市一般会計補正予算（第2号）
- 日程第14 議第60号 平成22年度水俣市国民健康保険事業特別会計補正予算（第1号）
- 日程第15 議第61号 平成22年度水俣市老人保健特別会計補正予算（第1号）
- 日程第16 議第62号 平成22年度水俣市後期高齢者医療特別会計補正予算（第1号）
- 日程第17 議第63号 平成22年度水俣市介護保険特別会計補正予算（第1号）
- 日程第18 議第64号 平成22年度水俣市公共下水道事業特別会計補正予算（第1号）
- 日程第19 議第65号 平成22年度水俣市水道事業会計補正会計（第1号）
- 日程第20 議第66号 訴えの提起について
- 日程第21 議第67号 和解について
- 日程第22 議第68号 熊本県後期高齢者医療広域連合規約の一部変更について
- 日程第23 議第69号 あらたに生じた土地の確認について
- 日程第24 議第70号 字区域の変更について
- 日程第25 議第71号 市道の路線認定について
- 日程第26 議第72号 公有財産の処分について

○議長（松本和幸君） 日程第4、議第50号専決処分の報告及び承認についてから、日程第26、議第72号公有財産の処分についてまで、23件を一括して議題とします。

~~~~~

議第50号

専決処分の報告及び承認について

地方自治法（昭和22年法律第67号）第179条第1項の規定に基づき、別紙のとおり専決処分したので、同条第3項の規定によりこれを報告し、承認を求める。

平成22年5月28日提出

水俣市長 宮本勝彬

専第3号 平成21年度水俣市一般会計補正予算（第13号）

専第3号

専 決 処 分 書

平成21年度水俣市の一般会計補正予算（第13号）を、地方自治法（昭和22年法律第67号）第179条第1項の規定に基づき、別紙のとおり専決処分する。

平成22年3月18日専決

水俣市長 宮本勝彬

（専決処分を必要とする理由）

退職手当について予算措置に急務を要し、専決処分するものである。

(別紙)

### 平成21年度水俣市一般会計補正予算(第13号)

平成21年度水俣市の一般会計補正予算(第13号)は、次に定めるところによる。

(歳入歳出予算の補正)

第1条 歳入歳出予算総額に歳入歳出それぞれ29,232千円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ14,524,258千円とする。

2 歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「第1表歳入歳出予算補正」による。

(繰越明許費の補正)

第2条 繰越明許費の追加は、「第2表繰越明許費補正」による。

第1表 歳入歳出予算補正(第13号)

歳入 (単位:千円)

| 款             | 項       | 既定額        | 補正額    | 計          |
|---------------|---------|------------|--------|------------|
| 18.繰入金        |         | 273,266    | 24,221 | 297,487    |
|               | 1.基金繰入金 | 272,974    | 24,221 | 297,195    |
| 20.諸収入        |         | 850,426    | 5,011  | 855,437    |
|               | 4.雑収入   | 705,092    | 5,011  | 710,103    |
| 補正されなかった款に係る額 |         | 13,371,334 |        | 13,371,334 |
| 歳入合計          |         | 14,495,026 | 29,232 | 14,524,258 |

歳出 (単位:千円)

| 款             | 項       | 既定額        | 補正額    | 計          |
|---------------|---------|------------|--------|------------|
| 2.総務費         |         | 2,308,323  | 29,232 | 2,337,555  |
|               | 1.総務管理費 | 1,737,617  | 29,232 | 1,766,849  |
| 補正されなかった款に係る額 |         | 12,186,703 |        | 12,186,703 |
| 歳出合計          |         | 14,495,026 | 29,232 | 14,524,258 |

第2表 繰越明許費補正

追加

| 款     | 項     | 事業名         | 金額          |
|-------|-------|-------------|-------------|
| 6.商工費 | 1.商工費 | 湯の児地区観光開発事業 | 千円<br>8,085 |

### 議第51号

#### 専決処分の報告及び承認について

地方自治法(昭和22年法律第67号)第179条第1項の規定に基づき、別紙のとおり専決処分したので、同条第3項の規定によりこれを報告し、承認を求める。

平成22年5月28日提出

水俣市長 宮本勝彬

専第4号 平成21年度水俣市公共下水道事業特別会計補正予算(第4号)

専第4号

#### 専決処分書

平成21年度水俣市の公共下水道事業特別会計補正予算(第4号)を、地方自治法(昭和22年法律第67号)第179条第1項の規定に基づき、別紙のとおり専決処分する。

平成22年3月19日専決

水俣市長 宮 本 勝 彬

(専決処分を必要とする理由)

古城分区分水枝線工事において年度内の工事完了が困難となったため、予算措置に急施を要し、専決処分するのである。

(別紙)

平成21年度水俣市公共下水道事業特別会計補正予算(第4号)

平成21年度水俣市の公共下水道事業特別会計補正予算(第4号)は、次に定めるところによる。

(繰越明許費)

第1条 地方自治法(昭和22年法律第67号)第213条第1項の規定により、翌年度に繰り越して使用することができる経費は、「第1表 繰越明許費」による。

第1表 繰越明許費

| 款           | 項           | 事業名                     | 金額      |
|-------------|-------------|-------------------------|---------|
| 1. 公共下水道事業費 | 1. 公共下水道事業費 | 公共下水道事業<br>(古城分区分水枝線工事) | 2,400千円 |

#### 議第52号

##### 専決処分の報告及び承認について

地方自治法(昭和22年法律第67号)第179条第1項の規定に基づき、別紙のとおり専決処分したので、同条第3項の規定によりこれを報告し、承認を求める。

平成22年5月28日提出

水俣市長 宮 本 勝 彬

専第5号 水俣市税条例の一部を改正する条例の制定について

専第5号

##### 専 決 処 分 書

水俣市税条例の一部を改正する条例を地方自治法(昭和22年法律第67号)第179条第1項の規定に基づき、次のとおり専決処分する。

平成22年3月31日専決

水俣市長 宮 本 勝 彬

##### 水俣市税条例の一部を改正する条例

水俣市税条例(平成8年条例第39号)の一部を次のように改正する。

第19条各号列記以外の部分中「第321条の8第27項及び第28項」を「第321条の8第22項及び第23項」に改め、同条第2号中「、第5項又は第24項」を「又は第19項」に改め、同条第3号中「第321条の8第27項及び第28項」を「第321条の8第22項及び第23項」に改める。

第31条第3項中「同項第1号の2」を「同項第2号」に、「同項第1号の3」を「同項第3号」に、「、同項第2号の均等割額の算定期間又は同項第3号」を「又は同項第4号」に改める。

第36条の3の次に次の2条を加える。

(個人の市民税に係る給与所得者の扶養親族申告書)

第36条の3の2 所得税法第194条第1項の規定により同項に規定する申告書を提出しなければならない者(以下この条において「給与所得者」という。)で市内に住所を有するものは、当該申告書の提出の際に經由すべき同項の給与等の支払者(以下この条において「給与支払者」という。)から毎年最初に給与の支払を受ける日の前日までに、施行規則で定めるところにより、次に掲げる事項を記載した申告書を、当該給与支払者を經由して、市長に

提出しなければならない。

捧 当該給与支払者の氏名又は名称

放 扶養親族の氏名

方 その他施行規則で定める事項

- 2 前項又は法第317条の3の2第1項の規定による申告書を提出した給与所得者で市内に住所を有するものは、その年の中途において当該申告書に記載した事項について異動を生じた場合には、前項又は法第317条の3の2第1項の給与支払者からその異動を生じた日後最初に給与の支払を受ける日の前日までに、施行規則で定めるところにより、その異動の内容その他施行規則で定める事項を記載した申告書を、当該給与支払者を經由して、市長に提出しなければならない。
- 3 前2項の場合において、これらの規定による申告書がその提出の際に經由すべき給与支払者に受理されたときは、その申告書は、その受理された日に市長に提出されたものとみなす。
- 4 給与所得者は、第1項及び第2項の規定による申告書の提出の際に經由すべき給与支払者が所得税法第198条第2項に規定する納税地の所轄税務署長の承認を受けている場合には、施行規則で定めるところにより、当該申告書の提出に代えて、当該給与支払者に対し、当該申告書に記載すべき事項を電磁的方法（電子情報処理組織を使用する方法その他の情報通信の技術を利用する方法であって施行規則で定めるものをいう。次条第4項において同じ。）により提供することができる。
- 5 前項の規定の適用がある場合における第3項の規定の適用については、同項中「申告書が」とあるのは「申告書に記載すべき事項を」と、「給与支払者に受理されたとき」とあるのは「給与支払者が提供を受けたとき」と、「受理された日」とあるのは「提供を受けた日」とする。

（個人の市民税に係る公的年金等受給者の扶養親族申告書）

第36条の3の3 所得税法第203条の5第1項の規定により同項に規定する申告書を提出しなければならない者（以下この条において「公的年金等受給者」という。）で市内に住所を有するものは、当該申告書の提出の際に經由すべき同項の公的年金等の支払者（以下この条において「公的年金等支払者」という。）から毎年最初に同項に規定する公的年金等の支払を受ける日の前日までに、施行規則で定めるところにより、次に掲げる事項を記載した申告書を、当該公的年金等支払者を經由して、市長に提出しなければならない。

捧 当該公的年金等支払者の名称

放 扶養親族の氏名

方 その他施行規則で定める事項

- 2 前項又は法第317条の3の3第1項の規定による申告書を公的年金等支払者を經由して提出する場合において、当該申告書に記載すべき事項がその年の前年において当該公的年金等支払者を經由して提出した前項又は法第317条の3の3第1項の規定による申告書に記載した事項と異動がないときは、公的年金等受給者は、当該公的年金等支払者が所得税法第203条の5第2項に規定する国税庁長官の承認を受けている場合に限り、施行規則で定めるところにより、前項又は法第317条の3の3第1項の規定により記載すべき事項に代えて当該異動がない旨を記載した前項又は法第317条の3の3第1項の規定による申告書を提出することができる。
- 3 第1項の場合において、同項の規定による申告書がその提出の際に經由すべき公的年金等支払者に受理されたときは、その申告書は、その受理された日に市長に提出されたものとみなす。
- 4 公的年金等受給者は、第1項の規定による申告書の提出の際に經由すべき公的年金等支払者が所得税法第203条の5第4項に規定する納税地の所轄税務署長の承認を受けている場合には、施行規則で定めるところにより、当該申告書の提出に代えて、当該公的年金等支払者に対し、当該申告書に記載すべき事項を電磁的方法により提供することができる。
- 5 前項の規定の適用がある場合における第3項の規定の適用については、同項中「申告書が」とあるのは「申告書に記載すべき事項を」と、「公的年金等支払者に受理されたとき」とあるのは「公的年金等支払者が提供を受けたとき」と、「受理された日」とあるのは「提供を受けた日」とする。

第44条第2項中「及び公的年金等に係る所得」を削り、「前項の規定」を「同項の規定」に改め、同条第3項中「及び公的年金等に係る所得」を削り、同条中第5項を第6項とし、第4項を第5項とし、第3項の次に次の1項

を加える。

4 第1項の給与所得者が前年中において公的年金等の支払を受けた者であり、かつ、当該年度の初日において第47条の2第1項に規定する老齢等年金給付の支払を受けている年齢65歳以上の者である場合における前2項の規定の適用については、これらの規定中「給与所得以外」とあるのは、「給与所得及び公的年金等に係る所得以外」とする。

第45条第1項中「前条第4項」を「前条第5項」に改める。

第48条第1項中「第5項、第24項、第27項及び第28項」を「第19項、第22項及び第23項」に、「第5項、第24項及び第28項」を「第19項及び第23項」に、「同条第27項」を「同条第22項」に改め、同条第2項中「第321条の8第29項」を「第321条の8第24項」に改め、同条第3項中「第321条の8第27項」を「第321条の8第22項」に、「同条第26項」を「同条第21項」に、「本項」を「この項」に、「第5項又は第24項」を「又は第19項」に、「同条第28項」を「同条第23項」に改め、同条第4項中「第5項又は第24項」を「又は第19項」に、「同条第27項」を「同条第22項」に、「第321条の8第28項」を「第321条の8第23項」に改め、同条第6項中「第2条第12号の7の5」を「第2条第12号の7の7」に、「本項」を「この項」に改める。

第50条第2項中「第5項又は第24項」を「又は第19項」に、「同条第28項」を「同条第23項」に、「第4項又は第5項」を「又は第4項」に改め、同条第3項中「第5項又は第24項」を「又は第19項」に、「本項」を「この項」に改める。

第54条第6項中「地方開発事業団」を削る。

第95条中「3,298円」を「4,618円」に改める。

附則第15条を削り、附則第15条の2を附則第15条とする。

附則第16条の2第1項中「1,564円」を「2,190円」に改める。

附則第19条の3を次のように改める。

(非課税口座内上場株式等の譲渡に係る市民税の所得計算の特例)

第19条の3 市民税の所得割の納税義務者が、前年中に租税特別措置法第37条の14第5項第2号に規定する非課税上場株式等管理契約(次項において「非課税上場株式等管理契約」という。)に基づき同条第1項に規定する非課税口座内上場株式等(その者が2以上の同条第5項第1号に規定する非課税口座(以下この条において「非課税口座」という。)を有する場合には、それぞれの非課税口座に係る非課税口座内上場株式等。以下この条において同じ。)の譲渡をした場合には、令附則第18条の6の2第3項で定めるところにより、当該非課税口座内上場株式等の譲渡による事業所得の金額、譲渡所得の金額又は雑所得の金額と当該非課税口座内上場株式等以外の同法第37条の10第2項に規定する株式等の譲渡による事業所得の金額、譲渡所得の金額又は雑所得の金額とを区分して、これらの金額を計算するものとする。

2 租税特別措置法第37条の14第4項各号に掲げる事由により、非課税口座からの非課税口座内上場株式等の一部又は全部の払出し(振替によるものを含む。以下この項において同じ。)があった場合には、当該払出しがあった非課税口座内上場株式等については、その事由が生じた時に、令附則第18条の6の2第2項で定める金額(以下この項において「払出し時の金額」という。)により非課税上場株式等管理契約に基づく譲渡があったものと、同法第37条の14第4項第1号に掲げる移管、返還又は廃止による非課税口座内上場株式等の払出しがあった非課税口座を開設し、又は開設していた市民税の所得割の納税義務者については、当該移管、返還又は廃止による払出しがあった時に、その払出し時の金額をもって当該移管、返還又は廃止による払出しがあった非課税口座内上場株式等の数に相当する数の当該非課税口座内上場株式等と同一銘柄の同法第37条の11の3第2項に規定する上場株式等の取得をしたものとそれぞれみなして、前項及び附則第19条の規定その他のこの条例の規定を適用する。

附則第20条の4第1項中「租税条約の実施に伴う所得税法、法人税法及び地方税法の特例等に関する法律」を「租税条約等の実施に伴う所得税法、法人税法及び地方税法の特例等に関する法律」に、「租税条約実施特例法」を「租税条約等実施特例法」に改め、同条第2項第3号、同条第3項及び同条第5項第3号中「租税条約実施特例法」を「租税条約等実施特例法」に改め、同条第6項中「租税条約実施特例法」を「租税条約等実施特例法」に、「租税条約の実施に伴う所得税法、法人税法及び地方税法の特例等に関する法律」を「租税条約等の実施に伴う所得税法、法人税法及び地方税法の特例等に関する法律」に改める。

附則第20条の5第1項中「租税条約実施特例法」を「租税条約等実施特例法」に改める。

## 附 則

### (施行期日)

第1条 この条例は、平成22年4月1日から施行する。ただし、次の各号に掲げる規定は、当該各号に定める日から施行する。

捧 附則第20条の4及び第20条の5第1項の改正規定 平成22年6月1日

放 第19条各号列記以外の部分、第2号及び第3号、第31条第3項、第48条第1項から第4項まで、第50条第2項及び第3項並びに第95条の改正規定並びに附則第16条の2第1項の改正規定並びに次条第8項及び附則第4条の規定 平成22年10月1日

方 第36条の3の次に2条を加える改正規定及び次条第2項から第4項までの規定 平成23年1月1日

朋 附則第19条の3の改正規定及び次条第6項の規定 平成25年1月1日

法 第54条第6項の改正規定 地方自治法の一部を改正する法律(平成22年法律第 号)の施行の日

### (市民税に関する経過措置)

第2条 別段の定めがあるものを覗き、改正後の水俣市税条例(以下「新条例」という。)の規定中個人の市民税に関する部分は、平成22年度以後の年度分の個人の市民税について適用し、平成21年度分までの個人の市民税については、なお従前の例による。

2 新条例第36条の3の2の規定は、平成23年1月1日以後に提出する同条第1項及び第2項に規定する申告書について適用する。

3 新条例第36条の3の3の規定は、平成23年1月1日以後に提出する同条第1項に規定する申告書について適用する。

4 平成23年中に新条例第36条の3の3第1項の規定による申告書を提出する場合には、同条第2項中「前項又は法第317条の3の3第1項の規定による申告書に記載した事項」とあるのは、「所得税法等の一部を改正する法律(平成22年法律第6号)第1条の規定による改正前の所得税法第203条の5第1項の規定による申告書(同条第2項の規定により提出した同条第1項の規定による申告書を含む。)に記載した事項のうち前項各号又は法第317条の3の3第1項各号に掲げる次項に相当するもの」として同項の規定を適用する。

5 平成22年度分の個人の市民税についての新条例第44条第2項(同条第4項の規定により読み替えて適用する場合を除く。)の規定の適用については、同条第2項中「給与所得以外の所得に係る所得割額を普通徴収の方法によって徴収されたい旨の記載があるとき」とあるのは、「給与所得及び公的年金等に係る所得以外の所得に係る所得割額を普通徴収の方法によって徴収されたい旨の記載があるとき、又は当該給与所得者の前年中の所得に公的年金等に係る所得がある場合において平成22年4月30日までに給与所得以外の所得に係る所得割額を普通徴収の方法によって徴収されたい旨の申出があるとき」とする。

6 新条例附則第19条の3の規定は、平成25年度以後の年度分の個人の市民税について適用する。

7 別段の定めがあるものを除き、新条例の規定中法人の市民税に関する部分は、平成22年4月1日以後に開始する事業年度分の法人の市民税及び同日以後に開始する連結事業年度分の法人の市民税について適用し、同日前に開始した事業年度分の法人の市民税及び同日前に開始した連結事業年度分の法人の市民税については、なお従前の例による。

8 新条例第19条、第31条、第48条(同条第6項を除く。)及び第50条の規定は、平成22年10月1日以後に解散(合併による解散を除く。)が行われた場合における各事業年度分の法人の市民税及び各連結事業年度分の法人の市民税について適用し、同日前に解散(合併による解散を除く。)が行われた場合における各事業年度分の法人の市民税及び各連結事業年度分の法人の市民税については、なお従前の例による。

### (固定資産税に関する経過措置)

第3条 別段の定めがあるものを除き、新条例の規定中固定資産税に関する部分は、平成22年度以後の年度分の固定資産税について適用し、平成21年度分までの固定資産税については、なお従前の例による。

### (市たばこ税に関する経過措置)

第4条 平成22年10月1日(次項及び第3項において「指定日」という。)前に課した、又は課すべきであった市たばこ税については、なお従前の例による。

2 指定日前に地方税法(昭和25年法律第226号)第465条第1項の売渡し又は同条第2項の売渡し若しくは消費等

(同法第469条第1項第1号及び第2号に規定する売渡しを除く。)が行われた製造たばこを指定日に販売のため所持する卸売販売業者等(新条例第92条第1項に規定する卸売販売業者等をいう。以下この項及び第6項において同じ。)又は小売販売業者がある場合において、これらの者が所得税法統の一部を改正する法律(平成22年法律第6号)附則第39条第1項の規定により製造たばこ製造者として当該製造たばこを指定日にこれらの者の製造たばこの製造場から移出したものとみなして同項の規定によりたばこ税を課されることとなるときは、これらの者が卸売販売業者等として当該製造たばこ(これらの者が卸売業者等である場合には市の区域内に所在する貯蔵場所、これらの者が小売販売業者である場合には市の区域内に所在する当該製造たばこを直接管理する営業所において所持されるものに限る。)を指定日に市の区域内に営業所の所在する小売販売業者に売り渡したものとみなして、これらの者に市たばこ税を課する。この場合における市たばこ税の課税標準は、当該売り渡したものとみなされる製造たばこの本数とし、次の各号に掲げる製造たばこの区分に応じ当該各号に定める税率により市たばこ税を課する。

捧 製造たばこ(次号に掲げる製造たばこを除く。) 1,000本につき1,320円

放 新条例附則第16条の2第1項に規定する紙巻たばこ 1,000本につき626円

- 3 前項に規定する者は、同項に規定する貯蔵場所又は営業所ごとに、地方税法施行規則の一部を改正する省令(平成22年総務省令第27号)別記第2号様式による申告書を指定日から起算して1月以内に市長に提出しなければならない。
- 4 前項の規定による申告書を提出した者は、平成23年3月31日までに、その申告に係る税金を地方税法施行規則(昭和29年総理府令第23号。第6項において「施行規則」という。)第34号の2の5様式による納付書によって納付しなければならない。
- 5 第2項の規定により市たばこ税を課する場合には、同項から前項までに規定するもののほか、新条例第19条、第94条第2項、第98条第4項及び第5項並びに第101条の規定を適用する。この場合において、新条例第19条中「第98条第1項若しくは第2項、」とあるのは「水俣市税条例の一部を改正する条例(平成22年条例第15号。以下この条及び第2章第4節において「平成22年改正条例」という。)附則第4条第4項、」と、同条第2号及び第3号中「第98条第1項若しくは第2項」とあるのは「平成22年改正条例附則第4条第3項」と、新条例第94条第2項中「前項」とあるのは「平成22年改正条例附則第4条第2項」と、新条例第98条第4項中「施行規則第34号の2様式又は第34号の2の2様式」とあるのは「地方税法施行規則の一部を改正する省令(平成22年総務省令第27号)別記第2号様式」と、同条第5項中「第1項又は第2項」とあるのは「平成22年改正条例附則第4条第4項」と、新条例第101条第2項中「第98条第1項又は第2項」とあるのは「平成22年改正条例附則第4条第4項」と読み替えるものとする。
- 6 卸売販売業者等が、販売契約の解除その他やむを得ない理由により、市の区域内に営業所の所在する小売販売業者に売り渡した製造たばこのうち、第2項の規定により市たばこ税を課された、又は課されるべきものの返還を受けた場合には、当該市たばこ税に相当する金額を、新条例第99条の規定に準じて、同条の規定により当該製造たばこにつき納付された、又は納付されるべき市たばこ税額に相当する金額に係る控除又は還付に併せて、当該卸売販売業者等に係る市たばこ税額から控除し、又は当該卸売販売業者等に還付する。この場合において、当該卸売販売業者等が新条例第98条第1項から第3項までの規定により市長に提出すべき申告書には、当該返還に係る製造たばこの品目ごとの数量についての明細を記載した施行規則第16号の5様式による書類を添付しなければならない。

(専決処分を必要とする理由)

本案は、地方税法等の一部を改正する法律が平成22年3月31日に公布されたことに伴い、市税賦課に急施を要することから、専決処分を行う。

## 議第53号

### 専決処分の報告及び承認について

地方自治法(昭和22年法律第67号)第179条第1項の規定に基づき、別紙のとおり専決処分したので、同条第3項の規定によりこれを報告し、承認を求める。

平成22年 5月28日提出

水俣市長 宮 本 勝 彬

専第6号 水俣市国民健康保険税条例の一部を改正する条例の制定について  
専第6号

### 専 決 処 分 書

水俣市国民健康保険税条例の一部を改正する条例を地方自治法（昭和22年法律第67号）第179条第1項の規定に基づき、次のとおり専決処分する。

平成22年 3月31日専決

水俣市長 宮 本 勝 彬

### 水俣市国民健康保険税条例の一部を改正する条例

水俣市国民健康保険税条例（平成12年条例第9号）の一部を次のように改正する。

第2条第2項中「47万円」を「50万円」に、同条第3項中「12万円」を「13万円」に改める。

第21条中「47万円」を「50万円」、「12万円」を「13万円」に改め、同条第1号中「第703条の5第1項」を「第703条の5」に、「法第314条の2第2項に規定する金額」を「33万円」に改め、同条第2号中「第703条の5第1項」を「第703条の5」に、「法第314条の2第2項に規定する金額」を「33万円」に改め、同条第3号中「第703条の5第1項」を「第703条の5」に、「法第314条の2第2項に規定する金額」を「33万円」に改める。

第21条の次に次の1条を加える。

（特例対象被保険者等に係る国民健康保険税の課税の特例）

第21条の2 国民健康保険税の納税義務者である世帯主又はその世帯に属する国民健康保険の被保険者若しくは特定同一世帯所属者が特例対象被保険者等（法第703条の5の2第2項に規定する特例対象被保険者等をいう。第22条の2において同じ。）である場合における第3条及び前条の規定の適用については、第3条第1項中「規定する総所得金額」とあるのは「規定する総所得金額（第21条の2に規定する特例対象被保険者等の総所得金額に給与所得が含まれている場合においては、当該給与所得については、所得税法第28条第2項の規定によって計算した金額の100分の30に相当する金額によるものとする。次項において同じ。）」と、「同条第2項」とあるのは「法第314条の2第2項」と、前条第1号中「総所得金額」とあるのは「総所得金額（次条に規定する特例対象被保険者等の総所得金額に給与所得が含まれている場合においては、当該給与所得については、所得税法第28条第2項の規定によって計算した金額の100分の30に相当する金額によるものとする。次号及び第3号において同じ。）」とする。

第22条の次に次の1条を加える。

（特例対象被保険者等に係る申告）

第22条の2 国民健康保険税の納税義務者である世帯主又はその世帯に属する国民健康保険の被保険者若しくは特定同一世帯所属者が特例対象被保険者等である場合には、当該納税義務者は、離職理由その他の事項で市長が必要と認める事項を記載した申告書を市長に提出しなければならない。

2 前項の申告書を提出する場合には、当該納税義務者は、雇用保険受給資格者証（雇用保険法施行規則（昭和50年労働省令第3号）第17条の2第1項第1号に規定するものをいう。）その他の特例対象被保険者等であること的事实を証明する書類を提示しなければならない。

附則第3項中「同項中」を「同条中」に、「第703条の5第1項」を「第703条の5」に改める。

附則第8項中「その世帯の」を「その世帯に」に改める。

附則第14項中「租税条約の実施に伴う所得税法、法人税法及び地方税法の特例等に関する法律」を「租税条約等の実施に伴う所得税法、法人税法及び地方税法の特例等に関する法律」に、「租税条約実施特例法」を「租税条約等実施特例法」に改める。

附則第15項中「租税条約実施特例法」を「租税条約等実施特例法」に、「租税条約の実施に伴う所得税法、法人税法及び地方税法の特例等に関する法律」を「租税条約等の実施に伴う所得税法、法人税法及び地方税法の特例等に関する法律」に改める。



附 則

(施行期日)

第1条 この条例は、平成22年4月1日から施行する。ただし、附則第14項及び第15項の改正規定については、平成22年6月1日から施行する。

(適用区分)

第2条 改正後の水俣市国民健康保険税条例の規定は、平成22年度以後の年度分の国民健康保険税について適用し、平成21年度分までの国民健康保険税については、なお従前の例による。

(専決処分を必要とする理由)

本案は、地方税法等の一部を改正する法律が平成22年3月31日に公布されたことに伴い、国民健康保険税賦課に急施を要することから、専決処分を行う。

議第54号

専決処分の報告及び承認について

地方自治法（昭和22年法律第67号）第179条第1項の規定に基づき、別紙のとおり専決処分したので、同条第3項の規定によりこれを報告し、承認を求める。

平成22年5月28日提出

水俣市長 宮本勝彬

専第7号 平成21年度水俣市一般会計補正予算（第14号）

専第7号

専 決 処 分 書

平成21年度水俣市の一般会計補正予算（第14号）を、地方自治法（昭和22年法律第67号）第179条第1項の規定に基づき、別紙のとおり専決処分する。

平成22年3月31日専決

水俣市長 宮本勝彬

(専決処分を必要とする理由)

年度末における地方債発行額の確定に伴う限度額の変更等により、予算措置に急施を要し、専決処分するものである。

(別紙)

平成21年度水俣市一般会計補正予算（第14号）

平成21年度水俣市の一般会計補正予算（第14号）は、次に定めるところによる。

(歳入歳出予算の補正)

第1条 歳入歳出予算総額に歳入歳出それぞれ26,332千円を減額し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ14,497,926千円とする。

2 歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「第1表歳入歳出予算補正」による。

(地方債の補正)

第2条 地方債の変更は、「第2表地方債補正」による。

第1表 歳入歳出予算補正（第14号）

歳 入

(単位：千円)

| 款            | 項 | 既 定 額   | 補 正 額 | 計       |
|--------------|---|---------|-------|---------|
| 12. 分担金及び負担金 |   | 192,284 | 3     | 192,281 |

|               |             |            |        |            |
|---------------|-------------|------------|--------|------------|
|               | 1.分 担 金     | 8,661      | 3      | 8,658      |
| 14.国 庫 支 出 金  |             | 2,606,108  | 7,856  | 2,598,252  |
|               | 2.国 庫 補 助 金 | 1,398,704  | 7,856  | 1,390,848  |
| 15.県 支 出 金    |             | 1,070,493  | 303    | 1,070,190  |
|               | 2.県 補 助 金   | 507,013    | 303    | 506,710    |
| 18.繰 入 金      |             | 297,487    | 17,570 | 279,917    |
|               | 1.基 金 繰 入 金 | 297,195    | 17,570 | 279,625    |
| 21.市 債        |             | 1,075,915  | 600    | 1,075,315  |
|               | 1.市 債       | 1,075,915  | 600    | 1,075,315  |
| 補正されなかった款に係る額 |             | 9,281,971  |        | 9,281,971  |
| 歳 入 合 計       |             | 14,524,258 | 26,332 | 14,497,926 |

歳 出

(単位：千円)

| 款             | 項               | 既 定 額      | 補 正 額  | 計          |
|---------------|-----------------|------------|--------|------------|
| 1.議 会 費       |                 | 166,795    | 0      | 166,795    |
|               | 1.議 会 費         | 166,795    | 0      | 166,795    |
| 2.総 務 費       |                 | 2,337,555  | 0      | 2,337,555  |
|               | 1.総 務 管 理 費     | 1,766,849  | 0      | 1,766,849  |
| 3.民 生 費       |                 | 4,220,210  | 441    | 4,219,769  |
|               | 2.児 童 福 祉 費     | 1,267,517  | 441    | 1,267,076  |
| 4.衛 生 費       |                 | 1,740,577  | 2,901  | 1,737,676  |
|               | 1.保 健 衛 生 費     | 336,826    | 0      | 336,826    |
|               | 2.清 掃 費         | 836,776    | 2,901  | 833,875    |
|               | 5.病 院 費         | 427,469    | 0      | 427,469    |
| 5.農 林 水 産 業 費 |                 | 422,837    | 339    | 422,498    |
|               | 1.農 業 費         | 299,035    | 339    | 298,696    |
|               | 2.林 業 費         | 94,637     | 0      | 94,637     |
|               | 3.水 産 業 費       | 29,165     | 0      | 29,165     |
| 6.商 工 費       |                 | 313,597    | 0      | 313,597    |
|               | 1.商 工 費         | 313,597    | 0      | 313,597    |
| 7.土 木 費       |                 | 1,830,181  | 22,651 | 1,807,530  |
|               | 2.道 路 橋 り ょ う 費 | 425,480    | 17,103 | 408,377    |
|               | 3.河 川 費         | 26,057     | 350    | 25,707     |
|               | 5.都 市 計 画 費     | 994,862    | 4,220  | 990,642    |
|               | 6.住 宅 費         | 378,774    | 978    | 377,796    |
| 8.消 防 費       |                 | 414,705    | 0      | 414,705    |
|               | 1.消 防 費         | 414,705    | 0      | 414,705    |
| 9.教 育 費       |                 | 1,625,533  | 0      | 1,625,533  |
|               | 1.教 育 総 務 費     | 917,237    | 0      | 917,237    |
|               | 2.小 学 校 費       | 123,047    | 0      | 123,047    |
|               | 4.社 会 教 育 費     | 227,393    | 0      | 227,393    |
|               | 5.保 健 体 育 費     | 237,964    | 0      | 237,964    |
| 補正されなかった款に係る額 |                 | 1,452,268  |        | 1,452,268  |
| 歳 出 合 計       |                 | 14,524,258 | 26,332 | 14,497,926 |

第2表 地方債補正

変更

| 起債の目的              | 補正前         |       |    |       | 補正後         |       |    |       |
|--------------------|-------------|-------|----|-------|-------------|-------|----|-------|
|                    | 限度額         | 起債の方法 | 利率 | 償還の方法 | 限度額         | 起債の方法 | 利率 | 償還の方法 |
| 一般公共事業<br>(農業農村事業) | 千円<br>4,200 |       |    |       | 千円<br>4,500 |       |    |       |
| 一般公共事業<br>(災害関連事業) | 8,800       |       |    |       | 9,100       |       |    |       |
| 一般公共事業<br>(道路)     | 20,800      |       |    |       | 20,700      |       |    |       |
| 公営住宅建設事業           | 177,200     |       |    |       | 169,600     |       |    |       |
| 学校教育施設等整備事業        | 189,000     |       |    |       | 257,900     |       |    |       |
| 自然災害防止事業           | 11,300      |       |    |       | 0           |       |    |       |
| 地方道路等整備事業          | 50,200      |       |    |       | 7,300       |       |    |       |
| 過疎対策事業             | 217,700     |       |    |       | 209,500     |       |    |       |
| 補正されなかった事業に係る額     | 396,715     |       |    |       | 396,715     |       |    |       |
| 計                  | 1,075,915   |       |    |       | 1,075,315   |       |    |       |

議第55号

水俣市交通災害共済条例を廃止する条例の制定について

水俣市交通災害共済条例を廃止する条例を次のように制定することとする。

平成22年5月28日提出

水俣市長 宮本勝彬

水俣市交通災害共済条例を廃止する条例

水俣市交通災害共済条例(昭和50年条例第28号)は、廃止する。

附則

この条例は、平成23年4月1日から施行する。

(提案理由)

市で全国労働者共済生活協同組合連合会熊本県本部の交通災害共済を取り扱ってきたが、市内事業所においても同様の共済を取り扱っており、業務の効率化を図るため、本案のように制定しようとするものである。

議第56号

水俣市職員の育児休業等に関する条例及び水俣市職員の勤務時間、休暇等に関する条例の一部を改正する条例の制定について

水俣市職員の育児休業等に関する条例及び水俣市職員の勤務時間、休暇等に関する条例の一部を改正する条例を次のように制定することとする。

平成22年5月28日提出

水俣市長 宮本勝彬

水俣市職員の育児休業等に関する条例及び水俣市職員の勤務時間、休暇等に関する条例の一部を改正する条例

(水俣市職員の育児休業等に関する条例の一部改正)

第1条 水俣市職員の育児休業等に関する条例(平成4年条例第2号)の一部を次のように改正する。

第2条中第1号及び第2号を削り、第3号を第1号とし、第4号を第2号とし、第5号及び第6号を削る。

第2条の次に次の1条を加える。

(育児休業法第2条第1項ただし書の人事院規則で定める期間を基準として条例で定める期間)

第2条の2 育児休業法第2条第1項ただし書の人事院規則で定める期間を基準として条例で定める期間は、57日間とする。

第3条の見出しを「(育児休業法第2条第1項ただし書の条例で定める特別の事情)」に改め、同条第1号中「第5条第1項第2号に掲げる」を「第5条に規定する」に、「同号」を「同条」に改め、同条第4号中「当該育児休業をした職員の配偶者(当該子の親であるものに限る。)」が3月以上の期間にわたり当該子を育児休業その他の規則で定める方法により養育したこと(当該職員)を「3月以上の期間を経過したこと(当該育児休業をした職員)に、「請求の際両親が当該方法」を「承認の請求の際育児休業」に改め、同条第5号中「再度の」を削る。

第5条中「次に掲げる事由」を「育児休業をしている職員について当該育児休業に係る子以外の子に係る育児休業を承認しようとするとき」に改め、同条各号を削る。

第10条中「次に掲げる」を「育児休業法第10条第1項に規定する育児短時間勤務又は同法第17条の規定による短時間勤務をしている」に改め、同条各号を削る。

第11条中「部分休業」の次に「(育児休業法第19条第1項に規定する部分休業をいう。以下同じ。)」を加える。

(水俣市職員の勤務時間、休暇等に関する条例の一部改正)

第2条 水俣市職員の勤務時間、休暇等に関する条例(平成7年条例第4号)の一部を次のように改正する。

第8条の2第4項中「前3項」を「前4項」に改め、同項を同条第5項とし、同条第3項中「前2項」を「第1項及び前項」に改め、同項を同条第4項とし、同条第2項中「(災害その他避けることのできない事由に基づく臨時的勤務を除く。)」を削り、同項を同条第3項とし、同条第1項の次に次の1項を加える。

2 任命権者は、3歳に満たない子のある職員が、規則で定めるところにより、当該子を養育するために請求した場合は、当該請求をした職員の業務を処理するための措置を講ずることが著しく困難である場合を除き、前条第2項に規定する勤務(災害その他避けることのできない事由に基づく臨時的勤務を除く。次項において同じ。)をさせてはならない。

附 則

(施行期日)

第1条 この条例は、平成22年6月30日から施行する。ただし、附則第3条の規定は、公布の日から施行する。

(経過措置)

第2条 この条例の施行の日(以下「施行日」という。)前に改正前の水俣市職員の育児休業等に関する条例第3条第4号の規定により職員が申し出た計画は、同日以後は、改正後の水俣市職員の育児休業等に関する条例第3条第4号の規定により職員が申し出た計画とみなす。

第3条 施行日以後の日を時間外勤務制限開始日とする改正後の水俣市職員の勤務時間、休暇等に関する条例第8条の2第3項の規定による請求を行おうとする職員は、施行日前においても、規則の定めるところにより、この請求を行うことができる。

(提案理由)

国家公務員の育児休業等に関する法律の一部を改正する法律が施行されることに伴い、本案のように制定しようとするものである。

---

## 議第57号

### 水俣市職員退職手当支給条例等の一部を改正する条例の制定について

水俣市職員退職手当支給条例等の一部を改正する条例を次のように制定することとする。

平成22年5月28日提出

水俣市長 宮本勝彬

## 水俣市職員退職手当支給条例等の一部を改正する条例

(水俣市職員退職手当支給条例の一部改正)

第1条 水俣市職員退職手当支給条例(昭和38年告示第80号)の一部を次のように改正する。

第10条第7項及び第8項中「第38条第1項各号のいずれか」を「第38条第1項に規定する短期雇用特例被保険者」に改め、同条第11項第4号中「第56条の2第3項」を「第56条の3第3項」に改め、同条第14項第1号中「第56条の2第1項第1号イ」を「第56条の3第1項第1号イ」に改め、同項第2号中「第56条の2第1項第1号ロ」を「第56条の3第1項第1号ロ」に改める。

(水俣市水道事業企業職員の給与の種類及び基準を定める条例の一部改正)

第2条 水俣市水道事業企業職員の給与の種類及び基準を定める条例(昭和41年条例第22号)の一部を次のように改正する。

第14条第7項中「第38条第1項各号のいずれか」を「第38条第1項に規定する短期雇用特例被保険者」に改める。

(水俣市病院事業企業職員の給与の種類及び基準を定める条例の一部改正)

第3条 水俣市病院事業企業職員の給与の種類及び基準を定める条例(平成22年条例第4号)の一部を次のように改正する。

第20条第7項中「第38条第1項各号のいずれか」を「第38条第1項に規定する短期雇用特例被保険者」に改める。

### 附 則

(施行期日)

第1条 この条例は、公布の日から施行し、改正後の水俣市職員退職手当支給条例等の規定は、平成22年4月1日から適用する。

(経過措置)

第2条 この条例の適用の日(以下「適用日」という。)前に水俣市職員退職手当支給条例第2条第1項に規定する職員(同条第2項の規定により職員とみなされる者を含む。以下この条において同じ。)であった者であって、退職の日が適用日前であるもの及び適用日の前日において職員であって、適用日以後引き続き職員であるものに対する改正後の同条例第10条第7項及び第8項の規定の適用については、なお従前の例による。

第3条 適用日前に水俣市水道事業企業職員の給与の種類及び基準を定める条例第2条第1項に規定する職員であった者であって、退職の日が適用日前であるもの及び適用日の前日において職員であって、適用日以後引き続き職員であるものに対する改正後の同条例第14条第7項の規定の適用については、なお従前の例による。

第4条 適用日前に水俣市病院事業企業職員の給与の種類及び基準を定める条例第2条第1項に規定する職員であった者であって、退職の日が適用日前であるもの及び適用日の前日において職員であって、適用日以後引き続き職員であるものに対する改正後の同条例第20条第7項の規定の適用については、なお従前の例による。

(提案理由)

雇用保険法等の一部を改正する法律が施行されたことに準じて、本案のように制定しようとするものである。

## 議第58号

### 水俣市乳幼児医療費の助成に関する条例の一部を改正する条例の制定について

水俣市乳幼児医療費の助成に関する条例の一部を改正する条例を次のように制定することとする。

平成22年5月28日提出

水俣市長 宮 本 勝 彬

### 水俣市乳幼児医療費の助成に関する条例の一部を改正する条例

水俣市乳幼児医療費の助成に関する条例(平成5年条例第4号)の一部を次のように改正する。

題名を次のように改める。

### 水俣市子ども医療費の助成に関する条例

本則中「乳幼児」を「子ども」に改める。

第2条第1号中「満6歳」を「満12歳」に改める。

第3条第2項中「第2号、第4号、第5号及び第6号」を「第1号、第3号、第4号及び第5号」に改め、第1号を削り、第2号を第1号とし、第3号から第8号までを1号ずつ繰り上げる。

附 則

(施行期日)

1 この条例は、平成2年10月1日(以下「施行日」という。)から施行する。

(経過措置)

2 改正後の水俣市乳幼児医療費の助成に関する条例の規定は、施行日以後の診療に係る医療費について適用し、施行日前の診療に係る医療費については、なお従前の例による。

(提案理由)

助成対象者の年齢を引き上げ、所得制限を廃止するため、本案のように制定しようとするものである。

## 議第59号

### 平成22年度水俣市一般会計補正予算(第2号)

平成22年度水俣市の一般会計補正予算(第2号)は、次に定めるところによる。

(歳入歳出予算の補正)

第1条 歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ596,598千円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ12,686,735千円とする。

2 歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「第1表歳入歳出予算補正」による。

(債務負担行為の補正)

第2条 債務負担行為の追加は、「第2表債務負担行為補正」による。

(地方債の補正)

第3条 地方債の追加・変更は、「第3表地方債補正」による。

平成22年5月28日提出

水俣市長 宮本勝彬

第1表 歳入歳出予算補正(第2号)

歳 入

(単位:千円)

| 款            | 項         | 既 定 額     | 補 正 額   | 計         |
|--------------|-----------|-----------|---------|-----------|
| 12. 分担金及び負担金 |           | 151,131   | 737     | 151,868   |
|              | 1. 分 担 金  | 2,914     | 737     | 3,651     |
| 13. 使用料及び手数料 |           | 177,236   | 52      | 177,288   |
|              | 1. 使 用 料  | 157,866   | 52      | 157,918   |
| 14. 国庫支出金    |           | 1,584,445 | 133,591 | 1,718,036 |
|              | 1. 国庫負担金  | 1,463,896 | 1,430   | 1,465,326 |
|              | 2. 国庫補助金  | 112,197   | 132,161 | 244,358   |
| 15. 県支出金     |           | 1,288,725 | 79,908  | 1,368,633 |
|              | 2. 県補助金   | 742,932   | 78,623  | 821,555   |
|              | 3. 委託金    | 95,270    | 1,285   | 96,555    |
| 16. 財産収入     |           | 22,909    | 48,361  | 71,270    |
|              | 2. 財産売払収入 | 11,175    | 48,361  | 59,536    |
| 18. 繰入金      |           | 33,093    | 125,259 | 158,352   |

|               |         |            |         |            |
|---------------|---------|------------|---------|------------|
|               | 1.基金繰入金 | 33,093     | 125,259 | 158,352    |
| 20.諸収入        |         | 284,774    | 81,790  | 366,564    |
|               | 4.雑入    | 158,673    | 81,790  | 240,463    |
| 21.市債         |         | 494,500    | 126,900 | 621,400    |
|               | 1.市債    | 494,500    | 126,900 | 621,400    |
| 補正されなかった款に係る額 |         | 8,053,324  |         | 8,053,324  |
| 歳入合計          |         | 12,090,137 | 596,598 | 12,686,735 |

歳出

(単位：千円)

| 款        | 項           | 既定額       | 補正額     | 計         |
|----------|-------------|-----------|---------|-----------|
| 1.議会費    |             | 161,846   | 560     | 161,286   |
|          | 1.議会費       | 161,846   | 560     | 161,286   |
| 2.総務費    |             | 1,535,483 | 56,886  | 1,592,369 |
|          | 1.総務管理費     | 1,002,630 | 77,548  | 1,080,178 |
|          | 2.徴税費       | 181,835   | 9,753   | 172,082   |
|          | 3.戸籍住民基本台帳費 | 77,624    | 11,515  | 66,109    |
|          | 4.選挙費       | 40,497    | 1,160   | 41,657    |
|          | 5.統計調査費     | 198,970   | 559     | 198,411   |
|          | 6.監査委員費     | 33,927    | 5       | 33,932    |
| 3.民生費    |             | 4,722,974 | 1,792   | 4,724,766 |
|          | 1.社会福祉費     | 2,263,184 | 2,429   | 2,260,755 |
|          | 2.児童福祉費     | 1,608,291 | 4,321   | 1,612,612 |
|          | 3.生活保護費     | 851,499   | 100     | 851,399   |
| 4.衛生費    |             | 1,585,975 | 68,211  | 1,654,186 |
|          | 1.保健衛生費     | 260,145   | 37,143  | 297,288   |
|          | 2.清掃費       | 763,623   | 102     | 763,725   |
|          | 3.簡易水道設置費   | 6,775     | 1,611   | 8,386     |
|          | 4.環境対策費     | 192,897   | 29,355  | 222,252   |
| 5.農林水産業費 |             | 255,989   | 88,789  | 344,778   |
|          | 1.農業費       | 185,782   | 78,532  | 264,314   |
|          | 2.林業費       | 39,844    | 10,184  | 50,028    |
|          | 3.水産業費      | 30,363    | 73      | 30,436    |
| 6.商工費    |             | 311,455   | 33,632  | 345,087   |
|          | 1.商工費       | 311,455   | 33,632  | 345,087   |
| 7.土木費    |             | 1,008,408 | 298,869 | 1,307,277 |
|          | 1.土木管理費     | 7,326     | 1,602   | 8,928     |
|          | 2.道路橋りょう費   | 138,425   | 153,788 | 292,213   |
|          | 3.河川費       | 530       | 16,500  | 17,030    |
|          | 4.港湾費       | 134       | 2,500   | 2,634     |
|          | 5.都市計画費     | 809,337   | 89,677  | 899,014   |
|          | 6.住宅費       | 52,656    | 34,802  | 87,458    |
| 9.教育費    |             | 801,251   | 48,979  | 850,230   |
|          | 1.教育総務費     | 177,756   | 47,082  | 224,838   |
|          | 2.小学校費      | 103,310   | 5,082   | 108,392   |
|          | 3.中学校費      | 103,346   | 884     | 104,230   |

|               |         |            |         |            |
|---------------|---------|------------|---------|------------|
|               | 4.社会教育費 | 183,437    | 1,178   | 184,615    |
|               | 5.保健体育費 | 233,402    | 5,247   | 228,155    |
| 補正されなかった款に係る額 |         | 1,706,756  |         | 1,706,756  |
| 歳出合計          |         | 12,090,137 | 596,598 | 12,686,735 |

第2表 債務負担行為補正

追加

| 事項                                 | 期間                 | 限度額         |
|------------------------------------|--------------------|-------------|
| 家畜疾病経営維持資金の融資に対する利子補給<br>(農林水産振興課) | 自平成22年度<br>至平成25年度 | 千円<br>1,328 |
| 家畜疾病緊急対策資金の融資に対する利子補給<br>(農林水産振興課) | 自平成23年度<br>至平成25年度 | 596         |
| 自立経営体育成資金の融資に対する利子補給<br>(農林水産振興課)  | 自平成23年度<br>至平成32年度 | 139         |

第3表 地方債補正

1 追加

| 起債の目的          | 限度額         | 起債の方法      | 利率                                                             | 償還の方法                                                                                                |
|----------------|-------------|------------|----------------------------------------------------------------|------------------------------------------------------------------------------------------------------|
| 一般公共事業(災害関連事業) | 千円<br>5,100 | 証書借入又は証券発行 | 4.0%以内(ただし、利率見直し方式で借り入れる政府資金等について、利率の見直しを行った後においては、当該見直し後の利率。) | 政府資金については、その融資条件により、銀行その他の場合にはその債権者と協定するものによる。ただし、市財政の都合により据置期間及び償還期限を短縮し、又は、繰上償還若しくは低利に借換えすることができる。 |
| 公営住宅建設事業       | 5,900       |            |                                                                |                                                                                                      |
| 一般補助施設整備等事業    | 4,300       |            |                                                                |                                                                                                      |
| 自然災害防止事業       | 8,800       |            |                                                                |                                                                                                      |
| 地方道路等整備事業      | 56,400      |            |                                                                |                                                                                                      |
| 計              | 80,500      |            |                                                                |                                                                                                      |

2 変更

| 起債の目的          | 補正前          |       |    |       | 補正後           |       |    |       |
|----------------|--------------|-------|----|-------|---------------|-------|----|-------|
|                | 限度額          | 起債の方法 | 利率 | 償還の方法 | 限度額           | 起債の方法 | 利率 | 償還の方法 |
| 過疎対策事業         | 千円<br>76,300 |       |    |       | 千円<br>122,700 |       |    |       |
| 補正されなかった事業に係る額 | 418,200      |       |    |       | 418,200       |       |    |       |
| 計              | 494,500      |       |    |       | 540,900       |       |    |       |

議第60号

平成22年度水俣市国民健康保険事業特別会計補正予算(第1号)

平成22年度水俣市の国民健康保険事業特別会計補正予算(第1号)は、次に定めるところによる。

(歳入歳出予算の補正)

第1条 歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ2,280千円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ4,188,704千円とする。

2 歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「第1表歳入歳出予算補正」による。

平成22年5月28日提出

水俣市長 宮本勝彬



第1表 歳入歳出予算補正（第1号）

歳入 (単位：千円)

| 款             | 項        | 既定額       | 補正額   | 計         |
|---------------|----------|-----------|-------|-----------|
| 9.繰入金         |          | 251,914   | 2,280 | 254,194   |
|               | 1.他会計繰入金 | 236,902   | 2,280 | 239,182   |
| 補正されなかった款に係る額 |          | 3,934,510 |       | 3,934,510 |
| 歳入合計          |          | 4,186,424 | 2,280 | 4,188,704 |

歳出 (単位：千円)

| 款             | 項       | 既定額       | 補正額   | 計         |
|---------------|---------|-----------|-------|-----------|
| 1.総務費         |         | 75,251    | 2,280 | 77,531    |
|               | 1.総務管理費 | 41,646    | 82    | 41,564    |
|               | 2.徴税費   | 29,545    | 2,362 | 31,907    |
| 補正されなかった款に係る額 |         | 4,111,173 |       | 4,111,173 |
| 歳出合計          |         | 4,186,424 | 2,280 | 4,188,704 |

議第61号

平成22年度水俣市老人保健特別会計補正予算（第1号）

平成22年度水俣市の老人保健特別会計補正予算（第1号）は、次に定めるところによる。

（歳入歳出予算の補正）

第1条 歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ2,066千円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ8,013千円とする。

2 歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「第1表歳入歳出予算補正」による。

平成22年5月28日提出

水俣市長 宮本勝彬

第1表 歳入歳出予算補正（第1号）

歳入 (単位：千円)

| 款             | 項     | 既定額   | 補正額   | 計     |
|---------------|-------|-------|-------|-------|
| 3.繰越金         |       | 1     | 2,066 | 2,067 |
|               | 1.繰越金 | 1     | 2,066 | 2,067 |
| 補正されなかった款に係る額 |       | 5,946 |       | 5,946 |
| 歳入合計          |       | 5,947 | 2,066 | 8,013 |

歳出 (単位：千円)

| 款             | 項      | 既定額   | 補正額   | 計     |
|---------------|--------|-------|-------|-------|
| 3.諸支出金費       |        | 1     | 2,066 | 2,067 |
|               | 1.諸支出金 | 1     | 2,066 | 2,067 |
| 補正されなかった款に係る額 |        | 5,946 |       | 5,946 |
| 歳出合計          |        | 5,947 | 2,066 | 8,013 |

議第62号

平成22年度水俣市後期高齢者医療特別会計補正予算（第1号）

平成22年度水俣市の後期高齢者医療特別会計補正予算（第1号）は、次に定めるところによる。

(歳入歳出予算の補正)

第1条 歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ1,514千円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ388,295千円とする。

2 歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「第1表歳入歳出予算補正」による。

平成22年5月28日提出

水俣市長 宮本勝彬

第1表 歳入歳出予算補正(第1号)

歳入 (単位:千円)

| 款             | 項         | 既定額     | 補正額   | 計       |
|---------------|-----------|---------|-------|---------|
| 3.繰入金         |           | 127,144 | 1,514 | 128,658 |
|               | 1.一般会計繰入金 | 127,144 | 1,514 | 128,658 |
| 補正されなかった款に係る額 |           | 259,637 |       | 259,637 |
| 歳入合計          |           | 386,781 | 1,514 | 388,295 |

歳出 (単位:千円)

| 款             | 項       | 既定額     | 補正額   | 計       |
|---------------|---------|---------|-------|---------|
| 1.総務費         |         | 386,151 | 1,514 | 387,665 |
|               | 1.総務管理費 | 21,366  | 1,052 | 22,418  |
|               | 2.徴収費   | 10,138  | 462   | 10,600  |
| 補正されなかった款に係る額 |         | 630     |       | 630     |
| 歳出合計          |         | 386,781 | 1,514 | 388,295 |

議第63号

平成22年度水俣市介護保険特別会計補正予算(第1号)

平成22年度水俣市の介護保険特別会計補正予算(第1号)は、次に定めるところによる。

(歳入歳出予算の補正)

第1条 歳入歳出予算の総額から歳入歳出それぞれ6,382千円を減額し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ2,728,502千円とする。

2 歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「第1表歳入歳出予算補正」による。

平成22年5月28日提出

水俣市長 宮本勝彬

第1表 歳入歳出予算補正(第1号)

歳入 (単位:千円)

| 款             | 項         | 既定額       | 補正額   | 計         |
|---------------|-----------|-----------|-------|-----------|
| 7.繰入金         |           | 423,599   | 6,382 | 417,217   |
|               | 1.一般会計繰入金 | 417,308   | 6,382 | 410,926   |
| 補正されなかった款に係る額 |           | 2,311,285 |       | 2,311,285 |
| 歳入合計          |           | 2,734,884 | 6,382 | 2,728,502 |

歳出 (単位:千円)

| 款     | 項 | 既定額    | 補正額   | 計      |
|-------|---|--------|-------|--------|
| 1.総務費 |   | 81,992 | 6,382 | 75,610 |

|               |         |           |       |           |
|---------------|---------|-----------|-------|-----------|
|               | 1.総務管理費 | 43,815    | 6,423 | 37,392    |
|               | 2.徴収費   | 6,421     | 41    | 6,462     |
| 補正されなかった款に係る額 |         | 2,652,892 |       | 2,652,892 |
| 歳出合計          |         | 2,734,884 | 6,382 | 2,728,502 |

議第64号

平成22年度水俣市公共下水道事業特別会計補正予算（第1号）

平成22年度水俣市の公共下水道事業特別会計補正予算（第1号）は、次に定めるところによる。

（歳入歳出予算の補正）

第1条 歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ1,556千円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ1,650,165千円とする。

2 歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「第1表歳入歳出予算補正」による。

（地方債の補正）

第2条 地方債の変更は、「第2表地方債補正」による。

平成22年5月28日提出

水俣市長 宮本勝彬

第1表 歳入歳出予算補正（第1号）

歳入 (単位：千円)

| 款             | 項       | 既 定 額     | 補 正 額 | 計         |
|---------------|---------|-----------|-------|-----------|
| 3.国庫支出金       |         | 264,415   | 0     | 264,415   |
|               | 1.国庫補助金 | 264,415   | 0     | 264,415   |
| 4.繰入金         |         | 719,051   | 2,256 | 721,307   |
|               | 1.繰入金   | 719,051   | 2,256 | 721,307   |
| 7.市債          |         | 372,900   | 700   | 372,200   |
|               | 1.市債    | 372,900   | 700   | 372,200   |
| 補正されなかった款に係る額 |         | 292,243   |       | 292,243   |
| 歳入合計          |         | 1,648,609 | 1,556 | 1,650,165 |

歳出 (単位：千円)

| 款             | 項          | 既 定 額     | 補 正 額 | 計         |
|---------------|------------|-----------|-------|-----------|
| 1.公共下水道事業費    |            | 726,514   | 1,556 | 728,070   |
|               | 1.公共下水道事業費 | 726,514   | 1,556 | 728,070   |
| 補正されなかった款に係る額 |            | 922,095   |       | 922,095   |
| 歳出合計          |            | 1,648,609 | 1,556 | 1,650,165 |

第2表 地方債補正

変更

| 起債の目的   | 補 正 前         |       |    |       | 補 正 後         |       |    |       |
|---------|---------------|-------|----|-------|---------------|-------|----|-------|
|         | 限 度 額         | 起債の方法 | 利率 | 償還の方法 | 限 度 額         | 起債の方法 | 利率 | 償還の方法 |
| 公共下水道事業 | 千円<br>262,500 |       |    |       | 千円<br>262,200 |       |    |       |
| 過疎対策事業  | 110,400       |       |    |       | 110,000       |       |    |       |
| 計       | 372,900       |       |    |       | 372,200       |       |    |       |

## 議第65号

### 平成22年度水俣市水道事業会計補正予算（第1号）

（総則）

第1条 平成22年度水俣市水道事業会計の補正予算（第1号）は、次に定めるところによる。

（収益的収支の補正）

第2条 平成22年度水俣市水道事業会計予算（以下「予算」という。）第3条に定めた収益的収入及び支出の予定額を次のとおり補正する。

| （科 目）      | （既決予定額）   | （補正予定額）  | （ 計 ）     |
|------------|-----------|----------|-----------|
|            | 収         | 入        |           |
| 第1款 水道事業収益 | 482,224千円 | 23,211千円 | 459,013千円 |
| 第1項 営業収益   | 479,521千円 | 23,211千円 | 456,310千円 |
| 第2項 営業外収益  | 2,701千円   | 0千円      | 2,701千円   |
| 第3項 特別利益   | 2千円       | 0千円      | 2千円       |
|            | 支         | 出        |           |
| 第1款 水道事業費  | 401,228千円 | 5,660千円  | 395,568千円 |
| 第1項 営業費用   | 347,724千円 | 5,660千円  | 342,064千円 |
| 第2項 営業外費用  | 52,258千円  | 0千円      | 52,258千円  |
| 第3項 特別損失   | 246千円     | 0千円      | 246千円     |
| 第4項 予備費    | 1,000千円   | 0千円      | 1,000千円   |

（議会の議決を経なければ流用することのできない経費）

第3条 予算第6条第1号中「138,608千円」を「118,739千円」に改める。

平成22年5月28日提出

水俣市長 宮本 勝 彬

## 議第66号

### 訴えの提起について

自動車撤去土地明渡し請求について、次のように訴えを提起する。

平成22年5月28日提出

水俣市長 宮本 勝 彬

#### 1 当事者

原告 水俣市陣内一丁目1番1号

水俣市

代表者 水俣市長 宮本 勝 彬

被告 鹿児島県伊佐市菱刈町荒田3152番地4

瀬口 宏一郎

#### 2 事件名

自動車撤去土地明渡し請求事件

#### 3 請求の趣旨

捧 被告は、原告に対して別紙自動車目録記載の自動車を撤去し、別紙物件目録記載の土地のうち、別紙図面の斜線で表示した部分を明け渡せ。

放 訴訟費用は、被告の負担とする。

4 事件に関する取扱及び方針

捧 第1審判決の結果必要がある場合は、上訴するものとし、被告が上訴した場合は、応訴するものとする。  
放 必要があるときは、調停及び適当と認める条件で和解することができるものとする。

(提案理由)

訴えの提起については、地方自治法第96条第1項第12号の規定により、議会の議決を経る必要があるので、本案のように提案するものである。

(添付目録・図掲載略)

議第67号

和解について

平成22年1月9日に水俣市産業建設部都市政策課公園係作業員詰所で発生した火災による建物の焼失に関し、次の者と水俣市との間に次のとおり和解することとする。

平成22年5月28日提出

水俣市長 宮本勝彬

| 和解の相手方                | 損害賠償の額   | 和解事項                                                                                                         |
|-----------------------|----------|--------------------------------------------------------------------------------------------------------------|
| 水俣市袋915番地<br>鶴亀建設株式会社 | 100,800円 | 捧 相手方は、本件火災に関し、水俣市に対し、損害賠償金として金100,800円を支払うこと。<br>放 水俣市及び相手方は、和解成立後は、本件火災に関し、裁判又は裁判外において一切の異議及び請求の申立てをしないこと。 |

(提案理由)

地方自治法第96条第1項の規定により、議会の議決を経る必要があるので、本案のように提案するものである。

議第68号

熊本県後期高齢者医療広域連合規約の一部変更について

地方自治法(昭和22年法律第67号)第291条の3第1項の規定により、熊本県後期高齢者医療広域連合規約(平成19年熊本県指令市町村第23号)の一部を次の通り変更する。

平成22年5月28日提出

水俣市長 宮本勝彬

熊本県後期高齢者医療広域連合規約の一部を変更する規約

熊本県後期高齢者医療広域連合規約(平成19年熊本県指令市町村第23号)の一部を次のように変更する。

第7条第1項中「32人」を「45人」に改め、同条第2項を次のように改める。

2 広域連合議員は、構成市町村の長又は議会の議員により組織する。

第8条を次のように改める。

(広域連合議員の選挙の方法)

第8条 広域連合議員は、構成市町村の長及び議会の議員のうちから、各構成市町村の議会において1人を選挙する。

2 前項の規定による選挙については、地方自治法第118条の例による。

第9条第1項中「2年とする」を「当該構成市町村の長又は議会の議員としての任期による」に改め、同条第2項中「又は議員」を「又は議会の議員」に改め、同条第4項及び第5項を削る。

附 則

(施行期日)

1 この規約は、地方自治法（昭和22年法律第67号）第291条の3第1項の規定による熊本県知事の許可のあった日から施行する。

(経過措置)

2 この規約の施行の日（以下「施行日」という。）から平成23年2月13日までの間における広域連合議員の定数は、この規約による変更後の熊本県後期高齢者医療広域連合規約（以下「変更後の規約」という。）第7条及び第8条第1項の規定にかかわらず、32人とする。

3 この規約の施行の際現在に職する広域連合議員の任期は、変更後の規約第9条第1項の規定にかかわらず、平成23年2月13日までとする。

4 施行日から平成23年2月13日までの間に広域連合議員に欠員が生じた場合は、この規約による変更前の第9条第3項から第5項までの例により選挙を行うものとする。

(提案理由)

熊本県後期高齢者医療広域連合規約を変更しようとするときは、地方自治法第291条の11の規定により議会の議決を経る必要があるため、本案のように提案するものである。

---

議第69号

あらたに生じた土地の確認について

本市の区域内に公有水面の埋立てにより、あらたに次に掲げる土地を生じたため、地方自治法（昭和22年法律第67号）第9条の5第1項の規定により確認するものとする。

平成22年5月28日提出

水俣市長 宮本勝彬

水俣市丸島町二丁目491の4地先公有水面埋立地  
1,093.90平方メートル

(提案理由書)

市の区域内にあらたに生じた土地を確認するためには、地方自治法第9条の5第1項の規定により、議会の議決を経る必要があるため、本案のとおり提案するものである。

(添付図掲載略)

---

議第70号

字区域の変更について

公有水面の埋立てにより、あらたに次に掲げる土地を生じたため、地方自治法（昭和22年法律第67号）第260条第1項の規定により、水俣市の字区域を次のとおり変更するものとする。

平成22年5月28日提出

水俣市長 宮本勝彬

| あらたに生じた土地                                 | 編入する字     |
|-------------------------------------------|-----------|
| 水俣市丸島町二丁目491の4地先公有水面埋立地<br>1,093.90平方メートル | 水俣市丸島町二丁目 |

(提案理由)

市の区域内の字の区域を変更するには、地方自治法第260条第1項の規定により、議会の議決を経る必要があるため、

で、本案のように提案するものである。

### 議第71号

#### 市道の路線認定について

道路法（昭和27年法律第180号）第8条第2項の規定により、次のとおり市道の路線を認定することとする。

平成22年5月28日提出

水俣市長 宮本勝彬

|   | 路線      | 起 点      | 終 点     | 重要な経過地 |
|---|---------|----------|---------|--------|
| 1 | 久木野・古里線 | 久木野字湯下地内 | 古里字岩下地内 | なし     |

（提案理由）

市道の路線認定については、道路法第8条第2項の規定により、議会の議決を経る必要があるため、本案のように提案するものである。

（添付図掲載略）

### 議第72号

#### 公有財産の処分について

公有財産を次のように処分することとする。

平成22年5月28日提出

水俣市長 宮本勝彬

| 処分する財産の表示 |                  |           | 処分の相手方        | 処分の目的   | 処分の予定価格     |
|-----------|------------------|-----------|---------------|---------|-------------|
| 区分        | 所在地              | 面積        |               |         |             |
| 土地        | 水俣市浜字下外平4051番170 | 6,161.25㎡ | 社団法人水俣市芦北郡医師会 | やすらぎ苑用地 | 48,361,800円 |

（提案理由）

土地をやすらぎ苑用地として処分するため、水俣市議会の議決に付すべき契約及び財産の取得又は処分に関する条例第3条により、本案のように提案するものである。

○議長（松本和幸君） 提案理由の説明を求めます。

宮本市長。

（市長 宮本勝彬君登壇）

○議長（松本和幸君） 平成22年第2回水俣市議会定例会の開会に当たり、提案理由の説明に先立ち、今後の施策方針について、所信の一端を申し述べさせていただきます。

2期目となる4年間は、市民の皆様が真の豊かさを享受できるまち、安心して住めるまちを目指して、市民の目線、弱者の視点に立った市制運営に取り組んでまいります。

まず、市政運営の基本方針について申し上げます。

本年度の市政運営の基本方針として、5つの方針を定めました。

第1に、環境政策から地域経済の活性化と雇用の創出に努めます。環境を市政運営の基軸に据えながら、経済の活性化がすなわち雇用に結びつく施策を展開し、環境で飯が食えることを市民が実感できる経済政策を推進いたします。

第2に、環境モデル都市を推進します。国から認定された環境モデル都市アクションプランの具体化を進め、市民の理解と参加を高めるとともに、環境首都の称号を獲得するための取り組みを強化いたします。

第3に、総合経済対策を推進します。総合経済対策室を中心に、地域の経済振興と雇用対策を推進いたします。

第4に、水俣の将来の展望を明確にします。第5次水俣市総合計画、水俣芦北地域振興計画をベースにしながら、水俣病被害者救済が進む中で、水俣病問題の真の解決と地域振興、将来展望についての検討を行ってまいります。

第5に、少子化対策と、高齢者や障がい者にやさしいまちづくりを行います。子ども手当や小学生までの医療費無料化などの施策を進めるとともに、交通空白地帯への乗り合いタクシーの導入など、地域福祉のモデルづくりを進めます。

以下、基本方針を基に、本年度進めます具体的な施策や事業について申し上げます。

まず、地域経済の活性化について申し上げます。

地場企業の育成や企業誘致につきましては、今年度新たに設置した総合経済対策室を中心に、関係機関と連携して実効性のある取り組みを実施してまいります。

地場企業の支援につきましては、みなまた環境テクノセンターを拠点として、地場企業の相談や異業種間の交流、水俣芦北地域振興基金や産業技術開発事業を活用した支援を行うなど、新たなビジネスチャンスの拡大を図ってまいります。

企業誘致につきましては、水俣市の強みでありますエコタウンを活用し、環境関連企業を中心に、企業訪問などの誘致活動を積極的に行うとともに、進出の際の助成措置を手厚くするなど、水俣に1社でも多くの企業が立地できるように取り組みを進めます。

また、工業系に限らず、福祉産業や医療リハビリ関連などの誘致を図り、雇用の創出に努めてまいります。

観光振興につきましては、来年3月の九州新幹線全線開業も見据えた観光再生事業に取り組んでまいります。

まず、湯の児・湯の鶴温泉につきましては、宿泊客の減少に歯止めをかけるため、おもてなし研修や、エコパーク、バラ園、元気村、薩摩街道、徳富蘇峰・蘆花、桜並木、環境教育旅行などの地域資源を活用した観光を宿泊に結びつけるなど、水俣に来て、泊まっただけのよう、PR活動の強化や観光物産協会の組織の充実に努めます。



観光基盤整備としましては、水俣市都市再生整備計画及び湯の鶴観光振興計画に基づいた観光拠点整備を行います。

商業の振興につきましては、水俣の新しい観光資源として定着しつつあるバラを、商店街に植栽し、人が集まり憩えるようなバラの花通り事業に取り組んでまいります。また、空き店舗対策や水俣市いきいき商店街づくり事業、スイーツのまちづくりやこんまんまで委員会の活動については、これまで同様、支援してまいります。

水俣病問題の解決と環境モデル都市の推進について申し上げます。

本市は、半世紀以上に渡って、水俣病の苦難と水俣病問題の克服に向けた厳しい歴史を歩んでまいりました。このような中、本年5月1日の水俣病犠牲者慰霊式には、被害者・市民の長年の強い要望、念願でありました内閣総理大臣の出席が初めて実現し、鳩山総理大臣に、国の最高責任者として、謝罪と犠牲者の方々への祈りの言葉を述べていただきました。このことは水俣病の歴史の中で、一つの大きな出来事であったと思います。

また、同日から新たな救済措置の申請受付も始まりました。この救済策によって、水俣病の被害を受けられた全ての市民が救済されるよう、国・県と連携して努力してまいりますとともに、被害を受けられた方々やそのご家族が安心して暮らしていけるよう、地域福祉増進のため、引き続き全力で取り組んでまいります。

環境モデル都市の推進につきましては、これまで、エコハウスモデル事業や自転車共同利用システム、学校エコ改修と環境教育事業など、国の財政的な支援を受け取り組んでまいりました。また、市民協働の組織として円卓会議を設置し、市民・企業・事業者が連携して取り組みを進めています。その成果の一つとして、昨年11月にはゼロ・ウェイストのまちづくり水俣宣言を行いました。今年度も、環境モデル都市アクションプランに基づいた事業を実施してまいります。

特に、太陽光発電設置整備事業については、地元業者への発注に対する優遇処置を行うなど、補助制度の充実を図るとともに、公共施設への太陽光発電をはじめとする新エネ設備や電気自動車の導入を進めてまいります。

環境家計簿みなまたエコダイアリーの普及については、市民参加によるCO<sub>2</sub>削減の取り組みとして、多くの市民の協力が得られるよう、説明会や環境学習の場を通じた普及活動を行ってまいります。

環境首都コンテストは、今年度が最後の年となります。過去4回総合1位となった本市としましては、環境首都の称号獲得に向け、全力で取り組んでまいります。

なお、みなまた環境大学については、短期セミナーを引き続き実施するとともに、大学の立地にどのような形態や可能性が考えられるかなど、調査検討を進めてまいります。

次に農林水産業の振興について申し上げます。

水俣の元気を取り戻すためには、農林水産業の振興が欠かせないと考えております。

農業振興につきましては、かんきつ類やサラダたまねぎ、お茶などの特産品の生産効率や品質の向上を図るとともに、新規特産品を開発することで、農家所得の確保に努めてまいります。また、道の駅みなまたや各直売所での充実を図るとともに、みなまた新鮮市の継続実施など、消費者に喜んで買っていただけるような生産・流通体制の整備を推進・支援してまいります。

さらに、農業機械の共同利用や集落営農組織づくり、新たな担い手の確保等に努め、高齢化等による労力不足を補うための営農づくりを進めるとともに、農道や水路の簡易な維持補修に関しても、材料の支給を積極的に行います。

耕作放棄地や農地の有効活用につきましては、耕作放棄地解消計画に基づき、農業委員を主体としたみなまた遊休農地エコ推進協議会の活動や、みなまた農地バンクの設置による農地の賃貸借を促進するとともに、他業種の農業への新規参入を進めるなど、耕作放棄地の解消、農地の有効活用に取り組んでまいります。

県営中山間地域整備計画として、今年度から新たに実施する深川地区と薄原・桜野地区におけるほ場整備につきましても、早期完成を目指し取り組んでまいります。

水産業の振興につきましては、海藻の森構想による不知火海の再生と海藻類の有効活用等への支援を行ってまいります。また、放流事業による水産資源の確保と漁業振興に努めてまいります。

林業振興につきましては、国・県等の補助事業を活用した林業活性化を進めることにより、林業経営意欲の高揚を図ってまいります。また、森林の持つ水源涵養、災害防備等の機能を十分に発揮し、生活環境の保全が可能となる森林整備を進めてまいります。

次に、医療・福祉の充実について申し上げます。

平成22年4月1日より地方公営企業法の全部適用に移行した総合医療センターにつきましては、県南の中核的病院としての役割を果たすと同時に、芦北・天草地域をはじめ、出水郡市、伊佐市などの北薩地域医療圏を含む、二次救急医療機関病院として重要な役割を担っております。今後とも、自治体病院として、医療・保健・福祉の各関係機関等と連携を図り、管理者を中心に健全な経営を行うとともに、良質な医療が提供できるよう支援してまいります。

高齢者福祉につきましては、ご高齢の方々が生き生きと安心して暮らしていくための支えあい、見守りの仕組みを進めるとともに、認知症高齢者に対応したサポーターの養成や介護施設の整備を図ってまいります。

障がい者福祉につきましては、障害者自立支援法のサービスを円滑に運用するとともに、障がいを持つ人をはじめ、そのご家族など、誰もが安心して暮らすことのできる施策を展開し、さらなる障がい者福祉の質の向上に努めてまいります。

健康づくりの推進につきましては、市内の医療機関委託による個別健診導入の検討や、集団健

診の回数を増やし、市が実施する乳ガン・子宮ガン検診を無料にするなど、受診しやすい健診体制の整備を図ります。また、生活習慣病の予防・改善のための保健指導体制を強化してまいります。

子育て支援につきましては、本年3月に策定した水俣市次世代育成支援後期行動計画をもとに、安心して子育てができる環境づくりを推進してまいります。また、就学前までの乳幼児を対象とした医療費助成枠を拡大するとともに、一部の所得制限適用を撤廃し、小学6年生までのすべての子どもたちの医療費の自己負担を無料とするなど、さらなる子育て支援に努めてまいります。

次に、暮らしやすい生活づくりについて申し上げます。

まず、教育の推進について申し上げます。

学校教育につきましては、学力向上プロジェクトに基づく特別支援教育支援員をさらに8名増員し、22名に拡充するなど、学力向上の充実と学校教育の質の向上に努めてまいります。

学校再編成につきましては、中学校の円滑な再編成に努め、児童・生徒が安心した学校生活を送れるよう、学校施設の早期の耐震化工事に努めてまいります。

また、第一中学校におけるエコ改修事業の実施と市内環境教育事業を推進するとともに、各学校への太陽光発電設備の設置を進めてまいります。

日本一の読書のまちづくりにつきましては、みなまた環境絵本大賞事業の継続や動く絵本館みなよむ号の活用も進めながら、身近な本にふれ親しむことのできる読書のまちを目指してまいります。

スポーツの振興につきましては、市民の健康づくりと地域コミュニティ醸成のため、各種イベントの開催と、来年9月に迫った県民体育祭地元開催に向けた、選手強化や審判員養成等に取り組んでまいります。

生活環境の整備について申し上げます。

火災や自然災害などから市民の生命・財産を守り、安心・安全な郷土づくりを行うため、消防設備の充実を図るとともに、自主防災組織活動の充実を図ってまいります。

本市の公共交通につきましては、乗り合いタクシー事業をスタートさせ、交通空白地帯に居住する市民の利便性を高めるための実証実験を行います。また、コミュニティバス事業においても、利用状況や地域の要望を踏まえた検討を行い、公共交通の活性化を図ってまいります。

また、市内高等学校の再編に伴う通学生等の利便性を図るため、市内南福寺地区におれんじ鉄道新駅設置に向けた検討を行ってまいります。

道路の整備につきましては、主要幹線である牧ノ内・大迫線の改良事業を促進し、その他の道路についても、安全で快適な交通の確保に努めてまいります。また、南九州西回り自動車道の開通に向けた将来の道路計画を策定し、新たな道路整備を推進します。

公共下水道事業については計画区域の見直しを行うとともに、合併処理浄化槽設置整備事業を推進いたします。

水道事業につきましては、管理人材確保や、水源、水質、認可等の問題から、その運営が困難となってきた簡易水道を上水道に統合する事業を引き続き行ってまいります。

住宅政策につきましては、市営白浜団地の5号棟建設、市営牧ノ内団地の建替基本設計を引き続き進めてまいります。また、月浦に完成したエコハウスの普及活動を展開することにより、環境共生型住宅の需要の創出に努めます。

スタートから5年目となる自治会制度につきましては、がまだ自治会支援制度の見直しを図るなど、地域住民の主体的な関わりを目指す自治力向上のための支援を行ってまいります。

次に、行財政改革について申し上げます。

厳しい財政状況の中、地方自治体は徹底した行財政改革に取り組み、自立性を高めることが求められております。本市におきましても、第4次行財政改革大綱に基づき、さらなる経営能力と危機意識を持って、簡素で効率的な行政体制の構築と、持続可能な財政運営に向けた、行財政改革に取り組んでまいります。

また、今年度からスタートした第5次水俣市総合計画につきましては、地域の資源を活かし、人が行きかい、ぬくもりと活力ある環境モデル都市の実現に向け、市民の皆様とともに取り組んでまいります。

以上、平成22年度に取り組みます施策の概要を申し述べさせていただきました。

これからも、水俣の明るい展望へ向けて、一步一步前進しなくてはなりません。市民の皆様のご理解を得、お力をお借りしながら、全力を尽くしてまいります。今後とも、議員の皆様のご指導とご協力を仰ぎながら、頑張らせていただくことをお約束申し上げます。

どうかよろしく願いいたします。

続きまして、本定例市議会に提案いたしました議案につきまして、順次提案理由のご説明をさせていただきます。

まず、議第50号専決処分の報告及び承認について、専第3号平成21年度水俣市一般会計補正予算第13号について申し上げます。

本案は、退職手当について予算措置に急施を要しましたので、専決処分を行ったものであります。

今回の補正は、歳入歳出それぞれ2,923万2,000円を増額し、補正後の予算総額を歳入歳出それぞれ145億2,425万8,000円とするものであります。

補正の内容といたしましては、第2款総務費に、一般職給与費の増額を計上いたしております。

その財源といたしましては、第18款繰入金及び第20款諸収入をもって調整いたしております。

また、繰越明許費補正としまして、湯の児地区観光開発事業を追加いたしております。

次に、議第51号専決処分の報告及び承認について、専第4号平成21年度水俣市公共下水道事業特別会計補正予算第4号について申し上げます。

本案は、年度内に完成が困難な工事に係る費用の繰越しについて、専決処分を行ったものであります。

今回の補正は、繰越明許費といたしまして、古城分区雨水枝線工事に係る経費240万円を計上いたしております。

次に、議第52号専決処分の報告及び承認について、専第5号水俣市税条例の一部を改正する条例の制定について申し上げます。

本案は、地方税法等の一部を改正する法律が平成22年3月31日に公布されたことに伴い、市税賦課に急施を要しましたので、専決処分を行ったものであります。

主な改正の内容を申し上げますと、第1点は個人の市民税に係る改正で、所得税及び市民税で年少扶養控除が廃止されますが、非課税の判定に扶養親族数の把握が必要となるため、扶養親族申告書を創設するものであります。

次に、65歳未満の公的年金等に係る所得を有する給与所得者について、公的年金等に係る税額を給与所得に係る税額に加算して給与から特別徴収の方法が可能となりました。

次に、非課税口座内において、小額上場株式等の配当所得及び譲渡所得等の非課税措置が図られました。

また、市町村たばこ税の税率につきましては、1,000本につき3,298円から4,618円に引き上げられます。

そのほか、地方税法等において条文、文言の整備等が行われたことに伴い、所要の改正を行うものであります。

次に、議第53号専決処分の報告及び承認について、専第6号水俣市国民健康保険税条例の一部を改正する条例の制定について申し上げます。

本案は、地方税法等の一部を改正する法律が平成22年3月31日に公布されたことに伴い、国民健康保険税賦課に急施を要しましたので、専決処分を行ったものであります。

改正の内容を申し上げますと、まず、国民健康保険税の基礎課税額に係る課税限度額を47万円から50万円に、後期高齢者支援金等課税額に係る限度額を12万円から13万円に引き上げるものです。

また、非自発的な理由により離職した被保険者につきましては、給与所得を100分の30として国民健康保険税の算定を行うものであります。

次に、議第54号専決処分の報告及び承認について、専第7号平成21年度水俣市一般会計補正予

算第14号について申し上げます。

本案は、地方債発行額の確定に伴う限度額の変更等の予算措置に急施を要したため、専決処分を行ったものであります。

今回の補正は、歳入歳出それぞれ2,633万2,000円を減額し、補正後の予算総額を歳入歳出それぞれ144億9,792万6,000円とするものであります。

補正の内容といたしましては、事業費の確定に伴い、歳出予算の調整を行ったほか、歳入において、第12款分担金及び負担金、第14款国庫支出金、第15款県支出金、第21款市債を減額し、第18款繰入金で財源を調整しております。また、地域活性化・経済危機対策臨時交付金、公共投資臨時交付金、きめ細かな臨時交付金の充当事業の調整等を行いました。

地方債の補正といたしましては、過疎対策事業の外7件の限度額を変更いたしております。

次に、議第55号水俣市交通災害共済条例を廃止する条例の制定について申し上げます。

市では、全国労働者共済生活協同組合連合会熊本県本部の交通災害共済を取り扱ってまいりましたが、市内事業所においても同様の共済を取り扱っており、業務の効率化を図るため、本案のように制定しようとするものであります。

次に、議第56号水俣市職員の育児休業等に関する条例及び水俣市職員の勤務時間、休暇等に関する条例の一部を改正する条例の制定について申し上げます。

国家公務員の育児休業等に関する法律の一部を改正する法律が施行されることに伴い、本案のように制定しようとするものであります。

次に、議第57号水俣市職員退職手当支給条例等の一部を改正する条例の制定について申し上げます。

雇用保険法等の一部を改正する法律が施行されたことに準じて、本案のように制定しようとするものであります。

次に、議第58号水俣市乳幼児医療費の助成に関する条例の一部を改正する条例の制定について申し上げます。

助成対象者の年齢を引き上げ、所得制限を廃止するため、本案のように制定しようとするものであります。

次に、議第59号平成22年度水俣市一般会計補正予算第2号について申し上げます。

本案は、人事異動等に伴う人件費等の調整のほか、市長選挙の実施に伴い当初予算を骨格予算としたため、政策的事業に係る経費や投資的経費を追加する、いわゆる肉付け予算として編成したものであります。

今回の補正は、歳入歳出それぞれ5億9,659万8,000円を増額し、補正後の予算総額を歳入歳出それぞれ126億8,673万5,000円とするものであります。

補正の主な内容といたしましては、人事異動等に伴う人件費の調整のほか、第2款総務費に地上デジタル放送対策関係経費、第3款民生費に児童扶養手当経費、第4款衛生費に乳幼児医療事業、第5款農林水産業費に中山間地域等直接支払事業、第6款商工費に湯の鶴地区観光開発事業、第7款土木費に水俣花の名所再生事業、第9款教育費に学校工コ改修と環境教育事業などを計上いたしております。

なお、財源といたしましては、第12款分担金及び負担金、第13款使用料及び手数料、第14款国庫支出金、第15款県支出金、第16款財産収入、第18款繰入金、第20款諸収入、第21款市債をもって調整いたしております。

このほか、債務負担行為の補正として、家畜疾病経営維持資金の融資に対する利子補給外2件を計上いたしております。

また、地方債の補正として、地方道路等整備事業外4件を追加し、過疎対策事業の限度額の変更を計上いたしております。

次に、議第60号平成22年度水俣市国民健康保険事業特別会計補正予算第1号について申し上げます。

今回の補正は、歳入歳出それぞれ228万円を増額し、補正後の予算総額を歳入歳出それぞれ41億8,870万4,000円とするものであります。

補正の内容といたしましては、第1款総務費で、人事異動に伴う人件費を増額いたしております。

この財源といたしましては、第9款繰入金を増額いたしております。

次に、議第61号平成22年度水俣市老人保健特別会計補正予算第1号について申し上げます。

今回の補正は、歳入歳出それぞれ206万6,000円を増額し、補正後の予算総額を歳入歳出それぞれ801万3,000円とするものであります。

補正の内容といたしましては、第3款諸支出金で支払基金交付金、国庫支出金、県支出金の返還金を計上いたしております。

この財源といたしましては、第3款繰越金を計上いたしております。

次に、議第62号平成22年度水俣市後期高齢者医療特別会計補正予算第1号について申し上げます。

今回の補正は、歳入歳出それぞれ151万4,000円を増額し、補正後の予算総額を歳入歳出それぞれ3億8,829万5,000円とするものであります。

補正の内容といたしましては、第1款総務費で人件費を調整いたしております。

この財源といたしましては、第3款繰入金を計上いたしております。

次に、議第63号平成22年度水俣市介護保険特別会計補正予算第1号について申し上げます。

今回の補正は、歳入歳出それぞれ638万2,000円を減額し、補正後の予算総額を歳入歳出それぞれ27億2,850万2,000円とするものであります。

補正の内容といたしましては、第1款総務費の減額を計上いたしております。

これらの財源といたしましては、第7款繰入金で調整いたしております。

次に、議第64号平成22年度水俣市公共下水道事業特別会計補正予算第1号について申し上げます。

今回の補正は、歳入歳出それぞれ155万6,000円を増額し、補正後の予算総額を歳入歳出それぞれ16億5,016万5,000円とするものであります。

補正の主な内容といたしましては、第1款公共下水道事業費において、職員の異動に伴う人件費を減額し、西部第二汚水幹線外管渠浚渫に係る工事請負費を増額しております。

これらの財源といたしましては、第4款繰入金、第7款市債をもって調整いたしております。

また、地方債におきましては、公共下水道事業及び過疎対策事業の限度額を補正いたしております。

次に、議第65号平成22年度水俣市水道事業会計補正予算第1号について申し上げます。

今回の補正は、平成22年度水俣市水道事業会計予算第3条に定める収益的収入の額を2,321万1,000円減額し、補正後の収益的収入の額を4億5,901万3,000円とするとともに、収益的支出の額を566万円減額し、補正後の収益的支出の額を3億9,556万8,000円とするものであります。

補正の主な内容としましては、人事異動に伴う人件費及び簡易水道事業等統合計画に係る上水道事業基本計画策定業務委託料を補正いたしております。

次に、議第66号訴えの提起について申し上げます。

本案は、新水俣駅東駐車場に長期駐車中の自動車の撤去と土地明け渡しを求める提訴を行うもので、地方自治法第96条第1項第12号の規定により、議会の議決を経る必要がありますので、本案のように提案するものであります。

次に、議第67号和解について申し上げます。

平成22年1月9日に水俣市産業建設部都市政策課公園係作業員詰所で発生した火災による建物の焼失に関し、相手方と和解するために、地方自治法第96条第1項の規定により、議会の議決を経る必要がありますので、本案のように提案するものであります。

次に、議第68号熊本県後期高齢者医療広域連合規約の一部変更について申し上げます。

熊本県後期高齢者医療広域連合規約を変更しようとするときは、地方自治法第291条の11の規定により、議会の議決を経る必要がありますので、本案のように提案するものであります。

次に、議第69号あらたに生じた土地の確認について申し上げます。

熊本県が施行する広域漁港整備事業の公有水面埋立てにより生じた土地について、地方自治法



第9条の5第1項の規定により、議会の議決を経る必要がありますので、本案のように提案するものであります。

当該埋立ては、丸島漁港の一部の公有水面で、面積は、1,093.90平方メートルです。漁港施設用地として利用されるものであり、漁港整備による機能性の向上によって、水産物の安定供給が図られるとともに、第二種漁港として経済活動の発展が期待されます。

次に、議第70号字区域の変更について申し上げます。

本案は、議第69号で提案しました水俣市丸島漁港の一部の公有水面埋立てにより生じた土地を水俣市丸島町二丁目に編入しようとするものであります。

字区域の変更については、地方自治法第260条第1項の規定により、議会の議決を経る必要がありますので、本案のように提案するものであります。

次に、議第71号市道の路線認定について申し上げます。

本案は、県道人吉水俣線の道路改良工事により、旧道となった区間について、市道として管理の引継ぎを行うため、道路法第8条第2項の規定に基づき提案するものであります。

次に、議第72号公有財産の処分について申し上げます。

土地をやすらぎ苑用地として処分するため、水俣市議会の議決に付すべき契約及び財産の取得又は処分に関する条例第3条の規定により、本案のように提案するものであります。

平成22年5月19日に土地売却価格4,836万1,800円で社団法人水俣市芦北郡医師会と土地売買の仮契約を締結いたしております。

以上、本定例市議会に提案いたしました議第50号から議第72号までについて、順次提案理由の御説明を申し上げますが、慎重審議を賜り、速やかに御可決いただきますようよろしくお願いいたします。

○議長（松本和幸君） 提案理由の説明は終わりました。

---

#### 日程第27 特別委員会の設置について

○議長（松本和幸君） 日程第27、特別委員会の設置についてを議題とします。

---

#### 特別委員会の設置について

- 1 名 称 議会改革特別委員会
- 2 構 成 人 員 9人
- 3 審 査・調 査 事 項 議員定数、議員報酬、政務調査費及び議会基本条例に関する事項  
(本日、陳第6号水俣市議会議員の定数削減に関する陳情についてを付託)
- 4 審 査・調 査 期 限 審査・調査終了の日まで

○議長（松本和幸君） お諮りします。

議員定数、議員報酬、政務調査費及び議会基本条例に関する事項を審査・調査するため、委員9人で構成する議会改革特別委員会を議席に配付のとおり設置したいと思いをします。

これに御異議ありませんか。

（「異議なし」と言う者あり）

○議長（松本和幸君） 異議なしと認めます。

したがって議会改革特別委員会を設置することに決定しました。

お諮りします。

ただいま設置されました議会改革特別委員会の委員の選任については、委員会条例第8条第1項の規定により、高岡利治議員、福田斉議員、大川末長議員、西田弘志議員、中村幸治議員、真野頼隆議員、岩阪雅文議員、野中重男議員、緒方誠也議員、以上9人を指名したいと思いをします。

これに御異議ありませんか。

（「異議なし」と言う者あり）

○議長（松本和幸君） 異議なしと認めます。

したがってただいま指名しました9人の議員を議会改革特別委員会委員に選任することに決定しました。

議会改革特別委員会におかれては、直ちに委員会を御開催の上、正副委員長を互選し、議長まで御報告願います。

委員会開催のためしばらく休憩します。

午前10時47分 休憩

---

午前11時2分 開議

○議長（松本和幸君） 休憩前に引き続き会議を開きます。

議会改革特別委員会の正副委員長の互選の結果を御報告します。

委員長 緒方誠也議員

副委員長 大川末長議員

以上のとおりであります。

---

日程第28 陳第6号 水俣市議会議員の定数削減に関する陳情について

○議長（松本和幸君） 日程第28、陳第6号水俣市議会議員の定数削減に関する陳情についてを議

題とします。

お諮りします。

ただいま議題となっております陳第6号は、会議規則第134条第2項の規定により、議会改革特別委員会に付託の上、審査終了の日まで継続審査とすることにしたいと思いをます。

これに御異議ありませんか。

(「異議なし」と言う者あり)

○議長(松本和幸君) 異議なしと認めます。

したがって本件はそのように決定しました。

---

日程第29 水俣芦北広域行政事務組合議会議員の補欠選挙について

○議長(松本和幸君) 日程第29、水俣芦北広域行政事務組合議会議員の補欠選挙を行います。

去る5月7日付で真野頼隆議員が水俣芦北広域行政事務組合議会議員を辞職され、欠員となったため、同組合代表理事から、同組合議会議員1人を選出するよう要請がっております。

これから水俣芦北広域行政事務組合議会議員の補欠選挙を行います。

お諮りします。

選挙の方法につきましては、地方自治法第118条第2項の規定により指名推選によりたいと思いをます。

これに御異議ありませんか。

(「異議なし」と言う者あり)

○議長(松本和幸君) 異議なしと認めます。

したがって選挙の方法は指名推選によることに決定しました。

お諮りします。

指名の方法については、議長において指名することにしたいと思いをます。

これに御異議ありませんか。

(「異議なし」と言う者あり)

○議長(松本和幸君) 異議なしと認めます。

したがって議長において指名することに決定しました水俣芦北広域行政事務組合議会議員に、大川末長議員を指名します。

お諮りします。

ただいま議長において指名しました大川末長議員を当選人と定めることに御異議ありませんか。

(「異議なし」と言う者あり)

○議長(松本和幸君) 異議なしと認めます。

したがって大川末長議員が水俣芦北広域行政事務組合議会議員に当選されました。

ただいま当選されました大川末長議員が議場におられますので、会議規則第32条第2項の規定により告知をします。

---

○議長（松本和幸君） 以上で本日の日程は全部終了しました。

明29日から6月7日までは議案調査のため休会であります。

次の本会議は、6月8日に開き、一般質問を行います。

なお、議事の都合により6月8日の会議は午前9時30分に繰り上げて開きます。

一般質問の通告は6月1日正午まで、議案質疑の通告は8日正午まで、それぞれ御通告願います。

本日はこれで散会します。

午前11時5分 散会

平成22年6月8日

平成22年6月第2回水俣市議会定例会会議録  
(第2号)

一 般 質 問

# 平成22年6月第2回水俣市議会定例会会議録（第2号）

平成22年6月8日（火曜日）

午前9時30分 開議

午後2時41分 閉会

（出席議員） 18人

|       |        |       |
|-------|--------|-------|
| 松本和幸君 | 中原泰子君  | 高岡利治君 |
| 塩崎信介君 | 川上紗智子君 | 福田斉君  |
| 大川末長君 | 西田弘志君  | 中村幸治君 |
| 谷口眞次君 | 牧下恭之君  | 淵上道昭君 |
| 真野頼隆君 | 平松辰弘君  | 田中功君  |
| 岩阪雅文君 | 野中重男君  | 緒方誠也君 |

（欠席議員） なし

（職務のため出席した事務局職員） 5人

|             |             |
|-------------|-------------|
| 事務局長（牛迫秀基君） | 次長（松永伸二君）   |
| 総務係長（岡本広志君） | 議事係長（深水初代君） |
| 書記（淵上大輔君）   |             |

（説明のため出席した者） 15人

|                     |                  |
|---------------------|------------------|
| 市長（宮本勝彬君）           | 副市長（森近君）         |
| 総務企画部長（吉本哲裕君）       | 福祉環境部長（中田和哉君）    |
| 産業建設部長（田上和俊君）       | 病院事業管理者（坂本不出夫君）  |
| 福祉環境部次長（本山祐二君）      | 産業建設部次長（上村彰君）    |
| 総合医療センター事務次長（田畑孝次君） | 水道局長（本山浩二君）      |
| 教育長（葦浦博行君）          | 教育次長（浦下治君）       |
| 総務企画部総務課長（松本幹雄君）    | 総務企画部企画課長（古里雄三君） |
| 総務企画部財政課長（淵上茂樹君）    |                  |

---

議事日程 第2号

平成22年6月8日 午前9時30分開議

第1 一般質問

- |         |                                                                                      |
|---------|--------------------------------------------------------------------------------------|
| 1 大川末長君 | 1 所信表明について<br>(1) 市政運営方針について<br>2 観光振興について<br>3 企業誘致について<br>4 水俣市立医療センター運営について       |
| 2 田中功君  | 1 経済政策について<br>2 総合経済対策室について<br>3 水俣・芦北地域振興計画について<br>4 住宅政策について                       |
| 3 野中重男君 | 1 水俣病について<br>2 チッソの分社化及び転勤、そして、ダイオキシン処理について<br>3 消防団への援助について<br>4 市役所の部課設置及び雇用対策について |

---

本日の会議に付した事件

議事日程のとおり

---

午前9時30分 開議

○議長（松本和幸君） ただいまから本日の会議を開きます。

---

○議長（松本和幸君） 日程に先立ちまして諸般の報告をします。

今期定例会に地方自治法第121条の規定により、坂本病院事業管理者の出席を要求しました。

次に、本日の議事は議席に配付の議事日程第2号をもって進めます。

以上で報告を終わります。

---

日程第1 一般質問

○議長（松本和幸君） 日程第1、一般質問を行います。

順次、質問を許します。

なお、質問時間は、答弁を含め1人70分となっておりますので、そのように御承知願います。

初めに、大川末長議員に許します。

(大川末長君登壇)

○大川末長君 おはようございます。

自民党議員団の大川末長でございます。

国政は菅新首相が誕生し、きょう、菅内閣が発足するようであります。菅首相は民主党代表就任に当たって、日本を立て直すと強い意気込みを示されました。空回りすることなく、一日も早く政治、経済が正常な姿になるよう頑張ってもらいたいものです。

1、所信表明について。

(1)、市政運営方針について。

さて、本市では、宮本市長が今議会の冒頭で施政方針について所信表明をされました。2期目のスタートに当たっての宮本市長の市政への取り組みがいかなうものかに関心深く聞き入りました。その本年度の市政運営方針の5つの基本方針の中から、以下3点について質問します。

、環境を市政運営の基軸に据えた経済政策について。

市長は、常々環境にこだわったまちづくりをするということをおっしゃられました。今年度の基本方針でも、環境を市政運営の基軸に据えながら、経済の活性化がすなわち雇用に結びつく施策を展開し、環境で飯が食えることを市民が実感できる経済政策を推進すると言っておられます。

この環境で飯が食えることを市民が実感できるということに関して、市長はどのくらいの規模の雇用が生まれ、あるいはどのくらいの企業が立地したら環境で飯が食えることを市民が実感してもらえると思っているのか。

、総合経済対策の推進について。

市長は選挙公約で声高らかに掲げられた総合経済対策室を設置された。私どもはどういう機構、組織になり、どういう陣容で何をしようとしているのか、期待と関心を寄せていましたが、ここが中心になってこの総合経済対策を推進するとのことであるが、具体的には何をどのように推進するのか。また、市長はここへどのような成果を期待されているのか。

、水俣の将来展望について。

この3月に水俣市の第5次総合計画が策定された。その時点では実施計画が織り込めていなかったですが、実施計画も策定されたものと思います。また現在、第5次水俣・芦北地域振興計画も策定中であると思うが、水俣の将来展望にはこの2つの計画がベースになるものと思われる。この2つの計画の整合はどのようになっているのか。

2、観光振興について。

本市への観光客の推移は年々減少の一途で、それに伴い湯の児・湯の鶴の旅館も廃業が相次ぎ、寂しい限りであります。



行政としては、これまでいろいろと手を打ってきたものの、これという効き目のある施策を見出せなかったように思います。これは何も行政だけの責任ではないにしても、全国どこにも負けない湯の児・湯の鶴の観光スポットを初め、風光明媚で豊富な自然と資源を持つ水俣のよさを生かし、集客向上を目指した施策を展開し、何としても昔のにぎやかな水俣を取り戻したいものがあります。

そこで、次の2点について質問します。

、湯の鶴観光振興については、昨年約500万円をかけてコンサルタントへ委託して、計画を作成したはずであるが、その内容はどのようなものか。

、片や、湯の児の観光振興計画はどのようになっているのか。

3、企業誘致について。

ここ3年余り、市内の事業所の倒産が相次いだ。市民にとっては雇用の場をなくし、行政にとっては税収面での影響を受けるという、まさに深刻な問題であります。

宮本市長はこれまで、経済対策の一環として企業誘致を唱えてこられました。このような水俣の現状からは特に大事な施策である。このような中に、このたび企業誘致が新聞報道され、当市にとっては久々の明るいニュースであります。

そこで、以下3点について質問します。

、この今度誘致された株式会社熊本県蛍光灯センターについて、本社所在地、事業規模、事業内容など具体的なことについて質問します。

、施政方針の中で企業誘致の際の助成措置を手厚くするとのことであったが、具体的には何をどのように助成しようと考えているのか。

、今後の企業誘致の際の用地をどのように考えているのか。

4、水俣市立総合医療センター運営について。

当医療センターは、これまでこの地域の急性期中核的基幹病院として、その役割を立派に果たしてこられました。しかも経営的にも単年度黒字体質化され、一時期約25億円にも上った累積赤字を10億円弱まで改善されたということは、坂本院長を初めスタッフ一同の並々ならぬ努力のたまものであると思います。

さて、この医療センターの運営方法が今年度より、これまでの地方公営企業法の一部適用から全部適用へ移行されました。院長は経営管理者として二足のわらじを履かれることになり、その任務もさらに大変であろうと思います。

そこで、以下3点について質問します。

、全適移行後の現状と将来展望について。

、現在の医師・看護師の確保状況について。

、今後の経営見通しについて。

以上、本壇からの質問を終わります。

○議長（松本和幸君） 答弁を求めます。

宮本市長。

（市長 宮本勝彬君登壇）

○市長（宮本勝彬君） 大川議員の御質問に順次お答えします。

まず、所信表明については私から、観光振興について及び企業誘致については産業建設部長から、水俣市立総合医療センターの運営については病院事業管理者から、それぞれお答えします。

まず、所信表明について、環境を市政運営の基軸に据えた経済対策についてお答えします。

日本経済が疲弊している中で、本市の経済も同様に疲弊しております。かといひましても、他の自治体と同じような取り組みをしても、水俣市にとって企業誘致は厳しいものと考えております。現在まで、環境関連産業に的を絞った企業誘致に努めているところで、そのかいあって、進出の御相談やお話が幾つかあっております。今後は、企業進出の際の助成措置を手厚くするなど、本市に一社でも多く立地されるように努め、雇用の場をふやしてまいります。

工場企業の振興につきましては、工場の増設のお話も幾つかあり、明るい兆しも見え始めてきているのではないかと考えておりますが、気を抜くことなく、まだまだ地域経済活性化を強力に進めていかなければなりません。

環境モデル都市として、国の助成を受けたエコハウスモデル事業も始まり、学校エコ改修事業も今年度からスタートいたします。本格的な建設工事が行われると、市内の業者にも仕事が出てくると考えております。

さらに、太陽光発電設置整備事業については、地元業者への発注に対する優遇措置を行うなど、補助制度の充実を図るとともに、公共施設への太陽光発電を初めとする新エネ設備や電気自動車の導入を進めることで、地元経済の振興を図ってまいります。

また、地産地消、環境で付加価値をつけた農業ブランド化や、環境再生で始めた海藻の森からの加工品開発など、環境モデル都市づくりを進めることで、環境学習や環境視察研修・元気村訪問につなげ、交流人口の拡大を図り、来て泊まっていただけのためのツアーメニューも開発し、湯の児温泉や湯の鶴温泉の宿泊増につなげたいと考えております。

環境政策から地域経済の活性化と雇用の創出に努めるために、環境を市政運営の基軸に据え、経済の活性化がすなわち雇用結びつくこれらの施策を展開してまいります。

次に、総合経済対策の推進についてお答えします。

現在の長引く不況は、市民の皆様の活発な活動や、新たな創造の意欲も低下させるなど、悪循環に陥っていると考えられます。

この苦境を乗り越えるためには、市民が実感できる変化が不可欠であります。

そのために、本市が取り組んでいる環境モデル都市を推進しながら、経済の活性化につながる施策の推進が必要であり、その意味から経済活動を総合的にてこ入れするということを前面に打ち出しました。

その一つが4月に設置した総合経済対策室であります。ここでは、市役所内の各セクションの仕事を経済あるいは経営という視点から見直し、これまで経済に結びついてなかった要素を見出すことで、それらを有機的につなぎ・組み合わせることで、新たな施策を生み出していこうとするものでございます。

現在、その作業をしているところでございますが、今後、小さなものでも確実な成果を出していくことで、市民の皆様が実感できる変化を起こしてまいりたいと考えております。

次に、水俣の将来展望についてお答えいたします。

特措法に基づく水俣病被害者の救済が進んでいく中、残された地域課題としましては、地域の再生・振興が今後ますます重要になってくると考えております。

先般策定いたしました、本市の第5次総合計画の計画期間内における人口見通しによりますと、人口減少傾向は今後さらに顕著になると推測され、この状況を緩和するためにさまざまな施策を講じることとしておりますが、それにもかかわらず、計画終了時の平成29年度の人口は2万4,500人と推計されています。一方で高齢者の占める割合は、全人口の30%を超えており、既に超高齢社会に突入しております。

このような現状を踏まえ、地域の特性を生かし、環境に配慮した内発型の持続可能なまちづくりを継続していくことで、総合計画に掲げております将来都市像、「人が行きかい、ぬくもりと活力ある環境モデル都市」の実現を目指していく所存でございます。

さらに、水俣病の経験とそこから得た教訓を生かしてまいりますとともに、地球規模で進行する温暖化の防止に市を挙げて取り組むことで、世界に誇れる環境モデル都市としての位置づけを確固たるものにしていきたいと考えております。

その一方で、地域に存在するさまざまな資源を改めて見詰め直し、それらのさまざまな組み合わせを考えることで、新たな付加価値を創造し、産業振興、地元での雇用促進に結びつけ、市民のだれもが、この住みなれた地域で安心して生活を送れるようなまちづくりを、市民協働で計画的に進めてまいります。

また、水俣病の発生によって、疲弊した地域の再生・振興を目的といたします。熊本県の第5次水俣・芦北地域振興計画が現在策定されているところでありますが、県との情報交換を一層密に行うことによって、本市の総合計画の内容を県の振興計画にも十分反映していただき、双方の整合性を確保した上で、本市の将来展望を県にも十分御認識いただき、県、ひいては国の御支援

を賜りながら、本市の実情に合致した効果的なまちづくりを、強力に進めてまいります。

○議長（松本和幸君） 大川末長議員。

○大川末長君 2回目の質問をいたします。

1、市政運営方針について。

、政府も環境関連へはこれまでにない規模の予算を準備しているとのことで、間違いなく環境関連企業は脚光を浴びてくるものと思います。それをいかに取り込んでいくかが大切であろうと思います。

ただいま環境で飯が食えるということについての具体的な答弁を聞けませんでしたけれども、学校エコ改修とか太陽光発電というものは一過性のものであって、私は少なくとも、環境関連企業が五、六社ぐらいは立地し、あるいは既存の環境関連企業が規模を拡大され、四、五百人程度の雇用が生まれて初めて、市民はなるほど市長が常々言っていた環境で飯が食えるとはこういうことかと実感できるのではないかと思うがいかがか。

について、この総合経済対策室で地域の経済振興、雇用対策、地場企業の育成、企業誘致などを推進するとのことであるが、これらはどれも関連しており、まさに総合的に取り組むべきテーマであり、現在の水俣にとって最も重要な施策の一つであろうと思います。それがゆえに、小手先で成果を出せるものでなく、常に市長みずから先頭に立ってリーダーシップを発揮していく気概が必要であろうと思うがいかがか。また、私はこれらを推進するに当たって、最も手っ取り早く効果的な進め方としては、チツソの資力、技術力などの協力を得ながら進めることが大事だと思うがいかがか。

以上、2点質問します。

について、水俣・芦北地域振興計画の策定には当市はどのようにかかわっているのか。この計画は閣議了解されたものであり、国の支援も受けやすい性格のものであることと、現在5次計画を策定中のことであるが、6次、7次と、これが認められる保障がないと思います。この5次計画には最大限それを水俣振興に活用できる内容にすべきであると思うし、ひいてはそれが水俣の将来展望に大きく寄与するものにすべきであると思うがいかがか。

以上、質問します。

○議長（松本和幸君） 宮本市長。

○市長（宮本勝彬君） まず、第1点の環境で飯が食えるのかというのを具体的に実感できる、そういう状況はどうかというようなことでございますけれども、いつも同じようなことばかり申し上げておりますけれども、再度、こういうような考え方を持っているということを紹介させていただきたいと思うんですが、御案内のように、景気低迷が非常に厳しい状況が今続いております。以前のような高度経済成長を求めるということは非常に厳しいのではないかなと、そう

いうように思っております。

これからの経済成長というのは、やはり環境と調和のもとに進められるものであって、お金だけではない、真の人間らしい豊かさ、そういったものを水俣のまちに求めていかなければならないのではないかなと、基本的に私はそのようにとらえております。

確かに環境が大切だということは皆さん御承知なんですけれども、面倒くさいとか、環境に取り組んでいってすぐに経済的な効果が見えないとか、いろんな思いもあられるということも十分わかっておりますし、また、そういうものであろうとも思います。環境に取り組むことによってすぐに経済効果があらわれるというのが一番いいんですけれども、それもなかなか難しいなというような思いもしております。

ただ、その環境の取り組みから我々が喜び、その環境に取り組むことによって楽しみを持ち、そして、その中から潤いが出てくる、豊かな経済が生まれてくる、そういうシステムというんですか、そういう取り組み方、そういう豊かな暮らしを環境から創造することが、私は環境で飯が食える、そういうような基本的にはとらえ方を今しているところでございます。

環境というのは、やっぱり水俣市のまちづくり、いわゆる水俣づくりをしていく中で最も大きな個性だと思いますし、これまで水俣市民は非常につらく苦しい思いをして、それも訴えてきました。しかし、その悲しみを訴えるだけでは水俣は評価されなかったと思いますし、その悲しみを乗り越えて頑張っていこうとするところに水俣の評価が定着してきたのではないかなと思っております。したがって、それを私たちは生かしていかなければならないと思っておりますし、この最大の個性であります環境を生かさなければ、私は水俣の経済の発展はないのではないかなと、そういうような思いをしております。

そして、しかも、このいろんなところに、分野に一つ一つ、あちこちに手を出すのではなくて、環境に絞って、そして水俣市全体の底上げを図ることが、水俣の取り組むべき姿ではないかなと、今思っているところです。要するに、環境一点にまずは力を入れて、そこから水俣を底上げしながら全体に広げていく、そういう取り組みではないかなと。したがって、水俣において、環境で飯を食うというよりも、環境で飯を食うことが最も効果的なまちづくりの基礎になるのではないかなと、そんなふうに思っております。

つい先日ですが、田中商店の社長とお話をしたことがございます。今、田中商店が何をやっていらっしゃるかといいますと、てんぷら油を集められて、てんぷら油を2種類に分けて、賞味期限が切れている比較的まだ新しいてんぷら油と、それから既に使ったてんぷら油を2種類に分けて、新しいてんぷら油を、今、石けんとしてブランド化されておるんです。それから、これまで使ったてんぷら油をバイオディーゼルの燃料として、今、フォークリフトをそれで動かしていらっしゃる。そういう取り組みをされています。これはどこから生まれてきたのかというと、水俣

の分別収集の中からこのことが生まれてきているという、その一品目であるということです。これでもう一つ、環境が経済を成り立たせている一つの大きな証拠になるのではないかなと思っております。これをさらに拡大し、水俣市以外からもそれを集めることによって、さらに企業も拡大していきますし、またそこから雇用が生まれてくるのではないかなと。要するに、一つ一つのまだ小さな取り組みでしようけれども、そういったものを一つ一つ積み重ねていけば、必ず環境モデルとしても、環境で経済が成り立っていく、そういうまちにつながっていくのではないかと、そういう基本的な考え方のもとで、環境で飯が食えるかということを私は言っているところでございます。

それから、数値目標を掲げていないがということでございますけれども、この数値目標、今、議員がおっしゃったのは、新たな企業が五、六社、そして雇用が四、五百ですね。そこまでいけば本当にいいなと思いますけれども、それがいつまで、それに到達するかということになりますと、なかなかわかりませんが、そのような方向でぜひ頑張らせていただければなと思っていますところでございます。

それから、総合対策室でございますけれども、先頭に立ってリーダーシップをと、私がいつも言われることでございますけれども、この件につきましては、一番反省をしているところが、いわゆるその地場企業に対して、まだ顔を出す、回っていく、そういうのが非常に少ないんじゃないかなと、自分でも非常にそれを反省しております。今回、そういったところから、まずリーダーシップを発揮しながら回らなければならない、そのように思っております。

それから、チッソさんとの協力はどうかということでございますので、いつも申し上げておりますけれども、すばらしい技術も持っておられますので、やっぱりそういった力もおかりしながら、一緒になって頑張っていかなければならない、そういうふうに思います。

それから、最後の質問でございますけれども、水俣・芦北振興計画との整合性、あるいは今回でもう終わるのではないかと。どのようなかわり方をしていくのかということだろうと思っておりますけれども、この件につきましては、これまでも再三にわたりまして、昨年度から幾度となく協議を重ねております。そして、本市が望みますことは、県には十分伝えているつもりでございます。

また、今おっしゃるように、今度の5次をもって計画が打ち切られるということも予想されるということでございますけれども、最後のというつもりで、水俣の思いはしっかり伝えてまいりたい、そういうふうに思います。

○議長（松本和幸君） 大川末長議員。

○大川末長君 3回目の質問をします。

現在、水俣市のエコタウンへは、環境関連の企業が7社、従業員数が約170名でございます。

これだけ環境関連の企業も立地しましたがけれども、まだやっぱり市民の実感としては、これで、環境で飯が食えているという、これぐらいの規模ではまだ実感してないのではないかというふうに思います。そこで、私はやはり数値的な目標を置いて取り組んだほうが、より具体性があるんじゃないかと。

今、市長の答弁を聞いておりますと、理論的なことばかり聞こえてきましたけれども、それは考えとしてはわかります。その考えをやっぱり実施に移して、具体的なやっぱり答えを引き出していくということが大事じゃないかと。それは何も、その数値的な目標を立てて、それが達成しなかったからどうだこうだということは私はないと思います。それに向かって突き進んでいくと。せっかく常々市長が、環境では飯が食えないという人がおられるけれども、食えるんだということを言っておられるんですから、もっとやっぱり具体的な数値目標を掲げられて進めるべきじゃないかというふうに思いますけれども、その辺いかがか。

○議長（松本和幸君） 答弁を求めます。

宮本市長。

○市長（宮本勝彬君） おっしゃるとおりで、なかなか数値目標を掲げてということでございますが、今後できるだけ具体的にそういう目標を掲げながら、市民の皆様方が実感できるような形で進めてまいりたいと思います。

○議長（松本和幸君） 次に、観光振興について答弁を求めます。

田上産業建設部長。

（産業建設部長 田上和俊君登壇）

○産業建設部長（田上和俊君） 次に、観光振興についての御質問に順次お答えします。

まず、湯の鶴観光振興計画についてお答えします。

湯の鶴観光振興計画は、湯の鶴温泉の宿泊者の減少が続く中、多様化する観光客のニーズにこたえられるよう、湯の鶴地域の特色を生かした観光施設の方向づけを明確にし、湯の鶴温泉の観光の活性化のため、本年3月に策定したものであります。

策定に当たっては、湯の鶴の地元及び市役所内に湯の鶴観光振興計画策定委員会を組織し、できる限り住民の皆様方の御意見を踏まえた計画づくりを進めました。

また、宿泊者等へのアンケート調査等を実施し、多くの方々の御意見も参考とさせていただきました。

本計画により定められた基本理念は『こころあたたまる里山のむら「湯の鶴」』であり、湯の鶴地域の特徴を最大限生かして、田舎ならではのおもてなしや地域資源を磨き上げ、情報発信するとともに、住んでいる人たちが「ふるさと・湯の鶴」に誇りを持ち、体験・学習等を通じた来訪者との交流を通じて、新たな湯の鶴の生活スタイルを構築していくことを目指しております。

また、基本目標として、ふるさとの原風景（里山）を醸し出す雰囲気づくり、豊かな緑と心あふれるおもてなしを磨き上げ、自分たちが住み続けたい理想郷づくり、時間を忘れてのんびりいやされる里山のむらづくり、体験・学習・交流活動を通じた新たな湯の鶴のむらづくりの4つの目標を設定しております。

本年度より、湯の鶴観光振興計画実行委員会これは仮称でありますけれども、立ち上げることであり、地域住民の皆様や旅館関係者、市役所内関係各課等と十分協議し、また大学等からの外部からの支援もいただきながら、この計画の実現に向けて取り組んでまいりたいと思っております。

具体的には、ほたる橋のリニューアル、案内誘導サイン等の整備、旧湯の鶴旅館の活用策の検討、湯の鶴温泉保健センターほたるの湯及びその周辺整備、頭石元気村と湯の鶴温泉との連携などを行っていきたいと考えております。

次に、湯の児観光振興計画についてお答えします。

湯の児観光振興計画につきましては、湯の鶴温泉と同様、厳しい状況の中、湯の児温泉街を中心とした地域の活性化のため、昨年度策定した水俣市都市再生整備計画の中で湯の児の観光振興を進めてまいりたいと考えております。

この整備計画では、観光・健康・環境の連携による魅力あふれるみなまたづくりを目指しており、本年度、まず、住民とのワークショップ等を行いながら、湯の児地区観光振興計画を策定し、観光釣り船用浮き棧橋の設置や湯の児温泉街、湯の児島の整備などを旅館関係者や地域住民の皆様等と話し合いながら進めてまいりたいと考えております。

○議長（松本和幸君） 大川末長議員。

○大川末長君 2回目の質問をいたします。

答弁を聞く限りでは、何かしら具体性に欠けているなど。ほたる橋とかいろいろありましたけれども、そのくらいで観光振興ができるかということを感じました。これは私の感じです。

そこで、改めて湯の鶴、湯の児の両観光地の問題点、課題点をどのようにとらえておられるのか、そこをお聞きします。

○議長（松本和幸君） 答弁を求めます。

田上産業建設部長。

○産業建設部長（田上和俊君） 湯の児、湯の鶴の問題点ということでございますけれども、基本的には、湯の鶴の場合で申しますと、以前、湯治村ということで、農閑期に非常に多くの方がいらっしゃって湯治という、雑魚寝風の自分で食事をつくりながらやっている、観光スタイルというよりも、どちらかというと、休暇というか、それをゆっくり過ごすというようなスタイルが以前あったと思います。そのスタイルが、近年、非常になくなりまして、どちらかというと、いや



しを求めて来られる部分が、多くの方がそういう形でいらっしゃるんですけども、それに湯の鶴の観光地のほうがなかなか対応し切れずに、湯治の部分が廃れていった影響でお客さんが減っていったというふうに考えておりますので、しっかり現状のそれぞれのお客さんのスタイルは違うんですけども、そういうニーズをとらえながら、今後、ニーズに合った里山づくりというか、いやしを中心にした里山づくりの温泉街という形で、整備も含めて、おもてなしも含めて、そういう形で進められないかというふうに考えています。

また、湯の児温泉については、三笠屋さんとか、山海館さんとか、非常に団体客を中心にされた旅館でございまして、あと、ほかに少人数のお客さんを対象にした旅館もありますけれども、なかなか全国の展開の中で、非常に観光客としては全体的に余りふえてない。

ただ、観光地、旅館街というのは全国的に非常にふえまして、需要と供給が非常にバランスが悪くなって、昔ながらの温泉街についてはなかなかその力を発揮できない。新しくできていく観光地のほうに食われている状況が続きまして、現在の湯の児の状況になっているというふうに考えてございまして、ただ、市としても、それを手をこまねいて見ているだけでは地域の振興になりませんので、これはハード整備を行いながら、また再び観光客の皆さんが返ってこられるような形で整備したいということで、この計画をつくったわけでございます。

以上でございます。

○議長（松本和幸君） 大川末長議員。

○大川末長君 ひとことは湯治客が多かったけれども、今、少なくなったというようなことで、湯の鶴の場合ということですけども、なぜ湯治客が少なくなったかということをつぶさに分析されているのか。私は、これは大きな要因があると思います。というのは、湯の鶴には以前はゲートボールのコート2面がございました。これを湯治しながらゲートボールを楽しむと、こういうスタイルが多かったんじゃないかというふうに思います。廃業された湯の鶴の旅館経営者の方々からよく聞くんですけども、そのころは湯治客、ゲートボールの愛好者の客が多くて、自分たちの寝室まで客室に与えて、自分たちは廊下で寝泊まりしておったというようなことをお聞きしますけれども、やはりただ湯湯治だけではなくて、プラス何かあれば客が多いんじゃないかと思えます。

私は、現在、ゲートボールを楽しんでおりますけれども、八代、天草、人吉あたりへ行きますと、昔の湯湯治をしながら、特に八代は農業が盛んなところでございますけれども、農家のお年寄りも湯湯治をしながらゲートボールをするのが楽しみだったということをよく話されます。この件について、私は田上産業建設部長にもいろいろお願いした経緯もございまして、あそこをもっと整備してもらえないかと。特に今、1面のコートは、1面ではなかなか、せっかく来てもらって楽しんでもらおうとしても、1面のコートでは足りないんですね。せめて2面あれば、

いろんな小さな大会あたりも開けますけれども、そういうことが私は具体的な集客の方法だと思うんですね。先ほど部長が答弁されましたようなことが、果たして集客力につながるのかということは非常に疑問でありまして、そういう具体的な客を集める方法、そういうことをもう一度、やはり計画を練り直すということが必要じゃないかというふうに思います。

それと、観光客の観光志向というのも変化が起きてきているんじゃないかというふうに思うわけですね。そのあたりをどのようにとらえておられるのか。やはり観光志向に沿う、お客さんの志向に沿った施策を打っていかないと、こちらの一方的な思いつきでいろいろな施策を展開し実行しても、果たしてそれが効果を生むのかということを考えるわけですね。

私が今思うのは、村丸ごと生活博物館、これは新しいスタイルの観光じゃないかと思うわけですね。これはもうよそにない、他県に見られないことでございます。これにもっと趣向を凝らして、このあたりと湯の児・湯の鶴をセットにする、そういうことも非常にいい施策じゃないかというふうに思いますが、そのあたりいかがか。

以上、質問します。

○議長（松本和幸君） 田上産業建設部長。

○産業建設部長（田上和俊君） 今の御質問は湯の鶴観光の振興ということで、この振興計画の中には14のハード事業と11のソフト事業を盛り込んでいます。その中で、今、議員がおっしゃいましたゲートボール場も含めたところで、湯の鶴保健センターとその周辺整備もその中に入っておりますので、その中で検討をしたいと考えております。

それと、観光志向のことなんですけれども、やはり先ほどの湯の鶴に関しましては、昔は温泉がいいということだけで、多分人を呼べた地域だった、温泉だったと思うんですけれども、最近はその観光志向がかなり多様化もありますけれども、変わってきてまして、それにセットで例えば楽しむとか、体験するとか、レジャー型のやはりそういう観光施設のほうが、今、皆さんに認められて、観光客が多いというふうになっております。

湯の児・湯の鶴に関しましても、その付加価値があるような温泉地にしないと、なかなか今後、生き残れないと思います。そういうことで、いろんな付加価値をつけられるような観光施設の整備とか、アイデアを出して、いろんな体験したり、先ほどおっしゃいました頭石で食事とって、それから湯の鶴温泉に泊まるとか、いろんな組み合わせをした上で、一日遊べる、一日憩えるような形の温泉街を目指して、今後、計画を進めていきたいと考えております。

○議長（松本和幸君） 次に、企業誘致について答弁を求めます。

田上産業建設部長。

（産業建設部長 田上和俊君登壇）

○産業建設部長（田上和俊君） 次に、企業誘致についての御質問にお答えします。

まず、このたび誘致予定の株式会社熊本県蛍光灯センターについてお答えします。

株式会社熊本県蛍光灯センターは使用済み蛍光灯のリサイクルを行うため、昨年5月に設立され、事業開始に向け準備をされてきており、ことし2月に水俣市に来庁され、本市に進出したいとのことでありました。

そこで、水俣産業団地内の3カ所を紹介させていただき、最終的にヒノマル商事跡地に決定されておられます。

計画されている事業内容については、事業所から出される使用済み蛍光灯をガラス管部分と電極部分に分別し、ガラス管は密閉された破碎装置にて破碎します。破碎後の水銀を含むパウダーは石川県金沢市の関連企業の工場に送られ、ガラス管に付着した微量の水銀については、外部に飛散することなく回収するとのことでした。

回収された水銀や、破碎ガラス、アルミやしんちゅうについては、それぞれリサイクルのために業者に販売されるということです。

処理施設については、使用済み蛍光管処理のリサイクル等の事業を展開し、さらに、処理装置の製造・販売・メンテナンスを行っている石川県金沢市の関連企業が開発したプラントを設置し、水銀無害化処理装置や安全管理システムを導入するとともに、同社から技術指導を受けるとのことです。

使用済み蛍光管の回収範囲としては、まずは熊本県内から行い、将来的には鹿児島、宮崎からも回収していく予定であり、事業内容については、蛍光灯の処理だけでなく、蛍光灯の販売も行うとのことでした。

社員の採用につきましては、現在30歳以下の水俣市民を13名採用される予定とお聞きしております。

現在、廃棄物の処理及び清掃に関する法律に基づく、県知事の許可を受ける必要があるため、熊本県廃棄物対策課と事前協議を行っているとのことでした。

次に、進出に当たっての助成措置についてお答えします。

水俣市では、水俣市誘致企業立地促進補助金交付要綱に基づき、交付対象となれば誘致企業に5,000万円を上限として補助金を交付しております。また、水俣市企業立地条例に基づき指定を受けた企業については、固定資産税の3年間課税免除、雇用奨励金などの助成措置が利用できることとなります。

なお、水俣市誘致企業立地促進補助金交付要綱は、ことし3月に一部改正を行い、交付対象となる企業の条件を、操業開始時の新規地元雇用者数10人以上を、中小企業にあっては5人以上と条件を緩和し、利用しやすく改正を行ったところでした。

次に、用地確保についてお答えします。

現在、進出企業により事業用地への問い合わせがあった場合、月の浦ニュータウン内のそれぞれ約950平方メートル、2,000平方メートル、2,500平方メートルの3区画、合計5,450平方メートルの商業用地を紹介しています。また、水俣市土地開発公社で整備した水俣産業団地内には、借地、売買について相談ができるとして、現在、市が把握している土地が1,000平方メートルから5,000平方メートルの8区画、合計2万3,315平方メートルでございます。

先ほど説明しました株式会社熊本県蛍光灯センターにつきましても、水俣市産業団地内の3箇所を紹介し、結果的にヒノマル商事跡地に立地予定とお聞きしております。

○議長（松本和幸君） 大川末長議員。

○大川末長君 2回目の質問をします。

企業誘致についての について、この企業誘致は、宮本市長の誘致企業第1号で、しかも既に13人もの従業員を地元で採用したということで、3年後には年間約900トンの処理を見込んでいるというふうな新聞記事でありました。このときは従業員もかなり多くなると思われることから、ぜひ順調な経営を望むところであります。

ただ、今回の誘致に当たっては前ぶれもなく新聞報道され、びっくりしたところでございます。その前になぜ議会あたりへの説明ができなかったのか。また、一般的には誘致に当たっての手順としては、協定書を作成し、それに調印して進んでいくのじゃないかというふうに思っておりますけれども、そのあたりのもう新聞報道では誘致したということでございますけれども、どういう手順になっていたのかということをお聞きします。

について、進出企業についてはいろいろ助成措置を用意されているようで、手厚い措置を用意しているということでございますけれども、これは、果たして他市町村に比べて手厚いものなのかどうかということをお尋ねするとともに、もっとユニークで魅力ある助成措置をする必要があるんじゃないかと。先ほど言われました3点、税金の3年猶予とか、いろんな雇用の人員の対象を10人から5人というようなことでもございましたけれども、そのくらいのことで魅力ある助成措置となるのか。やっぱりわっと進出を検討している企業が注目して飛びつくようなユニークな助成措置を考えないと、やはりまず注目をしていただいて、水俣へ行ってみようかというものでないと、ただこれくらいのことは恐らく他市町村でもやっているんじゃないかと。だから、果たしてこれが手厚いかどうか、手厚いと言えるのかということをお聞きしたいと思います。

について、新たに立地しようとする企業については、月の浦産業団地内、いろいろ用地を当て込んでいるということでございましたけれども、売買にしても、賃貸にしても、相場的にはどのくらいのところを考えておられるのか。やはり企業が進出して立地しようとする場合は、やはり売買の場合は土地代、あるいは賃借の場合は借地料とか、こういうのが非常に重い検討材料にするわけですね。ですから、この辺を今どのくらいで考えておられるのか。

それと、熊本県蛍光灯センターが立地する場所はヒノマル商事所有のものであったということをお聞きしましたが、これは取得されたのか、あるいは賃借なのかということですね。その辺のどちらにしても、価格的な情報が得られておいて、公表できるものであればお聞かせいただきたい。相場的にどのようなものかということを知りたいということで、それをお聞きしたいというふうに思います。

聞くところによりますと、倒産したリプラテックは土地開発公社の所有のものであったと。この土地代が月当たり60万円とかであったというようなことを聞いておりますけれども、こういうのが基準になれば、立地する企業においては非常に重荷になるんじゃないかと。助成措置を手厚くと言っておられるのであれば、これらのことも配慮すべきじゃないかということを知りたいと思います。

以上です。

○議長（松本和幸君） 答弁を求めます。

田上産業建設部長。

○産業建設部長（田上和俊君） まず1番目の質問ですけれども、企業誘致については、立地協定とか議会に手順としてすべきじゃないかということでございますけれども、まず企業誘致する場合には、立地協定を結ぶ場合にはですけれども、誘致企業の工場建設に関する手続等という、これは取扱要綱ですけれども、その中で、企業が誘致する場合は市町村長に申し出、申請書を出さなければいけないということになります。

今回、熊本県蛍光灯センターにつきましては、中間処理の業者でございますけれども、基本的には廃棄物の処理及び清掃に関する法律の適用を受けますので、現在、県とその手続について調整中でございます。手続としましては、この調整、協議が終わった段階で、大体そういう形でいいだろうという内諾を受けて、その次に立地協定を結ぶというのが通常の手続だと考えておりますので、その熊本県との協議が調い次第、立地協定の運びになるものと考えております。

それと、誘致企業の助成制度についてでございますけれども、他の市町村との比較でございますけれども、これは議員おっしゃるとおり、余りほかと比べ、特に水俣市が助成が手厚いということではございません。

今回、先ほど申しましたけれども、ことし3月に、最初から雇用を10人にするのはなかなか厳しいだろうということで、最初の段階は少人数で操業されるというのが基本的考え方でございますので、経費を抑えるためにそういう形で、少人数から起業されるというのが多いと聞いておりますので、それを10人から5人に緩和しまして、ただ、上限としましては、その場合、先ほども申しました上限5,000万円というところを、その半額の2,500万円を上限にして助成するというふうに、今、制度を改正しております。

今後、この制度につきましては、総合経済対策室の中でどういう助成制度が一番誘致しやすいかとか、水俣にとって適正であるかということを検討して、随時改正すべき点があれば改正していきたいと考えております。

それと、3番目の相場というか、産業団地とかの進出する場合の土地の相場はどのようなふうになっているかということでございますけれども、あそこが平成8年くらいに造成して、そこで売り出したわけでございますけれども、現実的には大分土地の評価というのが下がっております。ただ、実際もう完売しておられますので、これから紹介する場合は、できるだけ金利とか固定資産税とかというのがだんだん上積みになって、売るほうとしてはその取得価格よりその上乘せしたところで売りたいという、地主さんというか、持っている方はそういうお考えでございますけれども、なかなかそれでは売れませんので、できるだけ取得したぐらいの価格に抑えていただいて紹介できないかということで、こちらのほうはそういう御相談を申し上げておりますので、現実的にはそういう形で考えていただいているところでございます。

それと、このヒノマル商事跡地につきましては、先ほど申しました廃棄物の処理及び清掃に関する法律に基づいた県知事の許可がおりたときに、今、仮契約されていて、その許可がおりた段階で本契約するというところをお聞きしておりますし、ただ、金額については民民の取引ですので、把握しておりません。

以上でございます。

○議長（松本和幸君） 次に、水俣市総合医療センター運営について答弁を求めます。

坂本病院事業管理者。

（病院事業管理者 坂本不出夫君登壇）

○病院事業管理者（坂本不出夫君） 次に、水俣市立総合医療センター運営について、順次お答えします。

まず、全適移行後の現状と将来展望についてお答えいたします。

平成22年4月1日をもって、当医療センターは地方公営企業法の全部を適用され、水俣市病院事業管理者を拝命いたしました。

地方公営企業法の適用につきましては、平成21年度までは、財務に関する規定等を一部適用し、病院経営を行ってまいりましたが、平成22年度から全部適用へ移行しました。組織面で、病院事業管理者を設置し、公営企業として独立した経営形態で病院経営を行っていくこととし、人事や契約等の手続においても、以前より迅速で、柔軟な病院経営の推進に取り組んでおります。

4月1日の辞令交付式終了後に、職員に対して訓示を行い、全適の経緯や目的、これからのビジョン等、また各部署の所属長にはこれまで以上のリーダーシップを求める旨説明し、一定の理解を得られたものと思っております。

また、5月11日には、昨年に引き続き2回目となる市民懇話会を開催し、地域住民との対話を通じて医療センターへの理解を深めていただくよい機会になったと思います。

これらの中で、私は、当医療センターの使命、存在意義は、地域における救急医療体制を維持し、この地域の急性期中核的基幹病院として存続することであると話しております。

今後も市民懇話会は続けてまいります。

今後の具体的な取り組みとしては、開業医と共同で入院治療を行う開放型病床の設置、また、紹介患者に対する医療提供や医療機器等の共同利用の実施等を通じてかかりつけ医を支援する、地域医療支援病院制度の承認、さらに、県の地域がん連携拠点病院の指定などを考えております。

熊本県南部と鹿児島県北部地域の中核的医療機関として、県境医療機関との連携を図り、救急医療を初め、高度医療、僻地医療を担い、医療水準の向上に努め、健全な病院経営と、地域住民に信頼される病院を目指してまいりたいと考えております。

5月21日には、今年度で5回目となる地域医療連携懇話会を開催し、近隣、県境医療機関との連携に努めているところであります。

今後も機会あるごとに、当医療センターのビジョンや使命等を十分理解してもらえよう、意識啓発に取り組み、あわせて、地方公営企業、一企業の職員であることの自覚を持ってもらうよう努め、職員のモチベーションアップに努めたいと考えております。

次に、現在の医師、看護師の確保状況についてお答えいたします。

医療センターでは、これまで医師確保、看護師確保のために、医師住宅や院内保育所などを整備し、職員が働きやすい環境を整えているところでありますが、常勤医師数は、平成22年6月1日現在で45名であります。前年6月と比べて2名の増員となっております。

また、非常勤医師による診療科は、耳鼻咽喉科、神経内科、リハビリテーション科、眼科となっておりますが、6月より眼科については、診察だけではなく手術も月数回行うこととなっておりますので、さらに安定した医療が望めるものと期待しております。

医師の確保については、引き続き熊本大学を中心に福岡大学、久留米大学等に積極的に働きかけし努力してまいります。

看護師につきましては、時間制職員を除く看護師数が217名、准看護師数2名、計219名であり、10対1看護の確保はできております。

しかし、年々、病状や疾病の程度が重症化し、看護をより必要とする患者がふえております。

また、自己都合や定年退職などによる補充のため、平成21年度については、新規に看護師を8名採用し、平成22年度についても12名程度の看護師を採用する予定で、現在、職員募集中であります。

今後も病院理念のとおり、地域住民の皆様に信頼され期待され、選ばれる病院となるため、鋭

意人材確保に努めてまいります。

次に、今年度の経営見通しについてお答えします。

平成21年度決算は1億8,000万円を超える純利益を計上することができ、累積欠損金についても10億円を切るところまで減少させることができました。

旧湯之児病院の解体に伴い、多額の特別損失を計上したにもかかわらず、純利益を計上できたことは、職員の経営改善の努力の結果とっております。

平成22年度につきましても、4月、5月の2カ月間の一日あたり入院患者数が約318名、外来患者数が約880人と、高い値を示しており、昨年度と比べれば、現在のところ順調に推移しております。

ただし、材料費の高騰など、経営が圧迫される要因があり、より一層の努力が必要であることは、会議等を通じて、その旨、職員にも伝えているところでございます。

○議長（松本和幸君） 大川末長議員。

○大川末長君 2回目の質問をします。

について、医療センターの経営理念に健全経営が掲げられております。ぜひ理念に沿った運営をしてほしいものでありますが、病院の経営は、医師・看護師・医療技術者・事務員・労務員の職員が混在した組織体であり、今まで以上にこれをうまくまとめて、全体としての調和と相互の協力を確保できるような配慮が必要であろうと思います。これがいわゆる職場環境の改善ではないかと思えます。

これまでも坂本院長時代には、全体のモチベーションを上げることが課題だというようなことをよくおっしゃっていましたが、こういうことに配慮することが、院内全体のモチベーションが向上するのではないかというふうに考えておりますが、この方策としてどのようなことを考えておられるのか。

また、公営企業は、一般企業と違って利益を追求するところではないことから、もし今後、単年度での利益が出たら、累積赤字の補てんばかりに充てず、例えば最新の医療設備を導入する、あるいは職員の、特に医師の処遇改善に思い切って投資し、さらに高度な医療が確保、提供でき、市民に今まで以上に信頼される医療センターにすべきと思うがいかがか。

○議長（松本和幸君） 答弁を求めます。

坂本病院事業管理者。

○病院事業管理者（坂本不出夫君） 今回の全適移行について職員の一番の関心事は、周辺の自治体病院の例に倣って、自身の給与カットの問題が一番関心でございました。そういう意味で、何度も我々は給与カットしての意向じゃないということを説明会等を通じて行ったわけですが、十分な配慮をしたつもりでございます。そういう意味で、今年度、順調に経過しているところ



るですけれども、一つ大事なのは、おっしゃったように、いわゆる資格集団の集まりでございまして、時としてその部署、部署に垣根ができてしまうと。そういうことで一番のやはり問題はコミュニケーションの機会、場づくりだと思っています。そういう中で、委員会とか研修会だけじゃなくて、市の行事にも積極的に参加させる。そして、病院独自に新入職者の歓迎会とか、合同の忘年会とか、ビーチバレーボール大会とか、そういう対話の機会づくりを一生懸命やっているところです。

もう一つは、これはもうどうしても避けられないのは、こういう急性期病院で日進月歩に医療が進化していますと、これはやはり学習と成長、これが一番大事、やる気のある職員をやはり外部に通用するような資格づくりを求めるということで、実はきのう、糖尿病の認定指導士が6名、今度認可受けまして、トータルで18名になりました。これは県下でも一番多い人数でございまして、それと、1人の看護師を長期の国内留学に今やっているところです。

それと、もう一つ、累積の欠損金を早急にゼロにしていけないかかということですが、私個人としては、この累積欠損金というのは3条に出てくるのは減価償却費の反映だろうと思っていますんで、早急にゼロにする必要は私はないんじゃないかという気がしております。そういう中で、新しくそれをゼロにしてしまえば、当然病院として多額の現金をプールしておかないかんわけですから、それはやはり公営の企業にしてはそぐわないんじゃないかと。これも判断にゆだねるところがあるんですけれども。

ただ、実際、地方の急性期病院、自治体病院の経営が破綻した一番の原因は何かというと、そういう病院から医師がくしの歯が抜けるように立ち去ってしまったと。それは何かというと、やはりここ、急性期病院の中でミスがあってはならない、神経をすり減らしながらやっている、職場の環境や条件が悪過ぎるという形で、今見ていますと、大学の引き上げではなくて、そういう彼らが開業に走っているんですよ。そういうところで、やっぱり我々は、今現在残って頑張っているその医師に対する待遇改善はぜひお願いしたいと思っています。来てくれやなくて、水俣に行って勉強したいという医師をやっぱり確保するためには、私はそういう努力が絶対必要だと思いますんで、また議会の皆様方の御理解をよろしくお願いいたします。

○議長（松本和幸君） 時間がありませんので、簡潔にお願いします。

大川末長議員。

○大川末長君 最後に、坂本管理者から全適移行の状況について答弁をいただき、十分理解ができました。

医師・看護師の確保についても最低限の確保ができていようで、ひとまずは安心したところでございます。今年度の経営も順調にしているということでございますので、ぜひこの状態を維持してほしいと思います。

ただ、全国において全適を受けた病院の中で、医業経営の健全化が進んでいない実態があるとお聞きしております。経営改善の方策としてはいろいろあると思いますが、それを実行できるか否かは管理者のリーダーの質の問題であろうと思います。リーダーシップある坂本管理者のこれからの意気込みをお聞きして、質問を終わりたいと思います。

○議長（松本和幸君） 坂本病院事業管理者。

○病院事業管理者（坂本不出夫君） 簡単に申し上げますと、県が今、計画している医療政策の中でじゃなくて、実際に生活圏は県境を下って鹿児島県までいっているわけですね。そういう中でやはり中核病院を目指していくということが一番大事だと私は思っています。そして、使命はやはり24時間の救急医療体制を維持できるような急性期病院として存続していくと。それには、もう職員にも軸がぶれるなということを申し上げます。

そういう中で、議会、そして行政、そして熊本大学を中心とした大学、そして県の特に医療政策総室との連携は今後も密にしていかなければならないと思っております。やりがいを与えていただければ医師は残ります。次の世代にそういう存続機能の土台をしっかりと、たすきを渡すのが私の役目と思っております。

ありがとうございました。

○議長（松本和幸君） 以上で、大川末長議員の質問は終わりました。

この際10分間休憩します。

午前10時43分 休憩

---

午前10時53分 開議

○議長（松本和幸君） 休憩前に引き続き会議を開きます。

次に、田中功議員に許します。

（田中功君登壇）

○田中 功君 おはようございます。

政風クラブの田中です。

なぜかきょうは緊張しておりますが、どうぞよろしく願います。

先日、日本の総理大臣であります鳩山首相は辞任されました。国民からの米軍普天間基地の移転に関する不信感、それから政治と金の問題、首相の指導力の不足、発言のちぐはぐさなど、多くが指摘されました。やむを得ない辞任じゃなかったかというふうに私は思っております。

何はともあれ、新総理になられました菅直人首相には、日本国民を裏切らない、国民のための政治をしっかりとやってもらいたいというふうに願うところであります。

また、宮本市長におかれましても、さきの市長選挙で応援いただいた市民、また相手の方を応

援された市民がいらっしゃるわけですが、いずれの方も水俣をよくしてほしいとの願いを込めて選択されたことだと思いますので、市民の願いを裏切らない、かつ市民の皆様の生活が少しでも向上するような積極的な市政運営を行っていただきますようお願いをしたいと思います。

ところで、私は、5月の中ごろでしたが、水俣のある税理士の先生のところへ伺いまして、いろいろなお話を聞かせていただきました。その中で、先生の事務所で取り扱っているいろんな事業所の業績を尋ねてまいりましたが、簡単にまとめますと、その事務所の取引先の範囲内でのことではありますが、ここ数年、売上が減少し続け、経常利益の減少が見られるのが、取引先の中で約80%くらいあって、その中で赤字の事業所は年々ふえているという傾向にあると。また、銀行などの借入金の返済や、もろもろの支払いなどがおくれがちになり、非常に経営状態が厳しいところが多く、経営者の中には廃業・倒産など深刻に考える方も少なくないということでありました。

このような状況は、ほかの税理士の先生のところの取引先についても言えることで、大まかではありますが、市内の業者の全体的な状況としてとらえることができるんじゃないかというふうに私は思っております。このような状況は、水俣市に限らず、日本全国の数多くの地方都市に当てはまることかもしれませんが、そのようなことを踏まえまして、質問に入らせていただきます。

ただ、先ほどの質問者の大川議員と重複するところがありますが、第2質問の関係がございしますので、予定どおり質問をさせていただきます。

#### 1、総合経済対策について。

、水俣市の現在の経済、特に小売を含む第2次産業の現況をどのように認識されているのか。  
、市長は、市長選挙で環境で飯が食えることを訴えてこられました。環境で飯が食えることを市民が実感できる経済政策とは具体的にどんな政策で、何があるのか。

、 の政策実現に向けて、それぞれの事業の実現の可能性はどうか。当然政策には期間・期限等を定めることが必要と思いますが、どう考えておられるのか。

#### 2、総合経済対策について。

この質問につきましては、さきの3月議会で多くの議員さんが質問をされており、市民の皆さんも、先ほど述べたようないきさつもあり、大変期待をしております、希望も持っております。よって、以下質問をいたします。

、早速総合経済対策室を設けられましたが、具体的な業務内容の指示は出しておられるのか。  
、対策室の事業に基づく数値目標あるいは期限等は決めることはないのか。  
、現在の職員数を含む配置は適切だと思いののか。また、基本的な予算はどう考えておられるか。

#### 3、水俣・芦北地域振興計画について。

第4次水俣・芦北地域振興計画は、基本理念を多様な環境と共生し、持続的に発展する地域づくりとし、目標は地域の特色や資源を生かした魅力と活力のある地域づくり、2つ目に、地域の生活を支える安全で安心な住みやすい地域づくりを設定し、18年度から始まり、本年22年度3月で終了するわけですが、以下質問をいたします。

、第4次水俣・芦北地域振興計画の検証はなされたのか。

、次の第5次水俣・芦北地域振興計画の策定はできたのか。

、その策定の主なものは何があるのか。また、どのような効果が期待できるのか、お尋ねをいたします。

4、住宅政策について。

何事もそうなんだろうが、物事を決めるときは状況調査から現状を把握して決定すると、こういうことになると思いますが、そこで、以下の質問をいたします。

、現在の市民の住宅環境をどのようにとらえておられるのか。

、市営住宅について、どのような認識を持っておられるのか。

、マニフェストにありました個人住宅増改築支援とはどのような支援で、いつ実施され、財源はどうされるのか。

、エコハウスモデル事業の水俣エコハウスの総工費の内訳は幾らで、普及対策はどのように考えておられるのか。

以上について、具体的な答弁をお願いしまして、本壇からの質問を終わります。

○議長（松本和幸君） 答弁を求めます。

宮本市長。

（市長 宮本勝彬君登壇）

○市長（宮本勝彬君） 田中議員の御質問に順次お答えします。

まず、経済政策については私から、総合経済対策室については産業建設部長から、水俣・芦北地域振興計画については総務企画部長から、住宅政策については産業建設部長から、それぞれお答えいたします。

まず、経済政策について、水俣市の経済、特に小売業を含む第2次産業の現況をどのように市長は認識されているかについてお答えをいたします。

水俣市における産業の状況につきましては、第1次産業から第3次産業まで、非常に厳しい経営状況であります。

最近の情報では、景気も上昇に向かい始めていると報道されておりますが、市内の主要な事業所にも問い合わせをしてみますと、若干の上昇傾向は感じるが、依然厳しい状況であることは変わらないというお答えでございました。

議員御指摘の第2次産業、とりわけ建設業界では、近年の公共事業の縮小や国の仕分けによる見直し等による直撃を受け、ここ数年、市内でも倒産が相次ぐなど、大変厳しい状況にあります。

また、製造業につきましても、中国を初めとした東南アジアなど海外での事業発展が今後もふえることは必至であり、市内の製造業を取り巻く環境は厳しい現状が続いていくものと認識しております。

この第2次産業は、本市においては大きなウエートを占める業種であり、その対応策にも緊急を要すると認識しているところです。

次に、環境で飯が食えることを市民が実感できる経済政策とは具体的にどんな政策で、何があるのかについてお答えいたします。

先ほど大川議員にお答えしたとおり、水俣市は他の自治体と同じことをやっているのは、企業誘致ができないと考えております。

水俣市は一步も二歩も環境で秀でています。その特性を生かし、環境モデル都市としての国の助成制度等を活用し、他の自治体より有利な条件があることをもって企業誘致に結びつけていきたいと思っております。

具体的には、企業進出の際の助成措置を手厚くするなど、本市に1社でも多く立地されるように努め、雇用の場をふやしてまいります。

また、環境モデル都市アクションプランで国の助成制度を活用した施策による地元企業の活性化や、学校エコ改修事業等で、地元経済の振興を図ってまいります。

さらに、環境モデル都市づくりを進めることで、環境学習旅行や環境視察研修・元気村訪問などで、交流人口の拡大を図り、来て泊まっていただけのためのツアーメニューも開発し、湯の児温泉や湯の鶴温泉の宿泊増につなげ、経済の活性化を図ってまいります。

次に、政策の実現に向けて、それぞれの事業の可能性はどうか、期間・期限等はどう考えておられるのかについてお答えします。

環境特性を生かし、環境モデル都市としての有利な条件、市としての新たな助成措置を活用した企業誘致については、今後も強力に進めることで、水俣に新たな雇用が生まれると考えております。

エコハウスモデル事業については、立ち上げの検討時から地元建設業者や設備業者も入って建設したことから、市内外にエコハウスの建設が行われることを期待しております。

学校エコ改修事業については、今回、第一中学校でしたが、その他の学校施設のエコ改修も検討してまいります。また、エコハウスモデル事業と同様に、その立ち上げ時から建設工法を学んだ業者がノウハウを取得し、民間住宅等にもエコ改修が広がっていくことを期待しています。

太陽光発電設置整備事業については、地元業者への発注に対する優遇措置や、公共施設への太

陽光発電を初めとする新工ネ設備を行うことで、地元業者にも仕事が出てくるものと考えておりますので、早速始めたいと思います。

電気自動車については、導入のための配電スタンドの設置も含め、今年度中に実施してまいります。

観光振興につきましては、環境政策を進めることで、環境教育旅行等、交流人口の拡大を図り、また、日帰りではなく、観光地に泊まっていただけるようなメニューの開発に早速取りかかってまいります。

期間・期限に関しましては、既に実施している事業もありますが、その他の事業についても、即効性のある政策となるように早急に取りかかってまいります。

○議長（松本和幸君） 田中功議員。

○田中 功君 ありがとうございます。

まず、同じような認識を持っておられるということに気づきまして、ほっとしております。本当に地元経済界を取り巻く環境は、今おっしゃられたように非常に厳しい状況にあります。政策につきましては、今、答弁でありましたように、本当にこれで飯が食えるのかなということには少し疑問も残りますが、手始めにこのような政策から取りかかれるというふうに理解をしたいというふうに思います。

また、すべてではありませんが、もう少し具体的に答弁をしてほしい点がありますので、2回目を質問させていただきます。

企業誘致の件ですが、水俣の企業誘致の関係としては、企業が求めるような用地があるのか、流通経路に問題点はないのかなどと考えたときに、また、安い賃金で雇用の確保ができる東南アジアなどに進出する企業が多い中で、非常に水俣は厳しい状況にあるというふうに思いますが、そんな中で、今、答弁にありました国の助成制度を活用してということですが、その制度の中身をもうちょっと具体的に教えていただきたいというふうに思います。まず一つ。

2番目に、その助成制度を手厚くするだけで本当に十分なのかというのが2番目です。

それから、強力に進めるとおっしゃいましたが、どのようなことを考えておられるのか、お尋ねをいたしたい。

4番目に、綿密な計画を立てて行動を起こしてほしいと思いますが、いかがお考えか、お尋ねします。

それから、環境モデル都市づくりで、環境学習旅行や環境視察研修・元気村訪問などで交流人口の拡大を図るとありました。交流人口がふえることは、水俣の経済に効果があることはわかりませんが、具体的にどんな手法を考えておられるのか。

それから、（仮称）環境大学誘致計画というんでしょうか、そのことについてと、竹からパイ

オエタノールを生産する実用化研究について、答弁の中にありませんでしたが、このことも経済政策の中に含まれると思いますので、進捗状況をお尋ねします。

以上、2回目の質問です。

○議長（松本和幸君） 答弁を求めます。

宮本市長。

○市長（宮本勝彬君） 1番目の国の助成制度と、それから助成制度で、これで十分かということにつきましては副市長のほうから答弁させます。

それから、この政策を強力に進めるということでございますが、私が今、具体的に考えておりますのは、まず地場企業の力をどうつけていくのかということ、まず進めていきたいということ、これを第一に考えております。

先ほども大川議員のときに申し上げましたけれども、地場企業をしっかり訪問させていただいて、今現在、地場企業がどのような力を持っているのか、どんな経営状況なのか、そういったことも含めながら、いろいろお話を聞きながら、地場企業の持っている力をまず探し出して、それを先ほど言いました田中商店みたいな形で、何か新たなものをつくり出すことができないのか、あるいは、地場企業同士を組み合わせ、それでまた新たな産業が生まれないのか、そういったことをまず強力に進めるということであれば、まず具体的に私が、先ほど申し上げたように、先頭を切ってリーダーシップを発揮しながら、まず地場企業を訪問させていただきながら、頑張らせていただければと思っております。

それから、綿密な計画ということでございますけれども、今度、総合経済対策室を設置いたしますので、これからということでございますけれども、これからそういったものを含めまして、いろいろ福祉面もございまして、医療の面もございまして、そういったものを絡めながら、総合的にひとつ事業内容を細かく分析しながら、綿密な計画を立てて進めていきたいと思っております。

それから、交流人口を図るということでございますけれども、この交流人口を図るというのは、これは水俣にとって、この小さなまちにこれだけの人が今来ておられますし、交流人口というのは年々ふえてきている状況でございます。これはやっぱり水俣にとっては大きな経済の一つの基盤になるのではないかなと思っておりますので、今申し上げましたように、環境学習もございまして、あるいは行政視察もございまして、また、エコパークを中心としたものもございまして、そういったものを総合的に絡めながら、交流人口をさらにふやしていく、そういうことを考えていきたいと思っております。

それから、環境大学と竹のバイオについてでございますけれども、環境大学につきましても、早速この立地に向けての委員会を立ち上げまして、この環境大学については専門家も入れて、今

後進めていく、その準備を今しているところでございます。

それから、竹のバイオにつきましては、非常に厳しい状況もございまして、これは断念せざるを得ないような状況になってきております。このことにつきましては、後ほど皆様方にも、再度詳しく御説明をさせていただきながら、お気持ちも表現させていただければと思っております。

○議長（松本和幸君） 森副市長。

○副市長（森 近君） 環境モデル都市づくりにつきます国の助成制度につきましては、昨年度から事業をやっておりますエコハウスとか、学校エコ改修、こういったものにつきましては補助率も、エコハウスにつきましては100%と、エコ改修につきましても2分の1の補助をいただいているというような形で、有利な採択条件であっております。そのほか、県を通じまして、地域グリーン・ニューディール事業で庁舎の太陽光とかいろんなものをする、これに2,500万円、それと緑の分権関係でスマートグリッド、波力とか太陽光とかを合わせる、そういった事業が3,500万円とか、そういった意味で、いろんな形で水俣のほうに補助事業の採択が行われておりますので、今後もそういったものを利用して、それが地域の企業とか経済につなげるような形で持っていきたいなと思っております。

また、今回整理しました特措法の中の36条の中にも地域振興というのが含まれておりまして、この中でも環境モデル都市づくりについて、国は十分支援をしていきますというようなことも述べておりますので、そういったことで、今後、いろいろ具体的な事業計画をして、それをまた要望として上げながら、補助採択、そういったものにつなげていって、地域の経済の活性化につなげていければと考えております。

○議長（松本和幸君） 田中功議員。

○田中 功君 3回目の質問をさせていただきます。

売上不振に悩ませておられる小売を、強いて言えば商店街のことになるかと思いますが、このことについてちょっとお尋ねをしたいと思っております。

バラを商店街に植栽する、バラの花通り事業は、商店街の活性化の新しい政策の一つでしょうが、いつからそれを取りかかるとか、いつごろの予定なのか。それと、およその予算は幾らぐらい計上されるのか。

それから、既存継続事業であります、その空き店舗対策、水俣市生き生き商店街づくり事業、スイーツのまちづくり、このままで委員会の活動支援を上げておられますが、この支援が商店街にとってどのような影響があると考えておられるのか、質問をしたいと思っております。

それから、竹のバイオ燃料化の件は、実用化研究断念というのにはちょっと驚きましたけれど、断念に至るまで、どういうところに問題点があったのか、計画の甘さがあったんじゃないかというふうに思いますが、それについて答弁をいただきたいと。



また、市費などを投入して研究を継続することは不可能なのか、これについても答弁をいただければというふうに思います。

とにかく今の水俣の危機的経済状況を少しずつでも上向きにするためには、行政の手助けが本当に必要とされております。幸い、水俣市役所には優秀な職員の方がいらっしゃいますので、市長のリーダーとしての指導力を十分に発揮してもらうことを強くお願いして、経済政策についての質問は終わります。

○議長（松本和幸君） 宮本市長。

○市長（宮本勝彬君） まず、バラの件でございますけれども、実はきのうも石原さんという方を、世界的な有名な方をお招きして、今、おっちゃんの前ちょっと広場がありますけれども、あそこにも植栽をしていただいて、いろいろ手を入れていただいて、商店街をグリーンカーテンですって、日本一長いグリーンカーテンをしたらどうかとかというような、そんなお話も承っているところでございます。

このバラにつきましては、ことしの秋ぐらいからはやりたいと思っております。予算は、今、35万円をつけているところでございます。

それから、このままで委員会の、ちゃんぼんなんかをつくっていらっしゃる店がございますけれども、私もその会合には出席させていただいて、いろんな状況もお話を聞かせていただいたんですけども、そういうことを打ち出していくことによって、これも交流人口につなげることでろうし、まちのにぎわいにつながっていくのではないかなと。そういう意味でも商店街につながっていくのではないかなと、そのようにとらえております。

それから、竹の問題でございますが、今、議員が御指摘になったように、我々も精いっぱい、担当も精いっぱいやらせていただいたところなんですけれども、残念ながら、やっぱり計画の甘さもありましたでしょうし、気持ちをみんなでそろえるということがなかなかできなかったというようなところもありまして、非常に不安の材料が余りにも多かったということで、断念せざるを得ないような状況になってきておりますけれども、その部分から含めまして反省する部分はたくさんあったのではないかなと、このように思っております。

それから、竹で市費を投入するというのも、思い切って必要ではないかということでございましたけれども、市費を投入するには、私、余りにも金額が大き過ぎると。これを税金で賄うということはちょっとできないのではないかなと、御理解をいただけないという判断をいたしましたので、そのようにいたしました。

以上です。

○議長（松本和幸君） 次に、総合経済対策室について答弁を求めます。

田上産業建設部長。

(産業建設部長 田上和俊君登壇)

○産業建設部長(田上和俊君) 次に、総合経済対策室について、具体的な業務内容の指示は出しているのかについてお答えします。

本議会初日の所信表明の中で、第1に環境政策から地域経済の活性化と雇用創出に努めること、第3に総合経済対策室を中心に地域の経済振興と雇用対策を推進すると定めております。

4月に設置しました総合経済対策室には、所信表明に定めたとおり、本市の地域の経済振興や雇用対策を機動力を持って、具体的に推進していくよう指示しているところです。

まずは、本市の現状把握が最重要でありますので、各事業所、商店街などへ訪問を今後も継続していくこと。本市の持つ情報を確実に伝えていくこと。その中で問題点、課題を整理し、どのようなことが必要であるのか、どう支援することが望ましいかを検討させております。

また、市役所内の各セクションの仕事を経済という視点から、これまで経済に結びついていなかった要素を見出し、これらを有機的につなぎ・組み合わせることで、新たな施策を生み出すことができるのではないかと検討すること。

さらに、企業対策については、地元企業への支援、誘致企業への優遇措置を含めた支援のあり方の検討を指示しているところです。

本市においても、厳しい経済状況でありますので、早急には大きな成果は難しいと思われまので、小さなものでも確実に成果が出せるよう努めてまいりたいと思っております。

次に、対策室の数値目標、あるいは期限等を設けることはないのかについてお答えします。

数値目標につきましては、まだ具体的には決めておりませんが、今後、実行するための情報収集や事業の組み立て、優先順位、予算措置など、事業の内容を整理しながら、また、総合計画と整合性をとりながら、事業に見合った目標数値を設定してまいりたいと考えております。

期限につきましては、総合経済対策室の新設に当たり、市民の皆様からの期待も大きく、マニフェストで1年から2年以内に行うとしておりますので、できるだけ早く実感できる効果が出せるよう努力してまいります。

次に、対策室の職員配置は適切なのか、また、基本的予算はどう考えているのかについてお答えします。

職員につきましては、総合的に経済対策を進めていく体制を整えるため、4月1日付の定期異動により、6名を配置したところでありますが、これらの業務遂行に当たって、組織強化も含めて検討してまいりたいと考えております。

また、対策室の基本的予算でございますが、特に6月補正予算に計上してはおりませんが、今後、庁内の業務を集約し、その中から玉出し作業や、新たな事業の組み立てを行い、実効性に基づき、優先順位を見きわめながら予算措置し、実行してまいりたいと思っております。

○議長（松本和幸君） 田中功議員。

○田中 功君 先ほどの質問1のところでも述べましたように、水俣にとって最も重要な政策は、水俣の経済浮揚政策だというふうに思っております。その政策を中心になって企画立案して実行するのが総合経済対策室の役目であるというふうに私は理解しているんですが、また、本壇から申し上げましたように、議員の皆さん、市民の皆さんとも希望を持っているのも事実であります。そのような中で、今の御答弁ではちょっと物足りなさを感じてしまうんですが、この件については、3月議会での市長の答弁もしっかり読ませていただきました。市長もこの政策が水俣の将来を左右するほどの重要な政策だととらえられておりますし、だったら、もう少し具体的な中身があっただけではないかというふうに思います。それはこれからやるんだということでしたが、でしたら、庁内でもっと時間をかけて協議をしてから配してもよかったですんじゃないかというふうにも思います。

予算についても、今のところ、事業実施の計画はないわけですから、当然予算もついておりません。果たして本当に、これで経済対策室の活動というのは思うようにできるのか、疑問に思っています。具体的な指示が出されたならば、当然それに伴う予算も必要になってくるでしょうし、私は、私なりにですけど、総合経済対策室というのは、こういうべきであつたらいいんじゃないかと思うんですが、例えば市長直属の対策室として設け、これまでの行政マンの仕事に束縛されることもなく、ある意味では、登庁や退庁の時間も、用件に応じて包括的に管理するようにしてもいいんじゃないかというふうに思います。

民間では、当然事業実施計画には必ず目標の設定あるいは期限等を設定することは当たり前ですし、必ず達成するという意気込みが必要とされております。そのためには、当然思い切った予算も計上してもいいんじゃないかというふうに思うんですが、それについて答弁をお願いしたいと。

そのような形で対策室を運営していただくとなれば、当然成果も求められることになるでしょうし、責任も追及されることもあるかというふうに思います。でも、私はそれくらいの取り組みはあってもいいんじゃないかというふうに思います。そのためには、条例改正が必要であれば条例改正も行ってもいいと思いますし、この件について、もう少し市長の具体的な見解をお尋ねしたいというふうに思います。

それから、配置された職員の皆さんには、もうこれは大変失礼な言い方になるかもしれませんが、ぜひこの仕事は大義を持ってしていただきたい。そして、市長には的確な指示を早目に出してもらいたい。職員の皆さんは指示と予算がなければ、なかなか動くにしても動けませんので、その点についても市長の答弁をお願いしたいというふうに思います。

以上です。

○議長（松本和幸君） 答弁を求めます。

宮本市長。

○市長（宮本勝彬君） この総合経済対策室の件でございますけれども、今、議員がおっしゃったように、私も同じように経済振興、それから雇用、強い市民の皆さん方の要望を受けとめて、何とか少しでも打開したいという思いで、この経済対策室を設置させていただいたところでございます。特化することによって一種の高まりもありましょうし、集中して取り組むことで、その結果も大きく期待できるのではないかなということで、2期目の公約に打ち上げて、進めさせていただいたところでございますけれども、言いわけがましくなりますけれども、2月7日が市長選挙でございまして、その後、3月議会の議会運営委員会が2月19日でございました。議案提出までの時間が非常に短かったということもございます。

また、取り組んで検討していく中で、商工観光振興室の業務とか、あるいはテクノセンターとの連携、テクノセンターも十分入ってもらって頑張っていかなきゃいけないと思っておりまして、テクノセンターとの連携あるいは役割の分担、今後、雇用が見込まれるであろう、先ほど申し上げました医療でありますとか、福祉の分野、そういったところにも広げながら調整を図っていかなければならないということで、頑張っているいろいろ検討したところでございますけれども、総合的に考えた場合に、なかなかうまく調整がつかなかったというのが正直なところでございます。

したがって、室としてスタートをさせて、きのうも実は集まってもらって、3時から夕方7時まで、職員みんなと、この件につきましても話し合いをしたところでございますけれども、そういう意味で、今後、具体的に進めていって、実のあるものにしたいと思っておりますので、どうか御支援をお願い申し上げたいと思います。

○議長（松本和幸君） 森副市長。

○副市長（森 近君） 職員の配置、また、予算につきましてお答えさせていただきます。

職員配置については、今は6名ですけれども、これで本当に十分なのか、また、先ほど言われましたように、部課設置条例あたりの条例改正等も含めながら、今後、こういった体制がいいかということをもた早急に見直して、その中で、予算につきましても十分配慮してまいりたいなど。特に動ける予算がないと活動できませんので、そういったものにつきましては、今後また十分事業内容も精査しながら、確保していく努力をしたいと思っております。

○議長（松本和幸君） 田中功議員。

○田中 功君 3回目の質問をさせていただきます。

水俣市のこれからの人口の推移の予測、あるいは少子化の予測、高齢化率の予測が出されておりますが、私はこのままでいくと、予測以上に早く人口減も、それから少子化も進むんじ

やないかと思えますし、高齢化率も、もっともっと上昇するんじゃないかというふうに懸念をしております。そのためには何かを打ち出さなければなりませんし、その一つが総合経済対策室の設置にあるというふうに思っております。

ちょっと2回目の質問で言い忘れましたのでさせていただきますが、先ほど情報収集のことを申し上げましたが、市長は、地元の経済の動向はどのようにして情報を収集しておられるのか、それについてお尋ねをしたいと思います。

これまで私が感じたことをちょっと言わせていただきますが、ちょっと庁内におられる時間が多いような気がしております。決して無駄な時間を過ごしているということではありませんが、これはただの私の偏見かもしれません。市長、副市長がそろって庁内におられるということをよく拝見しますし、どちらかいらっしゃる場合は、1人が市内外に出かけ、企業あるいは企業あたりを訪問して意見交換や、当然情報収集、そしてそれをトップセールスとしてしていただき、市政運営に生かしていただきたいというふうに思いますが、それについていかがお考えか、お尋ねします。

○議長（松本和幸君） 宮本市長。

○市長（宮本勝彬君） 情報収集はどうやっているのかということでございますけれども、足りない部分が当然あると思うんですけれども、地場企業につきましては、今、担当のほうでずっと回らせていただいて、ファイル化をしたりしております。そういった回った後の話を担当あたりから聞いておりますし、最近は私もなかなか出かけておりませんけれども、おっしゃるように、その情報の収集の仕方についてはまだ足りないだろうと思っておりますので、今後、出かけていかなければならないと思っております。

庁内に2人であるということも多いという話でございますけれども、精いっぱいやらせていただきたいと思えます。

○議長（松本和幸君） 次に、水俣・芦北地域振興計画について答弁を求めます。

吉本総務企画部長。

（総務企画部長 吉本哲裕君登壇）

○総務企画部長（吉本哲裕君） 次に、水俣・芦北地域振興計画について、第4次水俣・芦北地域振興計画の検証はなされたのかとのお尋ねにお答えします。

県におかれましては、水俣病により疲弊した水俣・芦北の振興を図るため、昭和53年の閣議了解に基づき、これまで4次にわたる水俣・芦北地域振興計画を策定され、これまで事業を推進していただきました。

主な成果としては、水俣湾公害防止事業やエコパーク水俣整備、九州新幹線、南九州西回り自動車道、水俣エコタウン整備などが挙げられます。しかしながら、基礎的な産業基盤は進捗した

ものの、雇用確保までには至っていないと考えております。

また、ハード整備では一定の進捗を見ておりますが、南九州西回り自動車道など、今後も整備が必要な事業も残っており、本計画による水俣地域のさらなる振興が必要であると考えております。

次に、第5次水俣・芦北地域振興計画の策定はできたのかについてお答えします。

次期水俣・芦北地域振興計画である第5次計画については、県で策定作業を進められており、7月中旬に知事決裁を受け、下旬には各省連絡会議で基本構想及び平成23年度実施計画についての提案がなされる予定であります。

次に、第5次水俣・芦北地域振興計画の項目の主なものについてお答えします。

本計画では主に3つの項目が柱となっております。

まず1つ目は、産業振興と雇用確保による活力ある地域づくりです。地場企業の支援と企業誘致の推進、観光振興、高付加価値農業の推進、交通網の推進を計画されております。

2つ目は、医療・福祉の充実等による市民の安全安心な暮らしの確保です。水俣病被害者への生活支援や、住民の健康不安解消事業、地域医療体制の整備等を計画されております。

3つ目は、水俣の再生された自然豊かな地域イメージの確立です。地域の再生と融和の推進や、地域イメージの情報発信を計画されております。

本市としましては、第5次の計画が推進されることにより、水俣地域の雇用創出や交流人口の拡大等、地域の振興が図られることを期待しております。

○議長（松本和幸君） 田中功議員。

○田中 功君 この計画、今おっしゃられたように、県の事業であります。水俣の地域振興・発展のためには大変ありがたい事業と受けとめております。

そこで、質問になりますが、第5次計画の策定におきまして、当然地元水俣市の要望などがヒアリングなどを通じて策定の中に入っていきと思います。幾つかの要望があると思いますが、特に今回、強く織り込んでほしいというプロジェクトがありましたら、それについて、継続の事業も含めて結構ですので、答弁をいただきたいというふうに思います。

この件につきましては、実現に向けて、県との間で粘り強く交渉に臨んでいただきまして、その結果、先ほど答弁にありましたように、雇用の創出、交流人口の拡大、地域振興につながることを信じております。

○議長（松本和幸君） 答弁を求めます。

吉本総務企画部長。

○総務企画部長（吉本哲裕君） 第5次水俣・芦北地域振興計画の策定に関して、今回、強くプロジェクトとして要望しているような事業はどのようなものがあるのかという第1の質問でございます。

たけれども、5次計画においては、今回の計画の基本方向として産業振興と、それから雇用確保、それから企業誘致、先ほど申し上げましたように、観光振興であるとか、付加価値農業の振興というのを第一に掲げております。

市としましては、具体的な事業については、現在、県のほうと最終調整をやっているところでございますけれども、主な事業としましては、従来進めております南九州西回り自動車道の整備促進をまず初めに上げております。それと、湯の児・湯の鶴の観光基盤の整備、それから産業団地の造成も必要じゃないかなということと、それから企業誘致活動の強化、それと、今まで産業振興関係で第1次産業の振興を言っただけでございまして、特に農商工連携を強化していかうと。農業の6次産業化を図っていきたいということでございます。

それと、経済の状況から言いますと、建設業を初め多くの事業で非常に厳しい状況にあるというのは御承知のとおりでございますけれども、そういった建設業と、あるいは林業とマッチングするような林建事業、それから水俣市の固有の財産といいますが、非常にすばらしい財産でございますけれども、恋路島の活用といったのは大きなテーマになっております。

さらに、短期セミナーやっておりますけれども、環境大学の立地についても、具体的に検討を進めてまいりたいというぐあいに考えております。

加えまして、市民の利便性を確保するという意味からも、コミュニティバスあるいは乗り合いタクシーなどの交通システムの確立、従来から進めております住宅の建てかえ事業であるとか、あるいは主要道路の市道の整備であるとか、それにまた、環境テクノセンターなどの充実を計画に盛り込めるように、今現在、調整を進めているところでございます。

○議長（松本和幸君） 次に、住宅政策について答弁を求めます。

田上産業建設部長。

（産業建設部長 田上和俊君登壇）

○産業建設部長（田上和俊君） 次に、住宅政策について、順次お答えします。

まず、現在の市民の住宅環境はどのようにとらえているのかとの御質問にお答えします。

平成20年の住宅・土地統計調査報告によりますと、居住世帯当たりの総数は1万660戸であります。そのうち持ち家が7,810戸で、借家は2,850戸となっております。率にしますと、持ち家率は約73%、民間借家率は約14%、公的借家率は約7%であります。

平成15年に策定しました水俣市住宅マスタープラン報告書によりますと、水俣市内における住宅の建て方は、一戸建てが79%で、県平均の70.8%と比較すると多い状況にあります。また、住宅の建設時期については、昭和45年以前が約40%を占めており、県平均の28%と比べて、経過年数が大きい住宅が多い状況となっております。

次に、住宅の1戸当たりの床面積を見ますと、持ち家で約110平方メートル、借家で約55平方

メートルとなっております。持ち家は、県平均の123平方メートルと比べてやや狭く、借家は県平均の49平方メートルと比べて少し広い状況となっております。

本市の人口は、4月末現在で2万7,788人で減少の傾向にありますが、世帯数は1万2,277世帯と横ばい状態でもあり、住宅着工件数でも、平成16年が43件、平成17年が48件、平成18年が48件、19年が42件、20年が48件と横ばい状況にあります。

なお、公営住宅及び民間アパートの戸数については、増加の傾向であり、また、それらの空き家率を調べてみましたところ、14.7%でありました。これは、近隣の出水市や伊佐市の空き家率と比べて決して高い数字を示すものではありませんが、増加の傾向でありました。

このように、水俣市の住宅状況につきましては、今後も人口減少に伴い、持ち家、賃貸用住宅ともに空き家が微増する傾向にあると思われまます。

次に、市営住宅について、どのような認識を持っているかとの御質問にお答えします。

市営住宅は、公営住宅法に基づき整備するもので、健康で文化的な生活を営むに足る住宅を整備し、これを住宅に困窮する低額所得者に対して低廉な家賃で提供し、国民生活の安定と社会福祉の増進に寄与するというを目的としています。

本市における市営住宅の状況は、建設時からの経過年数、間取りや居住環境の面で、建てかえや住居改善が必要であること、また、毎年の申し込み状況から見て、依然として市営住宅の需要は高いものと認識しております。

次に、マニフェストにある個人住宅増改築支援はどのような支援で、いつ実施され、財源はどうするのかについてお答えします。

個人住宅増改築支援につきましては、3月議会の岩阪議員の御質問でもお答えさせていただいておりますが、現在、その具体的な支援内容を検討している段階でございます。

全国においても県や市町村が類似の制度を設けているところもございますが、おおむねの内容につきましては、地元の木材を使用し、地元の大工さんや工務店が施工した場合に補助金を交付するというのが主な特徴でございます。このような事例を参考にしながら、本市の実情や特性を生かした内容と、あわせて財源の確保について検討してまいりたいと考えております。

また、実施時期につきましては、できるだけ早く実施できるよう検討してまいりたいと考えているところでございます。

次に、エコハウスモデル事業の水俣エコハウスの総工費の内訳は幾らで、普及対策をどのように考えているのかとの御質問にお答えします。

まず、エコハウスに要しました工事費の総額につきましては、約5,270万円であります。その内訳は、建物本体及び設備に約3,970万円、太陽光発電設備及び太陽熱温水設備の新エネルギー付帯設備に約500万円、建物の環境データ測定設備設置に約300万円、作りつけ家具等製作費に約



200万円、植栽等の外構工事に約300万円となっております。

そのほか、建物の総工事費外として、エコハウスの建設用地及び見学者用駐車場としての土地購入費が1,480万円となっております。

次に、今後の普及対策についてお答えします。

まず、エコハウスは、ことし3月末に完成し、5月12日から一般公開を行っております。毎週、月曜日と火曜日、それに祝日の休館日を除き、午前10時から午後4時まで、臨時職員が管理人として常駐しており、来客者へ対してエコハウスの概要説明や案内を行っているところであります。

6月3日現在、市内外から105名の来客者があっております。

エコハウスの普及推進活動につきましては、昨年に引き続き、水俣市エコハウス推進地域協議会と一体となった普及推進活動を実施する予定としております。

活動の内容としましては、エコハウスの見学会を初め、建築関係者による研修会や、子どもたちを対象とした伝統技術体験等も計画しているところでございます。

○議長（松本和幸君） 田中功議員。

○田中 功君 この質問につきましては、地元の不動産業の方と、そして大工さん、左官さんからの情報をもとにしておりますが、の市民の住宅環境はどのようにとらえているのかと、それと市営住宅の認識については、答弁にありましたように、そのとおりだと思います。民間の借家数は、不動産業の方からいただいた戸数とほぼ一致します。また、現在の民間の借家の入居率もほぼ85%で、これも一致しております。

ただ、年々、入居率が微減じゃなくて、やっぱりかなり速い速度で空き家がふえている現実はあるみたいですね。その空き家数を計算してみましたら、400戸はもうとうに超えております。このような空き家を抱えるオーナーの経営というのは本当に厳しいものであって、顔色も本当によくありません。

もともとアパートなどを経営をされる当初の理由は、老後の現金収入が大きな目的でありまして、ほとんどのオーナーの方が借入金で建設費を補い、そして、家賃収入で返済を行っているんですから、空き家率がふえますと返済にも、またこれも影響してということになってくるんじゃないかというふうに思っております。

そこで、質問になりますが、市営住宅の入居率は800数十戸ある中で、100%近い状況になります。また、入居待ちの方もいらっしゃるというふうに伺いました。今年度は白浜5号棟10戸の建設に着手するわけですが、このことについては何も言うつもりはありません。ただ、これから取りかかる牧ノ内の市営住宅の建設85戸については、ぜひ再考してほしいと思いますが、これについていかがでしょうか。

なぜかと申しますと、これから、先ほども申し上げました空き家がふえる傾向にある。民間ア

パートの経営を非常に圧迫していると、そういう状況を考慮してほしいという思いからであります。市民にとって市営住宅の必要性は、私も重々承知しておりますし、地元建設関係の業者におかれては、数少ない公共工事の一つであることは認識しております。私もこれまでの質問からすると、少し矛盾を感じられるかもしれませんが、あえてここは検討をお願いしたいというふうに思います。

だからといって、入居待ちの現状を回避するため、オーナーの方もやっぱり努力をしなければいけないというふうには思うんですよ。それ同時に、こういう方法はどうかと考えてみました。水俣市が民間のアパートを借り上げて、入居者が一部負担してもらうということは可能ではないかというふうに思いますが、それについていかがでしょうか。

建設費は当然起債を起こすことになりまして、先ほど言いましたように、オーナーと一緒に検討していただいて、入居者の方も安い家賃で入居できるということであれば、そんなに大きな問題にならないんじゃないかというふうに考えるところです。

それから、個人住宅の増改築支援についてですけど、これは新築は該当しないんですか。

それから、ほかの自治体と同様な条件で、やっぱりこれから水俣市も補助金を交付しようと考えているのか、あるいは、水俣独自の条件で補助金を交付する考えはないのかをお尋ねしたいと思います。

エコハウスモデル事業につきましては、この前、モデルハウスを見せていただきましたが、建築及び附帯工事、植木とは別にすれば、大体4,970万円ぐらいかかっているわけですね。それを坪単価にすると非常に高いような気がしておりますが、果たして普及活動を一生懸命頑張ったとしても、そのように期待するような需要があるのか心配するところですが、これについて考えをお聞きしたいと思います。

以上です。

○議長（松本和幸君） 答弁を求めます。

田上産業建設部長。

○産業建設部長（田上和俊君） まず1点目が、牧ノ内の建てかえ計画についてということでございますけれども、現在、牧ノ内の建てかえ計画については、一応基本的には21年度の予算で基本設計をもう出しております。これは21年度から22年度に繰り越して、現在やっているところでございまして、現在、もう基本設計の中に入っておりますので、それについては、なかなか厳しいかなということを今考えております。

ただ、今後、老朽化している市営住宅につきましては、例えばまだ計画はございませんけれども、猿郷団地とか外平、田平、市営住宅でございますので、これについては、今後、議員の御指摘も参考にしながら検討したいと思っております。

それと、水俣市で民間アパートを借り入れて、それを適用したらどうかという御提案でございますけれども、基本的にはそういうことを検討されている自治体もあると聞いております。その中で、もしそういうアパートを借り上げたときに、同じような近隣のそのアパートと、かなり価格の制度的に係る条件とか優遇とかが、当然そのアパートの経営者が違いますので、そういう問題とか、家賃との関係で計算するとき、家賃の算定の基準がございますので、そのアパート自体の価格というか、価値というか、これも算定の対象になりますので、そういう評価をしていいとか、いろんなその条件というか、課題がございます。

ただ、原則として、市の場合は新たに建築をするのではなく、今、建てかえだけを対象としまして、現在、その859戸ある住宅を徐々に減らして、できれば600戸台にということで、今、検討しておりますので、議員の御指摘も参考にしながら、ちょっと研究させていただきたいというふうに考えております。

それと、先ほどの住宅の改築の補助につきましては、近隣では芦北町、県では岐阜県が同じような形で、例えば新築の場合の補助とか、増改築の場合の補助とかという事例がございますので、これはなかなかハードルの厳しいところもございますので、水俣に合ったそういう支援がどういう形でできるかというのは、早急に検討してまいりたいというふうに考えております。

○田中 功君 新築は対象になるんですか。

○産業建設部長（田上和俊君） 新築も対象にさせていただきたいと思っております。

それと、エコハウスが、先ほど申しました金額で少し高いんじゃないかということでございますけれども、エコハウスにつきましては、いろんなこれから住宅を建てる方たちのニーズとか、いろんなものをふんだんに取り入れたところで、今、あそこに建ててございます。例えば太陽光と太陽温水器を一緒にしたところのそういう新しいエネルギーの考え方とか、それとか、非常に細かい細工をそれぞれの場所にしておりますので、非常に総花的というか、いろんなところを盛り込んだということで、少し今の住宅としては割高になっているかと思えます。それをこれから住宅建設を検討される方々が取捨選択されて、自分の財政、資金との調整をされまして、ぜひエコハウスのモデルに、機能的というか、そういうところを取り入れていただいて、建築を検討していただければと思っておりますので、価格としては少し高いんですけれども、ああいう形になったということでございます。

以上でございます。

○議長（松本和幸君） 田中功議員。

○田中 功君 それでは、最後に質問をさせていただきます。

まず、水俣市の新築件数ですが、ここ数年、40件から50件くらいということですね。ただ、その中で、ハウスメーカーなどで新築した件数等は把握しておられるのか。これは質問ではありま

せん。もう私のほうで不動産屋さんに尋ねましたところ、10件新築の家があったとき、ほぼ7件ぐらいがハウスメーカーになっていくと、発注されると。残った3件が地元の建設業者さんや大工さんに発注されると、そういう状況だそうです。

そこで、補助金の交付について、水俣独自のやり方は考えられないのかということをお願いしましたが、確かに県産材とかを使って、そして地元の業者を使って増改築をした場合、補助というのは幾つかの自治体でもありました。

私、考えておるんですけど、こういうことはどうなんだろうかと。補助金の総額というのは、これは決めなければなりませんし、補助金の上限というのを、これも当然決めなければならないと思うんですね。その金額は後にしまして、例えば工事費が1,000万円かかったとしますね。その場合、50%以上を労務費や材料資材、備品などを地元から調達したら、こういう条件であったら補助金交付するということも考えてもいいんじゃないか、これは水俣独自のやり方というふうに思うんですが、それについて、一つだけ答弁を求めたいというふうに思います。

それから、実施されることは決められておられるようですので、早い段階で予算を計上して実施されることをお願いしたいというふうに思います。

○議長（松本和幸君） 答弁を求めます。

田上産業建設部長。

○産業建設部長（田上和俊君） 今、住宅着工件数なんですけれども、平成20年度が、実は48件と申しますけれども、実は市内業者の方が27件、いわゆるハウスメーカーが21件で、それと、21年度はちょっとふえまして、58件建てられておりまして、その中で市内業者が41件、それといわゆるハウスメーカー、これは自分で製品をつくって全国的に売り出すハウスメーカーです。これが17件ということで、かなり水俣でも地元のほうにふえているというふうになっています。

それと、先ほどの増改築、それと新築についてのいろんな補助制度もこれから、ちょっと今、検討している段階なんですけれども、議員の今の御提案も中へ入れながら、ちょっと検討してまいりたいと思いますので、どうぞよろしくお願ひしたいと申します。

○議長（松本和幸君） 以上で田中功議員の質問は終わりました。

この際、昼食のため、午後1時30分まで休憩します。

午後0時00分 休憩

---

午後1時30分 開議

○議長（松本和幸君） 休憩前に引き続き会議を開きます。

次に、野中重男議員に許します。

（野中重男君登壇）

○野中重男君 皆さん、こんにちは、日本共産党の野中重男です。

市民生活の向上を願う立場から質問いたします。

まず、最初に、鳩山首相が退陣しました。これは、後期高齢者医療制度、労働者派遣法、普天間基地の移設、政治と金の問題など、公約が守られないことへの国民の怒りの結果だと思えます。公約は首相個人のものではありません。政党としての公約です。公約は守ってこそ信頼が得られると思えます。今回のことでも政治は国民の力で動くことが証明されたと思えます。まさに主権は国民にありと思えます。そこに私どもは確信を持ちながら、市民の皆さんの役に立つ市政が発展するように活動を続けていきたい、そのように思っています。

早速質問に入ります。

1、水俣病について。

、熊日新聞5月1日付に二塚信熊大名誉教授の論文が紹介されていた。内容はどのようなものか。

、昭和44年12月以降生まれの人は、水俣病特別措置法による救済から除外されている。この人たちの救済はどのようになるのか。

、新保健手帳の所持者が、特措法に申請して救済対象でないとされたら手帳が取り上げられる。新保健手帳は医師の診断で発行されているが、この医師の診断は否定されるのか。

、特措法による救済策に何の手続きもしていない市民が多数存在する。この人たちへの制度の説明と主な症状の紹介など水俣市独自の情報提供はどうするのか。

、医師会に協力を得て市民の健康調査を実施すべきである。

、国民健康保険には、国・県から水俣病に関する特別調整交付金が出ているが、まだ十分ではない。100%の交付を目指して交渉すべきだと思いますが、いかがでしょうか。

2、チッソの分社化及び転勤、そして、ダイオキシン類の処理について。

、チッソの後藤会長は、ことしの10月には分社化を政府に申請すると言っているが、どのように聞いているか。

、ことしの春にはチッソで転勤があったと聞く。どこに何人転勤になったと聞いているか。

、チッソは、構内に保管していた高濃度のダイオキシン類について、無害化処理すると発表したが、その詳細について。

3、消防団への援助について。

、消防団員数の経年変化について。

、現在、火災や行方不明者の捜索などの出動手当は幾らか。また、退職時の手当は幾らか。これらの近隣市町との比較はどうなっているか。

4、市役所の部課設置及び雇用対策について。

- 、総合経済対策室の位置づけについて。
- 、環境モデル都市推進課について。
- 、所信表明では雇用対策について述べられた。具体的な内容は何か。

以上、本壇からの質問を終わります。

○議長（松本和幸君） 答弁を求めます。

宮本市長。

（市長 宮本勝彬君登壇）

○市長（宮本勝彬君） 野中議員の御質問に順次お答えします。

まず、水俣病については私から、チッソの分社化及び転勤、そしてダイオキシン処理については福祉環境部長から、消防団への援助については総務企画部長から、市役所の部課設置及び雇用対策については副市長から、それぞれお答えいたします。

まず、水俣病についての御質問にお答えします。

5月1日付熊日新聞に、二塚信熊大名誉教授の論文が紹介されたが、その内容はどのようなものであったのかとの御質問にお答えします。

これは、1970年代に当時熊本大学医学部公衆衛生学教室に在籍していた二塚信現九州看護福祉大学長らが、患者が多発した水俣・芦北地域のA中学校と、対象地域として現上天草市のB中学校を選び、普通学級に在籍し、健康とされている生徒ばかりを対象に身体機能等を調査比較したものです。

検査項目は8項目で、その結果、盤の穴に細い棒を差し込ませて手先の器用さを見るマッチボードや、直線と曲線を組み合わせたコースを全力疾走させるアジリティ・ランなど5項目で、A中学校はB中学校の平均レベルを下回ったということが報告されています。

一方、既存の資料で両校を比較すると、身体や体重などの体格、50メートル走や走り幅跳びなどの運動能力は同じレベルで、二塚先生は、「より細かな中枢神経系の検査によって差が生じた結果を見て、メチル水銀の影響が主要因の一つと考えざるを得ない。できれば追跡研究を行いたかった。」と振り返っておられます。

次に、昭和44年12月以降生まれの人は、特措法による救済から除外されているが、この人たちの救済はどのようになるのかとの御質問にお答えします。

今回の水俣病被害者救済特別措置法に基づく救済策の対象者は、年齢要件が昭和44年11月30日までに生まれた方については、胎児期の暴露の可能性を考慮し、一時金等の対象となる地域要件、症候要件とあわせて総合的に判断することになっております。

また、昭和44年12月1日以降に生まれた方であっても申請することは可能ですが、臍帯や胎児筆または妊娠中の母親の毛髪における高濃度のメチル水銀の暴露の可能性を示すデータなど、科

学的なデータの所有者が対象者であり、どこでメチル水銀の暴露を受けた可能性があるか原因を確認した上で、救済措置の対象となる地域要件、症候要件とあわせて総合的に判断することとなっています。

このような科学的なデータを所有していない人の申請の可否については、熊本県に問い合わせたところ、現在検討中という回答でございました。

次に、新保健手帳の所持者が、特措法に申請して救済対象でないとされたら、手帳は取り上げられる。保健手帳は医師の診断で発行されているが、この診断は否定されるのかとの御質問にお答えします。

新保健手帳の保持者が、今回の救済策で一時金及び療養手当等の給付を希望されない場合、つまり療養費の給付のみの場合は、公的診断を受ける必要はありませんが、療養費のほかに一時金や療養手当等を希望される場合は、指定医療機関において公的診断を受けていただくことになります。

その公的診断の結果と民間の医師の診断結果を初め、疫学条件等も総合的に考慮して救済対象かどうかを判断されると聞いています。

その結果、対象者と判断されなかった場合は、被害者手帳は給付されませんし、新保健手帳も返還することになります。保健手帳の給付時には、民間の医師の診断書と疫学条件等で判断されていましたが、今回の被害者手帳の給付については、民間診断と公的診断の両方の結果及び疫学条件等を総合的に判定された結果ということになりますので、直ちに民間の医師の診断が否定されたとは一概には言えないのではないかと思います。

次に、特措法に基づく救済策に何の手続きもしていない市民が多数存在する。この人たちへの制度の説明と主な症状の紹介など、水俣市独自の情報提供はどのようにするのかとの御質問にお答えします。

昨年7月に成立しました水俣病被害者救済特別措置法による水俣病被害者の救済が、ことし5月からスタートしたことに伴い、まず市報5月1日号で水俣病被害者救済措置の申請受付を開始したことや、説明会の広報を行いましたし、市報5月15日号には、水俣病救済措置の受け付けが始まったことのほか、6月1日から水俣病救済相談窓口を水俣市白浜町の養護老人ホーム恵愛園跡に開設することを広報しております。

今後も、水俣病被害者の救済に関する相談や申請について、さらに市報への掲載やチラシの配布を行い、また、市内各地区での説明会の開催等を通じて市民への周知を図り、すべての水俣病被害者が救済されるように努めていきたいと思っております。

次に、医師会の協力を得て、市民の健康調査を実施すべきであるかどうかとの御質問にお答えします。

水俣病被害の状況を把握するためには、市民の健康調査を実施するのは有効な方法だと思います。

しかし、今回の水俣病被害者の救済の対象となる人は、現在の水俣市内の居住者だけでも推定1万人は超えるものと思われますので、健康調査を行う医師を初めとしたスタッフ等の問題、調査実施会場の問題、経費の問題、特にこれだけ多くの市民を対象に実施すると、かなりの経費が必要と思われますので、受診者に対しても費用負担を強いる可能性も出てくることなどが予想されます。

そこで、水俣病の症状をお持ちの方はもちろんのこと、健康に不安をお持ちの方は、6月1日から開設しました水俣病救済相談窓口気軽に相談をしていただき、申請手続きを行っていただきたいと思っております。

次に、国民健康保険には、国・県から水俣病に関する特別調整交付金が出ているが、まだ十分でない。100%の交付を目指して交渉すべきだとの御質問にお答えします。

水俣病認定申請者等に係る医療給付費に対する特別調整交付金については、これまでも、平成19年に近隣の市町とともに環境省、厚生労働省に国保財政の窮状を訴え、財政支援を要望してまいりましたほか、毎年度国へ出向いての要望、県を通じての関係省庁への要望を続けております。

その結果として、平成19年度に特別調整交付金の補助率が、国・県合わせて15分の8から15分の10に引き上げられましたが、依然として地方負担が残った状態であります。

また、今後も被保険者の高齢化や新たな手帳の発行による医療給付費の増加が予想されます。このことから、これまで以上に、国・県に対して特別調整交付金等の財源措置の拡充を要望してまいりたいと思っております。

○議長（松本和幸君） 野中重男議員。

○野中重男君 2回目の質問をさせていただきます。

一番最後に御答弁いただいた、国・県からの水俣病に関する特別調整交付金ですけれども、今、御答弁あったとおり、15分の10が来るようになったということでした。以前からすると67%近くまで来るようになったわけですので、前進だと思うんですが、いろんな人たちから私も話を伺う機会があるんですけれども、水俣病に関する現在で言えば、保健手帳だとか、あるいは認定申請者が持っていらっしゃる治療研究事業の手帳だとか、そんな人たちがいっぱいいて、病院にたくさんかかるから、国民健康保険料が高いんじゃないか、税金が高いんじゃないかということをおっしゃる方も実はいらっしゃるんです。ですから、そういう話が出たときは、制度として国から特別調整交付金が出ているんだということを説明しながら、だれだって病気になればちゃんと治療するというのが当たり前じゃないでしょうかという話をしているんですけれども、こういう疑問を持つ方がやっぱりいらっしゃいます。こういうのをそうではないんだということを明確に、



やっぱり数字的にも、財源的にも明らかにしていくには、水俣市がつくった制度ではないんですから、環境省が始めた制度なんですから、まさに日本政府がその分については財政の手当てをするというのが私は当然のことなんだろうと思うんですね。いろんな努力をされて、67%まで交付額が上がっているというのは承知していますけれど、さらにこれは努力をしていただきたい、そのように思います。これは要望にします。

それで、質問なんですけれども、まず一番最初の質問に対する回答でした。A中学校についての調査をした結果はこうだったということですよ。もうちょっと説明しますと、こういうことなんですよ。昭和31年、32年、33年ごろは、胎児性と言われる患者さんたちが生まれた年なんです。その方たちを頂点として、いや、もっとその上に濃厚汚染では流産とか死産があったわけなんですけれども、幸いにも命を持ってお生まれになった胎児性の患者さんたちのもっとすそ野のところでの健康被害はどうなんだろうかということで調査されたのが、この1970年代の調査、二塚先生たちがされた調査の一つなんです。これは10年後の水俣病研究班の調査としてされております。つまり、胎児性というふうに言われている人以外にも、そのすそ野のところでは中枢神経疾患の症状を確認できるんですよというのをこの当時発表されているんですよ。報告書は46年と47年に出ているんです。2年間にわたって熊大から出ております。

ところで、このときに受診された中学生の人たちは、その後、健康をフォローされたんでしょうか。調査だとか、フォローされたかどうか、これはどのように聞いていらっしゃいますか。これが第1問目です。

第2問目、その44年以降生まれの人については救済対象、44年12月以降生まれの人については、救済対象から除外されているというふうに私は言いましたけれども、市長おっしゃったように、いろんな資料を持っている人はそうでもないですよという話があったと思います。特措法では臍帯水銀、へその緒の水銀とか、あるいは体毛のデータ、生まれたときの赤ちゃんの髪の毛を筆だとか何かにして保存されている方もいらっしゃいます。そういう方の毛髪データのデータだとか、お母さんの妊娠中のデータだとかある人はいいんですけれども、そうでない人は、御答弁あったように、そういうデータがない人は完全に門前払いなんです。と私は思っているんです。

今、検討中ということでしたので、どうなるかわからないんですけれども、はっきりしているのは、現時点では門前払いだということ、データがない人は門前払いであるということは確認していいですね。これが2点目です。

3点目、今、御答弁で、開業医の診断は否定されるのかというふうに私はお伺いしました。いろいろと御答弁いただいたんですけれども、一概には否定されたというふうにはとれないというふうな話がありました。しかし、開業医の先生たちが、その検査所見書というのをお書きになるときも、その方の居住歴はどうなんだ、あるいは魚介類との接点はどうなんだ、あるいは神経学

的所見はどうなんだということをちゃんと検査所見書にお書きになって、それで、それを添付して熊本県なり鹿児島県なりに申請して、それで発行されているんです、その保健手帳というのは、ですから、それが公的検診で否定されるということは、開業医の先生たちがつくられた検査所見書が否定されるということに僕はなると思うんですけど、そのように思われぬかどうか、これが3点目です。

4点目、今回の水俣病に関する特別措置法というのは、異議申し立てだとか、行政不服審査請求だとかが全く認められていないんです。例えば水俣市が行っている業務でも、生活保護に該当しないという処分が出たら、それに対しては異議申し立てをすることができるようになっています。あるいは、固定資産税にしる、市民税にしる、市から課税されて、それに納得できない場合は異議申し立てしていいようになっています。それが普通の法律なんです。行政が処分を行ったときには、必ずそれに対して異議申し立てができるというふうになっているんですけど、この特措法については異議申し立てというのが認められていないんです。一つだけ認められているのは、家族に認定患者さんがいる、あるいは1995年の医療手帳を所持されている方がいらっしゃる、あるいは親族に漁師をされていた方がいらっしゃるというようなことがあれば、救済対象じゃないということであっても、さらにその判定をお願いすることができるという制度になっているんですけども、通常はこの異議申し立て等は認められてないんですよ。私は、これはお上のやることについては一切物を言うなど、異議申し立てするなという、まさに戦前の明治憲法下の法律ではないかというふうに思います。こういうのはやっぱりおかしいということをしてしっかり物を言っていたきたいというのが4点目であります。

5点目は、市長答弁ありましたけれども、4月1日付とか、5月15日付だとか、あるいは6月1日から白浜の旧老人ホームの跡に相談室を設置したとか、新聞にもこれは載りましたね、白浜のほうにつくるといふのは。多分これで十分だというふうに思っていらっしゃらないと思うんですけども、一つだけ資料を紹介しますと、去年の12月議会ですよ。本当に特措法でみんな終わるんですかという質問を私はしました。このときに市長はこういうふうにおっしゃっています。「今回の特措法では、救済を受けるべき人々があたら限り救済されることと、救済の原則がうたわれておりますので、多くの方が救済されるように、地域住民の方々に周知すべきではないかと思っています。水俣病の症状がある方は積極的に手を挙げていただくような雰囲気をつくっていかねばならないと思っています」という御答弁をいただいていた。

それで、私は、5月1日から受け付けが始まりまして、そのころに一斉に水俣市を初め説明会がされました。私が調査したところ、上天草の竜ヶ岳では全戸にいついつ説明会しますよ、あるいは熊本県がつくったチラシが区長さんルートで配られるとか、あるいは大道地区は回覧で回っ

てくるだとかというのはされたんですけども、水俣市については、残念ながら新聞折り込みがあっただけなんです。これは熊本県がやるのと、水俣市が独自にやるのと、幾つかあるんだと思います。だけれども、住民に本当に周知しないと、制度そのものと、どういう症状が水俣病ですよということを周知しないと、結局、また取り残される人たちが、あるいは雰囲気もない中で出てくるということになるのではないかとということを危惧しているんです。

ですから、これについてはこれから、事前にお伺いしましたら、熊本県と水俣市で各集落に説明会に行こうという話も考えているということも担当課のほうからも伺いましたけれども、それと同時に、改めてこういう症状が今回の特措法で申請していいんですよというようなものをちゃんと全戸に徹底する、そういうことをしなきゃいけないんじゃないかなと思っていますけれども、この辺についてはいかがでしょうか。これが5点目です。

6点目です。私が今、この健康調査、医師会の協力を得てと申し上げたのは、市長が今、御答弁されましたけれども、スタッフのことだとか、経費だとか、場所だとか、費用負担をお願いしなきゃいけないんだとか、こういうことが出てくるんで、特措法をお願いしてという答弁だったと思うんですけども、特措法に申請はできないけれども、本当に自分は大丈夫なんだろうかと人たちもいらっしゃるんだと思うんです。お医者さんの診察を受けて、症状があるなということであれば、特措法に申請してみようかという人も出てくるかもしれません。ですから、まずお医者さんに、自分がかかりつけのお医者さんでいいと思うんです。ほとんど水俣市内のお医者さんは、例えば特別にある科に特化した診療をされている先生方以外は、内科の先生たちはほとんど神経所見とれるお医者さんたちだと思いますので、その先生たちに相談すると。そして、ちょっと検査をしてみましょうか、そして、あなた症状がありますねという方は特措法に申請するだとか、そういうような、ある特別の会場に行くと、それは水俣病の検査のために行ったんだなということがわかるような形でない状態で、かかりつけのお医者さんのところでそういうのができるということができないかということを考えているんです。そのほうが、差別と偏見がある中で、患者さんというか、市民の方たちは、より開かれた窓口で受診できるようになるんじゃないかなということを考えています。

以上、6点について御答弁をいただきたいと思います。

○議長（松本和幸君） 答弁を求めます。

宮本市長。

○市長（宮本勝彬君） まず第1点の、この論文の水俣市内の中学生は健康についてフォローされているかということでございます。

今、答弁の中でも申し上げましたけれども、この論文で紹介された中学生は、今、議員おっしゃったように、1970年代に中学生ということで、現在では50歳前後、胎児性水俣病患者さん方の

世代であると予想されます。この新聞記事によりますと、できれば追跡研究を行いたかったという二塚先生のコメントもございますので、健康についてフォローされていないと、そのように今思っております。

それから、今回の救済策では、臍帯水銀等、あるいは母親の毛髪水銀のデータがある人は総合判断になるが、これがない人は門前払いかというような御質問でございます。

今、議員がおっしゃったように、これもこのときに問い合わせをしたところなんですけれども、明快な回答はいただきませんでした。だから、現時点では議員おっしゃったように門前払いになっているのではないかなと思っております。

それから、保健手帳は開業医の診断で発行されてきたんだけど、その否定を不当とは思わないかということでございますけれども、今回の判定は民間診断の結果ばかりでなくて、公的診断の結果と、あるいは先ほど答弁で申し上げましたけれども、疫学条件等を踏まえて総合的に判断されると聞いております。現段階では判定結果がまだ出ておりませんので、何と申し上げていかわからないんですけども、特措法の趣旨では広く救済をするというような趣旨でございますので、これは状況をしっかり見詰めていかなければならないんじゃないかなと思っております。

それから、今回の特措法では、該当しなかった人は、一定条件以外の人は再判定の要求ができなくなっていると。議員おっしゃったように、公金法、税法あるいは生活保護あたりは異議申し立てができるのに、何でこれはできんのかということでございます。

特措法に関する不服審査請求については、これは法の解釈の問題でもございまして、市がお答えできる立場にありませんけれども、環境省に問い合わせをいたしました。環境省に問い合わせいたしました結果につきましては、次のような内容でございました。行政不服審査法の異議申し立て等の対象になるには、国または地方公共団体の行為が直接国民の権利、義務を形成するものであると法律上認められる必要があり、特措法には、政府は、四肢末梢優位の感覚障害を有する者等を早期に救済するため、一時金等の支給に関する方針を定めると、これだけしか規定されていないと。規定されているのみで、これに基づき救済措置の方針として、救済内容は、手続というのは閣議決定されたんだと。その結果、救済措置は直接国民の権利、義務を形成するものとして法律上認められたものでなく、また、不服審査や異議申し立て等の規定も置かれていないことから、一時金救済対象者に非該当の場合、行政不服審査法の異議申し立て等はできないと、そういう見解でございました。

それから、水俣市では、市民への資料配布をもっと集中と徹底を図るべきじゃないかと。おっしゃるとおりでございます。今回の水俣病特措法に基づく救済方針が決まりましたのは、先ほどの答弁で申し上げましたけれども、4月末でございまして、申請手続が始まったのは5月の連休明けからでございました。その後、本市にも申請者や、あるいは問い合わせの方々が殺到いたし

まして、その対応に大変追われました。市民への資料配布等が滞った状態になりまして、資料等の配布ができなかったという、大変申しわけなく思っております。本市としましては、今後、早急にチラシの配布や、あるいは地区説明会等を行いながら、すべての人が救済されるように努力をしていきたいと、そのように思います。

それから、開業医が日常診察で相談に乗って、水俣病の検査をしてくれる仕組みはどうかということでございます。

まず、水俣病の症状のある方、あるいは健康に不安のある方は、今回の水俣病被害者救済申請の手続きをしていただくと。もし仮に却下された場合には、健康フォローアップ事業に登録をしていただきたいと。ぜひその事業活用をして対応していただければと思うんですが、この件につきましては、医師会とも再度お話し合いをしてみたいと思います。

以上です。

○議長（松本和幸君） 野中重男議員。

○野中重男君 御答弁あったとおりで、フォローアップの調査はされてないんですね。

これも同じく資料を使いますけれど、5月22日付の熊日新聞ですよ。へその緒の水銀高濃度という、国立水俣病研究センターがまとめた資料を熊日が社会面に掲載しておりました。1970年から74年に生まれた人たちの中に、21件の中で最高0.82ppmを検出というふうに記事は書いています。これに対する原田正純先生のコメントが入っているんですけども、0.1ミリ以上の値は異常と見ていいと。メチル水銀はチツソの工場排水がとまった後も魚介類に蓄積され、70年代以降の出生者も食べ続けたというふうにコメント入っていますが、東京だとかと比べると、へその緒の水銀値が2倍、3倍高い。結局、30年代前半にA中学校の調査がされた、その人たちも中枢神経疾患あるのにフォローされてなかった。その後も臍帯水銀値が他の地区と高いのに、その臍帯水銀持っている人と、臨床データとの相関関係だとか、あるいは健康状態だとか、臨床データだとか蓄積されなかった。若年者の健康調査についてもされなかったと。にもかかわらず、若年者を特措法から排除しているというのは、本当に私は許されないというふうに思います。もうまさにサボタージュとしか言いようがないというふうに思っています。

現時点で詳しいことについてはわからないといいますが、状況を見てという判断だと思うんですけども、やっぱり線引きでもおかしいことはおかしいということで、市長は国と県に対しても意見を言っていただきたい、そのように思っています。これが1点目です。

それから、若年者のところについては門前払いになっているというのは、市長、さっき答弁されたとおりですから、このこともきちっと物を言っていただきたいということですね。

保健手帳のところについては、これも開業医の診断を否定されるわけで、やっぱりこれもおかしいならおかしいというふうに言っていただきたいと思います。

3点目の異議申し立てのところは、環境省らしい官僚の非常に何を言っているのかよくわからないという話の答弁なんですけれど、法律に基づいてなくて、閣議決定だから行政不服対象にならないんだということなんだろうと思うんですけれど、そもそもそういう法律をつくったんですよ、特別措置法というのは。なぜかという、3年後に分社化しなきゃいけないから、異議申し立てが殺到して処理に終わってたら、被害者が特定できないでしょう。それで、分社化できないから、異議申し立てできないということで法律をつくっちゃったんです。ここに最大の問題点があると私は思っています。これについても、いろんな機会あると思いますので、市長はちゃんと物を言っていたきたいというふうに思っています。

それから、広報については、今おっしゃったとおりで、さらに努力するということでしたので、お願いをしたいと思います。

それから、健康調査についてですけれども、これも検討するということでしたので、引き続き担当のところでも結構ですし、医師会とも協議を重ねていただきたいと思っています。

幾つか質問と要望を言いましたけれど、質問のところだけ答弁ください。

○議長（松本和幸君） 宮本市長。

○市長（宮本勝彬君） ただいまありました、まず第1番目には、健康についてのフォローがされているのかという、中学生は健康についてフォローがされているのかということ。それから、昭和44年12月以降に生まれた方の件でございますけれども、これがない人は門前払いになるのかと。あるいはもう一つは、保健手帳のことでございましたけれども、この件について、国や県に申すべきところできちっと申し上げていかなければならないと思っているところでございます。

○議長（松本和幸君） 次に、チッソの分社化及び転勤、そしてダイオキシン処理について答弁を求めます。

中田福祉環境部長。

（福祉環境部長 中田和哉君登壇）

○福祉環境部長（中田和哉君） 次に、チッソの分社化及び転勤、そしてダイオキシン処理についての御質問にお答えします。

まず、チッソの後藤会長は、ことしの10月には分社化を政府に申請すると言っているが、どのように聞いているかとの御質問にお答えします。

ことし年頭のチッソの社内報において、後藤会長は救済措置の具体的な中身が決定すれば、すぐに分社化に入る。できれば10月1日を目標に体制を整えておくとの考えを示されたことを新聞で知りました。

この件について、チッソに問い合わせをしましたところ、6月2日に回答があり、チッソとしては、水俣病被害者の救済及び水俣病問題の解決に関する特別措置法により、被害者の救済と水

俣病問題の解決を図りたいと思っており、分社化はそのための手段であり、分社化については、いまだ説明できる段階ではないとのことでありました。

しかし、6月5日の新聞報道によりますと、チッソから環境省へ、特措法に基づき事業者指定申請の記事が掲載されておりました。

今後につきましては、チッソに対して経緯について詳しく聞いていきたいと思ひますし、環境省に対してもどのような対応をされていくのか、情報収集を行っていききたいというふうに思っております。

次に、チッソ職員の転勤についての御質問にお答えします。

チッソの転勤の状況について、チッソ水俣本部に問い合わせしましたところ、今後大きな需要が見込まれる太陽光発電用ポリシリコン事業を行うため、チッソは日鉱金属株式会社、東邦チタニウム株式会社との3社合弁で新日本ソーラーシリコン株式会社を設立し、茨城県に鹿島コンビナート工場の建設を推進し、5月から試運転に入っているとのことでありました。

太陽光発電用ポリシリコンについては、チッソ水俣本部で2002年から量産化技術の開発を進めてきた製品であり、関係会社を含むこの職場の社員46名が2009年10月から2010年5月までに鹿島に異動・転勤したということでありました。

茨城県鹿島市に新工場を建設した理由としましては、原料となる塩素が水俣では確保しにくいことが、鹿島では確保しやすいこと、その他土地の確保などの問題があったから、この地で建設されたと聞いております。

次に、チッソが構内に保管していた高濃度のダイオキシンの無害化処理についての御質問にお答えします。

本件について、チッソ水俣本部に問い合わせをしましたところ、チッソ水俣本部で2003年に肥料原料の硫酸カリウム製造過程でダイオキシン類の副生が確認された際に、その製造を中止し、ダイオキシン類で汚染された可能性のある同設備を解体し、同本部内にコンクリート6面で囲んで一時保管をしていたが、熊本県からの指導に従い、廃棄物処理法に基づいて2010年度中に処分工事を行うとのことでありました。

工事の具体的な内容につきましては、保管中の内容物を機器類と土砂にふるい分け、汚染土砂については外部に焼却溶融の処理を委託し、機器類は高圧洗浄により水洗してリサイクル処分または埋め立て処分することとし、その洗浄水は焼却溶融する予定だそうです。

なお、この焼却溶融法とは、高温処理により燃えるものはすべて燃やし、燃えないものは融解することで、ダイオキシンを無害化する処理方法であり、今後の予定としましては、本年度上期中に詳細計画を立案し、熊本県と協議した上で、10月に工事着工、2011年3月に完了予定ということでありました。

○議長（松本和幸君） 野中重男議員。

○野中重男君 ありがとうございます。

御答弁いただいた中で、6月2日に回答があったと。救済措置の一時金支払いのために分社化が必要だったという話ですけれども、もしこの理屈が通るのであれば、1995年の政治解決のときも分社化しなきゃいけなかったんだと、お金がなかったんだというふうになっちゃうんです。あのときは分社化してなくて、ちゃんと財源は出てきた。その大半は三百数十億円、国がチッソに貸し付けて、それは返済しなくていいよというふうになっているんですけれども、ということになっちゃうんです。ですから、これは私は分社化のための合理化するためのものであるというふうに思っています。

それで、御答弁あったように、6月4日には特定事業者への指定を求めて、環境省に文書出されたという話も新聞報道等出ておりました。

ところで、環境大臣は5月1日に記者会見をされまして、被害者が安心して大丈夫と思うまで分社化にはならないと強調したと報道されております。これはどういう意味と解釈されているか、情報収集されているかについて、第1点目お伺いします。

それから、2点目です。保管されているダイオキシン類は、熊本県と一緒にでも現場に見に行かれたことがあるかどうか。

それから、この処理については、土地については焼却、機器類については高压洗浄して、それで水の分だとかについては燃やして、残りの分はリサイクルをするという答弁だったと思いますけれども、これらを検証するというんですか、監視するといいますか、そういう体制はどのように考えていらっしゃるか。

実は、水俣湾の船だまり等については、何回もこの説明会が県のほうでもありましたし、水俣市の下水道課も対応してもらって住民に説明があって、どういう計画で、どういうプラントで焼却するんだ、あるいはセメント固化するんだ、埋め立てるんだという話があって、見ておりました。今回については、その経過は行政のほうでチェックされないと、住民には見えないものだから、そこをどういうふうにされるかというのが2点目であります。

3点目は、同じくダイオキシン類のことなんですけれども、去年の12月議会で、私は八幡プール群のダイオキシン処理についても質問をいたしました。昭和44年に始まった最初の水俣病裁判のときに、チッソから出された書証の中に、今話があった硫酸カリ変成施設関係の排水も、八幡プール群に排水路変更で流したんだというのがありますよと。これについては、追っかけて調査されていますかという質問をしました。そのときの部長が、今、総務企画部長ですけれども、このようにおっしゃいます。

今現在に至りまして、過去にそういう排水が流されていたということであれば、ダイオキシン



類の調査についても検討を要するんじゃないかというふうに考えております。どのような調査方法をもってすればいいのか、わかるか、また、市の技術的な問題であるとかいろんなことがございますので、市において、市がまず調査すべきであるかどうかということも含めて、今後、検討していきたいと考えておりますというのがこのときの答弁でありました。答弁書持ってきておりますけれど、その後、どういう検討がされたのか。

以上、3点についてお尋ねします。

○議長（松本和幸君） 中田福祉環境部長。

○福祉環境部長（中田和哉君） 野中議員の御質問にお答えをいたしたいと思えます。

まず最初、環境大臣の被害者が安心して大丈夫と思うまで分社化にはならないという報道、それに対する意味ということだったと思えますけれども、環境省に直接お伺いをいたしたところ、明確な回答をいただけませんでした。発言どおりの解釈だろうと思えますけれども、チッソにつきましては、旧特措法に基づき、まずは水俣病で被害を受けた人々の救済を行っていただきたい。その後、分社化をやっていただきたいというふうに思っておりますし、新聞にもありましたけれど、環境省は救済完了を最終的な分社化の条件にしておりますということで、患者の救済が終わるまでは会社の分社化は行われぬものというふうに理解をいたしております。

それと、次のダイオキシンで、熊本県と一緒に監視に行ったことがあるのかというようなお尋ねだったと思えますけれども、熊本県のほうには何回か同行して監視をさせていただけないかという要望を、要請を行ってございましたけれど、いまだ返事が来ないということで、実現には至っておりませんが、ダイオキシンを処理される際には、立ち会い、監視ができるように、熊本県、チッソ、双方をお願いをしていきたいというふうに思っております。

それと、八幡プール群のダイオキシンのその後だったかなということで、これも熊本県のほうともちょっと御相談をいたしてございましたが、まだ調整がついておりませんので、環境面、生活面、健康面、相互にちょっとやっぱり不安があるのかなというふうに思っておりますので、数点、市で単独でサンプリング調査をやっていきたいなというふうに、そういうふうに考えております。

○議長（松本和幸君） 野中重男議員。

○野中重男君 ありがとうございます。

環境省は大臣の発言に責任を持ってもらいたいですね。何とも明確な回答がないというのは、マスコミ向けにあたかもそういうことをおっしゃっているのかなということで、不信感がわいてきます。大臣が言ったわけですから、裏づけを持って発言してほしいなというふうに改めて思います。

それから、立ち会いたいということでしたので、いろんな機会、熊本県と一緒に水俣市も同行させてもらうとか、担当課のほうで把握をしていただければと思います。

それから、サンプル調査、八幡プール群をしたいということですので、これはぜひされたいと思います。なければそれで安心なんです。あったら対策をとらなきゃいけないんですけど、あちらに排水を流したという記録があるわけですから、裁判所の公記録があるわけですので、流したほうの公記録もある、裁判所の公記録もあるわけですので、これはきちっと追っかけるということをお願いをしたいと思います。

これは以上で終わります。

○議長（松本和幸君） 次に、消防団への援助について答弁を求めます。

吉本総務企画部長。

（総務企画部長 吉本哲裕君登壇）

○総務企画部長（吉本哲裕君） 次に、消防団への援助についてお答えします。

まず、消防団員数の経年変化についてお答えします。

水俣市消防団の団員数は、10年前の平成12年度は552人、5年前の平成17年度には512人、平成22年度現在は483人です。

消防団員の人口に占める割合は、平成12年度は1.74%、平成17年度は1.72%、平成22年度は1.74%と、余り変わっておらず、人口の減少に比例して消防団員数も年々減少しております。

次に、消防団員の出勤手当及び退職時の手当についてお答えします。

現在、当市の消防団員への出勤手当は、火災、風水害、行方不明者捜索については、1人1回出勤につき1,100円、行方不明捜索については、4時間を超えると1,100円の加算となります。

また、警戒、訓練、広報活動については、1,000円を支給しております。

近隣市町の状況としましては、出勤手当については、津奈木町は支給なし、芦北町は出勤1回につき1,000円、鹿児島県では、出水市は5,000円、伊佐市は4,550円となっています。

退職時の手当である退職報償金については、勤務年数が5年以上の団員に対し、勤務年数及び階級に応じて支給しております。

通常の団員においては、勤務年数が5年以上10年未満が14万4,000円、10年以上15年未満が21万4,000円、15年以上20年未満が28万4,000円、20年以上25年未満が35万9,000円、25年以上30年未満が46万9,000円、30年以上が63万9,000円となっております。これが、部長及び班長、副分団長、分団長、副団長、団長と、階級が上がるごとに、それぞれ勤務年数ごとの支給額もふえ、最高額は団長の階級で30年以上勤務したときの92万9,000円となっております。

退職報償金については、法律に基づき、消防基金と消防団員退職報償金支給責任共済契約を締結している関係上、近隣市町についても当市と同額の退職報償金を支給していますが、津奈木町、芦北町については、その退職報償金に加え、町独自で消防功労金の制度を設けており、20年以上勤務して退職した消防団員に20万円、20年を超える消防団員は、その額に1年につき1万円を加

算した額を支給しています。

また、伊佐市についても、支給対象とならない5年未満の退職者に階級、年数ごとに退団報償金を支給しているとのこと。

○議長（松本和幸君） 野中重男議員。

○野中重男君 詳しく答弁していただきました。人口比で見ると、比率はそんなに減ってはいないんだというのが一番最初だったと思います。

手当等については、御答弁あったとおりですけれど、まとめると、1回当たりの出勤したときの単価で、出水市が5,000円、伊佐市4,550円、津奈木町はゼロ、芦北町は1,000円、水俣市が1,100円という表ができるかと思います。

近隣で退職時に上乘せして、町独自でという話を一番最後にされましたけれども、津奈木町では20年で20万円、21年で21万円、22年で22万円が、通常、全国一律のものに上乘せされると。芦北町は20年で20万円、21年で21万円、上限なく、やっぱり津奈木と同じように支給されるというふうになっています。

それで、団員の方でも短い方、長い方、あるいは階級でもいろいろとあると思いますので、一律には言えないと思うんですけれども、津奈木町との比較で言うと、1回の出勤手当については、津奈木はゼロで、水俣市が1,100円ですから、これだけ比較すると水俣市がいいと。退職時を比較すると、津奈木町のほうが上乘せがまっているということなんですね。芦北町と比較すると、退職時、独自の積み立てがありますので、この辺は1回当たりの出勤手当と比較しても、芦北町はかなり分厚いと。

鹿児島県関係は1回当たりの手当が多いですので、言ったとおりなんだろうと思います。

それから、もう一つ、御答弁なかったところで、私、担当者のほうからいろいろと話を聞きましたので、紹介しておきますと、1年に1回、報償というのがございますよね。報償金が団員に出されていると思います。熊本県内でそれぞれまちまちなんですけれども、平均すると、1年に1回、1万9,386円が団員に対して支給されている金額です。水俣市は、ちなみに1万5,000円です。ですから、ここでは4,300円に近い、平均値との関係で額が少ないというふうになります。ですから、どの金額をどういうふうにいじればいいのかというのは政策化できません。実はもう余りにも複雑過ぎて、それぞれ団員の方の要望もあるでしょうし、一律には言えない部分がありますけれども、団員の人たちのトータルとして、何がいいのか、消防団の人たちからよく意見を聞いてもらって、改善するところは改善するということで考えていただきたいなと思っていますが、いかがでしょうか。1点だけ。

○議長（松本和幸君） 吉本総務企画部長。

○総務企画部長（吉本哲裕君） まず最初に、消防団員の援助につきましては、各地域あるいは市

町村でそれぞれに独自に工夫された制度を持っているようでございます。議員のほうからも申されましたように、非常に多岐多様にわたっているということもでございます。どれが、こういった形でベストなのかということも含めまして、他市町村の状況等もやっぱり調査して、市の財政状況等も非常に厳しいものがございますので、そういった意味でも財政状況も加味して、今後検討してまいりたいと、そのように考えております。

○議長（松本和幸君） 次に、市役所の部課設置及び雇用対策について答弁を求めます。

森副市長。

（副市長 森 近君登壇）

○副市長（森 近君） 次に、市役所の部課設置及び雇用対策についての御質問にお答えします。

まず、総合経済対策室の位置づけについてお答えします。

3月議会でお答えしましたとおり、経済振興を推進していくために、本年4月に商工観光振興課に総合経済対策室を設置し、職員6名を配置したところでございます。

経済・雇用に関する施策については、商工観光部門だけではなく、農林水産、土木建築、医療、介護、福祉、環境などの多岐にわたるものであり、多方面から検討する必要があります。

したがって、まずは本市の現状を知ることが最重要でありますので、これまでも実施しておりました各事業所、商店街などへの訪問を今後も継続し、情報を共有するとともに、問題点や課題を整理し、効果的な施策が展開できるよう検討してまいりたいと考えております。

また、庁内関係部署との連携はもちろん、第5次総合計画との整合性を図りながら、総合的かつ機動的に取り組んでまいりたいと思っております。

対策室の組織的な位置づけにつきましては、現在は、産業建設部商工観光振興課内にありますが、今後、市民の皆さんが実感できる成果を出していくため、どのような体制が有効であるかについて、組織強化も含め、検討してまいりたいと考えております。

次に、環境モデル都市推進課の名称変更についての御質問にお答えします。

水俣病問題を担当していた部署は、今年の3月までは環境対策課でしたが、今年4月の機構改革により、環境対策課に環境モデル都市推進課が統合されて、課の名称は環境モデル都市推進課となり、水俣病問題も引き続き担当することになりました。

従来から課・係の名称に水俣病という言葉は含まれておりません。

環境モデル都市という言葉は、平成20年に国の認定を受けた温室効果ガスの削減を目指す環境モデル都市という意味だけではなく、平成4年に本市が宣言しました環境モデル都市づくり宣言の中で表明した、さらに広い意味での環境モデル都市を意味するものであります。その宣言項目の中には、水俣病被害者の救済と市民の融和を図っていくとあり、環境モデル都市づくりの中には、当然水俣病被害者の救済ということも含まれております。水俣病被害者の救済を含む環境モ

デル都市づくりを進めるという意味から、環境モデル都市推進課としたわけです。

したがって、今回の名称変更が水俣病対策を軽視しているということでは決してないということをお理解いただきたいと思います。

次に、所信表明では雇用対策について述べられたが、具体的な内容は何かについてお答えします。

所信表明において、第1に環境政策から地域経済の活性化と雇用創出に努めること、第3番目に総合経済対策室を中心に地域の経済振興と雇用対策を推進すると定めております。

4月に総合経済対策室を設置し、推進体制を整えましたので、雇用対策についても推進してまいりたいと思っております。

具体的な内容につきましては、現在においては、即効性のある施策を模索中ではありますが、熊本県緊急雇用創出基金事業、ふるさと雇用再生特別基金事業や水俣地域産業・雇用創出事業を活用しながら、本市の現状や問題点、課題を整理しながら、有効的な施策が展開できるよう取り組んでまいりたいと思っております。

また、所信表明で申しましたが、環境を基軸として経済の活性化を図るとともに、福祉産業や医療リハビリ関連についても、制度上の制約もあり、具体的な内容はこれから情報収集してまいります。一つの大きな雇用対策になると思われまので、今後、取り組んでまいりたいと思っております。

○議長（松本和幸君） 野中重男議員。

○野中重男君 まず、総合経済対策室の位置づけですけれども、最後のところで、今、商工観光の中にあるけれども、組織強化というのも考えているということでしたので、これは午前中、田中議員なども御質問されましたけれども、そのときの答弁にもあったんですけれども、市長選挙から次の3月議会の議運までの期間がなくて、その体制をどうつくっていくかということで、とても時間がなかったということがあったのかもしれませんが、いずれにしても、全体的に、御答弁あったように、地方都市は今落ち込んでいるわけですから、海外に第2次産業の製造部門というのは出ておりますので、大変厳しいというのがわかるんですけれども、その中でも地場産業だとか、誘致だとか、あるいは現在ある1次産業をどう生かすだとかというのは、本当に知恵を出しながらやらないかんというふうに思うんですね。その辺をまとめていくのがこの対策室なんだろうと思います。

それで、しっかりした人員配置をしないと、あるいは田中議員おっしゃったように、こういうことをしなさいという指示が明確にあって、よしわかったということで、関連部署も含めて、必要に応じて市長を中心に関連部署の課長を集めて、今度これをやるというんで、各課で何か出せということで指示を出されるとか、その事務局的作用をこの対策室でされるだとか、そういうよ

うな機能を持つことが必要かなというふうにも思ったりしてますので、今後ともこれはぜひ強化していただきたいというふうに思います。それは市民の皆さんも期待されているというふうに思っています。

それから、2点目の環境モデル都市推進課についてなんですけれども、水俣病の名称が消えたのはことしじゃないというのはよくわかっています。環境対策ということの中に水俣病もあったんですよと僕は思っているんです。環境対策ですから。しかし、モデル都市推進課というふうになっちゃいますと、今いろいろと答弁言われたんだけど、モデル都市推進なんですよ、やっぱりそれは基本は。だから、本当にそのネーミングでよかったのかということですね。だって、それこそ、何千人単位で、今、名乗り出てきてて、こんな大騒ぎになっている話ですよ。水俣市がこれについて、その水俣病対策なり、あるいは環境対策なりで、患者さんの救済問題をまずきちっと片づけるという、そういう哲学というか、思想というか、そういうのがなくて、僕はどうするんだというふうに思いました。

ただ、部課設置でそうなってますので、今さらすぐ変えるというふうにはならないと思いますけれど、この問題をきちっと本当に解決しないで、次の展開をしようと思っても、それは何かにあちこちふたをしながら、次に進むのと同じなんだというふうに思っています。ここで今さら、何か変えなさいというふうにはなかなかできないと思うんですけれども、ここはしっかり取り組むということで考えていただきたいと思うんです。

実は、このことと、5月1日あたりに市民にちゃんと広報されなかったということが、だれかに遠慮しているのか、あるいは市長を初めとする執行部の中に、水俣病対策についてはほどほどにしとかなないとかんのだという考え方があるんじゃないか、そういうことを思わずいろんなことを考えてしまうんです、やっぱり。具体的な動きとして見えないもんですから。だから、それこそ、やっぱり市長が12月議会で答弁なされたことを含めて、担当部長というか、課長はしっかり聞いといて、市長がこういう意向だから、よしこれでいかないかんということで、着々と準備するだとか、そういう緊張感を持った職員の人たちの対応も、ぜひ私は望みたいというふうに考えています。

それから、3点目ですけど、雇用問題が簡単ではないというのは、もう午前中からの御答弁を聞いててもよくわかります。市長がおっしゃるように、環境に特化したまちづくりから水俣の発展方向を探ろうということですから、僕は水俣の特徴はやっぱり水俣病であり、環境なんだろうと思うんです。市長おっしゃるように、そこで実績もつくってきています。産廃もその力でとめました。市民の人たちがいっぱい参加されてとめました。そういう流れの中に、今、水俣があるわけですから、そこを突破口に次の展開をされるというのは、もうそのとおりなんだろうというふうに思います。

ですから、環境を中心に、医療とか福祉とか介護だとかのところでも雇用が生まれていますし、現在、生まれてきましたし、これからも生まれていくと思います。いろんなところで雇用についても、第2次産業、製造業だけじゃなくて、1次産業も、2次産業も、3次産業のところでも、市民の要望とあわせて、どうこの雇用等を生み出していくかということで、ぜひ考えていただきたいというふうに思っています。私はそのように考えておりますけれども、市長、どのようにお考えでしょうか。1点だけで結構です。

○議長（松本和幸君） 宮本市長。

○市長（宮本勝彬君） 今、議員の御指摘のとおり、我々もやっぱり今後、今の御意見をしっかりと受けとめながら、緊張感を持って頑張っていきたいと思えます。

○議長（松本和幸君） 以上で、野中重男議員の質問は終わりました。

これで本日の一般質問の日程を終了します。

次の本会議は明9日に開き、一般質問を行います。

なお、議事の都合により、あすの本会議は午前9時30分に繰り上げて開きます。

本日はこれで散会します。

午後2時41分 散会

平成22年6月9日

平成22年6月第2回水俣市議会定例会会議録  
(第3号)

一 般 質 問



# 平成22年6月第2回水俣市議会定例会会議録（第3号）

平成22年6月9日（水曜日）

午前9時30分 開議

午後2時39分 散会

（出席議員） 18人

|       |        |        |
|-------|--------|--------|
| 松本和幸君 | 中原泰子君  | 高岡利治君  |
| 塩崎信介君 | 川上紗智子君 | 福田  斉君 |
| 大川末長君 | 西田弘志君  | 中村幸治君  |
| 谷口眞次君 | 牧下恭之君  | 淵上道昭君  |
| 真野頼隆君 | 平松辰弘君  | 田中  功君 |
| 岩阪雅文君 | 野中重男君  | 緒方誠也君  |

（欠席議員） なし

（職務のため出席した事務局職員） 5人

|              |              |
|--------------|--------------|
| 事務局 長（牛迫秀基君） | 次  長（松永伸二君）  |
| 総務係 長（岡本広志君） | 議事係 長（深水初代君） |
| 書  記（淵上大輔君）  |              |

（説明のため出席した者） 14人

|                  |                     |
|------------------|---------------------|
| 市  長（宮本勝彬君）      | 副 市 長（森  近君）        |
| 総務企画部長（吉本哲裕君）    | 福祉環境部長（中田和哉君）       |
| 産業建設部長（田上和俊君）    | 福祉環境部次長（本山祐二君）      |
| 産業建設部次長（上村  彰君）  | 総合医療センター事務次長（田畑孝次君） |
| 水道局長（本山浩二君）      | 教 育  長（葦浦博行君）       |
| 教育次長（浦下  治君）     | 総務企画部総務課長（松本幹雄君）    |
| 総務企画部企画課長（古里雄三君） | 総務企画部財政課長（淵上茂樹君）    |

---

議事日程 第3号

平成22年6月9日 午前9時30分開議

第1 一般質問

- 1 緒方誠也君
  - 1 所信表明について
  - 2 水俣病問題について
  - 3 水俣の経済状況について
  - 4 地方公務員の健康問題について
- 2 福田 齊君
  - 1 学校再編成に伴う諸問題について
  - 2 22年度補正予算について
  - 3 集客力を増すためのエコパークの充実について
  - 4 新しい誘致企業について
  - 5 「水俣条約」について
- 3 中村幸治君
  - 1 みなまた環境大学誘致について
  - 2 学校再編について
    - (1) 跡地利用について
  - 3 第5次水俣市総合計画について
  - 4 水俣病問題解決における地域振興について

第2 陳情の取り下げについて(陳第4号 地域経済の活性化支援に関する陳情について)

---

本日の会議に付した事件

議事日程のとおり

---

午前9時30分 開議

○議長(松本和幸君) ただいまから本日の会議を開きます。

---

○議長(松本和幸君) 日程に先立ちまして諸般の報告をします。

平成22年2月25日付で受理し、現在、産業建設委員会で審査中であります陳第4号地域経済の活性化支援に関する陳情については、陳情者から6月7日付で陳情取り下げ願いが提出されましたので、議席に配付しておきました。

次に、本日の議事は、議席に配付の議事日程第3号をもって進めます。

以上で報告を終わります。

---

## 日程第1 一般質問

○議長（松本和幸君） 日程第1、一般質問を行います。

順次、質問を許します。

なお、質問時間は、答弁を含め1人70分となっておりますので、そのように御承知願います。

初めに、緒方誠也議員に許します。

（緒方誠也君登壇）

○緒方誠也君 皆さん、おはようございます。

無限21議員団の緒方でございます。

通告に従い質問いたします。

質問に入る前に国においては、国民の政権交代という大きな期待で誕生した鳩山政権が、厳しい状況に追い込まれ、またまた短命内閣となりました。鳩山総理の発言全文を読むと、今までの内閣と違う官僚任せでなく政治主導、国民主役の政治を目指し、子どもに優しい、未来に魅力ある日本を目指したとし、水俣病問題にも触れております。地方重視、弱者視点など数々の政策に鳩山総理の人間味が見え、ねらった方向性はすばらしいものであることが再確認できます。

国民が聞く耳を持たなくなったとした原因として挙げられた問題でも、育ちのよさから金に無頓着がゆえに人任せとなり、結果として国民感覚と乖離し、首を絞められたと言えますが、少なくとも今までの政権のように、企業癒着関連のものではなかったということを国民は考えておかなければなりません。

沖縄の普天間基地問題でも、沖縄の負担軽減を何とかしたいということで迷走に迷走を重ね、結果としてもとの辺野古に落ちつき、言葉の重みが問われ批判をされましたが、今までの政権の、アメリカに対して対等での物が言えず、不平等な地位協定さえ長い間改定できず、沖縄県民に重たい負担を押しつけてきたやり方とは全然違うことを国民として知っておくべき点であります。引き継いだ菅内閣は、最小不幸の社会を目指し、奇兵隊内閣を目指し、国民の期待は大きく、内閣支持率は急上昇しております。

2期目に当たり、宮本市長は所信表明の中で、市民の皆さんが真の豊かさを享受できるまち、安心して住めるまちを目指して、市民目線、弱者の視点に立った市政運営を述べられました。ぜひ4年間変わらぬ姿勢、言葉を大事にしての取り組みをお願いして質問に入ります。

まず、所信表明についてお尋ねをいたします。

、環境で飯が食えるを市民が実感できる施策の推進と基本方針にありますが、本年度の具体的な取り組みについて。

、来年3月、九州新幹線全線開業も見据えた観光再生事業に取り組むとありますが、具体的な中身と進捗状況について。

、環境首都の称号を獲得するための取り組みの強化を掲げておられますが、どんなところに力を入れられるのか、獲得したときのメリットはどんなことが考えられるのか。

次に、水俣病問題についてお尋ねをします。

長い間待ち望んだ、行政のトップである内閣総理大臣の慰霊式参加が実現し、患者の皆さんや、水俣市民にとって記念すべき式典となり、今後の水俣再生に大きな期待を抱かせました。以下、3点について質問します。

、5月1日の水俣病犠牲者慰霊式典を終えての感想はいかがか。

、裁判和解による解決、特措法での解決もまだまだ問題は残っていますが、その他の残された課題はどう認識をされていますか。

、2013年に国連環境計画（UNEP）は水銀規制条約をつくることになり、政府は最終の外交官会議を日本に誘致し、水俣条約としたい考えとありますが、市長はどのように考えておられますか。

次に、水俣の経済状況についてお尋ねをします。

経済を取り巻く環境は厳しく変動しています。リーマンブラザーズショックから立ち直ったかに見えた状況に追い打ちをかけるがごとく、ギリシャショックが押し寄せてきています。以下、3点についてお尋ねをします。

、水俣の企業の生産状況、雇用状況に変化の兆しはないのか。

、5月18日の熊日新聞は、蛍光灯のリサイクル工場の水俣進出を報じていますが、計画されている事業内容について。

、竹からのバイオエタノール製造実証プラント建設計画の進捗状況について質問の予定でしたが、本日の新聞では断念の報道がされています。断念に至った経緯についてお尋ねをします。

次に、地方公務員の健康問題についてお尋ねをします。

私は、地方公務員の長期病休者の状況調査の資料を見る機会があり、愕然といたしました。長期病休者も、精神・行動障害者も急勾配の右肩上がりでふえ続けています。以下、3点お尋ねをします。

、長期病休者の年度別推移について。

、精神及び行動障害の占める割合について。

、メンタルヘルス対策及び指導について。

以上、登壇からの質問を終わります。

○議長（松本和幸君） 答弁を求めます。

宮本市長。

（市長 宮本勝彬君登壇）

○市長（宮本勝彬君） 緒方議員の御質問に順次お答えします。

まず、所信表明について及び水俣病問題については私から、水俣の経済状況については産業建設部長から、地方公務員の健康問題については総務企画部長から、それぞれお答えいたします。

まず所信表明について、環境で飯が食えることを市民が実感できる施策の推進等についてお答えします。

きのうの答弁で、大川議員や田中議員にお答えしたとおり、今後は、企業進出の際の助成措置を手厚くするなど、本市に1社でも多く立地されるように努め、雇用の場をふやしてまいります。また、環境モデル都市アクションプランで国の助成制度を活用した施策や学校エコ改修事業で地場企業の活性化を図るとともに、環境モデル都市づくりを進めることで、環境学習旅行や環境視察研修、元気村訪問などで交流人口の拡大を図り、観光振興を図るなど、経済の活性化を図ってまいります。

次に、来年3月、九州新幹線全線開業も見据えた観光再生事業に取り組むとあるが、具体的な中身と進捗状況についての御質問にお答えします。

本市といたしましても、来年3月の九州新幹線全線開業は、観光客増加につながる絶好の機会と考えております。現在、県芦北地域振興局で、新幹線くまもと創りプロジェクト水俣芦北地域推進本部が設置され、また、その下部組織として、開業記念イベント等を企画する水俣芦北地域元年事業ワーキング会議が置かれており、全線開業に向けて事業計画づくりが進められているところであります。

本市におきましても、多くの観光客の皆さんに選んでいただけるまちにしようと、おもてなしの向上を目指し、湯の児・湯の鶴旅館を対象とした研修を実施するなど、意識改革に努めているところであります。

また、旅行情報誌等にエコパーク水俣バラ園や恋人の聖地、湯の児・湯の鶴温泉の紹介を定期的に掲載するなどPRに努めております。また、ことしは、旅行エージェントの招致等により新たな観光商品の開発を行うとともに、観光ボランティアガイドの養成にも取り組みます。また本市の観光再生には、湯の児・湯の鶴の各温泉街等の整備が不可欠と考えており、旅館関係者や地元住民の皆様と十分話し合いながら、水俣市都市再生整備計画や、湯の鶴観光振興計画に基づき、整備を進め、多くの観光客に選んでいただける観光地を目指していきたいと考えております。

具体的には、今年度は、湯の鶴におきましては、ほたる橋のリニューアル、旧湯の鶴旅館の活用策の検討などを行ってまいりますし、次年度以降は、湯の鶴温泉保健センターほたるの湯及びその周辺整備や温泉街の整備、頭石の元気村との連携など、順次進めてまいります。

湯の児におきましても、本年度は、観光振興計画の策定を行います。次年度以降は、湯の児観光釣り船用浮き桟橋の設置や、湯の児海岸平場の整備、温泉街の整備、湯の児島の整備など順次

行っていく予定であります。

このほか、教育旅行・修学旅行等の誘致や既存の観光イベント、例えば湯の児花火大会、みなまた未来コンサート、ローズフェスタ、スイーツスタンプラリー、湯の鶴鈴虫祭りなどのグレードアップを目指し、観光物産協会エコみなまた等とも連携を密にして、より多くの方が水俣に来ていただけるように努めてまいります。

次に、環境首都の称号を獲得するための取り組みの強化を掲げていますが、どんなところに力を入れるのか、獲得したときのメリットはどんなことが考えられるのかとの御質問についてお答えします。

環境モデル都市を推進する本市は、平成13年から始まった全国の市民団体に組織される環境首都コンテスト全国ネットワーク主催の同コンテストに第1回から参加してまいりました。その間に、市の方針として環境首都まちづくりへの挑戦を掲げながら、住民協働により、さまざまな環境施策を推進してまいりました。その結果、これまで9回の実施の中で4度にわたり総合1位を獲得しており、水俣の取り組みは高く評価されております。しかし、総合1位とはいえ、環境首都の称号についてはいまだ獲得には至らず、分野別や総合得点率などでさらに高い条件を満たす必要があり、今後の取り組みの強化が求められています。

そこで、今月中に市役所内に環境首都対策委員会を設置する予定です。この委員会では勉強会の開催や先進事例自治体の調査研修を行い、これまでの環境施策における成果とコンテストの結果の分析を踏まえて、さらなる上積みが必要とされる項目分野、職員の資質向上、行政推進と予算編成分野、住民とのパートナーシップ分野、環境学習分野、地球温暖化防止、エネルギー政策分野等を含めた環境施策の底上げや推進を図りたいと考えております。これらの対策により、本年度で最終回となる同コンテストで、ぜひ環境首都の称号を獲得したいと考えております。

次に、称号を獲得したときのメリットはどんなことが考えられるのかとの御質問についてお答えします。

もちろん、本市は環境首都の称号獲得のためだけにさまざまな環境施策を推進しているわけではありません。環境モデル都市として他の自治体のモデルとなるためにも、みずから高い目標を立てて実行していき、その成果を同コンテストで客観的に評価していただくことが、まちづくりを進める上で大切なことだと考えております。

水俣病の経験を教訓として、ごみ分別を初め、これまで水俣市民は行政や議会と協働でさまざまな環境施策に取り組んでまいりました。この努力の成果が全国から高く評価されることのありがたさは何物にもかえがたく、環境首都の称号獲得が本市の地域のイメージアップに大きく貢献することは間違いありません。これを契機に環境に関する視察研修・教育旅行等、交流人口のさらなる増加が期待され、地域経済・社会の活性化にもつながるものと考えております。

○議長（松本和幸君） 緒方誠也議員。

○緒方誠也君 答弁をいただきましたので、2回目の質問に入ります。

まず、環境で飯が食えることについての施策は、環境モデル都市を進めながら、ぜひ企業誘致等に取り組みたいと、そしてまた交流人口をふやしていきたいということですが、ぜひ、今までにない、環境で飯が食えるということを本当に実感できるような、市民が実感して、本当によかったというのをですね、そういう社会ができるように信念を持ってしっかりと取り組んでいただきたいというように思います。

2番目に、新幹線開業についてであります。来年3月ですから、これに間に合わせるのはいかなるのか、今の話では、湯の鶴では湯の鶴旅館の利用が3月までに間に合うのかなと、湯の児では、まず振興計画をつくってということで、具体的にまだ、来年3月に間に合うのは少ないんじゃないかなと、最初のスタートが大事ですので、来年の3月に何が間に合うのかというのが、間に合う努力をすべきだと思いますけれども、そこで質問ですが、PR活動の強化をするということで、情報発信とか、毎月やっていきたいという話もありましたけれども、そこら付近の力の入れぐあいですね、ここら辺についてと、観光物産協会の組織の充実をしたいということで、この企画になってますけれども、そこら付近の中身の問題は怎么样了のか。今、都市再生整備計画と湯の児観光計画については、来年3月に向けた進捗状況では、来年3月に間に合うのかなというのがあったんですけれども、ここら付近で、特にこういう点が間に合うんだというのがあれば、教えていただきたいと思います。

それと2点目ですね、環境首都との関係で、水俣病の教訓からごみの分別実施をしたと、取り組んで、水俣は評価を受けてるということですが、私たちは、3月に鹿児島県の大崎町を見に行ったんですけれども、ここの資源化率の80%を超す状況ですね。水俣は資源化率が50%弱ということで考えて、なぜ資源化率は上がらないのか。その原因というのは、大崎町との違いはどこにあると考えておられるのか、そこら辺について教えていただきたいというふうに思います。

○議長（松本和幸君） 答弁を求めます。

宮本市長。

○市長（宮本勝彬君） まず、第1点のPR活動の強化、それから観光物産協会の組織の充実、どのように図っているのかということでございますけれども、PR活動の強化につきましては、今予定しておりますのが、福岡あるいは大阪の旅行会社の訪問したり、あるいは同じく福岡、大阪のエージェントの招致を今考えているところでございます。また、市内外へパンフレットを配布する。そういうことも今考えておまして、そのパンフレットもリニューアルした形で行う予定にしているところでございます。

それから、観光物産協会の組織の充実でございますけれども、まず、この点につきましては、不在でありました事務局長を配置いたしました。この事務局長を中心に組織をしっかり固めながら、また新たに取り組んでいかなければならないと思っております。

それから、2点目は大崎町に行かれたということで、80%の資源率を上げていると、今、本市は、たしか44.5%くらいだったと思っております。今、なぜ、上がらない原因ということでございますけれども、今、水俣市の場合には、燃えるごみの中に資源化できるものがまだたくさんあると、その部分が一番大きな原因になっているのではないかなと思っております。

大崎町との比較でございますけれども、大崎町の場合は、燃えるごみを出すときに名前を書いて出させるというようなことも、たしかやっているのではないかな。議員、おいでになったときに見られたのではないかなと思いますけれども、そういうこともしておりますし、水俣の場合には、収集が週2回でございますけれども、大崎町の場合は、それが週1回出されていると。それから、最も大きなのが草木類だと聞いております。草木類も大崎町の場合には堆肥化していると、そういう方向でやっているということでございます。このことにつきましては、本市も十分考えなければならないのではないかなと思っております。まずは、燃えるごみを精査をしながら、そしてその部分から減らしていけば率は上がっていくのではないかなと思っております。大崎町の、今おっしゃいましたけれども、私どもも調べさせていただきましたけれども、それと比較をしながら、取り入れられるところは十分取り入れながらやっていかなければならない、そのように思っております。

○議長（松本和幸君） 緒方誠也議員。

○緒方誠也君 今、大崎町のごみの問題、話があったわけですがけれども、やっぱり大崎町では、ごみの分別の手引書はきちんとできてまして、こんなごみ袋、これ見て、本当にきちんとわかりやすくていいんじゃないかと、一回、金が要りますけれども、本当、各家庭で、これはもう本当辞書のような形ですね。置いて、何か困ったら見ると。確かに水俣の場合は、あの大きい、こういうやつは使ってますから、大崎町でも水俣と同じようなこういう形つくってます。こういう形だけじゃなくて、このごみ分別の手引書はなかなかいいんじゃないかと、参考にされたらどうかと思って、もらってございます。これについてどう考えられるか、お聞かせください。

それから、湯の鶴観光振興計画とか都市再生整備計画、地元とも十分話し合いをしてやっているということですがけれども、今まで地元との話し合いは本当に十分だったのかと、よその大学とか、そういうところから引っ張ってきてもらって、そこら辺で地元にもマッチしない計画をつくって、何かしり切れトンボになってしまってるというのが今までの事例だというふうに話されてますので、ぜひ、このしり切れトンボにならないようなしっかりとした対策をとっていただきたいというふうに思います。



それと、環境首都に関する問題ですけれども、確かにイメージアップが出て研修がふえる、あるいは環境旅行がふえる。その結果、交流人口がふえて経済効果もあるというこのパターンは大体わかるわけですが、やはり言えば、市民の人たちと話をすれば、水俣は生活が窮屈やと、水俣は住みにくいというのが、一部にそういう声が上がってくるわけですね。あるいは老人家庭で、ごみを出すのが大変だということもわかってきました。ここら付近で、やはりナンバーワンを目指せば、やっぱりいろいろ問題が出てくるんじゃないかと、あれだけ水俣らしさを出したオンリーワン、やっぱり福祉的な考えも入れたごみの分別収集と取り組みながら、本当のオンリーワンの環境首都を目指すべきじゃないかということで、ここら辺について市長の考えがあれば聞かせていただきたいと思います。

○議長（松本和幸君） 宮本市長。

○市長（宮本勝彬君） まず、第1点は大崎町のようにごみの分別の手引書をと、今、お見せいただきましたけれども、私はまだ見ておりませんが、水俣市の場合には、平成15年にそのパンフレットを作成いたしております。見て非常にわかりやすいように、市民の皆さんが親しめるような、そういうようなパンフレットをまたつくりたいと、そのように思います。

それから、湯の鶴・湯の児もそうでしょうけれども、地元との話し合いはしり切れトンボだったという話を聞かれましたけれども、それはどうかということでございますけれども、今回、湯の鶴におきましても、地元の方々とは十分話し合いを進めてきているところでございます。地元の方々といろんな話し合いをしながら、今後どうやっていくのかということも話し合いを進めながらやってきているところでございます。今後とも、ワークショップなんか、そういうのも取り入れながら、十分考えながら、そういうことがないように確実に進めさせていただきたいと思います。

それから、市民の皆さん方が環境モデル都市を目指していくことに対して、ちょっと窮屈な思いをされているとか、そういうことでございますけれども、確かに私もそういう、以前も何か議会でも出されてたような記憶があるんですが、特に高齢化が非常に高くなっておりますし、ごみの分別にしても、市民の方々が負担に感じていらっしゃる場所もありますし、よそから転勤してこられた方も非常に面倒だと、そういうような声も今まで伺ったことがあります。ぜひ、今後ですね、そのことにつきましては、負担にならないような配慮が何かできやせんだろうかと、そういう思いがございまして、仕組みづくりあたりも、もう一度考え直して、見直してみたいと、そのように思っております。

また、このことに取り組むことによって、きのうも申し上げましたけれども、面倒だとか不便だとかいうような形が起こると、やっぱり非常にマイナスだと思いますので、このことが何か、やれば何か返ってくるとか、やれば楽しみがあるとか、やれば豊かになるとか、そういった方法は何か見出せないかということをもう一度考えてみたいなと思っております。

今、議員がおっしゃるように、オンリーワンを目指しながら、オンリーワンを目指すことでナンバーワンに近づきたいと、そんなふうに思っております。

○議長（松本和幸君） 次に、水俣病問題について答弁を求めます。

宮本市長。

（市長 宮本勝彬君登壇）

○市長（宮本勝彬君） 次に、水俣病問題について、5月1日の水俣病犠牲者慰霊式を終えての感想についてお答えします。

公式確認から54年目に当たる本年5月1日、エコパーク水俣で水俣病犠牲者慰霊式をとり行いました。犠牲者の御遺族の皆様、被害者の皆様はもとより、内閣総理大臣、環境大臣、熊本県知事を初め、国・県の関係者の方々、近隣自治体の代表者、また多数の市民など、1,100名を超える方々に御参列いただき、ともに祈りをささげていただきましたことに対し、深く感謝をいたしたところでございます。

また、内閣総理大臣、熊本県知事、チッソ会長からは、犠牲となった方々への祈りとあわせて、被害者の早期救済、医療・福祉の充実、地域の再生と振興、さらに本市の推進する環境モデル都市づくりに向けての心強い言葉をいただき、感謝とともに大変感慨深くお聞きいたしました。私としましても、水俣病問題の残された課題解決と、これからの水俣のまちづくりに対する決意を新たにしたところであります。

そして所信表明でも申し上げましたとおり、被害者・市民の長年の強い要望・念願でありました内閣総理大臣の出席が初めて実現し、国の最高責任者として、謝罪と犠牲者の方々への祈りの言葉を述べていただき、また水俣病患者の方々に対して直接声をかけていただいたことは、水俣病の歴史の中で一つの大きな出来事であったと思います。

次に、水俣病問題の残された課題をどう認識しているかという御質問についてお答えします。

水俣病問題の残された課題としましては、大きく4つあると認識しています。

まず、水俣病被害者の早期救済であります。昨年成立した、いわゆる水俣病特別措置法に基づき、5月1日から受け付けを開始している被害者の救済策で、高齢化の進むすべての被害者が早期に救済されるよう、申請を含む相談対応等の体制を整えるとともに、市民へのさらなる広報周知等が必要だと考えております。

2つ目に、高齢化した水俣病患者並びに胎児性・小児性水俣病患者及び水俣病被害者を含む住民が、地域で安心して暮らせるよう、総合的な保健・医療及び福祉の充実が必要であります。これには地域コミュニティの心のきずなを修復し、再構築するためのもやい直しの活動や拠点づくり等も含まれます。

3つ目に、地域の再生と振興のための地域社会・経済の振興です。環境産業や漁業等の第1次

産業の振興、環境学習・教育旅行等の観光振興、自然エネルギーの利活用など、環境と経済の調和した持続可能な地域社会発展のため、環境モデル都市の実現に向けた取り組みの推進が必要であると思います。

そして4つ目に、水俣病犠牲者慰霊式、水俣病資料館及び語り部など、水俣病を風化させないための取り組みや内外に向けた水俣病の教訓発信など、環境学習も含む水俣病関連事業の継続があると考えます。

これらの課題につきましては、これまでと同様、今後も引き続き取り組んでまいるとともに、本市のみならず、発生地域の関係自治体と連携しながら、国・県等に財源措置を含め、積極的な支援・協力を継続してお願いしてまいります。

次に、2013年に国連環境計画（UNEP）は、水銀規制条約をつくることになり、政府は最終の外交官会議を日本に誘致し、水俣条約としたい考えがあるが、市長はどのように受けとめているのかという御質問にお答えします。

ことし5月1日の水俣病犠牲者慰霊式において、内閣総理大臣が祈りの言葉の中で、水銀規制条約づくりに積極的に貢献するため、外交会議の日本への招致と、条約名を水俣条約と名づけ、水銀汚染防止への取り組みを世界に誓いたいと述べられました。

国連環境計画（UNEP）は、水銀によるリスク削減のための法的拘束力のある条約を制定すること及びそのための政府間交渉委員会を設置して、2010年に交渉を開始し、2013年までの取りまとめを目指すことを合意しております。そして、2013年後半には、最終的な条約の採択と署名を行う外交会議の開催が予定されており、この会議の日本への招致を総理が表明されたわけです。

日本政府は、水俣病経験国としての教訓を生かし、水銀規制条約制定に向けた国際的な議論を主導し、同時に水銀の使用や排出を減らす日本の環境技術を世界に使ってもらえるよう貢献したいとの意向を示しており、スウェーデン・ストックホルムでおとといから開催された第1回政府間交渉委員会において最終の外交会議を日本に招致することを提案されたと聞いております。

水銀規制条約は、発展途上国を中心に、国境を越えた汚染の広がりが懸念される水銀について、その排出抑制や輸出入の規制をすることを目的として制定される条約です。水俣病は戦後復興の過程で日本が経済政策を優先する中で発生した、世界に類例のない水銀汚染による公害病であり、発展途上の国々に対して水銀についての正しい情報提供や適切な制限を設けることは、世界の環境問題にとって大変重要なことであると思っております。水銀汚染による水俣病を経験した地域として、その教訓を世界に発信することは水俣市及び市民の責務であると思います。

また、水銀規制に関する条約にMINAMATA（水俣）の名前が使用されることは、水銀規制の重要性を世界に訴える重要な機会となるばかりでなく、条約採択のための外交会議を日本で開催したいとの表明がなされており、水俣市が何らかの会議や条約締結のセレモニーの場となれ

ば、世界の国々の代表の方に水俣を訪れていただくことは、水俣病の経験と教訓を世界に発信し、後世に伝えていく貴重な機会にもなると思っております。このことによって、市民の環境に対するさらなる意識の向上を初め、世界じゅうからの視察の受け入れなど、環境モデル都市水俣の実現にとって、よい影響を与えるものと期待しています。

○議長（松本和幸君） 緒方誠也議員。

○緒方誠也君 犠牲者慰霊式典での感想は述べられましたけれども、市長の努力の中で現役の総理大臣が水俣の慰霊式に参加するという非常に素晴らしいことが起きたわけですが、終了後の総理と患者の触れ合いを見て、非常にいい状況だったなというふうに思いましたし、今までの大臣の出席時以上に素晴らしい情景だったというふうに考えます。そこで、この水俣と官邸が近くなったような感じさえ受けたわけですが、今後の地域振興にぜひこのラインを利用して、積極的に取り組んでいただきたいというふうに思います。

2番目に、残された課題ですけれども、地域経済の振興をやりたいということですが、これについては、総理来られたときに要望書も上げられましたように、ぜひ今後強力に働きかけていただきたいというふうに思います。

それと、胎児性患者等の将来の不安については、ぜひ、地域コミュニティの充実とか福祉充実で取り組みたいと、前倒し等をしながら、しっかりやっていきたいということですので、そういうふうにしていただきたいわけですが、胎児性患者の皆さんは非常に将来について不安を持っておられますね。特に見てくれる親の高齢化とともにどうなるんだろうかというふうに考えておられますので、そこら付近について政府・県・市で具体的に今何か考えている点があれば教えていただきたいと思います。

それから、裁判を続行している被害者対策は誠意を持って国に対応していただくようにぜひ働きかけてほしいというふうに思います。

それから、さっき出ましたUNEPの国連環境計画での水銀規制条約ですが、これについては、蒲島知事も早速、5月6日、歓迎の意を出されて、水俣に招致をと言われてますし、現に、先ほど言われましたように、7日にストックホルムで開幕して、水俣条約と名前をつけてほしいということも国として出しております。市長のコメントが今までちょっと見えなかったから出したわけですが、市長も大歓迎だということですし、市議会としても意見書を上げる準備をしているように聞いておりますので、ぜひ、しっかり取り組んでいただきたい。ただ、吉井元市長が、水俣病の教訓を世界に発信する上でよい考えだと、しかし日本の微量汚染問題はおくれ。リーダーシップをとるには実績が伴わなくてはならないという話も熊日新聞にされております。それと、不知火海沿岸全域の健康被害と環境破壊の全貌はどうなっているのか、水銀汚染の実態を知る上で貴重なデータとなるはずだということを5月8日の熊日新聞、各紙に評論は

述べております。

きょうの新聞ですけれども、NGOが国連との共同会議の中では、やはり日本の水俣条約という分についてはちょっと戸惑いが出ていると。なぜかといえば、やっぱり水俣病被害者が今も救われない人があるんじゃないかと、それと国際的な水銀削減には積極的に介入してこなかったということを挙げて戸惑いを出しているということですが、そういう意味で、やはり日本がそういうリーダーになるためには、やっぱり不知火海沿岸全域の健康被害調査、ここら付近はきちんとしておくべきじゃないかと、政府も多分、そういう面で一步を踏み込んでくるんじゃないかと思しますので、ぜひ市長はこういう面ではやっぱり要望していくべきだというふうに思いますが、市長の考えを聞きたいと思えます。

○議長（松本和幸君） 宮本市長。

○市長（宮本勝彬君） まず第1点でございますけれども、地域振興について要望も上げているけれども、さらに強気に働きかけていただきたいということでございます。地域振興につきましては、先ほど答弁をさせていただきましたが、今後も国や県に対しましても、精いっぱいできるところで頑張っていきたいと思えます。

それから、特に胎児性患者の皆さん方の不安を取り除くと、そういうことにも努力する必要があるんじゃないかというような御質問だったと思えます。胎児性水俣病の患者さんにつきましては、いろいろ私も親御さんあたりからのお気持ちも伺っているつもりでございますので、非常に不安を持っていらっしゃるし、このことは、これまでも再三お願いはしてきているところでございます。今後も安心して生活ができるように努力をしてまいりたいと思っております。

なお、昨年度は明水園のショートステイの部屋を改修させていただきましたし、また、今年度は家族の宿泊室あるいは機能訓練室とか、そういったところも整備をする予定にしております。今後ともそういう不安を何とか取り除けるように努力をしてまいりたいと思えます。

それから、裁判を続行している被害者の方々にも誠意を持って対応してほしいということでございますけれども、もちろんのこと、そういった方々のお気持ちも十分受けとめさせていただきながら、一日も早い解決に向けて今後努力をしてまいりたいと思えます。

それから、不知火海沿岸の健康調査ということでございますけれども、きのうも野中議員の御質問もございました。健康調査の必要性というのは十分理解しているつもりでございますけれども、まずは今回は水俣病被害者救済の申請をまずしていただき、そして、その後、またフォローアップ事業もございますので、その辺のところもまた登録していただいて、その事業を活用していただき、とにかく、まずは漏れがないように、我々も精いっぱい努力をしてまいりたいと、そのように思っております。

○議長（松本和幸君） 緒方誠也議員。

○緒方誠也君 ぜひ、胎児性患者の将来についてきちんとしていただきたいということと、そういう調査なり今後の問題についても力強く取り組んでいただきたいというふうに考えます。

それともう1点は3回目の質問ですが、分社化後のやはり水俣湾埋立地の環境対策あるいはチッソ用地内の土壌汚染等の対策を非常に心配する声があるわけですね。それで、私は分社化されて、事業会社としてチッソがなったにしても、きちんと自分がしたところはやっぱり対応していくというふうに私は信じてますけれども、そこら付近で、専門家は特措法の第36条の具体化を急ぐべきじゃないかというふうに言う専門家がいます。

特措法第36条というのがですね、第1項は、政府及び関係者は、指定地域及びその周辺の地域において、地域住民の健康の増進及び健康上の不安の解消を図るための事業、地域社会の絆の修復を図るための事業等に取り組むよう努めるものとするとしています。また同条2項には、政府及び関係者は、関係事業者が排出したメチル水銀による環境汚染を将来にわたって防止するため、水質の汚濁の状況の監視の実施その他必要な措置を講ずるものとするというふうに定めています。

それで、この条文の関係者とはどういうことかといえば、関係者は、特措法で定義はされていないが、環境省の話では、分社化後の親会社と事業会社は含まれるというふうに言ってるわけですね。そういうことで、今後、チッソの分社化の動きは当然急速に進むだろうと思いますけれども、親会社、事業会社も参画する水俣・芦北地域の再生、環境対策等の取り組みを早急に具体化する必要があるんじゃないかと、あるというふうに指摘して、分社化を実施するには、チッソが事業再編計画を策定して環境大臣の認可を受けることが必要である。事業会社の水俣での事業の継続等は認可要件の一つであります。

そこで、企業の社会責任が問われる今日、法的責任があるなしにかかわらず、立地企業としては、そういうところには当然しっかりやっていこうし、と思いますけれども、政府に対して、やっぱり親会社、事業会社が他の関係者とともに地域環境再生等に継続的に取り組むことを事業再編計画に組み入れてもらうように政府に対してやっぱり申し入れるべきではないかというふうに、この専門家という人は書いてるわけです。やはり当然のことだろうと思いますし、また、会社としても、これはもう当然、地域貢献という意味では、取り組みやすい問題だろうから、こういう問題について、市長としてやっぱりこういう要望はしておくべきだろうと思いますが、これについてはいかががお尋ねします。

○議長（松本和幸君） 宮本市長。

○市長（宮本勝彬君） 事業再編計画に明記するように申し入れるべきだということでございますけれども、この特措法の事業再編計画に盛り込むということは、これは法改正を伴うものであるから、非常に難しいと思われましてけれども、事業会社の事業計画の中には盛り込めることができないかどうかということはお願いをするとともに、例えば今出ました水俣湾埋立地の環境対策あ

るいは安全対策、そういったものに懸念がございますので、ただ今の件につきましては、チッソや国・県に対して明確な措置をしていただくようお願いしていきたいと思っております。

○議長（松本和幸君） 次に、水俣の経済状況について答弁を求めます。

田上産業建設部長。

（産業建設部長 田上和俊君登壇）

○産業建設部長（田上和俊君） 次に、水俣市の経済状況についての御質問にお答えします。

まず、水俣の企業の生産状況、雇用状況に変化の兆しがないかについてお答えします。

現在においても、一昨年末以来の世界的な景気後退の影響から経済が低迷し、厳しい状況にあります。生産状況につきましては、市内主要な7社にお尋ねしましたところ、ことしに入ってから、一昨年来からの厳しい状況よりは、やや回復傾向にあり、フル稼働している事業所も出てきているなど、若干ではあります。回復傾向にあるのではないかと考えております。しかしながら、まだまだ厳しい状況にあるのは変わりございません。

雇用状況につきましては、有効求人倍率を見ますと、昨年11月以降0.3倍から0.34倍を推移してきておりましたが、4月には0.27倍と少し落ち込んでおり、雇用状況は相変わらず厳しいものがあります。

次に、5月18日の熊日新聞が報じている、水俣市に建設が予定されている蛍光灯のリサイクル工場の事業内容についてお答えします。

熊日新聞が報道されておりますが、去る5月14日に、水俣市公民館において株式会社熊本県蛍光灯センターの事業計画の説明会が開催されました。きのうの大川議員の御質問でもお答えしましたとおり、計画されている事業については、蛍光灯の販売、事業所が出す使用済み蛍光灯を有料にて回収し、処理を行い、抽出された水銀や、破砕ガラス、アルミ等についてはそれぞれリサイクル品として販売されるということでありまして。

現在、事業開始に向けた準備を進められており、廃棄物の処理及び清掃に関する法律により、県知事の認可を受ける必要があるため、熊本県廃棄物対策課と事前協議を行っている段階であるとお聞きしています。

次に、竹からのバイオエタノール製造実証プラント建設計画の進捗状況についてお答えします。

竹からのバイオエタノール生産技術の実用化開発事業につきましては、去る3月29日に環境省から採択の内示をいただいたところでございますが、希望しておりました事業費に対して約4割の減額という内示額が示されたことから、この額内での事業実施に向けて関係者と詰めた調整作業をこの約2カ月前に行ってまいりました。市といたしましても、何とか実施できないものかと、精いっぱい努力を行ってまいりましたが、内示額内での調整がどうしても厳しく、実施するに当たっては、不足分を別に予算措置を行うことが避けられない状況が生じてきたところでございます。

本市といたしましても、この予算措置ができないものか協議を行ってまいりましたが、3年間という事業期間に予測される負担額も多額で、現在の財政状況を考えれば、市民の皆様や議会の皆様に納得していただける範囲を超えているものでありました。総合的見地から、市民の皆様にご迷惑や負担を負わせることは到底できないという判断から、大変残念ではございますが、本事業につきましては白紙に戻すという結論に至り、断念することといたしました。これまで、関係者の方々には、いろいろとお世話になってきたわけでございますが、このような理由から御理解をいただきたいと思っております。

○議長（松本和幸君） 緒方誠也議員。

○緒方誠也君 2回目の質問をいたします。

きのうも質問があつてわかつたわけですがけれども、きのうの答弁のように、やはり大変厳しい地場企業、厳しい環境下にあるわけですから、ぜひ、今言われたように、情報収集をきちんとやって、やはりそういう手だてをやりたいと。特に、今では昨年よりは回復傾向にあるということですが、こういう状況については大変厳しいということですので、今後、きのうからもいろいろ議論のありました経済対策室でこういうところに力を入れて頑張りたいというふうに思います。

そこで、2回目の質問ですが、蛍光灯センターが進出をすると、13名の雇用があるということですが、今の時代、13名の正規の雇用があるということは大変すばらしいことであるというふうに思います。きのうは400名ぐらいの企業の話も出ましたが、なかなか企業誘致は難しい中で、やはり、ぜひそういうことができれば一番いいんですが、その手始めに、この企業進出を育てながらやっていただきたいというふうに思います。

それと、竹バイオの問題ですが、これも残念ながらという話ですが、これも市民が期待をしていた事業の一つだったと思います。こういうことが結果としてできなかったということですが、きのうの全協の中で、チッソの支援がなかったからだめになったんだという話も、そういううわさがあるんだということも出ていましたけれども、チッソに対してそのような何らかの努力をされたのかどうか、それがあれば教えていただきたいと思つてます。

○議長（松本和幸君） 田上産業建設部長。

○産業建設部長（田上和俊君） 緒方議員の2回目の御質問にお答えします。

まず、チッソの協力ということで、何かこちらからのいろんな協力要請がなかったかということですが、チッソ株式会社の協力につきましては、まず、この竹からのバイオエタノールの製造につきまして、関連企業であります企業が共同研究者として入っておりますので、基本的にはチッソからの御理解というのは得られているものと考えております。また、チッソ株式会社を、本社を訪れまして、いろんな事業の実証性というか、実効性についてもいろいろ御意



見とか、参画の考えもお聞きしましたがけれども、チッソにおきましても、数年前、バイオエタノールの事業については検討したということで、今回、実施については、チッソも研究したけれども、なかなかバイオエタノールの実証について、実現化についてはチッソとしても断念したんで、今回のこの事業についてもなかなか厳しいという、参画は難しいという御判断でございます。ただ、この研究につきましても、副産物のいろんな事業化もございますので、チッソ本部の研究部門においても、今後、こういうことが可能でないかということの研究部門でも研究したいと、してみたいという御返事がございました。

以上でございます。

○議長（松本和幸君） 緒方誠也議員。

○緒方誠也君 結果として、風力発電、そしてこの竹のバイオ、市長が大きな環境の目玉として問題が2つも断念せざるを得なかったということになりました。命、健康、そしてまた市の経済の確立ということを考えれば、やむを得ないかと思えますけれども、ある面では市民が期待していたものが2つなくなったということになりますので、ぜひ、これにかわる、1つは明るい展望を抱けるようなことを頑張っていたきたいということをお願いして、この問題を終わります。

○議長（松本和幸君） 次に、地方公務員の健康問題について答弁を求めます。

吉本総務企画部長。

（総務企画部長 吉本哲裕君登壇）

○総務企画部長（吉本哲裕君） 次に、地方公務員の健康問題についてお答えいたします。

まず、長期病欠者の年度別推移につきましては、企業会計職員を含めた市職員全体で、平成17年度18人、平成18年度22人、平成19年度21人、平成20年度12人、平成21年度12人となっております。このうち、精神及び行動障害の占める割合は、平成17年度28%、平成18年度50%、平成19年度62%、平成20年度67%、平成21年度83%となっております。

次に、メンタルヘルス対策及び指導についてお答えいたします。

メンタルヘルス対策につきましては、平成19年度に専門会社に委託し、管理職の職員を対象とした研修を実施いたしました。平成21年度には、熊本県市町村職員研修協議会が開催するメンタルヘルス研修に管理職の職員7人を派遣し、メンタルヘルスケアの基本を学ぶとともに、管理監督者としての対処方法、組織内での心の健康づくりをどう進めるかについて学んでもらっており、本年度も実施する予定です。また、熊本県市町村職員共済組合による保健事業を利用して、メンタルヘルスの講師を派遣してもらい、職員だけでなく、家族も参加できる講座を実施しておりますが、このほかにも職員の心身の健康増進のために、職員互助会開催のビーチボールバレー大会、熊本県市長会主催のスポーツ大会、熊本県市町村職員共済組合の開催するリフレッシュセミナー等に希望する職員を参加させており、心身のリフレッシュに努めているところです。さらに、本

年4月1日には長時間の時間外勤務者に対する健康対策実施要領を施行し、疲労の蓄積が見られる職員について、産業医による面接指導や助言を受けられる制度を導入いたしました。

今後につきましては、管理監督者は部下の心の健康を一番早く知ることができる立場にあり、対処によっては、心の病気を未然に防ぐことができる場合もあると思われまますので、管理監督者を対象にした研修を中心に実施するとともに、相談窓口の設置を検討するなど、職員の心の病気を未然に防ぐよう努めてまいりたいと思います。

○議長（松本和幸君） 緒方誠也議員。

○緒方誠也君 2回目の質問をいたします。

地方公務員安全協会の21年度末の資料によりますと、本資料が出てますけれども、大変な数で病休者がふえる。精神障害、その割合も急激にふえている。私もこの資料を見て愕然としたわけですけれども、やはり平成10年度から増加して、15年度ぐらいからもう大変な増加傾向にあると、平成10年度比で長期病休者は1.37倍、ただ、精神・行動病休者は4.2倍というふうにふえてるわけです。100人に0.27人だったのが平成20年には1.14人というふうに急増しているわけですね。やっぱり平成18年度の長期病休者疾病分類でも、第1位が精神及び行動障害と、10万人率で964.6というふうになって、2の新生物の3倍強となっているんです。

今、水俣の現況を説明いただいたわけですが、長期病休者については、20年、21年は12人減ってきてますけれども、その精神障害者のこの増加率は、ここでも、67%、83%というふうに精神病休者がふえてきてるといふ現実の水俣でも同じだといふふうに今認識したわけですが、そういう面で、水俣の場合、原因はどこにあるといふふうに考えておられるのか、そこら辺について2次質問したいと思います。

それと、今、いろいろと研修もやっておられると、管理者の研修あるいはスポーツ大会のリフレッシュ等々、産業医への指導等も取り組んでいるといふふうに話されてますけれども、そこら付近で、さらには教育研修、上司によるフォローアップ体制、早期発見・早期治療づくり、ストレス対策の実施等々のメンタルヘルス対策は、やはりまだまだ不十分ではないかと、そういう点でどういふふうに考えておられるかお尋ねしたいといふふうに思います。

○議長（松本和幸君） 吉本総務企画部長。

○総務企画部長（吉本哲裕君） 先ほど申し上げましたように、役所においても、長期病欠者があるといふことでございます。危機感を持って私ども受けとめているわけですが、長期病欠者がいますと、やはり、いわゆる公務を執行する上で大きなダメージをもたらすと、そういうことで非常に危機感を持ってるといふことをまずもって述べさせていただきたいと思ます。

それと精神及び行動障害の割合が非常にふえているというその原因についてですけれども、職

員数の減少、それから行政ニーズの多様化などによりまして、職員1人当たり、1人で担当いたします業務の量と申しますか、そういったものが増加していると、かつ極めて業務の中身も複雑あるいは多様になってきている。このことは職員の資質といった内的な要因のみならず、例えば責任の度合いが増したとか、いろんな意味で、外的要因もふえつつあること、そのことも原因の一つと考えられるんじゃないかなというぐあいに分析をいたしております。

それから、現状のメンタルヘルス対策で十分かと、どう考えるかということでございましたけれども、市で行います事業や市民などの多様なさまざまな行政ニーズに対応していくためには、健全かつ活力ある職場あるいは職員であることというのが必要であります。そのためには、職員のふだんからの健康状態というものを極めて重要な要素であると考えております。さきに申し上げましたように、これまで県下市長会でのスポーツ大会であるとか、互助会のビーチバレーボール大会であるとか、あるいは共済主催のリフレッシュセミナーであるとか、そういった心身のストレスを解除するような大会等にも積極的に参加を促しているわけでございます。

ただ、昨今の職員を取り巻くさまざまな環境を見てみますと、それだけで十分と言えるような状況にはありませんので、さらに管理監督者の教育の充実を図ると、それとともに職員の勤務状況のチェックを綿密に行い、職員の健康管理、健康づくりにさらに努力をしてみたいと、そのように考えております。

○議長（松本和幸君） 緒方誠也議員。

○緒方誠也君 今答弁にありましたように、原因としては、そういう形でいろいろあると思います。そこで、個人的にやっぱり耐え得る能力を持つような職員をつくるということと同時に、それと同時に縦の系列ですね、職場の縦の系列がカバーする、そしてまた横の体制で助け合う、やはりそういう職場づくりをしっかりとやっていただきたいというふうに思います。

子どもは国の宝として、今、国全体で育てる仕組みで、子ども手当の支給は6月から始まったわけですがけれども、高齢化率が進んで働き手が減少する現在、国家の担い手として、やっぱり青少年勤労者、いわゆる大事なところ、一番大事なところではないかと考えます。ここら付近の健康対策というのは重要な課題だというふうに考えます。健康で楽しい職場、そしてその人の持っている能力が100%発揮できて、水俣市の発展のために使えるというふうにしていただきたいと思っております。

国も10年来の労働者使い捨ての施策を改めて、今、労働者派遣法の改正も急いでおります。命、健康、環境を大事にする市長として、ここら付近での職員の健康管理問題に取り組む決意というか、そこら辺を聞きたいと思っております。

もう一つ、最後にこれは要望ですけれども、地方公務員として市職員に対して市長の答弁をいただきましたけれども、教育委員会管理の教職員も含まれております、地方公務員はですね。特

に今回、幅を狭めるために市職員に絞ったわけですが、この10年間、教職員の病気休職はウナギ登りにふえています。文科省の調査による1999年4,470人だったのが10年後の2008年には8,578人というふうに倍増してるわけですね。そして、そのうち精神疾患者が43%から、これも63%ふえてる。また、病気の理由で本人が希望して降格した教員は、前年度106名から2009年度は179名というふうに大幅に増加してる現状です。仕事上責任が重くなる50代を中心にストレスなどによる心の病が教職員にも非常に広がっているということですので、水俣でも現状は聞きませんが、多分間違いなく同じ傾向があらわれているというふうに聞いてますので、学校教育の向上は、やはり健康で笑顔を持った自信に満ちた先生の養成であると思います。

子どもと向かい合う時間の確保であるというふうに感じますので、不健康な体をつくり出す環境では、絶対学力向上は望めないというふうに思いますので、過去何回か谷口議員と一緒に取り上げてきた問題ですが、過重労働・長時間労働の管理、精神的ストレス対策など、健康面メンタル対策など、教育委員会としても教育の向上と同じくらい、そこら付近に力を入れていただきたい。特に新教育長に期待をしてお願ひしておきたいと思います。

○議長（松本和幸君） 答弁を求めます。

宮本市長。

○市長（宮本勝彬君） ただいま部長のほうから答弁をいたしましたので、私からも特に申し上げることはないんですけども、やっぱり職場は楽しく、職務は厳しく、これがやっぱり基本的なスタンスではないかなと、そのように思っております。しかしながら、今、繰り返しになりますけれども、忙しい状況にもなっているのかなというのがありますし、それぞれのコミュニケーション不足というのもあるでしょうし、また人間的な思いやりとか、あるいは温かい人間関係というのが少しずつ失われてきているのではないかなということも、これは個人的にもそのように感じているところでございます。

したがって、まず、課長会議におきましては、課長さん方をお願いしているのは、本人は必ずシグナルを出すから、そのシグナルを見落とさないでくれということは強く何回もお願いをしてきているところでございます。一番身近にいる者がそれをキャッチしなければなりませんし、とにかくシグナルが何か出てるから、そのシグナルを見落とさないようにしてほしいというのが1つです。それから、職員をもっと認めてほしいし、褒めてほしい。その部分が非常に足りないんじゃないかなと、認める、褒めるという行為が非常に職員に対しても、これは子どもも大人も同じだろうと思います。その部分が非常に欠けてきているのではないかなと、その2点を特に今、課長会ではお願いをしているところでございます。

それから、メンタルヘルスにつきましては、これは専門家の医師がこういうことをおっしゃったんですけども、メンタルヘルスの精神的な病気というのは、これは風邪と同じで、だれもが

かかるんだというような話でございました。だれもがかかる、だから必ず治るんだというような話でございましたので、そういうことにつきましては、丁寧に対応していかなければならないと思っております。今休んでいる職員がおりますけれども、一日も早い復帰に向けて我々も頑張っていきたいと、そのように思っております。

○議長（松本和幸君） 以上で緒方誠也議員の質問は終わりました。

この際、10分間休憩します。

午前10時42分 休憩

---

午前10時52分 開議

○議長（松本和幸君） 休憩前に引き続き会議を開きます。

次に、福田斉議員に許します。

（福田斉君登壇）

○福田 斉君 おはようございます。

新政同友クラブの福田斉です。

先般、新しい日本国のリーダーが誕生しました。多くの国民から期待され歴史的な政権交代をした日本国、そのことにより、それまでの保守支持の各種団体が利権目的で自民党から政権与党である民主党支持へくらがえし、地方の議会においても、にわかに民主党議員が誕生し、テレビでは事業仕分けの映像で国民の興味をそそる一方、夏の参議院選挙に向けて、有権者を小ばかにしたような2足、3足のわらじの金メダル候補の擁立で国民のひんしゆくを買っています。

既に終わった方にこの場でムチ打つつもりではありませんが、子ども店長ならぬ子ども総理とやゆされた鳩山元総理、沖縄駐留の米軍基地は国外移設、最低でも県外という沖縄の人たちに夢と多大な希望を与えるような言葉や、辺野古の海を埋め立てることは自然への冒涇といった美麗文句の軽さによって、みずからの首を絞め、わずか8カ月余りで退陣に追い込まれました。全国300万票を擁する社民党福島党首にあっては、総理からの罷免という大変不名誉な処分を受けましたが、普天間問題の土俵で何とか革新政党としてのメンツが救われた印象が漂います。

一方自民党においても世界のグローバル化への対応がおくれ、国民本位の視点を見失い、国民の意識からかけ離れた、これまでの政権運営に有権者が見切りをつけました。参議選を目前の自民党も新政権の批判に徹することなく、思い切った自浄作用で、防衛・外交を含め、国際社会で著しく信頼を失墜した現政権の日本政府を立て直す、かつての健全な保守政党としての復活なくしては国民からの支持率アップは望めません。

さて、この水俣市においては2月の市長選挙において宮本市長が再選されました。開会初日には市長の所信表明がっております。信頼できる強いリーダーの理想像というものは、自分の確

固たる政治理念のもと、明確な中・長期的なビジョンを示しながら市民福祉の向上に努めることが大切であり、そのことをあえてこの場所で言うまでもありません。

このまちは国と違って小さな自治体でありますし、問題点もとらえやすいものです。議会と執行部が水俣再生発展のベクトルを合わせ、議論し、これからも住みよいまちづくりのために頑張っていくことを念頭に、多くの提言も交え、早速質問に入ります。

まず、学校再編成に伴う諸問題についてであります。

少子化の影響により閉校された校区の子どもたちも、既に新しい友達と学校で元気な毎日を送っています。しかし一方、子どもたちが去った学校の周辺地域の住民の寂しさは察するに余りあるものがあります。来年春にはそれぞれの特色を持った伝統ある中学校が統廃合されます。京渡校区ではちょっと頭の痛そうな問題も発生しているようですが、そのことよりも閉校という苦渋の選択を受け入れざるを得なかった久木野、湯出、三中校区のことを思えば、閉校を逆手にとらえ、新たな地域活性化につなげることをやっていかなければなりません。そのためには教育委員会のみならず、企画課その他の関係部課も含め、今後十分な支援ができるように配慮いただきたいと願い、以下について4点質問します。

- 、廃校された深川、石坂川小学校のその後の対応について。
- 、閉校後の三中の具体的な利用計画について。
- 、通学路の安全対策等について進捗状況はどのようになっているのか。
- 、高校再編に伴う地元への影響をどうとらえているのか。

お尋ねします。

次に、本年度補正予算についてであります。

今6月議会、宮本市長から22年度の補正予算が上程されております。また、初日の冒頭には所信表明をされ、予算編成方針にのった具体的な肉づけの様子が見て取れます。財政が厳しい折、費用対効果を常に念頭に置いて、新たな内容の見直しも含めた予算執行をしていただきたいという思いがあり、以下4点質問します。

- 、重点施策と符合した予算配分について。
- 、電気自動車購入の目的と利用、いわゆるエコカーの利用促進についてどのように展開していくのか。

- 、中尾山の整備計画について。
- 、新駅設置計画はどのようなものか。

お尋ねします。

次に、集客力を増すためのエコパークの充実についてであります。

近年、正確に言うと、道の駅指定後、関係者の各種取り組みによりエコパーク水俣のグレード

も上がり、まち発展の起爆剤とも言えるにぎわいを見せてまいりました。運動目的やレジャー、コンサート見学、美しい花々への触れ合いや資料館への学習など、それぞれの目的を持って訪れた人々に、再生した水俣のすばらしさを教えてくれています。今後さらにエコパークの充実運営を図ることが、今後の水俣発展のかぎとなるとの強い思いから、以下3点について質問します。

- 、今後のコンサート開催について。
- 、竹林公園について。
- 、集客力を増すためのエコパーク全体の運用について。

お尋ねします。

次に、新しい誘致企業についてであります。

最近の新聞に水俣市が誘致した新しい環境関連の会社の進出についての記事がありました。環境で飯が食えるということを実践できたということで、久しぶりに宮本市長も頑張られたなという思いがして喜んでおります。これにつきましては、お二人の議員が質問されておりますが、通告どおり、再度お尋ねします。

- 、進出を決めた企業の事業内容について。
- 、どのような経緯で進出が決まったのか。
- 、今後、どのような事業展開が図られるのか。
- 、市の支援としてどのようなものがあるのか。

お尋ねします。

最後に、「水俣条約」についてであります。

5月1日、水俣病犠牲者追悼式が開催されました。鳩山前総理は歴代総理として初めて追悼式に出席され、祈りの言葉の中で、2013年の調印が見込まれる水銀の排出抑制のための国際条約に「水俣条約」とすると唐突とも思える自身の考えを述べられました。そこで、以下の4点について質問します。

- 、どのような経緯で首相表明となったのか。
- 、これまでも動きがあっていたのか。
- 、条約締結によってどのように変わるのか。
- 、条約名をまちづくりにどう生かせるのか。

お尋ねします。

以上で本壇からの質問を終わります。

○議長（松本和幸君） 答弁を求めます。

宮本市長。

（市長 宮本勝彬君登壇）

○市長（宮本勝彬君） 福田議員の御質問に順次お答えします。

まず、学校再編成に伴う諸問題については教育長から、22年度補正予算については総務企画部長から、集客力を増すためのエコパークの充実については私から、新しい誘致企業については産業建設部長から、水俣条約については副市長からそれぞれお答えいたします。

○議長（松本和幸君） 学校再編成に伴う諸問題について答弁を求めます。

葦浦教育長。

（教育長 葦浦博行君登壇）

○教育長（葦浦博行君） 学校再編成に伴う諸問題についてお答えいたします。

初めに、閉校した深川・石坂川小学校のその後の対応についてお答えいたします。

昨年12月の議員の御質問にお答えしておりますとおり、平成20年4月に閉校した石坂川小学校、平成21年4月に閉校した深川小学校については、閉校後、体育館は社会体育施設として、校舎等については平成22年4月から社会教育施設として地域の皆様や市民の皆様に開放しております。今後も引き続き、地域の活性化のため、よりよい活用策を検討していく必要があると考えております。

次に、閉校後の三中の具体的な利用計画についてお答えいたします。

これまで各議員の御質問にもお答えしておりますとおり、閉校後の水俣第三中学校の体育館や校庭は、今後も部活動などの学校教育活動を行う施設として活用し、校舎については解体を視野に検討をしているところです。また、体育館や校庭は、現在も学校教育に支障のない範囲で開放しており、引き続き地域の皆様や市民の皆様に活用していただきたいと考えております。

なお、再編成後の部活動の種目や活動場所等については、現在、再編成後の使用校舎ごとの学校で組織している各中学校再編成準備委員会教育部会を中心に協議しており、水俣第三中学校の体育館や校庭の活用については、各学校とも十分協議していきたいと考えております。

次に、通学路の安全対策等の進捗状況についてお答えいたします。

中学校の再編成に伴い、再編成後の学校が遠距離となる久木野、湯出中校区については、スクールバスを導入し、遠距離通学支援並びに安全対策を図る予定ですが、現水俣三中学校区については、通学路を変更して通学することになります。通学に関する諸課題については、再編成後の使用校舎ごとの学校・保護者で組織している各中学校再編成準備委員会通学部会を中心に協議し、通学路については最終的には各学校で決定することになります。通学路の安全点検などを通じて、安全対策が必要な場所があれば、対応を検討・協議してまいりたいと考えております。その他、各学校では安全マップの作成など安全指導にも努めていくこととしております。

次に、高校再編に伴う地元への影響をどうとらえているかについてお答えいたします。

昨年3月議会での福田議員の御質問にお答えしましたとおり、水俣高校、水俣工業高校の再編



整備により、一部の教職員数が減少することも予想されますが、工業高校の現学科を網羅した学級編成になりますので、教育上の問題はないと考えております。また、市の地域経済に与える影響につきましては、水俣工業高校を水俣高校に再編することになりますので、通学路等の変更はございますが、それほど大きなものではないと考えております。

○議長（松本和幸君） 福田斉議員。

○福田 斉君 学校再編成問題について答弁いただきましたので、早速2回目の質問に入りたいと思います。

平成20年の4月に石坂川小学校、そして1年後には深川小学校が閉校されて、閉校後については、体育館は社会体育施設として利用、ことしの4月から校舎等については社会教育施設として利用が始められたという答弁がございましたですね。体育館については、主に地域住民への一般開放ということで大変喜ばれているというふうに思います。ただ、校舎等の利用については、教育施設という性格上、住民独自の企画・立案・運営の部分で、なかなか利用についてはやり方が難しいのではないかとこのように私は感じております。

それで、について質問ですけれども、両方とも具体的に体育館と校舎は実際どのように現在利活用されているのか、これまでの活用実績をお答えいただきたいと思います。

次のの三中の活用についてですが、このことにつきましては、私は過去2回の一般質問でも取り上げております。市内でありながら、素晴らしい教育環境を持った三中の閉校ということで、子どもたちにとっても周辺の地域にとっても大変な影響を与えると、ですからして、閉校後の対応は慎重にやっていただきたいと常々思っております。ことし、葦浦教育長は初めて三中の体育祭に参加されて、隣の席だったんですが、その環境のよさを実感されたというふうに思います。どうか、雑草で荒れた運動場や傷んだ体育館とならんように、今後も幅広く利活用できるように配慮していただきたいなというふうに思っています。ただ、プールについては、答弁にありませんでしたように、恐らく使う機会がなくなるというふうに思います。

そこで質問ですけれども、プールについては、学校施設はもちろん、体育館とか残りますので、5区周辺、周辺の5区建物火災とかそういったときの消防自動車用の専用水利として位置づけることをぜひお願いしたいというふうに思いますが、それについてどうされるか、ここは1点お尋ねしたいと思います。

それと、校舎については、解体を視野に入れているというふうに答弁いただきました。昨年の12月議会の一般質問で、私は当時の坂本教育次長の答弁に、解体もという考えではなく、解体を視野に入れてほしいという苦言を言わせていただきました。今回の教育長の答弁には、そのとおり解体をというふうに視野に入れて検討していると安心いたしております。そもそも、耐震力が保証されないということで三中の閉校につながったわけですので、校舎の再利用は断念せざる

を得なかったという経緯をはっきりしておきたいというふうに思います。解体には大きな予算が伴います。恐らく耐震化工事に匹敵するような金額かもしれません。しかしながら、いたずらとか、そういった防犯上も含め、廃墟と化した巨大な建物をあの環境に放置するわけにはいきません。

3点目の質問です。今、校舎の解体を視野に検討されていると答弁いただきましたが、どのように検討されているのか、現在の状況をお聞かせください。また、解体費用はどれぐらいの金額になるものなのか、もし検討されているならわかっているというふうに思いますので、教えていただきたいというふうに思います。

次の 通学路の問題については、二中への通学路と一中への通学路がございます。三中からですね。学校やPTAの保護者の皆さんが真剣に協議されて、その結果をもって教育委員会のほうに要望が出されてくると思いますので、その節は十分な対応をお願いしたいと思います。

通学路の質問で、せっかくですでお尋ねしますけれども、日本一長い運動場があります。水俣市は、日本一何々ということで、やたらと日本一を目指しているような気がするんですね。既に日本一長い運動場が水俣には存在しております。しかし、それを、今はもうところどころ草が生えたりですね、あるいは防犯灯も時間によって、たまにでしょうけれども、消えていたりというような不評も聞きます。これからの通学路指定を考えたときに、部活動で遅くなったりとか、生徒の安全も大いに心配されますので、そこで質問です。

あそこの消灯時刻など、どのようになっているのか、参考までに教えていただきたいと思います。単純に考えまして、学校の閉校したところもあるし、これからも閉校があるわけですから、以前より光熱費も浮いてくるというふうに単純に思うわけですね。それだったら、防犯灯ですから、夜明けまでずっと点灯しておいていいんじゃないかなろうかというふうに単純に思いますけれども、そういうところ辺はどうなのか、あわせてお答えいただきたいと思います。

については、私が心配しておりました高校の市の地域経済に与える影響は大きくはないという答弁ですので、それはそれでよしとしたいと思います。後ほど、別の会の質問に関連してまいりますので、この については終わりたいと思います。

以上、 について4点を2回目の質問といたします。

○議長（松本和幸君） 答弁を求めます。

葦浦教育長。

○教育長（葦浦博行君） 2回目の御質問いただきましたけれども、まず、社会体育施設としての閉校後の利用実績がどうなのかということでございますが、まず、石坂川小学校につきましては、21年度校庭を4回ほど使っていただいています。内容につきましては、グラウンドゴルフ大会とか夏祭り、あるいはスポーツ大会、ふるさと祭り等でございます。それから深川小学校につきま

しては、校庭につきましては、グラウンドゴルフ大会、スポーツ大会、一小的行事あるいは遠足等として利用をされておりますし、ホールにつきましては、閉校準備委員会等で3回ほど使われております。それから、図書室についても地区の役員会が開かれるという利用のされ方をしております。それから、駐車場につきましても健診関係で利用がされているということと、それと22年度につきましては、会議等を数回されているという現状がございます。

それから、三中プールの火災時の専用水利としての活用はどうかということでございましたけれども、閉校後のプールの利用につきましては、これまでも石坂川小学校、深川小学校、両方とも校舎の消防水利ということで国に届け出をして、実際、火災があるときには、そういうふうな使われ方をするというふうに理解をしておりますし、今回の三中プールの閉校後の活用についても、国に対しては、校舎の消防水利ということで届け出をしたいと。だから、運用面で十分専用水利として活用できるんじゃないかというふうに考えております。

それから、三中校舎の解体につきましては、解体の時期等につきましては、国庫補助の処分制限というのがございまして、若干、かわりも出てまいります、基本的には、現在実施をしておりますけれども、来年度までかかりますが、耐震化工事、これが一段落しますと、なるべく早く解体に向けて検討していきたいというふうに思っております。

それから見積もりも一応とりました。これについては、金額については、ちょっとどうかと思いますので控えたいと思いますけれども、数千万、やっぱりかかりますので、その辺の財政的な状況も見ながら、財政当局と打ち合わせをしたいというふうに思っております。

それから、日本一長い運動場の防犯灯は時間をもっと長くしたらどうかということでございましたけれども、これにつきましては、山手の起点から鶴田踏切まで、あれは防犯灯じゃないんですけれども、街灯なんですけれども、あれが11基ございます。その点灯時刻につきましては、センサーがついております。朝は5時から7時半まで、夕方は5時から10時まで、一応つくようにはなってます。夏・冬、日の出・日の入りの関係がございまして、当然夏は今ごろでしたら、もう朝はつかないという形になりますけれども、センサーがついておりますので、非常にエコにはなっておる状況でございます。

点灯時間の延長とかのお話ございましたけれども、実は市民からもいろいろなお話があります。明る過ぎて困るという苦情もありますし、もっと長くしろというものもありますし、朝早くからつけよというもの、真っ暗なときにつけるという、いろんな御意見をいただいておりますので、ちょっとどっちにいいののかというのを我々もちょっと迷っておりますので、今後とも、市民の意見を十分にいただきながら、また議員との意見も交換しながら考えさせていただきたいなというふうに思っております。

○議長（松本和幸君） 福田斉議員。

○福田 齊君 3回目ですね。閉校後のそれぞれの各校の使用実績についてはよくわかりました。やはり運動場を除いて、校舎などの利活用はなかなかされてないというような現状かなというふうにとらえました。

石坂川小学校の校舎利用については、前回でも出しましたけれども、民間のグループホーム的な利用の計画があるというような打診があつてるといふふうに聞いておりますですね、前回の答弁でもそういうのがあつたと思います。そのことについて、今後どういふふうに行政として対応しようとするのか、そこら辺をちょっとお尋ねしたいと思います。

プールに関しましては、ぜひですね、そういう方向でよろしくお願いたします。ただ、国のほうへ出すのか、学校と限らず、大変、田中議員も西田議員もおられますけれども、あそこら5区というのは、1カ所火災になったら全部燃えるというような環境でもございますので、そこら辺は幅広く、三中のプールを水利として利用できるような、消防車の出入り口も含めて、そこら辺は検討いただきたいなというふうに思っております。

校舎解体につきましては、なかなかですね、今言われましたように金額のこともありますので、早急に計画できるものではないというふうに思いますけれども、先ほどに戻りますけれども、本来なら、危険な建物であるから生徒に利用させられないと、だからこそ三中は閉校するんですよというスタートであった以上は、きちんと、予算も含めて解体を視野に入れた計画を進めていただきたいなというふうに思っておりますので、一日も早く対応していただきたい。これは改めて要望といたします。

あわせて、以前提案しましたけれども、解体後の数年先になると思っておりますけれども、三中校舎の解体後の記念公園化ですね、緑地化もいいんですけれども、新たな計画に入れることについてどうかということ、2点、グループホームのことと今の記念公園化、これについて3回目の最後の質問としたいと思います。

○議長（松本和幸君） 葦浦教育長。

○教育長（葦浦博行君） まず、学校跡地、校舎を含めまして、その活用についてどうかということでございますけれども、昨年も、例えば石坂川小学校につきましては、認知症の関係のグループホームをつくりたいという、そういう話もございまして、実はその話は継続をしておるといふふうに思っております。ですから、早急にやっぱり市全体として市長部局も含めまして、それに対して、どうやってそれを有効活用していただけるのか、活用いただけるやっぱり方法等を十分考えていくということで、ですから、使用料とかそういう制度のはっきりした内容を市のほうも早く結論を出していくということが肝要かなというふうに思っております。そういう福祉の事業にしても、いろんな例えばほかの事業が進出してくるにしても、やっぱり今言われていますように、雇用とか仕事の確保とかということからいけば、やはり積極的にこれは対応していくべきだ

というふうな、教育委員会だけの立場じゃなくて、市としても、そういうふうを考えていくべきだというふうに思っています。

それから、三中の記念公園化につきましては、非常に意味もよくわかります。思われるのも当然だというふうに思っておりますので、あそこのグラウンドあるいは体育館等の利用は、一応教育施設として多分残るんだろうというふうに思っておりますけれども、そういった中で、解体する前には、やっぱりどういう形でそれを記念の部分というのを残していくかというのは、十分に元あるいは学校等と検討させていただきたいなというふうに思っております。

○議長（松本和幸君） 次に、22年度補正予算について答弁を求めます。

吉本総務企画部長。

（総務企画部長 吉本哲裕君登壇）

○総務企画部長（吉本哲裕君） 次に、22年度補正予算について、重点施策と符合した予算配分についての御質問にお答えいたします。

御承知のとおり、ことし2月に市長選挙が実施されたことから、平成22年度一般会計当初予算につきましては、経常的経費及び継続事業費等を中心とした骨格予算とし、本議会に提出しております補正予算案により、政策的事業費等を肉づけすることとしております。

御質問の重点施策への予算配分の状況について、本議会の冒頭に市長から申し上げました22年度施政方針に沿って申し上げますと、地域経済の活性化に係る事業費として、湯の児・湯の鶴温泉等を中心とした観光振興策の検討経費、みなまた環境テクノセンターの体制強化に伴う経費、観光物産館関連の施設整備費、商店街活性化事業費、女性のための水俣環境ビジネス塾事業などに約3,800万円、水俣病問題の解決と環境モデル都市の推進に係る事業費として、水俣病資料館における資料収集・収蔵物整理・展示の充実等に係る経費、太陽光発電設備等設置補助金、電気自動車の購入、環境首都称号獲得推進事業、環境大学立地調査費などに約3,900万円、農林水産業の振興に係る事業費として、中山間地域等直接支払事業、経営体育成交付金、農道整備事業、新規就農支援総合対策事業、森林整備地域活動支援事業、間伐材利用推進事業、森林環境保全整備事業などに約9,000万円、医療・福祉の充実に係る事業費として、小学生までの子どもの医療費実質無料化、女性がん検診事業、児童扶養手当の対象拡大、予防接種事業などに約3,200万円、暮らしやすい生活づくりに係る事業費として、学校エコ改修及び環境教育事業、小・中学校耐震化推進事業、読書のまちづくり推進事業、体育施設の整備、道路の新設・改良、中尾山公園等の整備、公営住宅整備事業、公共交通体系の見直し事業、肥薩おれんじ鉄道新駅の調査経費など約4億400万円を計上しております。

今回の肉づけ予算の編成に当たりましては、それぞれの事業の必要性、緊急性、進捗状況等を勘案して優先順位をつけ、限られた財源を最大限に有効活用できるよう配分を行ったところであ

り、今後、各事業の推進に全力で取り組んでまいり所存でございます。

次に、電気自動車購入の目的と利用、いわゆるエコカーの利用促進についてどのように展開していくのかについてお答えします。

電気自動車につきましては、自動車メーカーの技術革新が進み、家庭での充電も可能となり、また国からの補助制度も実施されております。低炭素社会の確立を目指す環境モデル都市みなまとしては、普及啓発や購入促進などの効果を考え、まずは市で導入したいと考えているところです。この電気自動車は、当面の間、ふだんは公用車として活用するとともに、イベント時の展示会等を行いたいと考えます。また、市庁舎で発電される太陽光発電による充電と走行距離等のデータ収集を行いたいと考えております。

また、ほかのエコカーの導入につきましては、公用車の買い替え時に順次検討・実施していくことを考えております。

環境モデル都市としてふさわしい交通体系の整備や市民への周知啓発が促進されるよう、電気自動車の活用についてさらに検討してまいりたいと考えています。

次に、中尾山整備計画についての御質問にお答えします。

中尾山は、市街地近郊に位置し標高333メートルを有し、月浦台地から袋湾、恋路島を一望できる絶好の眺望地であります。その山頂付近にあります中尾山公園は、平成2年に都市公園として供用開始され、水俣のシンボル、市民の憩いの場として定着しております。

これまで、だれもが利用しやすい公園を目指して、特に障がい者や高齢者に配慮した公園づくりを行ってきました。本年3月には、天草の島々まで一望でき、車いすの方や高齢者の方も利用しやすい構造の展望台が完成しました。今年度は、財団法人日本宝くじ協会からの建設費用について全額助成が認められましたので、広場の入り口から今回完成しました展望台までスムーズに行けるようにスカイロードと銘打った通路整備を行うことにしております。この通路は車いすの方も利用できるような構造となっております。

さらに、都市再生整備計画を策定し、社会資本整備総合交付金の交付を受け、下と上の広場を最短で結ぶ園路や駐車場、広場などの実施設計を行い、来年度に整備を行う計画であります。また、この公園に通じる市道中尾山線は、南福寺地区から中腹の住宅地までの幅員が狭いため、離合が困難な箇所や離合箇所の整備について市民からの要望が多いため、平成19年度から順次整備を行っております。

中尾山公園は、春や秋の行楽時期には多くの来園者でにぎわっており、特に秋にはコスモス祭りが開催され、毎年3,000人余りの来園者でにぎわっており、着実に公園利用者はふえております。このようなことから、市民の憩いの場として整備を進め、利便性を高めることにより、さらなる利用者の増加が見込まれると考えております。今後、市内外から多くの人たちに利用される公園

になればと期待しております。

次に、新駅設置計画はどのようなものかとの御質問にお答えします。

今回の計画において、平成24年度末までに市内南福寺、鶴田踏切から小崎親水公園の間に肥薩おれんじ鉄道の新駅を建設したいというものであります。

事業の目的としては、まず、肥薩おれんじ鉄道を利用して、高校の再編により統廃合された新たな水俣高校に通学する生徒や近隣の医療機関に通院する沿線住民の利便性が高まることであり、また、市街地北部、東部の最寄り駅として、地域住民の通勤や通学、買い物など市民生活の利便性を向上させるとともに、新幹線との連携により公共交通機関の利用促進を図るものであります。さらに、湯の鶴温泉や今後整備される中尾山公園など観光資源への新たな出入り拠点として位置づけられるものであり、新幹線全線開通後における重要な観光地へのアクセス拠点整備が図られます。

今回補正予算に計上する調査委託の内容は、現況の整理、新駅設置の必要性と課題整理、新駅設置の効果と利用予測、新駅及び周辺整備と今後の課題について、調査検討作業を行う委託業務であります。

○議長（松本和幸君） 福田斉議員。

○福田 斉君 ありがとうございます。環境モデル都市にふさわしい施策を進める市長の予算編成方針の中から絞って再質問してみたいと思っております。

まず、の電気自動車の購入については、どこの自治体でも開始しているわけですが、特色ある水俣市として、今後どのようにそれを生かしていくのかと我々も期待しております。大きな買い物でございます、四百数十万だったですかね、ございますので、ぜひ有効活用してほしいというふうに思っております。

先ほどの答弁では、公用車利用とかイベントへの展示だったですか、そういったことを言われておりましたけれども、ここの新聞のコピーなんですけれども、岡山県では、公用車である電気自動車を土・日・祭日、県民へ貸し出しを実施していると、そうすることによって、エコカーに対する認識を高めて、あるいはCO<sub>2</sub>削減への取り組みを加速させるような取り組みも始まっているというふうに新聞に書いてあります。

そこで質問なんですけれども、水俣市もこういった先進事例に倣った電気自動車の貸し出しを考えられないか、これが1点、お尋ねします。

それと、中尾山公園の整備についてなんですけど、非常にすばらしい展望設備ができ上がっております。市民の新たな自慢できる場所として今後大いに期待しているところでございます。今回の補正予算では、その中尾山公園整備に対してさらに大きな予算が組まれていると、大体、概算ですけど、既定額で約4,000万に対して今回の補正が約6,000万近く、総事業費約1億ぐらいか

なというふうに理解しております。今、部長の答弁もありましたけれども、宝くじ協会の助成を全額補助金ということで有効活用で計画されているというふうに思います。最初は、よくこんな大きいお金があったなという思いがしたんですけども、こういう御時世ですので、公共工事がふえることは大いに歓迎すべきというふうに思っています。

それで質問なんですけれども、今回の補正が中尾山整備事業のどういったものに使われるのか、時間もかかりますので、ざっくりで結構です。そして、その最終的な完成ですね、道路の拡張も含めたところの完成はいつごろになるのかと、それと現在の道路の拡張工事あたりが、進捗状況をお尋ねしたいと、これが2点目。

3点目なんですけれども、中尾山公園から9キロ、中尾山スカイラインですね、あその上場の茶畑のほうへ進みますけれども、中尾山スカイライン、9キロほど先に湯の鶴温泉があるわけですけれども、そことの関連で今回の中尾山公園を含めた、そういったスカイロード整備、完成後、そことの湯の鶴温泉街とのどういう関連で構想を描いておられるのか、恐らく構想を描いておられるというふうに思いますけれども、おられるのか、3点目のお尋ねです。

それと、4点目なんですけれども、新駅設置につきましては、市長の選挙公約でも上げていらっしゃいました。24年度には市内の高校の2校も統合される予定で、通学の生徒さんにとって非常に利便性が向上するというふうに思います。しかし、今部長が言われたような場所の設置によって、前後の踏切の警報が鳴りっ放しになるとか、いろんな現実的な問題もあるかと思えます。そういったところも含めたところで調査ということでしょうけれども、それほど新駅設置の要望が強いのかと、そこで質問で、本年度データで構いませんけれども、2つの学校の高校の電車通学の生徒数を大まかで構いませんけれども、教えていただきたい。これが4点目。

以上、4点を2回目の質問といたします。

○議長（松本和幸君） 吉本総務企画部長。

○総務企画部長（吉本哲裕君） 中尾山の直接的な整備の問題については産業建設部長のほうに答えを譲りたいと思います。

エコカーについて、一般市民への貸し出しということでございますけれども、岡山県、それと倉敷市、ほかにも福岡市など、閉庁日に電気自動車の貸し出しを実施している自治体もあるということで、その状況をちょっとお聞きしましたんですが、電気自動車の普及啓発のためには、自治体が購入した電気自動車を民間企業等に委託して貸し出しているということでございます。現在のところ、その貸し出し状況は、確かに予約がいっぱいで、キャンセルを待っているといったことのようにございます。そういう状況でございます。

ただ、この貸し出しにかかわる経費というのは、倉敷市あるいは福岡市の場合、電気自動車の購入費とは別に貸し出し業務の委託に数百万円、それから車両保険というのがございますけれど



も、普通の自動車に比べて、一般の公用車の場合に比べて10倍、20倍かかると、2、3万のところが20万、40万の間で何か掛けてあるようにお話を伺っております。さらに、今申し上げました自治体、2台から5台程度を保有しているということでございまして、当市においては、購入する予定の台数は1台限りでございますので、土曜とか日曜日にも業務で使用することもございます。今のところ、一般の市民への貸し出しということは困難ではないのかなというぐあいに考えております。

それから新駅設置の件ですが、南福寺に肥薩おれんじの新駅を設置する際、肥薩おれんじ鉄道を利用する学生の数ですが、現在のところ市内高等学校に問い合わせましたところ、現在、水俣高校で80名、それから工業高校が44名、合計の122名おられるということでございました。

○議長（松本和幸君） 田上産業建設部長。

○産業建設部長（田上和俊君） 中尾山関係の今回の補正の中身と進捗状況でございますけれども、まず、先ほど、1回目も答弁いたしましたように、スカイロード関係を約5,900万ということ、これについては、先ほどありましたように宝くじの全額助成でございます。2番目は、公園整備測量設計業務ということでございまして、これは都市再生整備計画の中で整備していくわけですが、国の40%補助を受けて整備するわけですが、駐車場が最近少ないということ、まず遠いということの市民からのいろんな要望もございまして、それと駐車場とのアクセス関係をどういう形にしたらいいかということで委託業務、設計委託の発注をいたします。それと、先ほどの中尾山までのアクセス道路でございます。これは市道中尾山線の整備でございますけれども、これは21年度の繰り越しの金額が約1,200万、それと22年度が今回補正でお願いしたのが970万ということで2,170万でございます。これは未整備の区間が現在660メートルございまして、今年度は100メートル部分を整備するという計画でございます。

この全体計画につきましては、今後、平成24年くらいまでに整備できたら、その目標に向かって整備を進めてまいりまして、全体でアクセス道路も含めまして2億2,000万ほどの事業費でございます。宝くじ助成とか国費を総合しますと、全体の補助が86%、1億9,000万ほどございます。それと残りの3,500万については単独費ということになります。

それと、中尾山から湯の鶴温泉についての全体的な構想でございますけれども、現在、中尾山につきましては、都市再生整備計画の中で整備を進めています。それと湯の鶴温泉につきましては、湯の鶴観光振興計画の中で整備を進めているわけですが、いずれにしても、単独でそれぞれ整備することではなくて、それをつなげるということが有機的に振興につながると思いますので、この湯の鶴観光振興計画の中では、散策道路とか、いろんな湯の鶴七滝の掘り起こしとか、そういうのも入っておりますので、中尾山からスカイロードを伝わって、そしてお茶園を見て、湯の鶴に行って、そこで温泉に入っていて、そこで遊んでもらって泊まってもらって、そ

れで観光の振興につなげるということで、今現在計画中でございます。

以上でございます。

○議長（松本和幸君） 福田斉議員。

○福田 斉君 わかりました。電気自動車につきましては、いろんな問題もあるというふうな感じを受けました。ただ、やはり市民の方にこれだけメディア等でも、電気自動車に対するいろんな理解とかございます。また興味もございますし、ぜひ、こういったエコカーに対する認識を高めていけるような周知についてのいろんな取り組みをお願いしたいなと、これについてはそういうことで終わりたいと思います。

中尾山公園スカイロードについては、よくわかりました。ただ、私は、ここを日曜日に、最近なんですけれども、2週間続けて行ったんですけれども、時間的なこともあったと思うんですが、だれもあの場所に来ないわけですね、閑散としておたと。工事、まだ途中ということもあるんでしょうけれども、果たしてあれでよかったのかという正直不安もあります。ただ、湯の児なんですけれども、先人の先見の目があったというふうに思うんですけれども、湯の児海岸道路のように、やはり本当に市民の誇り得るような場所になるように、中尾山を願っております。

それと、今、部長も答弁いただきましたけれども、同時に、重要な観光資源である湯の鶴温泉と有効に結びつけると、そういう意味で、ここでちょっと提案なんですけれども、中尾山公園ができたときに、完成と合わせてでいいんですけれども、公園内に大きな案内看板を設置すると、4メートルか5メートルぐらいの、どこにでもありますね、観光地。環境を損なわないようにつくりでしていただいて、例えば現在地から湯の鶴方面へ、茶畑とか渡って何キロ行って旅館街へ、こっちですというような案内看板ですね。恐らく遠方から、うわさには聞いているのは、中尾山に来た、これだけのもんかい、なら帰ろうかじゃ、有機的につながらないですね。看板を見て、ああ、これが湯の児、こっち行ったら湯の児へ行けるんか、湯の鶴へ行けるんかなと、なら温泉入って帰ろうかというような、ひとつ誘導できるような形がとればなと私は思っております、せっかいですから。そういうことで、そういった看板の設置は、今後検討できないかということが1点ですね。

それと、 の新駅設置についてでございます。私は、これは慎重に取り組むべきことだと思っております。こういった方向を、高校生の便利がよくなるからと、こういった方向を目指すことは、市長の掲げる商店街振興に少なからずとも逆行することになると私は思っております。

先ほどの答弁では、電車通学の生徒数が水俣高校が80名、工業高校が44だったですか、合計124名、クラスでいったらちょうど3クラス分なんですよね、その生徒たちが電車を利用してるんですよ。多くの生徒が現在のおれんじの水俣駅からおりて、朝早くコンビニで買い物をしたりとか、途中でパンクしたりとか空気が抜けたりしたら、自転車屋2軒ありますけれども、空気を入れたり

修理をしたり、そして時には雨の日は、高校生2、3人、4、5人でタクシーで乗り合わせて学校まで行ってるという、そういう現実が現在あるんですね。

そして、たとえシャッター通りでにぎわいをなくしつつある商店街であっても、多くの生徒たちが行き交うだけで活気につながるものがあるというふうに思うんですね。100人以上なんですよ、100人以上。予定にあるように、高校近くに新駅を設置することが今回の宮本市長の公約であったとしても、そういったいろんな情勢をかんがみて、そういった公約も見直すことも大切であるというふうに私は思っております。先ほど言いました鳩山元総理なんて、簡単に公約を覆していた事例もあるわけですね。ぜひ、熟慮していただきたいというふうに思います。

ここで2点目の質問なんですけれども、手前に駅を計画することで、そういった人の流れというものを寸断して、商店街の活性化に少なからずとも逆行するようになると思うんですけれども、いかがか。以上2点を最後にお聞きしたいというふうに思います。

○議長（松本和幸君） 田上産業建設部長。

○産業建設部長（田上和俊君） 中尾山に看板の設置はどうかということで、大変確かに必要性は十分感じられます。現在、中尾山の整備につきましては、都市再生整備化計画の中でやっておりますけれども、この計画については追加も可能でございますので、まず国に、これが補助対象になるかというお尋ねして、もしそういうことであれば、前向きに検討したいと思っております。

○議長（松本和幸君） 吉本総務企画部長。

○総務企画部長（吉本哲裕君） 新駅設置することの影響ですけれども、人の流れを寸断することになりはしないかという御心配のお尋ねでございました。今回の調査の中では、そういった懸念されることも含めて、必要性と課題ということで整理していきたいと。その際、多面的に有効性が認められるようであれば、設置ということも十分考えられるんじゃないかなというぐあいに思っております。

○議長（松本和幸君） 次に集客力を増すためのエコパークの充実について答弁を求めます。

宮本市長。

（市長 宮本勝彬君登壇）

○市長（宮本勝彬君） 次に、集客力を増すためのエコパークの充実についての御質問に順次お答えします。

まず、今後のコンサートについてお答えします。

株式会社熊本放送の主催で行われるみなまた未来コンサートは5月29日に開催されました。5回目となる今回も、例年同様、たくさんのお客様に御来場いただき、大盛況でありました。ことは、太陽光パネルをステージ横に設置し、その電力を使用したり、スタッフのマイはし推進、市が行うレアメタル回収の取り組み紹介など、エコロジーな取り組みをさらに充実したものとな

りました。株式会社熊本放送では、水俣市の美しい自然のPRや地域振興を目的として、このイベントを開催されており、イベントを通しながら、水俣市に多大なる御支援、御協力をいただいているところであります。

今後も、熊本放送の御協力を得ながら、市の一大イベントであるみなまた未来コンサートを、地域振興及び宣伝PRなどに最大限活用できるよう、今後の実施に向けた検討を行いたいと考えております。

次に、竹林公園についてお答えします。

エコパーク水俣は県の広域公園として整備が行われており、この竹林公園は現在、県の指定管理者において管理がなされております。本公園は、平成4年に開園し、年間来場者数は1万5,000人前後で推移しております。指定管理者は、自然観察会やクラフト教室などを実施し、集客に努めておられますが、来場者数の増加は大変厳しい状況であるとお聞きしております。開園から18年が経過し、施設等の老朽化も目立ち始めており、今後の補修計画等も含め検討を行ったとのことでお聞きしております。

本公園は、日本及び世界各国から多数の種類の竹を集めて整備されており、市といたしまして魅力的な観光資源であると考えておりますので、県の指定管理者とも連携して、活用方法や宣伝PRについて検討していきたいと考えております。今後のエコパーク全体の活用方法とあわせて検討を進めてまいりたいと考えております。

次に、集客力を増すためのエコパーク全体の運用についてお答えします。

前述のとおり、エコパーク水俣は熊本県によって整備された広域公園であります。この中に整備された各施設の活用と集客は市としても大きな課題であります。市といたしましては、平成21年4月に物産館まつぼっくり一帯を道の駅として登録を行い、集客を図ってまいりました。特にバラ園は春・秋と県内外から多くのお客様にお越しいただき、入場者が昨年の2万1,000人から、この春には2万6,000人を数えるなど、市においても重要な観光資源となりました。また、グラウンドゴルフ場やその他のスポーツ施設においても、各種スポーツ大会の実施などにより多数のお客様の来場があり、エコパーク全体の来場者数も平成18年度の10万人から平成21年度に15万人と大幅な増加となっております。

今後は、このエコパーク水俣に来られるお客様が少しでも長く水俣に滞在していただけるよう湯の児・湯の鶴温泉への宿泊やその他の観光施設、飲食店等につなげられるような情報発信等を積極的に進めてまいりたいと考えております。

○議長（松本和幸君） 福田斉議員。

○福田 斉君 ありがとうございます。3回目の海恋コンサートがいい天気のもとであったわけですが、非常にいいなというふうに毎年思っております。今は、エコパークが水俣のドル箱的

な存在になったというように大いに期待しております。ですから、そこをどう生かしていくかということが一つのポイントかなと思っております。

ちょっといろいろ、時間の関係でかなり削除しますけれども、コンサートについては1つ要望したいんですけれども、やはり毎年チケットの販売とかで、いろいろ今後大変になってくると思うんですね。私、3年前の6月議会で提案したんですけれども、私、6年のときに村下孝蔵と同じ6年3組だったんですけれども、彼があんなすばらしいアーティストになって亡くなったと、6月24日が13回忌ですかね、なるんですけれども、今後はやはり、前回言いましたように、そういった海恋、初恋にこだわったオリジナル曲を募集しますと、前回も言ったんですけれども、そういったことでミュージシャンを目指す全国の若者が水俣のあの地に注目するというような仕掛けを今から準備してないと、そのイベントがいいかどうかは別としてですよ、そういった海恋コンサートにかわるものをぜひ企画して行ってほしいなという、これは一つの要望でございます。

1つだけ言っておきたいのは、かりゆし58が来ましたけれども、2日目のときには、観客からのアンコールで初恋を歌ってくれたですね。あれ聞いて非常にやはり村下孝蔵の存在は大きいんだなと、ミュージック界ですね。そういうこともありますので、ぜひ、海恋コンサートに将来かわるようなことも役所の中でいろいろ検討していただきたいなというのをね、これ要望です。

竹林公園についてですけれども、バラ園が非常ににぎわっておってですけれども、シーズンオフにぶっつけて何かやろうとしてることがあれば、時間がありませんので、簡単に、あるかないかというだけで結構ですけれども。それと、このエコパークの全体の運用についてですけれども、私は、ぜひこれは提案したいんですけれども、あそこに目的を持ってくる人たちにどういう動線をつかまえるかということなんですね。私が提案したいのは、竹林公園の駐車場からバラ園のほうに渡る大きな陸橋を設置したほうがいいんじゃないかなと思うんですね。スロープでもいいんですけれども、上がって行って頂上、頂上というか、六、七メートルですよ、陸橋。中段に半円ぐらいのステージをつくって、そこからエコパークを一望するとか、バラ園をバックに写真が撮れるとか、そういうメーンの何かゲートが必要じゃないかなと私は思っております。それも含めて竹林のあれがあるかないか、これが1点です。

それとエコパーク前の駅ですね、先ほど言いましたおれんじ鉄道駅、これは絶対、私の感覚では絶対になってしまうんですけれども、ホームセンターサンコーが倒産しますね、あそこら辺にエコパーク前駅というような形で駅をつくるべきだというふうに私は思います。提案したいと思います。これは以前、どなたかから聞いたんですけれども、以前、昔の議員の方が駅をつくればどうかということを提案されたということなんですから、そのころと今と現状が全く変わってるわけですね。エコパークができ上がった、道の駅ができた、いろんなものができてるということを、それについてどう思われるか。

それとあと1点、足湯については、湯の児に計画されているみたいですが、日本一ですね。決して日本一じゃなく、百間一でもよかですけども、エコパークの中に足湯をつくって、そういったやしの部分をつくるというのはどうかなと、それも1つお尋ねしたいと思います。

以上でございます。

○議長（松本和幸君） 宮本市長。

○市長（宮本勝彬君） まず第1点、竹林公園でございますけれども、今後、検討することになるだろうと思いますが、例えば今考えておりますのは、職員の提案ですけども、あそこで野だての会をしたりとか、観月とか、あるいは観能とか、そういったイベントを竹林公園で打つたらどうかというような提案もしておりますので、そういったところも含めながら、竹林公園で何かイベントができる、そういうものを考えていきたいと思っております。

それから陸橋をとということでございますけれども、エコパークの前に橋をとというような御意見でございますけれども...

○福田 斉君 陸橋ですね。

○市長（宮本勝彬君） ごめんなさい、陸橋ですね。陸橋をとということでございますけれども、竹林から...

○福田 斉君 竹林公園の駐車場ありますね、あそこから...

○市長（宮本勝彬君） 竹林公園の駐車場を越えてですね、バラ園につながる陸橋をどうかということでございますけれども、あそこは何か埋め立てているということで、地盤が非常に弱いということもありまして、そこら辺のところはぜひ検討させていただきたいと思っております。

それからもう1点、足湯の件でございますけれども、これは十分検討させていただきたいと思っております。

○議長（松本和幸君） 福田斉議員。

○福田 斉君 何かわからんものになってしまいましたけれども、これも提案で、竹林公園なんですけれども、私は全国竹アート展というのを開催すればどげんじゃるかと思ってるんですよ。日本一、またここで日本一を出しますけれども、水俣にはイワシかごという、日本で4人しかつくっておられん人がおらして、ああいった巨大なイワシかごを展示する、あるいは後継者育成のためにやるとか、竹トンボとか、あるいは竹の創作料理とか、あるいはバイオのサンプルとか、そういったやつを全国竹アートで、竹が人間と織りなすいろんなそういったというコンセプトでやったらどうかと、これも提案にしておきます。次回の一般質問でまた取り上げたいと思っております。

以上で終わります。

○議長（松本和幸君） 次に、新しい誘致企業について答弁を求めます。

田上産業建設部長。

(産業建設部長 田上和俊君登壇)

○産業建設部長(田上和俊君) 次に、新しい誘致企業についての御質問にお答えします。

まず、進出を決めた企業の事業内容についてお答えします。

きのうの大川議員、さきの緒方議員の御質問にお答えしましたとおり、株式会社熊本県蛍光灯センターは、事業所から出される使用済み蛍光灯を回収し、中間処理をする企業であります。

まず事業内容といたしましては、蛍光灯から電極のアルミ等を分別し、ガラス管は密閉された破碎装置で破碎し、水銀を含んだパウダーについては、石川県金沢市の関連企業に送り、ガラス管に付着した微量の水銀については、外部に飛散することなく回収することです。回収された水銀や破碎ガラス、アルミやしんちゅうにつきましては、それぞれリサイクルのために業者に販売されるということです。

次に、どのような経緯で進出が決まったのかについてお答えします。

平成19年秋、今回、株式会社熊本県蛍光灯センターが導入予定の水銀無害化処理装置や安全管理システムを開発した石川県金沢市に事業所を持つ処理企業の営業部長が来庁されました。その企業は、以前から元国立水俣病総合研究センターの赤木先生と水銀の安全処理について交流があり、環境モデル都市づくりを進めている本市に興味を持たれ来庁されたとのことでした。当時は、進出に対する具体的な計画はないとのことでしたが、水俣市が環境に対する取り組みに熱心なことや赤木先生がいらっしゃることなどから、将来的には水俣市への進出について社内で検討してみたいとのことでありました。

環境負荷を軽減し循環型社会を目指す本市としても、同様の理念を持つ企業を本市に誘致することができないか検討し、平成20年6月には市長みずからが同社を訪問し、誘致についてのお話をさせていただきました。同社の社長も水俣市の環境に対する取り組みが会社の方針に合致しているとのことで大変興味を持っていただくことができ、その後、何度か営業部長が来庁されております。

そのような中で、今回、同社のシステムを導入される株式会社熊本県蛍光灯センターは、昨年5月に会社を設立され、事業開始に向け準備をされてきており、ことし2月に来庁され、本市に進出したいとのことであり、事業用地の相談がありました。そこで、水俣産業団地内の3カ所を紹介させていただき、最終的にはヒノマル商事跡地に設置を決定されたとお聞きしています。

次に、今後どのような事業展開が図られるのかについてお答えします。

使用済み蛍光管の回収範囲としては、まずは熊本県内から行い、将来的には鹿児島、宮崎からも回収していく予定とお聞きしています。事業内容については、使用済み蛍光灯の処理だけではなく、新品の蛍光灯の販売も行うとのこと、最終的には、蛍光灯の販売、回収、リサイクルの循環システムをつくりたいということでありました。

次に、市の支援策としてどのようなものがあるのかについてお答えします。

水俣市では、水俣市誘致企業立地促進補助金交付要綱に基づき交付対象と認定された場合は、企業に5,000万円を上限として補助金を交付しております。また、水俣市企業立地条例に基づき指定を受けた企業につきましては、固定資産税の3年間課税免除、雇用奨励金などの助成措置が利用できることになっております。

○議長（松本和幸君） 福田斉議員。

○福田 斉君 これについては、もういいです。

○議長（松本和幸君） 次に、「水俣条約」について答弁を求めます。

森副市長。

（副市長 森 近君登壇）

○副市長（森 近君） 次に、「水俣条約」についての御質問に順次お答えします。

まず、水俣条約がどのような経緯で首相表明になったのかという質問にお答えします。

鳩山前総理大臣は、ことし5月1日の水俣病犠牲者慰霊式に歴代の総理大臣の中で初めて出席され、その祈りの言葉の中で水俣条約のことを述べられました。

先ほどの緒方議員の答弁でも申し上げましたとおり、この条約は、発展途上国を中心に、国境を越えた汚染の広がりが懸念される水銀について、その排出抑制や輸出入の規制をすることを目的として制定される大変重要な条約です。総理は、水俣病犠牲者慰霊式出席に当たり、水俣病問題は日本にとって重要な問題であり、世界に類例のない公害病を経験した日本としては、国際的な水銀汚染の防止のための条約づくりに積極的に貢献することで、その教訓を全世界に発信していかなくてはならないと認識された結果ではないかと思えます。

次に、水俣条約について、これまでも動きがあったのかとの御質問にお答えします。

水俣市に対しましては、ことしの2月、環境省から条約についての話がありました。その後、3月末に名称を水俣条約にすることに對して意見を求められましたので、水銀の規制条約であり、条約名を水俣とすることに支障はないとお答えしました。そして、5月1日の慰霊式において総理が祈りの言葉の中で初めて水俣条約について触れられました。

次に、条約締結によってどう変わるのかという質問にお答えします。

水銀規制条約は、国境を越えた汚染の広がりが懸念されている水銀について、排出の抑制や輸出入の規制をするために制定する条約であり、発展途上国を含む世界の国々に対して、水銀についての正しい情報の提供や適切な制限を設けることは世界の環境問題にとって大変重要なことであると思えます。この条約の制定によって、世界の水銀汚染問題の解決に向けた水銀の排出抑制や輸出入の規制等が推進されていくことになると思えます。

次に、条約名をまちづくりにどう生かせるのかとの御質問にお答えします。



現在、水俣条約の命名を提案された段階で、条約の名称が水俣条約と決定したわけではありませんが、先ほどの緒方議員への答弁でも申し上げましたとおり、水銀規制に関する条約にMINAMATA（水俣）の名前が使用されることは、水銀規制の重要性を世界に訴える重要な機会となるばかりでなく、水俣病の経験と教訓を世界に発信し、後世に伝えていく貴重な機会にもなると思っております。

政府は条約採択のための外交会議を日本で開催したいとの表明がなされており、水俣市が何らかの会議や条約、署名のセレモニーの場となれば、世界の国々の代表の方に水俣を訪れていただき、環境モデル都市としてまちづくりに取り組み、生まれ変わりつつある水俣の姿を見ていただきたいと思っています。

○議長（松本和幸君） 以上で福田斉議員の質問は終わりました。

この際、昼食のため午後1時30分まで休憩します。

午後0時06分 休憩

---

午後1時30分 開議

○議長（松本和幸君） 休憩前に引き続き会議を開きます。

次に、中村幸治議員に許します。

（中村幸治君登壇）

○中村幸治君 皆さん、こんにちは。

政風クラブの中村幸治です。

質問に入る前に、皆さんに民主党の一員としておわびを申さなければなりません。

8カ月半で鳩山政権が政治と金の問題と普天間基地の問題で退陣をされました。国民の皆様にご迷惑をおかけしたことを心よりおわび申し上げます。今後は、菅新総理のもとで、国民の生活が第一の政治を民主党の一員として取り組んでまいりたいと思っていますので、今後ともどうぞよろしくお願いいたします。

さて、水俣市の現状を市民の皆様はどのように思っているのでしょうか。市民の声として、水俣の経済はどうなるのだろうか、不景気風が吹いてとまらないなど水俣の将来について不安視する声がよく聞こえてきます。来年は九州新幹線の全面開通も決まっているのに、水俣市の動きが見えないという声もあります。今こそ真剣に水俣の将来像を描かないと大変なことになるのではないでしょうか。今回の私の質問は、水俣の将来をどうするのかを中心に質問をいたします。執行部の明快な答弁を期待いたします。

それでは、質問に入ります。

1、みなまた環境大学誘致について。

- 、市長は、どのような内容の環境大学を立地するつもりなのか。
- 、市長は、今日まで大学誘致についてどのような動きをされたのか。
- 、大学立地の目標達成をいつに設定されているのか。また、その計画表はできているのか。
- 、どこが主管として取り組むのか。

以上、質問をいたします。

次に学校再編についてですが、この質問は、跡地利用について質問いたします。

現在まで行われた学校再編で、閉校になった学校の跡地利用についてはおこなわれていると思われ  
ます。そこで次の質問をいたします。

- 、市役所内で跡地利用についての協議はどのようになっているのか。
- 、今後、地域と連携した協議会等を設立して協議していくのか。

以上の2点を質問いたします。

次は、第5次水俣市総合計画について質問します。

- 、基本計画・実施計画はどのようになっているのか。
- 、今議会に提案された補正予算に実施計画の事業予算は計上されているのか。また、その主  
な事業はどのようなものがあるのか。

、この総合計画に対して市役所職員の全体の意識はどうか。

、総合計画の中に時代の潮流とまちづくりの課題が取り上げられています。その中の1つに  
ICT（情報通信技術）への対応がうたっていますが、総合計画の基本構想の政策には取り上  
げられていません。将来の情報通信についてどのような考えがあるのか。また、情報通信設備に  
ついてどのような計画があるのか。

以上4点を質問いたします。

次に、水俣病問題解決における地域振興についてです。

水俣病問題は、患者救済と地域振興とチッソの存続があって初めて成り立つものです。地域振  
興については、水俣病被害者の救済及び水俣病問題の解決に関する特措法の第35条、地域の振興  
等の中に次のようにうたっています。「政府及び関係地方公共団体は、必要に応じ、特定事業者  
の事業所が所在する地域において事業会社が事業を継続すること等により地域の振興及び雇用の  
確保が図られるよう努めるものとする」。また36条には、「政府及び関係者は、指定地域及びその  
周辺の地域において、地域住民の健康の増進及び健康上の不安の解消を図るための事業、地域社  
会の絆の修復を図るための事業に取り組むよう努めるものとする」。

以上のことから、水俣病解決には地域振興は切っても切れない問題であることを国に強く訴え  
ていく必要があります。今まさにその大切な時期ではないでしょうか、そこで次の質問をいたし  
ます。

、地域振興について、現在まで国の現政権へどのような要望活動をされたのか。また、中・長期的な地域振興をどのように考えているのか。この質問の通告が6月1日でしたので、現政権とは鳩山政権のことです。

、地域振興で熊本県との連携はどのようになっているのか。

、住民の意見を国への要望にどのように反映していくのか。

以上、本壇からの質問を終わります。

○議長（松本和幸君） 答弁を求めます。

宮本市長。

（市長 宮本勝彬君登壇）

○市長（宮本勝彬君） 中村議員の御質問に順次お答えします。

まず、みなまた環境大学誘致については私から、学校再編について及び第5次水俣市総合計画については総務企画部長から、水俣病問題解決における地域振興については副市長から、それぞれお答えいたします。

まず、みなまた環境大学誘致について、どのような内容の環境大学を立地するつもりなのかについてお答えします。

環境大学の立地については市長選の選挙公約として掲げさせていただきました。本公約は、本任期中4年間のものであり、まず1年目となる平成22年度は環境大学の立地に向けて、専門家のアドバイスを受けながら、どのような大学の立地が可能なのか検討してまいります。

例えば、現在の環境大学短期セミナーを拡大し、対象者を学生から主婦層や高齢者層にまで広げる案、企業の研修として実施する案、環境系大学のカリキュラムを水俣に持ってくる案、環境系大学の学部を水俣に設置してもらおう案、環境大学を補助金を得て建設し、自前で運営する案など、現在のところは幅広く想定しておりますが、経費面・運営面で水俣に見合った案は何なのかを検討し、その後は検討結果に基づいた事業を実施してまいりたいと思います。

次に、市長は今日まで大学誘致についてどのような動きをされたのかについてお答えします。

大学の立地は、財源一つとっても市単独でできるものではありません。財政的にも人的にも国・県の支援が必要であります。本件に関しては、水俣市総合計画に掲げるとともに、県には水俣・芦北地域振興計画に掲げていただくようお願いし、国に向けては、内閣総理大臣ら来水の際に、時の鳩山総理に要望書をもってお願いしたり、小沢環境大臣には直接御支援をお願いしております。なお、大学誘致については、1年の検討期間を経た後、その結果を受けて行うものと考えているので、現在のところは行っておりません。

次に、大学立地の目標達成をいつに設定されているのか。また、その計画表はできているのかについてお答えします。

大学立地に向けた計画表や進捗表は、この1年間の検討結果をもとにつくりたいと思っておりますので、したがって、今はできておりません。私の任期期間中の選挙公約でありますので、4年間で何らかの形をあらわしたいと考えております。

次に、どこが主管として取り組むのかについてお答えします。

大学立地に向けた検討は、企画課を主管課としてプロジェクトチームをつくり、この1年間行うこととしておりますが、その結果を受けて、来年度以降はどの部署が適当なのか、今後考えてまいりたいと思っております。

○議長（松本和幸君） 中村幸治議員。

○中村幸治君 それでは、2回目の質問に入りたいと思います。

まず、環境大学の誘致については、市長のほうも御存じだと思いますけれども、今までに、こういう立地の動きをされたという水俣では過去の経緯があると思います。その動きがあるにもかかわらず、すべて立地には至ってないという、そういう経験もあります。

それで、1つ質問したいと思うんですけど、これまでそういう動きをされた経緯をどれだけ市長は御存じなのか、それを1点質問をしたいと思います。

次に、立地の形態なんですけれども、大学誘致の目的というのは、1つはやはり雇用を生むということが一つの目的だと思うんです。特に選挙戦のときも雇用という格好の選挙戦というのがあったのかなと思いますので、そこが一番必要なことになってくると、ということであるならば、短期セミナーとか、そういう部分ではなかなか雇用というのは生まれてこないと、じゃあ、大学を水俣に建てるということになるのかなと、そういうことになると、大学を建てる、あるいは大学院、また県にお願いして県立大学というような格好になってくるのかどうか。1つ、国際大学という大きな大学という考えは市長の中になのかどうか、これは水銀条約を水俣条約という格好で鳩山前首相が言われた経緯があるものですから、そういうことを踏まえて、国際大学という考えがないのかどうか、ひとつお聞きしたいと思います。

それから、環境大学が立地されるということをも市民のほうも強く願っているような気がいたします。その大学が水俣へできるということで、やはりまちの、水俣市の雰囲気というのが、この大学一つできたところで何か変わってくるというようなイメージが私のほうにも浮かんでくるんですね。そこで質問をしたいと思いますが、大学の設置を水俣のまちづくりとどう結びつけていられるつもりなのか。

以上、それを第2の質問とします。

○議長（松本和幸君） 答弁を求めます。

宮本市長。

○市長（宮本勝彬君） まず第1点は、これまでの経緯を承知しているかということでございます

けれども、いろいろお聞きしてるんですけども、すべて非常にハードルが高かったということは聞いております。20年前に大学、それから高等学校の機関ですか、そういったものの立地や誘致に向けて、本市の企画課を事務局として「大学をつくろう市民の会」というのが立ち上がったというのを聞いております。しかしながら、非常に財源がなかなか調達できんといいますが、確保できずに、来ていただく大学もなくて、これが七、八年後に解散をしたというような話も聞いておりますし、民間のほうでも大学をつくろうという運動が持ち上がったと聞いておりますけれども、これもまた進まなかったというような状況で、非常に厳しい状況だったということを知っております。

それから、環境大学としてもいいんですけども、国際大学として、水俣条約というの、もし予定されているとするならば、そういったもので関連づけられないかというようなことでございますけれども、御案内のように、現在はJICAの研修でありますとか、あるいは本市の環境施策を学びたいというところで、たしか190カ国以上、これまでも水俣に訪れておられます。済みません、170ですかね、170カ国ぐらいの国から水俣へ研修に来ておられます。そういったところからも考えて、そういった方向からも国際大学というのも考えられるのではないかな、そんなふうにも思っておりますし、既に水総研では、海外からの研修者というのも実際長期に受けとめられておりますし、あそこにも宿泊施設ももちろんありますし、そういったところからのスタートも考えてもいいのかなというようなことも個人的には考えているところでございます。

そういうことで水俣条約あたりとも絡めながら、そういう方向で海外からの留学、そういったものも受け入れることができるような国際大学みたいなものも視野に入れて考えてみたらどうかと思っておりますけれども、いずれにしましても、非常にハードルは高いと思っておりますので、本腰入れて、本当に頑張っていかなければならないんじゃないかなと思っております。

それから第3点でございますが、大学の設置を水俣のまちづくりということでどうしていくのかということで、このことも選挙時には市民の皆さん方からも、大学の立地はどがんかということで大分お話を承りました。大学立地することによって、まちに若者が来るだろうし、あるいは飲食店、そういったところにもにぎわいを見せるようになるだろうと、とにかくやっぱり若者がまちに入ってくれば、まちが活気づくんじゃないかと、そういう意味でも、ぜひ大学の立地に向けて頑張ってもらいたいというような意見もたくさん聞いております。そういったところで、市民の皆さん方の期待も大きいと思いますので、市民の皆さん方と一緒に夢の実現に向けて頑張っていければなと、そのように思っております。

○議長（松本和幸君） 中村幸治議員。

○中村幸治君 それでは、3回目の質問ですけども、今、答弁にもちょっとあったんですけども、市民の方とか、いろんな方が今まで立地のために動かれたと、ということは、役所もそれに

絡んでくるのかなという気もします。ということは、各歴代市長あたりも、そういう動き等に関して、いろんな国への働きかけとか、いろんな働きかけ、またいろんなノウハウ、その経験というのを知っておられるのかなという気がするんですね。ということは、これを成功させるためには、失敗したノウハウ、これをいかに生かすかということが大事かなという気がするものですから、歴代の市長あたりにそういうことを聞かれるということができるといえるのかどうか、それが1点。

それと、もう皆さんの質問の中でも、5月1日に歴代の総理大臣が初めて水俣に来られたと、そこで水銀規制条約について水俣条約としたいと、それと、その国際会議を日本に招致をしたいということを表明されています。そういう流れを今政府がつくってくれているということは、水俣もそれだけ、その会議なり誘致、そういう動きに対して早く行動を起こすことが必要かなと思います。そういう行動を起こしたその流れの中で、水俣の環境大学を国際環境大学ということではなく、これは国連が絡んでいるものですから、一步踏み込んで、国連環境大学という考えというのはできないのかどうか、その2点をお伺いしたいと思います。

○議長（松本和幸君） 宮本市長。

○市長（宮本勝彬君） まず1点は、歴代市長さん方の失敗のノウハウあたりを聞くことも必要ではないかという御意見だったと思います。ぜひ、そのように直接お会いをしながら、そういった御意見も賜りながら、ぜひ生かしていければなと思っております。

それから、国連環境大学あたりについて、今、政府の流れが向いているということでございますので、国連環境大学あたりも考えたらどうだということでございますので、まずは一步一步、そういう地盤を固めながら、そして広げていければなと思っております。

○議長（松本和幸君） 次に、学校再編について答弁を求めます。

吉本総務企画部長。

（総務企画部長 吉本哲裕君登壇）

○総務企画部長（吉本哲裕君） 次に学校再編について、学校跡地利用について市役所内での協議はどのようになっているのかについてお答えします。

これまで各議員にお答えしているとおり、教育委員会を事務局とし、庁内関係各課の部課長で構成する小中学校再編成プロジェクトチーム会議で協議をしまいいりました。今後は、より有効かつ具体的な施設の活用を検討していくに当たり、さまざまな視点や、その用途に応じた関係機関との調整が必要となることから、市長部局の企画課を中心に協議をしまいたいと、そのように思います。

次に、今後、地域と連携した協議会等を設立して協議していくのかについてお答えします。

閉校後の学校跡地の活用については、地域住民の御意見もお聞きしながら進めていく必要があると考えております。また、地域との連携については、跡地利用の仕方にもよりますので、地域

で活用される場合には協議会等の設立などについても検討してまいります。

○議長（松本和幸君） 中村幸治議員。

○中村幸治君 答弁ありがとうございます。学校再編の動きとして、閉校作業というのは、もう今この学校でも着々と進んでいると、それは私もわかります。というのは、私も湯出中の出身なんです。自分の学校が来年閉校ということで、学校関係者のほうから、私、18期生ですけど、その名簿等の整理をしてほしいという依頼を受けまして、同級生と2回ほど会議を開いて整理をして学校にお渡ししたと、そういうことで、閉校作業というのは結構うまいぐあいに進んでいるのかなという気がします。しかし、跡地利用については、今、部長答弁されたんですけど、私の耳には全然聞こえてないんですよ。だから、こういう質問をちょっとしてみたんですけども、私は、このことについては早くから担当者に、跡地利用については、ぜひ早く検討してほしいということを言ってきました。しかし、部長も言われたとおり、これは教育委員会だけではできないことなんです。

というのは、実はこれ、湯の鶴の観光の振興計画があるんですけども、この中に、具体的な取り組みということで、ハード整備ということでうたってあるんです。その中で、このハード整備が13項目ほど施策がうたってあるんですけども、この中に湯出中学校の活用という格好でうたってあるんですね。これの説明会に私も行きました。その中の1つですね、ちょっと時間がながいですが、1つだけ言うんですけど、デイサービスの施設などの福祉との連携という格好でうたってあるんです。これを聞かれた地域の人たちは、ああ、これはよかなあって、こげんとができれば、中学校の跡地利用はよかばいなというような話をされたもんですから、それはちょっと待ってくださいと、実際これが本当にできるかどうか、その検証をしてみないといけんとじゃなかですかということで、私は早速、この関連の担当部署に行って、この話を聞いてみたんです。

そしたら、デイサービスというのは民間の業者がやる分が多くて、これは実際、民間というのはもうけることができないと手をつけられない。だから、本当に民間がそこに進出していくのかわるか、それははっきりしてない。それと、設備を変えなければいけない。そういういろんなことがあって、なかなか難しいんですよという話。それと行政がやるということになるならば、福祉の計画、将来の計画についてそこに乗せなければ、行政は手を出せないということなんです。ということは、これを1つとってもわかるように、このことについて、いろんな格好で跡地を利用するんであるならば、それが本当にできるかどうかの検証をしながらやっていかなければいけないということなんで、ということは、部長が先ほど答弁されましたように、市長部局、そのところで、これは取りかかってやっていただくということは、本当にこれは大事なことだと思います。

ただ、今言ったように、いろんな場面が出てきますので、それぞれの担当をどのようにまとめ

られていくのか、検証されていくのか、それには強いリーダーシップが必要だと思うんで、そのリーダー、実行責任者というのをどなたにされるのか、そこをひとつお聞きをしたいと思います。

それともう一つは、地元とよく話し合うことが必要だということなんです。これは、関連すると思ってちょっと質問するんですけど、学校の備品の関係です。学校の備品、例えばテレビとかホワイトボードなんか、学校には設備としてあります。そしたら、跡地を地元がもし利用する場合に、こういう備品関係等を跡地利用の中でそれを活用できるのかどうか、それを1点お聞きします。もし、跡地利用関係等の利用がおくれた場合に、そういう備品関係等が後でも利用できるのかどうか、その2点についてお伺いしたいと思います。

○議長（松本和幸君） 吉本総務企画部長。

○総務企画部長（吉本哲裕君） 学校施設の跡地利用について、教育委員会だけじゃなく、市長部局のほうでリーダーシップを発揮して活用作業を進めていってほしいということでございますけれども、その際の特にキャップといいますか、トップとなるのが、市長部局であれば、もちろん市長ではございますけれども、その下に副市長なり私どももいますので、そういった実務的な面でトップというのは、リーダーというか、リーダーシップをとっていきたいということで、私どもが副市長あたりで、そういった役を果たせるんじゃないかなというぐあいに考えております。

それから学校備品の関係については、今現在のところ、その活用方策について検討というか検証はしていませんけれども、ケース・バイ・ケースに応じて、ちょっとその活用については考えていきたい。教育財産でもありますので、そういった教育目的で利用される場合もございますし、地域で活用していただく場合もあるかと思いますので、その辺を含めて考えていきたいと思っております。

○議長（松本和幸君） 中村幸治議員。

○中村幸治君 今答弁されたとおり、いろんな場面が出てきたりとかするんですね。だから結果的には、跡地利用については早く取り組まないと、いろんな場面が出てくるんですよということで私はこの質問をしたんです。ぜひ、いろんな問題等あると思いますけれども、これについては、本当に力を入れてやっていただければなと思います。

これでこの点は質問終わります。

○議長（松本和幸君） 次に、第5次水俣市総合計画について答弁を求めます。

吉本総務企画部長。

（総務企画部長 吉本哲裕君登壇）

○総務企画部長（吉本哲裕君） 次に、第5次水俣市総合計画についてお答えいたします。

まず、基本計画・実施計画についてお答えします。

本年2月17日に基本構想案と第1期基本計画案につきまして、総合計画策定審議会から御答申



をいただきました。このうち、基本構想については、議会の議決事項となっておりますので、さきの3月議会において議決をいただいたところであります。次の段階となります基本計画については、基本構想に示された将来都市像を具体化するために取り組む基本的施策を総合的・体系的に示すものですので、議員の皆様にご意見をいただきました基本構想と策定審議会の答申内容を踏まえ、3月末に策定をいたしました。また実施計画につきましては、基本計画に定められた施策を具体的にどのように実施していくのかを明らかにするものでありますので、基本計画を策定した後、直ちに実施計画の策定に着手し、主な事業等に関する3カ年計画として5月に策定を終えております。

次に、今議会に提案された補正予算に実施計画の事業予算は計上されているのかについてお答えをいたします。

実施計画は、毎年度の予算編成、事業実施におけるガイドラインとしての性格を持っておりますので、実施計画に基づく事業については今回の補正予算に計上させていただいております。

今回計上されております主な事業について、分野ごとに挙げてまいりますと、環境分野については、新エネルギーの導入促進を図るための太陽光発電システム等の設置促進、水源涵養機能の向上に寄与する森林整備に係る地域活動の支援、都市再生整備計画に基づく中尾山公園の整備、環境学習都市づくりを進めるために行う環境大学の立地調査があります。

また経済分野については、みなまたエコタウンの核となる環境テクノセンターの管理、観光を経済の柱として位置づける上での湯の児及び湯の鶴地区の観光振興と観光物産協会への補助、商業振興を推進するための商店街活性化ソフト事業の支援、農業に関しては新規参入者に対する支援等があります。

市民生活の分野では、公共交通の利便性の向上を目的とする肥薩おれんじ鉄道の新駅設置に関する調査、市道等を適正に維持管理するための市道強化舗装工事、橋梁長寿命化修繕計画の策定が挙げられています。

教育分野においては、特色ある学校教育を進めるための学力向上研究推進校、環境教育推進校などへの助成、学校施設の整備充実を図るために行う校舎耐震補強工事、エコ改修等の実施設計が挙げられます。

次に、総合計画に対する市役所職員全体の意識についてお答えいたします。

策定審議会の答申の中に、計画推進に当たって留意すべき事項が記載されておりますが、その中で、市政が取り組むべき課題の共有、各主体が相互に連携・協働することの重要性が述べられております。個々の職員がその意識を持ち、各人が主体的に種々の課題解決に取り組んでいくとともに、全庁的に基本構想に掲げられている本市の目指すべき将来都市像の実現に向け、政策や施策を推進していく必要があると考えております。そのために、今回策定しました新しい総合計

画をテーマとする職員研修を実施するなどし、その趣旨をすべての職員に周知徹底し、計画推進のための共通認識を醸成していくことといたします。

次に、将来の情報通信についてどのような考えがあるのか。また、情報通信設備についてどのような計画があるのかについてお答えします。

国は、2015年ごろをめどに、すべての世帯でブロードバンドサービスの利用を実現する、いわゆる原口ビジョン「光の道構想」を打ち出し、国と各通信事業者が中心となった情報格差の解消に関する基本方針を取りまとめています。本市には、携帯電話の電波が入らない地域や地上デジタル放送が見えにくい地域、民間事業者による情報通信基盤整備が困難な山間地域があります。昨年度は国の緊急経済対策関連事業や熊本県ブロードバンド・ゼロ地域解消促進事業を受けて、久木野、京渡、湯出地区に対する基地局施設の建設費の補助を行い、拠点を整備しました。しかしながら、なお、技術的・地理的要因により解消できない地区も残っています。これらの地区につきましては、市単独での解消は困難でありますので、今後、国と通信事業者の光の道構想等を見きわめながら、残された地区の情報格差の解消に向けて積極的に関係機関に働きかけたいと思っています。

また、地上デジタル放送が見えにくい地域における共同アンテナの整備につきましては、国とNHKの補助金に加えて、今回、6月補正予算にて市独自の補助金制度を提案させていただいており、来年の7月の地上デジタル放送の完全移行に向けて対応してまいりたいと考えています。

○議長（松本和幸君） 中村幸治議員。

○中村幸治君 それでは、2回目の質問に入ります。

まず、本壇からの質問で私、今議会に提案された補正予算に実施計画の事業予算は計上されているのか、またその主な事業はどのようなものがあるかというような質問をさせていただきました。実は、これ本当をいえば、議員として恥ずかしかことですよね、こういうことも知らんとかって、私、言われることはもう目に見えてます。というのは、市の職員もなかなか第5次総合計画については理解をしてない部分があるのかな。ましてや市民がですね、そしたらそれだけの理解があるのかなということを私は常々思ってるんです。だから、あえてこの質問をさせていただきました。

というのは、昨年、私たち、沖縄の南風原町のほうに第4次総合計画の研修に行っていました。その中で、南風原町は市民を巻き込んだ、それと職員を巻き込んだ、そういう総合計画をつくられていると。その中で、21年度の予算の説明書、ここにあるんですけど、これがすべて総合計画にのっとった予算書になってるということなんですね。ということは、これを見たら、その重要項目に対してどういう予算をつくられているのか、それが一目瞭然でわかる。だから、私がそういう質問をすること自体がおかしいんじゃないのというような話なんです。こういうすばらしい予算書、こういうのを水俣市としても、もしよければつくられてみてはどうかと、そ

れを1点質問したいと思います。

それと、今、私、職員、また市民の話をしました。この総合計画というのは、水俣の将来にとって本当に必要な計画書なんですね。これが今までは絵にかいたもち、また私含めてそういう感覚を持っていた部分があります。だから、本当に水俣の将来を思うならば、この総合計画の大切さというのが身にしみてわからなければいけない。特に市役所の職員であるならば、その総合計画を熟知するという事は大事な事かなという気がします。

そこで、先ほどの答弁の中に、これをテーマとした職員研修を行うというようなことを言われました。ぜひ、そういう研修会なり勉強会をしてもらいたい。その前に1点だけ、第5次総合計画について、全職員へのアンケート調査をされてみてはどうか、ということは、その研修会をどのような格好で受けとめられていくのかということで、そのアンケート調査というのが必要かなということで、これを実施される計画というのが考えられるのかどうか。それと、研修会をされると言われました。その研修会をされた後、それをどのように生かして、どのような取り組みをされるという予定があるのかどうか。その3点について、まずお聞きします。

それと、次に情報通信についてなんですけれども、答弁の中で、地上デジタル放送、それと携帯、ちょっとこれ、携帯で使えないところもあるというような答弁をされました。私が今回質問をしたいのはインターネットの環境ですね、これがどうなっていくのかなということを思って、この質問をいたしました。今現在、インターネットの環境ということで、ユビキタス社会がもう目の前に来てるんですよというようなことになっています。そういう現状なんです。このユビキタス社会というのは、あらゆる電子機器がネットワークでつながれて、だれでも情報が手に入るというそういう社会だということですね。現在、地域によってはですね、NGN、次世代型のネットワーク、これのサービスが、たしか福岡、熊本の一部で始まっているのかなと思います。

このNGNというのはどういうものかといいますと、1つの例なんですけれども、遠隔医療がインターネットでできますよということなんです。このようなサービスが受けられますよということです。もう時代は、このような格好でもう進んでるんです。先ほど部長が答弁の中で、水俣はADSL化をしまして、確かにこれは前のI'回線よりか速度も速いし、よかったのかなという気はしています。ただ、答弁の中にあつたように、地域によってはそれが使えない。ということは、5キロ以上離れたら、これは使えませんよという制約が1つ設備の中にあります。

それともう1点は、情報量が光と全然違うんですね。だから今言いましたように、NGN、次世代型のネットワークの利用をされるのであれば、光を敷設しないと、そういうサービスが受けられないということで、それを考えますと、やはり光ケーブル化というのが必要になってくるのかなと。先ほど答弁の中で、光の道構想という格好で原口総務大臣もうたわれてます。私もこれを読んだことがあります。だから、1点だけ質問したいんですけど、総合計画の基本計画、

この中に、光のケーブル化という格好、情報通信設備という中で、ケーブル化という格好の文言なり入れるということはできないのかどうか、それをお聞きしたいと思います。

○議長（松本和幸君） 答弁を求めます。

吉本総務企画部長。

○総務企画部長（吉本哲裕君） 総合計画について幾つか御質問いただきましたけれども、総合計画、いわゆる行政計画というのは、行政の一方的な計画であってはならないと常々考えておりますし、これは市長も冒頭言っておりますように、行政が進める事業というのは、市民目線であるべきだということが基本的にあると思うんです。今回、総合計画をつくりましたけれども、策定いたしましたけれども、もちろん市民目線を大事にするという意味からも、市民からの意見等も十分この中に取り込んで計画づくりをさせていただいたところでございます。

私、やっぱり計画というのは、かかわり性を持たせること、人がかかわることによって、人が責任持ってその計画の進捗を管理していく、自分もやっぱり進めていくんだという意識が出てくると思うんですね。先ほど、絵にかいたもちということでありましたけれども、やっぱり関係性がないと、どうしても絵にかいたもちにもなるのかなと。したがって、市民だけではなくて、もちろん市民にもそういった計画の中身等については十分知らしめていくことは重要ですけども、職員にとっても職員研修等を通じて、その辺の熟度を上げていきたいと。

アンケートについては、そういう方法がいいのか検討はしてみたいと思いますけれども、職員等から上がってきた意見というのは、常に闘わせていくというか、この計画の中にフィードバックできていくような環境はつくっていきたくて思っております。例えば研修後にレポートをお願いするとか、そういったことで確かめていきたくて思っております。

それから光ケーブルについては、現段階ではかなり厳しいものがございまして、文言に入れるかどうかということを含めて検討していきたくて思いますが、整備のおくれている地域については、関係機関等に引き続き働きかけてまいりたいということでございます。

○議長（松本和幸君） 中村幸治議員。

○中村幸治君 部長と私の考え方は大体同じような考え方かなと思います。ともかく、その意識というのがやっぱり大事なことなんですね、市の職員含めて。

それで、アンケートはちょっと考えてみますということなのかどうか知りませんが、さっきもちょっと言ったんですけども、研修をする前と研修をした後、職員の意識がどう変わったのか、そういう現状把握というか、そういうのが大事ということなんですね。だから、私は2回ほどアンケートをとってみてはどうですかと、それによって次のステップが見えてくるのかなという気がするものですから、そこを強く訴えたということなんです。

それと、やはりこれは総合計画を市民、職員含めて、まずはつくることから始まります。そ

れによって、これを実際どういう格好で事業展開していくのか、そしてそれについてどう評価をするのかですね、これはちゃんとこの中にそれはうたってあるんですね。それで、水俣市は、この評価を水俣市政策事業評価管理システム、これは沖縄にはないやつなんです。これは水俣のほうが進んでるなと私思って、これはすごいなと思って感心してます。しかし、実際、これが本当に職員として共有して使われているのかどうかですね、これを評価するのは政策評価委員会ですね、それと市民監査委員会、この中に、その前に職員があるんでしょうけれども、それがちょっと見えてないもんですから、だから今言ったように、部長も言われました。一連の中でかかわっていくというのが大事だということで、だから、それを実際本当に行われているのかどうか。そういうことが行われるということであるならば、職員の意識というのは高まっていくんじゃないでしょうか。だからそういうシステム、そういうのを本当につくっていただければなど。

ここに書いてあるじゃないですか、P l a n ・ D o ・ C h e c k ・ A c t i o n、これさえ回れば、そしてこれにかかわる職員、市民がいたならば、この総合計画というのはすばらしいものになるのかなという気がします。

だから1点、何かそういうかかわれるようなシステム、そういうのができないのかどうか。それとアンケートについてはですね、2回ほどできないのかどうか、その分について、よろしいですか、その分について質問したいと思います。

それと光化のことなんですけれども、基本計画は1期4年ということになってますですね。私も含めて4年後はどうなるか、市長も含めて皆さん、どうなるかわかりません。だから、できれば、本当にこの段階で、もうできたということだもんですから、ちょっとあれなんですけれども、本当に光化というのを真剣に考えてもらいたい。そうじゃないと、水俣は地域的におくれてしまいますよ。情報通信、こういう施設設備がないところは、今後、まちおこしもできなくなるというような格好になりますから、ぜひ、ここは早急に光通信のケーブル化、これ実現してほしいという考え方、その2点だけを質問したいと思います。

○議長（松本和幸君） 吉本総務企画部長。

○総務企画部長（吉本哲裕君） 総合計画の評価につきましては、行政管理評価委員会、それから市民監査委員会ございまして、その研修を常にやってるわけですが、今回の総合計画につきましても、そういった審査の目を通して、今回の総合計画つくっております。常に意識を高めていくというか、そういうことについて、内容をもうちょっと深めていくということを含めて、工夫・改善してまいりたいというぐあいに考えております。

それから光化につきましては、真剣に考えてもらいたいということでございます。私どもも十分その辺は認識しておりますので、そういったおくれをとらないように尽くしてまいりたいと思います。

アンケートにつきましては、検討させていただきたいと思います。

以上です。

○議長（松本和幸君） 次に、水俣病問題解決における地域振興について答弁を求めます。

森副市長。

（副市長 森 近君登壇）

○副市長（森 近君） 次に、水俣病問題解決における地域振興についての御質問にお答えします。

まず、地域振興について。現政権へどのような要望活動をされ、また中長期的な地域振興をどのように考えているのかについてお答えします。

本年1月15日に3市3町の首長で上京し、時の民主党小沢幹事長と小沢環境大臣へ、水俣病問題の全面解決に関する要望書をお渡しして地域振興等について要望しております。本年5月1日の水俣病犠牲者慰霊式には、内閣総理大臣に初めて御出席いただきました。このことは、水俣の地域振興への一つの大きな節目であったと考えております。時の鳩山総理には、慰霊式が始まる前に、松本議長、吉永県議、坂口会頭、水俣病語り部の濱本会長、寒川自治会長、棚橋婦人会長様と連盟で作成した地域振興を求める要望書をお渡ししたところです。

地域振興の要望につきましては、水俣病特措法に明記されていることから、今後も具体的な事業をまとめて要望してまいります。さらに、県で策定されている第5次水俣・芦北地域振興計画をもって、今後は、県と歩調を合わせながら、現政権にこれからの水俣の地域振興をお願いしていこうと考えております。

なお、中・長期的な地域振興計画としては、今後5年間の同計画の重点施策として、産業振興と雇用確保による活力ある地域づくり、医療・福祉の充実等による安全・安心な暮らしの確保、再生された自然豊かな地域イメージの確立を掲げ、疲弊した水俣地域の振興を図ることとしております。

次に、県との連携はどのようになっているのかについてお答えします。

これまでも、昭和54年から4次にわたり、水俣・芦北地域振興計画をもって、県とともに水俣地域の振興を国や関係機関に要望してまいりました。今年度は新たに第5次の計画が策定されますが、これまで、県と1市2町で平成20年度には3回の検討会を開催、平成21年度には3回の作業部会を開催、今年度は7月の基本構想及び平成23年度実施計画の提案に向け、何度となく県と協議をしてまいりました。今後も県とさらなる連携を深めながら協議・要望を行ってまいります。また計画の実施についても、県の御指導をいただきながら確実に実施してまいりたいと考えております。

次に、住民の意見を国への要望にどのように反映していくのかについてお答えします。

3市3町の要望、総理大臣への要望では、日ごろから把握している市民の地域振興への切実な

思いや経済活性化への願いを要望させていただきました。今後の地域振興の要望につきましては、水俣病特措法にも明記されていることから、法に基づいた要望として行ってまいります。住民の意見につきましては、いろいろな機会で見聞をお聞きしながら、その結果を取りまとめて国へ要望してまいります。

○議長（松本和幸君） 中村幸治議員。

○中村幸治君 今までに国への要望関係等はいろいろな形で行われたということなんですけれども、第4次水俣・芦北地域振興計画の中身を見てみますと、南九州西回り自動車道の整備、またあるいはですね、鹿児島県北薩との連携による広域観光戦略の展開、こういうのをうたっているんですね。それ以外にもあるんですけれども、そこで、私はちょっと不思議に思ったのは、5月1日、鳩山前総理が歴代総理として初めて水俣に見えられました。これはもう次はあるのかないのかですね、時の総理大臣が水俣に来られるということは、これは本当に貴重な時間なんです。それなのに、今の答弁にもちょっとあったんですけれども、私もこれ持っています。元気な水俣づくりに向けての地域振興を求める要望書、これ今、副市長の答弁にあったように、すべて水俣の方たちだけなんです。だから、そういう大事なときに、水俣、芦北、またはは出水との連携、これが一番大事なことじゃないかなという私は気がするんですね、私一人なのかどうかですね。だから、そういう貴重な時間、もう二度とない時間のときに、なぜ、水俣だけの行動ということになったのか。それと、出されるのであれば、なぜ、この芦北とか水俣市の首長あたりとの連携がとれなかったのか、この点を1つ質問したいと思います。

次に、私、水俣病が解決するという方向に今向かっています。特に患者さんたちの救済、これが急速な格好で今進んでいくということになってるんですけれども、もし水俣病が解決した場合に、水俣が忘れ去られるのかなという心配もしています。というのは、水俣病が発生したときの国とか県、これの動きというものを考えてみますと、また水俣は忘れ去られるのかなという気がします。先ほど本壇からも言ったんですけれども、水俣病を解決するためには水俣病の患者さんの救済、それと地域振興、それとチツソの存続という格好の3点セット、これが大事なのかなという気がします。そこで、この将来の水俣のためにですね、今が本当に一番大事な時期、今何をなすべきか、よく考えて行動しないと大変なことになるのかなという考え方を私持っています。

そこで質問をしたいと思います。水俣・芦北地域振興計画の中に、県へ要望するものと、また水俣独自で国へ要望する、こういうすみ分けというか、そういう分け方ですね、そういうのが決まっているのかどうか。要するに水俣・芦北地域振興計画の中で要望活動するということであるならば、その要望先は県になるのかなと思います。ただ、水俣独自ということであるならば、その要望というのが水俣独自で国のほうに要望していくのかですね、そういうところをひとつお聞きをしたいと思います。それと水俣市独自の要望ということであるならば、今後、どのようなス

スケジュールで国に要望活動を行っていくのか。また、その中身というのは、きのうの中でも少しだけ答弁をされた部分があると思いますけれども、中身というのは、どのようなものを要望されるのか、その点についてお聞きをしたいと思います。

○議長（松本和幸君） 森副市長。

○副市長（森 近君） まず、今回の5月1日の前首相が水俣に来られたときに、水俣だけの要望になぜなったのかということですが、基本的に広域での要望につきましては、それまでも2回行っておりましたし、今回、鳩山前総理大臣が水俣に来ていただくということで、水俣の市民の気持ちというようなことをまず総意で伝えたいということで、今回につきましては水俣の部分でやっております。今後、広域も含めまして5次の振興計画、またきのう、野中議員からありましたけれども、国保の問題とか、いろんなそういった問題につきましても、関係発生地域の首長さんたちと連携をとりながら要望活動は行っていきたいと思っております。

なかなか、今回、時間的なものもありませんし、要望ができるかできないかもはっきりしませんでした。そういった中で、3町広域での首長さんたちの調整となりますと、なかなか要望書の取りまとめにつきましても時間がかかるということで、今後、またそういった機会をとらえながら連携をとって進めていきたいと思っております。

それと、水俣病の解決で水俣を忘れ去られるのではないかと、3点セットがということで、振興計画との関係もありましたけれども、我々も今回、特措法ができるまでに、そういった部分でいろんな形で市長に要望活動を行ってもらいました。結局、被害者救済もあるけれども、やはり地域の振興も考えてほしいと、その基盤にはチッソの存続もありますよと、そういったことで、やはり今回特措法の中に、そういった地域振興とか地域の福祉、もやい直し、そういったものを盛り込んでいただいたのは、そういった要望活動の結果であるのかなと思っております。そういったものが盛り込まれましたので、そういったものを足がかりにしながら、これから要望活動を行ってまいりたいと思っております。

特に振興計画につきましては、県への要望と国への要望ということでもありますけれども、基本的に、今後5年間の計画については、お互いがリンクしていくのかなと思っております。特にありましたように、西回り自動車道の整備、それとか広域観光とか、いろんな形で水俣独自でやれる分、また連携をしていかなきゃならない分、特にハード面につきましては、今回の特措法の窓口は、やはりどうしても環境省になりますので、環境に関する部分が大きなものになっています。それにつきましては、市独自で環境省のほうに要望していく。ただし、その内容も基本的に水俣・芦北地域振興計画にも掲載した上で要望してまいりたいと思っております。

それと、要望のスケジュールとか中身ですが、やはり5次の振興計画につきましては7月につくって、毎年7月と10月、11月ぐらいに関係市町で国に要望しております。これは国土交



通省が窓口で、国の全部の省庁に関するところが集まっていたいでやっております。これが少し環境省とは違うのかなと思っています。

それと、中身の問題ですけれども、どういう形にするかということで、きのうも申し上げましたように、今後、水俣が課題として抱えております環境大学の立地であるとか、地域振興、雇用の場をどうつくっていくか、6次産業化でありますとか、そういったことを、観光振興、交流人口をふやしていく。そういった、今回はどちらかという、ハード面もありますけれども、ソフト面、そういった仕組みづくりの部分についても、国からの支援が受けられるようお願いをしていきたいなと思っています。

特に環境省等への要望につきましては、早急に具体的な事業を固めて、要望活動を行っていく必要があると思いますので、議員の皆さんからも、こんなことを要望したがいいいんじゃないかというのがあれば、ぜひ企画課のほうに伝えていただいて、そういったもの等も含めながらまとめていきたいと思いますので、御協力のほう、よろしくお願ひしたいと思います。

○議長（松本和幸君） 中村幸治議員。

○中村幸治君 それでは、3回目の質問に入ります。

中・長期的な水俣市としての戦略という格好で、私は次のような考え方を1つ持っています。1つは、水俣病は世界の皆さんが知っておられるということですね。それと、もう何回でも出てくるんですけども、国際的な水銀規制条約を水俣条約としたいということ、これについては、午前中の緒方議員の質問の中でも、きょうのまた熊日新聞にも載ってたんですけども、そこにかかわっている人たちがどのような感じで思われるのか、特にまだ水俣病が終わってないという現状があるということで、どうなのかなということをおっしゃっていただけると、まず、その水銀規制条約を水俣条約とするということであるならば、これは私、オリンピックの誘致と一緒にかなと思うんですね。

やっぱり水俣市民の皆さんが本当に条約を水俣条約としてほしいという強い訴えを国に訴えていく。そして水俣病についての解決をともにやっていくというような強い意志を持たなければなかなか難しいのかなと、だからそれを条約化すると、そして国際会議を水俣で開催していただく。それで、先ほどの質問もしたんですけど、世界の大学という格好で国際環境大学を水俣に立地する。そういうことによって、世界の人たちが水俣を訪れるというこういう流れ、だからそういうことによって大学が必要なんですよということを強く訴えていく。そのためには水俣条約が必要なんですよということを考えていただくと。それと、きのうの答弁だったですかね、恋路島の活用をどうのこうのとたしか言われてたんですけども、そういうことによって、この大学ということによって、恋路島、これをどう活用していくのか。そしたら、そこに橋をかける必要があるのか、いろんなそういうつながりの中を考えていく必要があるのかなという気がします。

それと雇用の問題ですね、これは企業誘致関係等で、なかなか難しい部分があると思います。ということであるならば、これは水俣の企業誘致が難しいということであるならば、広域で企業誘致、出水でもいいし、芦北でもいいし、八代でもいいし、ただ、水俣はそうなった場合には、ベッドタウンという格好で水俣づくりをやっていくんですよと、特に新幹線なんかでも、今、通勤形態という格好の位置づけがなされていますから、そういう水俣をベッドタウンにしたい。そして、そのベッドタウンにするためには、住みよい水俣をつくらなければいけない。そのためには国に何を要望していくのかという、そういう流れの戦略というのを立てる必要があるのかなと、そのためには第5次総合計画の中から国への要望というのが出てくるのかなと思いますけれど、その点をひとつお聞かせ願いたいと思います。

それともう1点、先ほどもちょっと言ったんですけど、水俣病の患者の救済、これはもう着々と進んでいるという現状の中で、この地域づくりの要望というのが、今からでも、この要望活動というのは遅くないのかどうかですね。もし遅いということであるならば、早急な対応が必要ということですので、それについてお聞かせ願いたいと思います。

○議長（松本和幸君） 森副市長。

○副市長（森 近君） 水俣病を経験した水俣から世界へ情報発信して、国際環境大学というような構想を持ったかどうかということですが、やはりそういう基本構想というか、シナリオを書いていく必要があるのかなというのは、中村議員と同じ意見であります。今後、今回の大学誘致の中でもそうですけれども、地域のグランドデザインとか、そういったシナリオをつくりながら、中・長期の要望活動も行ってまいりたいと思っております。

また、広義での企業誘致とか雇用の問題とか、そういった部分につきましては、今回の総合計画の中のメインが産業振興と雇用の確保という形になっております。我々も水俣だけがということじゃなくて、この地域の中に、できたら県で産業団地でもつくっていただいて、そこに立地をされたところにみんなが働きにいけるというような発想も要るのかなということで、いろんな角度から、そういった地域の産業振興とか雇用の確保については努めてまいりたいと思っております。

それと、要望が遅いんじゃないかということですが、前回、平成7年度政治解決のときは、閣議了解事項で地域振興とか、もやい直しがうたわれております。しかし、今回は法律が制定されておまして、法律の条文の中に地域振興とか、そういった事業の項目が出ておりますので、この法律はすぐ消えるものでもありませんので、まだ、これから十分間に合うと思いますので、計画、いろんな事業をまとめて要望活動を行ってまいりたいと思います。ただ、急ぐ部分は急いで対応する必要がありますので、早急な取りまとめを行ってまいりたいと考えております。

○議長（松本和幸君） 以上で中村幸治議員の質問は終わりました。

これで、本日の一般質問の日程を終了します。

---

日程第2 陳情の取り下げについて（陳第4号 地域経済の活性化支援に関する陳情について）

○議長（松本和幸君） 日程第2、陳情の取り下げについてを議題とします。

---

#### 陳情の取り下げについて

平成22年2月25日提出しました陳第4号「地域経済の活性化支援に関する陳情について」を取り下げます。

平成22年6月7日

陳情者 住所 水俣市大園町1-11-5

氏名 水俣商工会議所

会頭 坂口 俊一

水俣市議会議長 松本和幸様

---

○議長（松本和幸君） お諮りします。

ただいま議題となっております陳第4号は、これを承認することに御異議ありませんか。

（「異議なし」と言う者あり）

○議長（松本和幸君） 異議なしと認めます。

したがって陳第4号の取り下げについては承認することに決定しました。

---

○議長（松本和幸君） 以上で本日の日程は全部終了しました。

次の本会議は、明10日に開き、一般質問並びに提出議案の質疑を行います。

なお、議事の都合により、あすの会議は午前9時30分に繰り上げて開きます。

本日はこれで散会します。

午後2時39分 散会

平成22年6月10日

平成22年6月第2回水俣市議会定例会会議録  
(第4号)

一般質問・質疑

# 平成22年6月第2回水俣市議会定例会会議録（第4号）

平成22年6月10日（木曜日）

午前9時30分 開議

午後3時4分 散会

（出席議員） 18人

|       |        |       |
|-------|--------|-------|
| 松本和幸君 | 中原泰子君  | 高岡利治君 |
| 塩崎信介君 | 川上紗智子君 | 福田斉君  |
| 大川末長君 | 西田弘志君  | 中村幸治君 |
| 谷口眞次君 | 牧下恭之君  | 淵上道昭君 |
| 真野頼隆君 | 平松辰弘君  | 田中功君  |
| 岩阪雅文君 | 野中重男君  | 緒方誠也君 |

（欠席議員） なし

（職務のため出席した事務局職員） 5人

|             |             |
|-------------|-------------|
| 事務局長（牛迫秀基君） | 次長（松永伸二君）   |
| 総務係長（岡本広志君） | 議事係長（深水初代君） |
| 書記（淵上大輔君）   |             |

（説明のため出席した者） 14人

|                  |                     |
|------------------|---------------------|
| 市長（宮本勝彬君）        | 副市長（森近君）            |
| 総務企画部長（吉本哲裕君）    | 福祉環境部長（中田和哉君）       |
| 産業建設部長（田上和俊君）    | 福祉環境部次長（本山祐二君）      |
| 産業建設部次長（上村彰君）    | 総合医療センター事務次長（田畑孝次君） |
| 水道局長（本山浩二君）      | 教育長（葦浦博行君）          |
| 教育次長（浦下治君）       | 総務企画部総務課長（松本幹雄君）    |
| 総務企画部企画課長（古里雄三君） | 総務企画部財政課長（淵上茂樹君）    |

---

議事日程 第4号

平成22年6月10日 午前9時30分開議

第1 一般質問

- |          |                          |
|----------|--------------------------|
| 1 牧下恭之君  | 1 高齢者の運転免許自主返納支援について     |
|          | 2 介護ボランティアポイント制度について     |
|          | 3 HTLV-1について             |
|          | 4 低血糖と食のあり方について          |
|          | 5 認知症予防と啓発について           |
| 2 川上紗智子君 | 1 高齢者福祉について              |
|          | 2 子育て支援について              |
|          | 3 道路の整備について              |
|          | 4 住宅政策について               |
| 3 西田弘志君  | 1 水俣病救済措置について            |
|          | 2 環境大学について               |
|          | 3 道の駅、バラ園及びイベントについて      |
|          | 4 21世紀環境共生型住宅「エコハウス」について |
|          | 5 人口を増やす施策について           |

(付託委員会)

第2 議第50号 専決処分の報告及び承認について

専第3号 平成21年度水俣市一般会計補正予算(第13号)

(総務文教・産業建設)

第3 議第51号 専決処分の報告及び承認について

専第4号 平成21年度水俣市公共下水道事業特別会計補正予算(第4号)

(産業建設)

第4 議第52号 専決処分の報告及び承認について

専第5号 水俣市税条例の一部を改正する条例の制定について (総務文教)

第5 議第53号 専決処分の報告及び承認について

専第6号 水俣市国民健康保険税条例の一部を改正する条例の制定について

(総務文教)

第6 議第54号 専決処分の報告及び承認について

専第7号 平成21年度水俣市一般会計補正予算(第14号)

(各委)

第7 議第55号 水俣市交通災害共済条例を廃止する条例の制定について

(総務文教)

- 第 8 議第56号 水俣市職員の育児休業等に関する条例及び水俣市職員の勤務時間、休暇等に関する条例の一部を改正する条例の制定について (総務文教)
- 第 9 議第57号 水俣市職員退職手当支給条例等の一部を改正する条例の制定について (総務文教)
- 第10 議第58号 水俣市乳幼児医療費の助成に関する条例の一部を改正する条例の制定について (厚生)
- 第11 議第59号 平成22年度水俣市一般会計補正予算(第2号) (各委)
- 第12 議第60号 平成22年度水俣市国民健康保険事業特別会計補正予算(第1号) (厚生)
- 第13 議第61号 平成22年度水俣市老人保健特別会計補正予算(第1号) (厚生)
- 第14 議第62号 平成22年度水俣市後期高齢者医療特別会計補正予算(第1号) (厚生)
- 第15 議第63号 平成22年度水俣市介護保険特別会計補正予算(第1号) (厚生)
- 第16 議第64号 平成22年度水俣市公共下水道事業特別会計補正予算(第1号) (産業建設)
- 第17 議第65号 平成22年度水俣市水道事業会計補正予算(第1号) (産業建設)
- 第18 議第66号 訴えの提起について (産業建設)
- 第19 議第67号 和解について (総務文教)
- 第20 議第68号 熊本県後期高齢者医療広域連合規約の一部変更について (厚生)
- 第21 議第69号 あらたに生じた土地の確認について (産業建設)
- 第22 議第70号 字区域の変更について (産業建設)
- 第23 議第71号 市道の路線認定について (産業建設)
- 第24 議第72号 公有財産の処分について (総務文教)
- 第25 議第73号 水俣市特別職の職員で非常勤のものの報酬及び費用弁償条例の一部を改正する条例の制定について (総務文教)
- 第26 議第74号 平成22年度水俣市一般会計補正予算(第3号) (各委)

平成22年6月第2回水俣市議会定例会陳情文書表放

| 受理番号 | 件名                                | 代表者の住所及び氏名                 | 紹介議員 | 付託委員会 |
|------|-----------------------------------|----------------------------|------|-------|
| 陳第7号 | 子ども手当の廃止を求める意見書の提出に関する陳情について      | 葦北郡芦北町佐敷<br>132-1<br>橋本侑充子 |      | 厚生    |
| 陳第8号 | 地域経済の活性化支援に関する陳情について              | 水俣市大園町<br>1-11-5<br>坂口 俊一  |      | 産業建設  |
| 陳第9号 | 選択的夫婦別姓制度法制化に賛成する意見書の提出を求める陳情について | 水俣市袋1-43<br>藤本 寿子          |      | 総務文教  |

本日の会議に付した事件

議事日程のとおり

---

午前 9 時30分 開議

○議長（松本和幸君） ただいまから本日の会議を開きます。

---

○議長（松本和幸君） 日程に先立ちまして諸般の報告をします。

本日、市長から、条例案 1 件、補正予算 1 件、株式会社みなまた環境テクノセンター及び株式会社みなまた経営状況報告各 1 件、地方自治法第180条第 2 項の規定による、専決処分の報告 1 件の報告が提出されましたので、議席に配付しておきました。

次に、本日まで受理した陳情 3 件は、議席に配付の陳情文書表記載のとおり、それぞれの常任委員会に付託します。

次に、本日の議事は、議席に配付の議事日程第 4 号をもって進めます。

以上で報告を終わります。

---

日程第 1 一般質問

○議長（松本和幸君） 日程第 1、昨日に引き続き一般質問を行います。

順次、質問を許します。

なお、質問時間は、答弁を含め 1 人70分となっておりますので、そのように御承知願います。

初めに、牧下恭之議員に許します。

（牧下恭之君登壇）

○牧下恭之君 皆様、おはようございます。

公明党の牧下でございます。

それでは、通告に従い順次質問をいたします。

最初に、高齢者の運転免許自主返納支援制度について。

高齢者が運転しての事故がふえ続けています。2007年の65歳以上の運転者による事故件数は初めて10万件を超えました。10年間で 2 倍以上ふえており、75歳以上に至っては約 3 倍にも達しています。ここ数年、交通事故件数自体が減少している中で増加が際立っております。本市の65歳以上及び75歳以上の運転免許保有者は何名か。近年の高齢者ドライバーによる事故件数はどうなっているのか。また、ここ数年の運転免許証返納状況はどうなっているのか。

網走市では、20年度から高齢者運転免許自主返納事業として、市内の65歳以上のドライバーが運転免許を返納した場合に、写真つき住民基本台帳カードを申請する場合、交付手数料500円を免



除する制度を始めました。本市独自の支援事業も含め、運転免許自主返納に取り組んではと思うが、いかががお尋ねいたします。

次に、介護支援ボランティアポイント制度の導入について。

私は、介護支援ボランティアポイント制度の導入について21年3月議会で質問いたしました。答弁では、ポイント制度は、高齢者を元気な高齢者が支える仕組みづくりを拡大する有効な方法であり、国としても介護保険制度の枠内で実施できるとの見解を示していますので、本市におけるボランティア活動の実態も踏まえ、事業実施の可能性について検討してまいりたいと考えております。また、この制度の課題については、対象となるボランティアの種類をどこまで広げるか、どの組織が管理機関となってボランティアの需要と供給を調整しマッチングさせるのか、また、介護サービスとどのように区別するかなどが考えられ、ボランティア関係事業の事務局的役割を担っている社会福祉協議会と協議を進めてまいりたいと思います、でありました。

介護ボランティアポイント制度の実施はどうなっているのかお尋ねいたします。

次に、HTLV-1について。

HTLV-1によって脊髄が傷つけられて歩行障がい、排尿障がいや便秘などの症状があります。重症例では両下肢の完全麻痺、身体の筋力低下による座位障がいで寝たきりになります。HTLV-1の感染経路は、輸血や性交渉、また母子感染によるものが考えられます。このうち、輸血による感染は、今から20年前の1986年11月から行われている献血時のHTLV-1抗体検査で、ほぼ100%阻止できるようになりました。しかし、それ以前に輸血を受けた人は感染している可能性が残されています。

母子感染については、主に母乳による感染と考えられています。もし妊娠中に感染していることがわかれば、母乳を与える期間を短くして、子どもへの感染が防げたかもしれません。このようなことが起きないようにするためにも、水俣市においても母子感染を防ぐために、すぐにでも水俣市で妊婦健康診査時のHTLV-1抗体検査導入とあわせて、水俣市独自の検査費用の助成を行うべきだと平成20年9月議会で提案をいたしました。

答弁では、本市が隣接する鹿児島県の各自治体では、妊婦健康診査につきまして、HTLV-1抗体検査を公費負担にして、鹿児島県医師会に委託をされ、感染防止に努めておられると伺っております。本市といたしましても、経済的な理由から潜在するキャリアの方々々が検査を受けないことで、みずからも気づかぬうちに子どもに感染させてしまうようなことがあってはならないのではないかと考えますので、今後、検討を行ってまいりたいと考えております、でありました。

やがて、2年になりますが、妊婦健康診査時のHTLV-1抗体検査導入とあわせて、水俣市独自の検査費用の助成はどうなっているのかお尋ねいたします。

次に、低血糖症と食のあり方について。

低血糖症とは、膵臓の機能失調が原因で起こる疾患です。膵臓機能に異常が起こり、血糖値が急激に低下する、あるいは低い状態にとまってしまう病気です。その代表的な原因として砂糖の過剰摂取、過激な食事制限、過食・不規則な食事、ストレス、脂肪の過剰摂取等が挙げられます。現代の食生活に起因するもので、潜在的患者は1,000万人いると言われ、現代病と言われています。その症状は多岐にわたり、他の病気と一見区別がしにくいために、精神疾患、神経症、慢性疲労症候群と広範なもので、他の病名がつけられることが多く、アメリカでは偉大なる物まね師と言われています。

私が今回この病気を取り上げたのは、現在、大きな社会問題となっているうつ病や自殺など、精神的な症状に深く関係があるということです。低血糖状態になると、冷静な思考や判断が難しくなり、血糖値を上げようと分泌されるアドレナリンなどで精神症状も引き起こしてしまいます。こうしたことから、みずからを傷つける自傷行為、自殺、うつ症状、また感情のコントロールがきかず、突然切れる状態になると言われています。

21年度の自殺者は3万人を超え、増加の一途をたどっています。その原因が精神的症状を抱えた方々が4割を占めている事実であります。低血糖症と統合失調症との関連データによると、他の医療機関で統合失調症と診断された128人のうち124人が低血糖症でありました。アメリカの少年施設でも、糖の量を調節した食事をとらせたところ、自傷行為や暴力が大幅に減り、自殺行為未遂がゼロになったとの報告もあります。

低血糖症は、5時間にわたる精密検査をしなければ診断ができません。現在行われている2、3時間の検査で異常なしと診断された患者は、精神疾患、神経症などと誤診をされ、精神薬、安定薬の薬漬けとなり、患者の苦痛ははかり知れません。治療法は、化学物質ではなく食事療法が基本であります。今後は病名認知と検査体制の拡充が不可欠ですが、低血糖症は何といても食と切り離すことはできません。

岩手大学の沢博名誉教授は、統合失調症やうつ、不登校など心の病に苦しむ人が多い。その原因の多くが食事であり、砂糖漬け、米離れ、ジャンクフードなどと誤った食生活にあると指摘しています。1,000万人の患者がいることを踏まえると、日常的に学校現場でも低血糖症から起きるこうした状況があるのではないかと思います。

市として実態調査をする必要があると思いますが、いかがか。今後は、低血糖症を視野に入れた食生活の改善や重要性を学ぶ場を設けるべきと考えます。また、食育の推進事業の中に低血糖症と食の関係を広く市民に啓発してはいかがか、お尋ねいたします。

次に、認知症予防と啓発について。

今自分が一番なりたくない病気はという質問に対する答えは、大抵、認知症が1番か2番に挙

げられています。認知症だけにはなりたくないと答えた人たちの大部分が、認知症がどんなものなのかきちんと理解しているとは限らないと、ある意識調査で明らかになっています。今後の認知症の高齢者の発症率を考えても、認知症予防と啓発は欠かせない施策だと思います。

ある御夫婦で、国が自治体と進める認知症サポーター養成講座に参加し、認知症の症状や接し方などについて学ばれてきました。元気で長生きしたいという気持ちはだれしものこと、しかし、いつ認知症になるのかわからない。自分たち夫婦も、どちらかが介護する立場になったとき、必ず役に立つ講座だと実感したそうです。受講者には、サポーターのしるしであるオレンジリングを渡されます。こうした講座を地域で開催して、互いに支え合う世の中にしていきたいものだと語っておられました。

先日、議員も認知症サポーター養成講座を受講し、オレンジリングをいただきました。これを持っていらっしゃる方はいらっしゃいますか。少ないですね、きょうは。

認知症サポーターとは、認知症を正しく理解し、認知症の人や家族を支援するボランティアのことです。現在、認知症を知り地域をつくるキャンペーンを、全国キャラバンメイト連絡協議会と各自治体とが協同で認知症サポーター100万人キャラバンを展開しております。既に全国の自治体で取り組み出し、昨年の12月末で146万人のサポーターが誕生しています。

水俣市の取り組み状況はどうなのか。また、この取り組みを活用して、地域における啓発をすることは大変大事なことと思いますが、いかががお尋ねいたします。

高齢者や認知症の家族を抱える方々が地域で気軽に相談ができる認知症アドバイザー認定医の活用と周知を徹底すべきと思います。現在の状況はどのようになっているのか、アドバイザー認定医と市民にわかる共通のステッカーを認定医の病院に設置すべきと思うがいかががお尋ねいたしまして、本壇からの質問を終わります。

○議長（松本和幸君） 答弁を求めます。

宮本市長。

（市長 宮本勝彬君登壇）

○市長（宮本勝彬君） 牧下議員の御質問に順次お答えします。

まず、高齢者の運転免許自主返納支援については総務企画部長から、介護ボランティアポイント制度について及びHTLV-1については福祉環境部長から、低血糖と食のあり方については教育長から、認知症予防と啓発については私から、それぞれお答えいたします。

○議長（松本和幸君） 高齢者の運転免許自主返納支援について答弁を求めます。

吉本総務企画部長。

（総務企画部長 吉本哲裕君登壇）

○総務企画部長（吉本哲裕君） 高齢者の運転免許自主返納支援についての御質問にお答えします。

まず、本市の65歳以上及び75歳以上の運転免許保有者は何名かとの御質問にお答えします。

水俣警察署に確認しましたところ、平成21年12月28日現在、本市における65歳以上の保有者は4,521名、うち75歳以上は1,460名おられるとのことでございます。

次に、近年の高齢者ドライバーによる事故件数についてお答えします。

水俣警察署管内で、平成21年に発生した交通事故件数は141件で、うち高齢者がドライバーであった数値はいただいておりませんが、高齢者が当事者であった事故は56件、全体の39.7%となっております。平成20年の場合、発生件数131件、うち高齢者当事者件数は40件、30.5%とのことでございます。県全体で見ましても、高齢運転者が当事者となった事故は年々増加している現状にあります。

次に、ここ数年の返納状況についてお答えします。

水俣警察署によりますと、水俣警察署管内である水俣市、津奈木町での返納者は年間数名程度おられるとのことであります。なお、熊本県内においては、平成21年度で184名、平成20年度91名おられるとのことであります。

次に、本市独自の支援事業を含めて、運転免許自主返納に取り組んではどうかとの御質問にお答えします。

高齢者の交通事故が増加する中で、高齢運転者の交通安全対策は重要な課題であり、加齢や病気による身体機能低下等不安を持たれる方々が運転免許証を自主的に返納しやすい環境づくりを進めることは、交通事故を防止する有効な手段であると思われまます。自主的な返納を促すためには、家族の御理解はもとより、公共交通機関等による移動手段の整備や運転免許証を身分証明書として利用している実態など検討すべき課題もありますので、関係機関との協議の中で取り組みを進めてまいりたいと考えまます。

○議長（松本和幸君） 牧下恭之議員。

○牧下恭之君 高齢者の事故の特徴は交差点での出会い頭とか右折時の事故が多いそうでありまして、原因は安全の不確認、前方不注意の割合が多くて、二輪車事故では操作不適の割合が高くなっておるそうであります。こうしたことは、加齢から来る運動能力の衰えによるものと考えられております。

また65歳以上の高齢者の運転免許保有者も増加の一途をたどっており、2006年末には1,000万人を超えたそうです。免許保有者は13%に達したそうであります。前年に比べると62万人増加しており、65歳以下の年齢層の免許保有者が軒並み減少している中で際立って増加をしている。

このように高齢者の運転者によります交通事故が増加傾向にある中で、高齢者の事故減少を目指した各自治体の運転免許自主返納の取り組みがあちらこちらで成果を上げているということでありまます。特に東京では上野動物園など都や民間の文化施設での特典、デパートの商品の無料配

送で、返納者が通常の4.5倍になったという報告もあります。また、兵庫県や石川県でも、返納者への特典で一気に増加した事例が報告をされております。高齢者の事故の防止のため、大切な命を守るために独自の支援事業を含めて運転免許証自主返納に取り組む考えはないか、再度お尋ねをいたします。

○議長（松本和幸君） 答弁を求めます。

吉本総務企画部長。

○総務企画部長（吉本哲裕君） 自主返納制度を含めて支援を進めるつもりはないかということでございますが、現在のところ、具体的な支援制度について実施はいたしておりませんけれども、関連する内容として、高齢化率の高い山間地の交通空白地帯を中心に高齢者等の移動手段を確保するための乗り合いタクシー事業の実証実験を行ってまいりたいと考えておりますし、身分証明に関する部分では、議員が御指摘されましたとおり、ほかの自治体で既に行われております写真つきの住民基本台帳カードの活用も自主的な返納の促進に有効であると、そのように思われますので、関係各課での協議を踏まえて検討してまいりたいと考えております。そのほかにつきましては、メリットとなる制度につきましては、関係機関や、あるいは他の自治体の状況を踏まえまして、今後十分に研究を進めてまいりたいと、そのように考えております。

○議長（松本和幸君） 牧下恭之議員。

○牧下恭之君 メリットとなる制度については、今後研究をしていきたいということでありまして、生命の安全・安心を守る観点から、早急に研究をして実施していただきたいと思っておりますが、いかにかお尋ねして質問を終わります。

○議長（松本和幸君） 吉本総務企画部長。

○総務企画部長（吉本哲裕君） 第3質問でございます。早急に対応していく必要があるということでございますけれども、議員の御質問にもお答えをいたしましたとおり、高齢者の事故件数が増加すると、そういった中で、高齢化率が極めて高い本市といたしましては、早急に対応すべき課題と、そのように受けとめております。制度の導入に向けて鋭意努力してまいりたいと思っております。

以上でございます。

○議長（松本和幸君） 次に、介護ボランティアポイント制度について答弁を求めます。

中田福祉環境部長。

（福祉環境部長 中田和哉君登壇）

○福祉環境部長（中田和哉君） 次に、介護ボランティアポイント制度について、その実施はどうなっているのかとの御質問にお答えします。

介護ボランティアポイント制度につきましては、21年3月議会でもお答えしましたとおり、介

介護予防事業を進める上で有効な方法の一つではないかと思われます。一方で、対象とするボランティアの種類をどのように設定するのか、介護サービスとどのように区分けするか、ボランティアの需要と供給を調整・管理する組織をどのようにするかなどの検討課題も多く、この課題がなかなか解決できていないため、制度の実施に向けた取り組みも進まない状況であります。

本市といたしましては、ボランティア組織の再構築を図ることが最も重要な課題であるというふうに思っておりますので、地域福祉の中のボランティア活動をどう進めていくのか、ボランティアコーディネーターの配置などを含め、社会福祉協議会と検討を進めている状況であります。

以上、申し上げました課題をクリアできるような状況になれば、介護ボランティアポイント制度の事業実施の可能性についても検討を進めていきたいと考えております。

○議長（松本和幸君） 牧下恭之議員。

○牧下恭之君 長寿社会を迎え、元気で社会貢献し、生きがいを持って長生きすることはだれもが望むところであります。東京都世田谷区では、65歳以上の元気な高齢者が介護支援のボランティアをすることでポイントをためて、みずからの介護保険料の支払いに充てる介護支援ボランティア制度を昨年4月にスタートいたしました。このボランティアに参加することで、その高齢者には、地域貢献をしながら、自身の介護予防につながる。自主的に介護保険料負担を軽減できるとの2つの大きな利点があります。多くの場合は、初めてボランティア活動の参加を希望する人には、集合研修や施設実習を受けます。集合研修は区が行い、制度の概要や活動上の心構えを学びます。

一方、施設実習は、実際に介護保険施設で活動の体験をし、また集合研修を終えたボランティアには、世田谷介護支援ボランティア手帳が渡されます。その後、活動に参加すると、Vスタンプと呼ばれるシールを手帳に張るそうです。10枚以上張ると、1年後、活動実績に応じて最大6,000円、1枚50円相当で120枚が介護保険料軽減資金として支給をされ、事実的に介護保険料が軽減できます。ボランティアの活動内容は、清掃などの軽作業、配せんや後片づけ、話し相手、外出・散歩の介護補助など、希望に合わせて選べます。現在、この制度は千代田区の介護保険サポーターポイント制度や足立区の元気応援ポイント事業、また八王子市では、市内12カ所の地域包括支援センターを登録や活動の確認を行うなどに利用しており、各地に今広がっております。

全国的に見ると、まだ試行的な状況に近いと思われますが、ポイント制で事実的な介護保険料の軽減につながる。地域貢献ができる。ボランティアに参加した自身の介護予防にも役立つという3つの観点から、一石三鳥になると言われるすばらしい介護支援ボランティア制度です。そこで、先進地の研修を行ったらどうか、また介護支援ボランティア制度の導入について再度お尋ねをいたします。

○議長（松本和幸君） 中田福祉環境部長。

○福祉環境部長（中田和哉君） 先進地の研修と再度、介護保険ボランティアの導入ということだ  
ったと思いますけれども、今、牧下議員のほうからありましたように、一石三鳥をねらえるよう  
な介護保険ボランティア制度ですけれども、それにつきましては、ボランティア活動の推進とか、  
在宅福祉を支えていく上では、すごくいい制度ではないのかなというふうに思っております。

また、先進地の視察ということですが、先ほども申し上げましたけれども、先進事例等  
を今後調査研究を進めていきたいと、そういうふうに思っております。

○議長（松本和幸君） 牧下恭之議員。

○牧下恭之君 介護の現場はまだまだ人手が足りなく、ボランティアの確保が重要であると思いま  
す。現在行われているボランティア活動との違いは、ボランティアをしながら、自分自身にもポ  
イントをいただき、介護保険料が安くなるとの特典があることであります。それが制度化されて  
おりますと、ボランティア活動への励みになり、活動を継続して行うことはできます。高齢者の  
生きがいづくりにもつながっていきます。これからは介護される側の人はますますふえていくこ  
とが予想されております。介護現場の人手を十分に確保することにより、充実したサービスを行  
えるとともに、提供する側にとっては、介護予防にもつながります。介護保険を利用しない健康  
な高齢者にとって、保険料の軽減は大きな魅力であります。組織化することで仲間づくりと健康  
づくりにつながり、この活動が高齢者にとっての誇りと生きがいになると思います。介護保険ボ  
ランティア制度のポイント制導入のために課題のクリアにどのように取り組んでいかれるのかお  
尋ねをいたします。

○議長（松本和幸君） 中田福祉環境部長。

○福祉環境部長（中田和哉君） 課題のクリアにどのように取り組んでいくのかということですが  
けれども、先ほども申しましたけれども、介護支援ボランティア制度を実施するのに限らず、本市  
にはボランティアを取りまとめる組織が今のところ存在しておりません。それで、早急に社会福  
祉協議会と協議を行い、ボランティア組織の再構築を図っていきたい。そういうふうに考えてお  
りますし、ポイント制度導入のためにも、先進事例等もあわせて、その中で研究をしながら、本  
市にとってどのような仕組みがふさわしいのか、そういうのを検討していきたいというふうに思  
っております。

以上です。

○議長（松本和幸君） 次に、HTLV-1について答弁を求めます。

中田福祉環境部長。

（福祉環境部長 中田和哉君登壇）

○福祉環境部長（中田和哉君） 次に、HTLV-1について、妊婦検診時のHTLV-1の抗体  
検査導入とあわせて、水俣市独自の検査費用の助成はどうなっているかとの御質問にお答えしま

す。

妊婦健診につきましては、平成21年4月から、それまで地方交付税措置による公費負担により、5回であった健診回数を14回に拡充し、追加した9回の妊婦健診の費用については、平成22年度までは、国と市町村が2分の1ずつ負担することになっております。妊婦健診の回数や各回の健診項目、費用などにつきましては、県下全市町村統一されており、これらは、妊婦健康診査に係る市町村代表と熊本県医師会の打ち合わせ会議において決められております。H T L V - 1抗体検査の導入については、この会議の中で議論されてきましたし、平成20年度に、本市といたしましても要望してまいりましたが、実現には至っておりません。

先日の新聞報道によりますと、厚生労働省研究班の調査で、九州に多いとされていた成人T細胞白血病のウイルス感染者が関東地方にも増加しており、全国に広がっているとの結果が報告されました。感染の根絶には全国的な検査の徹底が必要との提言もあり、厚生労働省は、検査の公費負担も含め検討したいとの報道もあっております。

したがって、市としましては、来年度に向けた健診項目の見直しの中で、先ほど申しあげました打ち合わせ会議においてさらに要望してまいりたいと、そういうふうに思います。

○議長（松本和幸君） 牧下恭之議員。

○牧下恭之君 妊婦検診項目と費用は県下全市町村で統一された県医師会との会議の中で決まるということでありましたが、すべての妊婦を検査し、対策を施せば、2世代で病気を根絶できると言われています。いまだに根本的な治療法が確立されていない現在では、感染者をなくすことが最重要課題だと思います。母子感染を防ぐ措置をいかに早く実施するかで大きく変わってきます。検査を公費負担にした場合、幾らかかるのか。県医師会の会議に、要望ではなく、根絶のために説得をしてもらいたいと思いますが、いかがかお尋ねいたします。

○議長（松本和幸君） 中田福祉環境部長。

○福祉環境部長（中田和哉君） 第2の質問にお答えします。

公費負担の場合、幾らかかるのかということでしたけれども、市内のお医者さんのほうで、1人1,000円程度ということですので、年間出生数は200人前後でして、20万円ぐらいの金額になる見込みです。

それと、県医師会への要望をという話でしたけれども、先ほども申しあげましたけれども、14回の妊婦健診が今年度までということになっておりまして、妊婦健診自体がどうなるのかなということが現在のところわかっておりません。それで、今年度中には国のほうから方針が示されるのかなというふうに思っておりますので、県の医師会との打ち合わせ会議において、妊婦健診の回数、健診項目、費用などが協議される予定になっております。したがって、国の方針の中で妊婦健診の内容がどのようなものになるのか、H T L V - 1抗体検査が含まれるのか、含まれ



ないのか、明らかになってくると思いますので、その時点でH T L V - 1抗体検査が健診項目に入っていないければ、ぜひ入れていただくように働きかけを行っていきたく、そういうふう思っております。

以上です。

○議長（松本和幸君） 牧下恭之議員。

○牧下恭之君 抗体検査費用は水俣市では20万ぐらいで済みます。2世代で病気を根絶するには、熊本県全体で取り組まないと意味がありません。それが日本全国に波動していくことを切に祈っております。

私の知人が5月にHAMの診断をうけました。56年の潜伏期間を経て病状が発症して、その人には3人の子どもがいますが、多分そのまま、子どもたちにもそれがうつっていると思います。非常に残念で仕方ありません。必ず検査項目に入れていただく、働きかけを強くお願いいたします。その決意のほどを最後にお尋ねいたします。

○議長（松本和幸君） 中田福祉環境部長。

○福祉環境部長（中田和哉君） 決意のほどをとということでしたけれども、先ほどの繰り返しになるかと思えますけれども、来年度に向けた妊婦健診の見直しの中で国の方針を見きわめながら、H T L V - 1抗体検査の検査項目の中に入れていただくよう強く働きかけをしていきたい、そういうふうに思います。

○議長（松本和幸君） 次に、低血糖と食のあり方について答弁を求めます。

葦浦教育長。

（教育長 葦浦博行君登壇）

○教育長（葦浦博行君） 次に、低血糖と食のあり方についての御質問にお答えいたします。

まず、市として学校現場にて実態調査をする必要があると思うがについてお答えします。

学校現場においては、慢性疾患や不登校を含む児童・生徒の問題行動等については把握しておりますが、低血糖症の状況については把握をしておりません。低血糖症の原因は、食生活を含む不規則な生活習慣にあると言われておりますので、学校においても、家庭訪問等を通じて子どもたちの家庭での生活状況等について把握する必要があると考えております。

次に、低血糖症を視野に入れた食生活の改善や重要性を学ぶ場を設けるべきと思うが、いかにについてお答えいたします。

先ほど申し上げましたとおり、学校自体も、児童・生徒における低血糖症の現状の把握までは至っておらず、低血糖症を視野に入れた食生活の改善や重要性を学ぶ場を設けることについては、現在のところ難しいのではないかと考えております。食生活を含む生活習慣に起因する小児生活習慣病について、学校での指導は今後とも行っていきますので、まずは学校、給食センター等関

係機関において、低血糖症の情報の共有化を図っていきたいと思っております。

次に、食育の推進事業の中に、低血糖症と食との関係を広く市民に啓発してはどうかとの御質問にお答えいたします。

本市におきましては、食育を効果的に推進するために、平成15年度から他地域に先駆けて水俣・芦北地域子どもの食育推進計画を策定し、農業体験や料理教室、食育フォーラムなど、住民や関係機関、団体、ボランティア、NPO法人、民間等の多くの食育関係者と協働でさまざまな食育の取り組みを行ってきております。今後は、まだ社会的には十分認知されていない低血糖症という病名をまず市民に知って理解してもらうことが大切だと思いますので、今後、食育を推進していく中で低血糖症予防も含めて啓発を行ってまいりたいと思っております。

○議長（松本和幸君） 牧下恭之議員。

○牧下恭之君 低血糖症は精神疾患、神経症などと誤診をされ、薬漬けの苦痛ははかり知ることができません。学校現場でも実態把握と低血糖症予防の食育推進と啓発を積極的に行っていただきたいと思いますが、いかがかお尋ねして、この質問を終わります。

○議長（松本和幸君） 葦浦教育長。

○教育長（葦浦博行君） 低血糖症というのは、先ほど申しましたように、不規則な生活あるいは偏った食習慣ということが原因と言われておりますので、学校におきましては、家庭訪問を通じた実態の調査あるいは教育現場におきましては、家庭科あるいは特別活動というのがございますので、その中で食事の大切さ、役割あるいは健康によい食習慣あるいは献立とか食品の選び方というのを学んでまいります。そういう学習の時間の中で低血糖症についても触れていきたいというふうに思っておりますし、近々、定例の校長会等も控えておりますので、その中で、まずは各学校、各教職員に対して周知をしてまいりたいというふうに思っております。

○議長（松本和幸君） 次に、認知症予防と啓発について答弁を求めます。

宮本市長。

（市長 宮本勝彬君登壇）

○市長（宮本勝彬君） 次に、認知症予防と啓発について、水俣市の取り組みはどうかとの御質問にお答えします。

現在、本市におきましては、第4期高齢者福祉計画及び介護保険事業計画の中で認知症対策を大きな柱として位置づけ、認知症に関する取り組みを積極的に行っているところであります。また、昨年度中途からは、熊本県から認知症地域支援体制構築等推進事業を受託し、地域で認知症を支えていくために、コーディネートチームを編成し、認知症を持つ方にとって優しいまち水俣というビジョンのもとに、人材育成、早期発見・早期対応、支え合いという3つの事業項目を設定し、それらの中でさらに細かな事業を推進しているところです。

具体的には、人材育成の事業につきましては、主なものとしまして、認知症の人やその家族の理解者となる認知症サポーター養成講座を市民、企業、団体、小・中学校、高校を対象に年間を通じて随時開催しているところであります。このサポーター養成数は、5月末現在で2,363人に達しており、当初、平成23年度末で3,000人を目標としておりましたが、22年度中には目標を達成できる見込みであります。ほかには、絵本の読み聞かせ、傾聴ボランティア養成講座の開催、認知症ケアに従事する職員向けの認知症ケアスキルアップ研修の開催などを推進しております。

次に、早期発見・早期対応事業につきましては、介護予防事業やサークル活動、趣味活動などで認知症予防の啓発を行うとともに、物忘れタッチパネルや自己診断カルテ、認知症チェックリスト等を活用し、早期発見につなげることであります。

さらに、支え合い事業につきましては、今後、家族会の充実に努めるとともに、警察、消防団、学校、介護サービス事業所など地域との接点が多い機関を徘徊見守りネットワーク協力店として設置し、徘徊対応へのネットワークを構築してまいります。徘徊対応ネットワークについては、モデル地区としております第17区におきまして徘徊模擬訓練の実施を予定しております。また、相談窓口の周知を図るとともに、まちかど健康塾、地域リビングなど、既存活動の中で紙芝居などを用いて地域による認知症支援を呼びかけることとします。

さらに、認知症地域支援の活動を身近に感じ、その理解者を広げるために、シンボルマーク・キャッチフレーズを募集し、本年2月に決定したところです。「わすれてよかよ みんながおるたい」というキャッチフレーズを盛り込んだ優しい図柄のステッカーも既に作成しており、今後は啓発などを含め、認知症のあらゆる支援のために活用してまいります。

また、認知症についての理解を促進し、認知症の人や家族への支援の機運を高めるために、来年末市民フォーラムの開催を予定しております。なお、市民フォーラムにつきましては、既に1回目をことし3月6日に水俣市認知症支援フォーラムとして文化会館で開催しましたが、市民の皆様を初め700名近い参加があり、改めて認知症に対する皆様方の関心の高さをうかがい知ったところであります。

次に、この取り組みを活用して地域における啓発をすることは大変大事と思うがとの御質問につきましては、まさに議員御提案のとおりであると思っております。認知症を支援していくためには、まずは認知症を正しく理解し、偏見等をなくすために一人でも多くの方々に認知症サポーター養成講座を受けていただくことが大事であると考えます。

次に、高齢者や認知症の家族を抱える方々が地域で気軽に相談ができる認知症アドバイザー認定医の活用と周知の徹底が必要と思うが、現在の状況はとの御質問にお答えします。

現在、本市におきましては、認知症アドバイザー認定医は不在ですが、認知症の早期発見、高齢者や認知症の方あるいはその家族の方々が相談できる場所として物忘れ相談医があります。平

成21年11月現在で市内に10カ所ありますので、認知症に関する悩み事や相談事がある場合には、物忘れ相談医を大いに活用していただければと思っております。

次に、アドバイザー認定医と市民にわかる共通のステッカーを認定医の病院に設置すべきと考えるがとの御質問であります。本市には、認知症アドバイザー認定医は不在ですので、先ほども述べましたが、物忘れ相談医の医療機関にステッカーを配布していきたいと考えております。

○議長（松本和幸君） 牧下恭之議員。

○牧下恭之君 認知症予防と啓発については、水俣市の取り組みが進んでいることに安心をしました。私も物忘れ相談プログラムを受けまして安心したところでもあります。この事業を進める中で問題点はないのか、企業に対しての取り組みが弱いと思うがどうなのかお尋ねをします。

○議長（松本和幸君） 宮本市長。

○市長（宮本勝彬君） まず第1点は、問題点はどうかということでございますけれども、先ほどの答弁で申し上げましたけれども、3月にフォーラムを実施いたしました。私も行きましたけれども、文化会館で行われましたけれども、文化会館がほぼ満席でございました。その状況を見まして、ああ、本当にこの認知症に対する関心が深いんだなということも感じましたし、参加された方々にいろいろ御意見を伺ったところ、大変勉強になったというようなお話もありましたし、非常に理解ができたというような、そういった御意見もお聞きすることができました。また、そういったのとあわせて、サポーターの養成講座を初め、今取り組んでいるところでございます。したがって、この認知症に対する取り組みはおおむね順調に進んでいるのではないかなと、そのように受けとめております。今後も引き続き、皆様方の支援をお願いしながら、この対策に向けては全力を尽くしてまいりたいと思っております。

それから、もう1点は企業を対象にしたものが少ないように思えるがということでございます。今後、人がたくさん出入りされる、いろんな方が住民の方と接する機会が多い企業、金融機関の企業でありますとか、あるいはヤクルトさんでありますとか、そういった企業さんにも特にお願いをして実施していく予定にしております。先ほども申し上げましたように、3,000人をめどに頑張っていきたいと思っておりますので、これも引き続き御支援をいただきますようお願い申し上げます。

○議長（松本和幸君） 牧下恭之議員の質問は終わりました。

この際、10分間休憩します。

午前10時15分 休憩

---

午前10時25分 開議

○議長（松本和幸君） 休憩前に引き続き会議を開きます。

次に、川上紗智子議員に許します。

(川上紗智子君登壇)

○川上紗智子君 こんにちは。

日本共産党の川上紗智子でございます。

この水俣をどんなまちにしていくのか、市長は所信表明の中で、水俣病の経験を教訓にして環境モデル都市の推進に取り組み、市民が真の豊かさを享受できるまち、安心して住めるまちを目指すと言われました。いいことだと思います。また、第5次水俣市総合計画基本構想では、水俣病の公式確認から50年以上経過した今なお、健康面に不安を抱える多くの被害者とその家族が生活を営む本市にあっては、保健・福祉を大切にするまちづくりが必要とされます。水俣病被害者、障がい者、高齢者等何らかの支援を必要とする人たちとその家族、ひいてはすべての市民が生涯にわたり、住みなれた地域で安心して暮らすことができるよう、互いに支え合う地域社会の構築を目指しますと述べられています。

私は、この水俣に住むようになって、私の同級生とかに、水俣に今住んでいるんだという話をしたら、そのとき返ってくる言葉は、ああ、あのごみの分別で頑張ってるところねっていうふうに戻ってきました。私は水俣に住んでないときは、それを実は知りませんでした。ですから、結構そういうのは皆さんの有名な、水俣といえばそういうことで言われていたということがよくわかりました。

今、私が思いますのは、水俣と聞いたら、ああ、水俣病のことがあったけれど、今は本当に福祉とか医療とか充実してて、本当に暮らしやすいまちになってるね、ああいうところへ住んでみたい。そんなふうと言われるような水俣にしたい。そんな思いで、以下質問させていただきたいと思います。

1、高齢者福祉について。

、65歳以上の親族がいる世帯数、65歳以上のひとり世帯、65歳以上の世帯数は幾らか。

、所信表明に高齢の方々が生き生きと安心して暮らしていくための支え合い、見守りの仕組みを進めるとあるが、具体的にはどういうことか。

、介護保険施設の入所待機者数は何人か。

、所信表明に介護施設の整備とあるが、それで待機者はいなくなるのか。待機者が残るとしたら、どう対応するのか。

2、子育て支援について。

子ども手当の支給が始まっておりますが、この子ども手当をめぐるさまざまな声が上がっています。とにかく助かるという声。でも、助かるけれど、結局、それは将来子どもたちが負担しなきゃいけないんじゃないかとか、子ども手当をやるぐらいの予算があるんだったら、給食費

を全部ただにしてほしい。高校授業料だけではなく、大学授業料も無料にしてほしいなど、子育て世代の皆さん方からはいろんな声が上がっています。子育て世代の皆さんの声にこたえる、また将来の子育て世代の皆さん方の声にこたえる子育て支援が今本当に求められていると思います。

水俣市が本年度から子どもの医療費助成対象の枠を小学6年生まで広げるということで、これは子育て世代の皆さん方から歓迎されていると思います。水俣市の子育て支援がどこよりも充実し、子育てをするなら水俣でとなるようにぜひしたいものだと思います。以下質問いたします。

、近隣自治体の子どもの医療費助成の現状はどうなっているのか。

、中学3年生までに助成枠を拡大すべきだと思うが、どうか。

### 3、道路の整備について。

第5次水俣市総合計画基本構想の安全で心安らかに、いきいきと暮らせるまちという政策項目の中に市民の生活道路としての市道を適切に維持・管理するとありますけれども、きょうは、市道陣内長野町線の歩道の整備についてお尋ねをいたします。

市道陣内長野町線といいますと、陣内通りと私は普通言ってたんですが、こういう性質の名称があります。その歩道ですが、この歩道の、結構広い歩道なんですが、溝にふたをしたところが歩道になっているため、溝のふたがガタガタになっており、非常に歩きにくい、転びやすいというのがあります。住民の皆さんに聞いてみますと、前の市長の時代に、地区の懇談会などでも直接言ったこともあるぐらい、ずっと長年の要望なんだけれども、一向にこのことに取り組んでくれないということをお聞きしました。随分前からなんだなというふうに思いましたけれども、さらに高齢化が進み、御存じのように、陣内通りは、一中生、一小生の通学道路にもなっております。自転車通学でも使います。お年寄りも結構歩いていらっしゃいます。そんな歩道をどうして今まで整備をしないでいるのか、とても私は不思議に思います。

そこでお尋ねしますが、この市道陣内長野町線の歩道整備がぜひとも必要だと思うが、いかがでしょうか。

### 4、住宅政策について。

派遣切りが行われる中で、職も住む家も同時に失い、どん底に落とされた多くの人たちがいます。このことから、雇用政策もちろん大事ですが、住宅政策も大きく変えなければならないと私は感じています。職とは別にきちんと住居を確保する。職を失っても、住む家はちゃんとある。そういう政策へと変えていかなければならないのではないのでしょうか。

公営住宅法の中に公営住宅の目的が書いてありますが、国及び地方公共団体が協力して、健康で文化的な生活を営むに足りる住宅を整備し、これを住宅に困窮する低額所得者に対して低廉な家賃で賃貸し、又は転貸することにより、国民生活の安定と社会福祉の増進に寄与することを目的とするというふうにあります。公営住宅の市営住宅は、所得の低い方々、暮らしが大変な方々

にとって、住居を確保するための最後のよりどころになっているのではないかと思います。この市営住宅を、さらに市民の皆さん方の実態に見合った形で充実ができるよう、そういう思いで以下質問したいと思います。

- 、現在の市営住宅の戸数及び入居希望者数は幾らか。
- 、今後の市営住宅整備計画はどうなっているのか。
- 、牧ノ内市営住宅の建てかえの基本設計の到達点と課題は何か。

以上で本壇からの質問を終わります。

○議長（松本和幸君） 答弁を求めます。

宮本市長。

（市長 宮本勝彬君登壇）

○市長（宮本勝彬君） 川上議員の御質問に順次お答えします。

まず、高齢者福祉については私から、子育て支援については福祉環境部長から、道路の整備について及び住宅政策については産業建設部長から、それぞれお答えいたします。

まず高齢者福祉について、65歳以上の親族がいる世帯数、65歳以上のひとり世帯、65歳以上だけの世帯数は幾らかについてですが、年齢別による世帯数を把握した資料がありませんので、平成17年の国勢調査の結果で申しますと、65歳以上の親族のいる核家族世帯数は2,691世帯、高齢夫婦世帯数は1,613世帯、高齢単身世帯数は1,638世帯となっております。平成22年5月31日現在の65歳以上の人口は8,742名となっております。

次に、所信表明に高齢の方々が生き生きと安心して暮らしていくための支え合い、見守りの仕組みを進めるとあるが、具体的にはどういうことかについてお答えします。

現在、第4期水俣市高齢者福祉計画及び介護保険事業計画、通称ひまわりプランに沿って事業を進めているところです。計画では、高齢者が心身ともに健やかで、安心して暮らしていけるための体制づくりを主眼に、いきいき暮らし、安心暮らし、もやい暮らしを基本目標として、地域の支援やかかわりを大切にしながら、地域で高齢者を支える体制づくり、積極的な健康づくり、総合的な介護予防の充実、自立生活支援、施設介護サービスや地域密着型サービスの充実を図ることといたしております。

具体的な取り組みといたしましては、いきいき暮らしでは、まちかど健康塾を市内34カ所で開催しています。世話人を中心に地区公民館などを利用して、地域の方々が集い、交流できる場所となっており、身近な介護予防の拠点として今後も事業の充実を図ってまいります。

もやい暮らしでは、社会福祉協議会に地域包括支援センターを置き、介護の分野も含めて高齢者の問題に一元的な窓口として対応しています。気軽に立ち寄り、相談できる場所として、さらに市民に対し周知を図ってまいります。

安心暮らしにつきましては、相談・支援サービスとして、身体機能が低下しても日常生活を送るに当たり、地域、家族、ホームヘルパーの支援を受け、できるだけ住みなれた家と地域で暮らしていけるよう、地域包括支援センターと連携をとりながら相談・支援を行ってまいります。また、要介護高齢者へのサービス充実として、地域密着型介護施設等の整備を進めてまいります。さらに、認知症の人や家族を支え、地域の中で尊厳のある暮らしを維持していくため、認知症サポーター養成講座などの取り組みをきっかけとして、今後、地域の見守りにつながることを期待しています。

次に、介護保険施設の入所待機者は何人かについてお答えします。

5月31日現在で調査しましたところ、水俣市民の方で、介護保険施設の入所待機者は、重複を含む延べ人数426名です。

次に、所信表明に介護施設の整備とあるが、それで待機者はいなくなるのか、待機者が残るとしたらどう対応するのかについてお答えします。

現在の介護保険施設の定員は396床であり、直ちに待機者がいなくなることはありません。第4期のひまわりプランでは、本年度及び次年度にかけて、認知症対応型共同生活介護施設、地域密着型介護老人福祉施設の整備を行い、待機者数の改善に努めることといたしております。あわせて介護保険施設の入所者について、できるだけ介護度重度者の入所が図られるよう、施設や利用者及び家族の理解を深めるよう努力してまいりたいと思っております。

今後とも、第4期のひまわりプランの検証を行いながら、計画的に在宅サービスや地域密着型サービスの整備を図るとともに、残る待機されている方々に対しては、既存の介護サービス事業所も活用していただくことで、在宅での生活をサポートしていきたいと考えております。

○議長（松本和幸君） 川上紗智子議員。

○川上紗智子君 さきの3月議会の答弁で、福祉環境部長のほうから答弁がありましたけれども、介護施設入所待機者は、重複を除くと、その当時ですね、先月3月ですけども、おおむね200名ということで答弁がございました。中でも早急に施設等で対応が必要な在宅での待機者が60名程度ということで答弁がございましたけれども、先ほど、市長からの答弁で重複を除かないで延べ426名ということが言われました。それで、直ちに待機者はなくなることはないということだったんですが、待機者を残したままでいいのかということをお私に言いたいんですね。

それで、いろいろあるかと思いますが、入所を希望していらっしゃる方が現に重複を除くと202人で、物すごく必要と思われる人が60名ということではあるんですが、それでも対応できないという答弁でしたけれども、対応が必要な人が一人たりとも入所できないことがあってはならないと思うんです。高齢者の方々は、人生の最も輝く時期に生きていて本当にいいんだろうか、家族に迷惑をかけて心苦しいなどなど、自分を責めることがあってはならないと思うからです。



待機者が残っているとわかっているのに、どうして待機者を解消するような施設を整備しようということにならないのでしょうか、その1点でお尋ねをしたいと思います。

○議長（松本和幸君） 答弁を求めます。

宮本市長。

○市長（宮本勝彬君） ただいまお答えいたしましたとおり、答弁の中で定員が396床ということで申し上げておりますけれども、これは国の方針の中の枠の中でということで今進んでおります。そういうことで、国の規定に沿ってやっているということでございますので、その中で何とか、今申し上げましたように、60名の方が、寝たきりの方もいらっしゃるし、60名の中には認知症の方も入っているということで、早急に対応しなければならないという状況は十分受けとめているところでございますけれども、国の枠の中でということもございまして、その一つの基準がございまして、それにのっとってやっているということでございまして。できるだけ、そういうことが解消できるように今後努力をしていかなければならないと思っております。

あえて申し上げますと、介護保険料の問題でありますとか、あるいは市の財政等の絡みとかありますし、また計画的にこれを設置していかなければならない施設につきましては、計画的に設置をしていかなければならないということがありまして、将来を見通しながら、できるだけ努力をさせていただきたいと、そのように思います。

○議長（松本和幸君） 川上紗智子議員。

○川上紗智子君 今、必要な施設というか、待機者を解消する程度の施設をつくらない理由に、国の枠というお話がありましたけれども、ことしとか来年、介護、小規模の特別養護老人ホームを29床のをつくるとか、あとグループホームを2カ所程度設置をするとか、グループホームは1カ所8名程度だと聞いておりますけれども、ことし、来年とふやす予定になっている、その枠も含めて、国の枠がそれだけしかできないから、それだけの特老1つ、小さいところを1つ、グループホーム2つというふうに、本当にそうになっているんですか、本当にそうになっているのでしょうか。

何度も言いますが、高齢者の方々が施設に入れば、すべてうまくというふうには私は思っておりません。けれども、施設に入りたい、入る必要があると思っている人たちがいて、その方々に対応する必要があるのに施設がないというのは、やはり解決をしなければならない問題なのではないかなと思うんです。しかもですね、高齢者の方々は日本全国、戦後苦労されて、年をとったらゆっくりしたいとか、いろいろあったと思うんですよね。ところが今ほど高齢者の皆さんが苦しい時代はないと思います。しかも、水俣の高齢者の皆さん方は、全国の高齢者の皆さん方の苦しみなどに加えて、水俣病のためにいろんな精神的にも経済的にも苦労されてらっしゃると思うんです。だからこそ、この水俣では、高齢者の人たちが本当に安心して暮らせるように、できる

ことはすべてする、そういう覚悟でやらなきゃいけないんじゃないかなと、それでこそ、水俣は、年とった人をすごく大事にしてるって、いいところだということが口伝えに広がっていくんじゃないかと思うんです。ですから、ぜひ、1つは、本当に国の枠でつくれないのかという問題と、やはり高齢者の皆さん方の要望に沿って、また家族の要望に沿って、最大限対応すべきだと思うんですけれども、いかがでしょうか。

○議長（松本和幸君） 宮本市長。

○市長（宮本勝彬君） 議員の御指摘のとおりでございますけれども、小規模のもの、29名以下につきましては、これは市のほうで対応できるというような状況です。したがって、計画にのっとり、その部分については、今後取り組んでいくということになると思います。ただ、そのことによって、今待機されている60名がすべて解決できるかということまではできないかもしれませんが、29名以下は市のほうの許可でもって市でつくることができるということでございますので、その方向で今後取り組んでいきたいと思っております。

○議長（松本和幸君） 次に、子育て支援について答弁を求めます。

中田福祉環境部長。

（福祉環境部長 中田和哉君登壇）

○福祉環境部長（中田和哉君） 次に、子育て支援についての御質問にお答えします。

近隣自治体の子どもの医療費助成の現状はどうなっているかにつきましては、近隣の2市2町を調査しましたところ、助成対象年齢は、芦北町が中学3年生まで、津奈木町は小学6年生まで、出水市は小学3年生まで、伊佐市は就学前までとなっており、出水市では中学3年生までの引き上げを検討中と伺っております。

中学3年生までに助成枠の拡大をすべきだと思うがどうかにつきましては、去る3月議会でもお答えしましたとおり、本6月議会で提案しております小学6年生までと比べ、さらに年間1,300万程度の予算増となる見込みです。現時点では、熊本県の補助対象年齢は4歳未満ですので、財源の確保が大きな課題となります。したがって、まずは、今回の小学6年生までの結果を見たいというふうに考えております

○議長（松本和幸君） 川上紗智子議員。

○川上紗智子君 今年度から小学6年生までということで、それをやってみるといのはわからなくはないんですけど、子どもの命を守ることは自治体の仕事だと私は思っています。今、子育て世代だけではありませんが、子育て世代の家計がやっぱり厳しい状況にあるというのは、だれも否定することができないと思うんですね。そういう子育て世代を最大限支援するというのが市として必要なのではないかなと、それからもう一つの側面として、今、小学校6年生までというのは進んではないかと私は思います。中学3年生までやるというところがどんどんふえてきて

る中で、以前は胸を張って、水俣市は就学前まで医療費が無料なんだということ胸を張って言っていた時期がありましたけれども、今は小学校6年生まででも余り胸を張れないんじゃないかと思うんですね。やはりやったほうがいいことは、ほかの自治体に先んじてやるということが大事だと思うんです。人口減に歯どめをかけたい、かけなきゃいけないということが何度もこの議会の中でも言われておりますけれども、さまざまな施策をやるのが、この水俣から出ていかないようにする。または逆に水俣に来たいということで、こっちに引っ越してきてもらう。それぐらいの気持ちでいろんな施策を打っていく必要があるんじゃないかと思うんです。ですから、あえて私は、ことしから小学校6年生までって決まったこの議会に、あえて中学3年生まで早くやるべきではないかということをお願いしているところです。

それで、財政的な問題が先ほど言われましたけれども、私は、平成20年度の決算を見ました。決算を見まして、金額はちょっと大ざっぱになりますけれども、実質収支が5億6,400万円が黒字でした。この実質収支を標準財政規模で割ると、実質収支比率というのが出ますが、平成20年度で7.2%、平成19年は3.2%でしたが、こういう数字になっています。これは黒字がどれぐらいあるかということを示す指標だと思うんですけれど、これは通常3%から5%あれば健全だと言われています。けれども、平成20年度の水俣市の決算は7.2%ということで、財政的にまだ使えるお金があるにもかかわらず、市民の暮らしに必要なことに使ってないということが言えるんじゃないかと思うんですね。ですから、ぜひ、市民の暮らしを支えるために、また、この水俣市をもっと住みいい、安心して住めるまちにするために、使うべきときに使うべきじゃないかと思うんです。ぜひ改善をしていただきたいと思うんですね、いかがでしょうか。

○議長（松本和幸君） 中田福祉環境部長。

○福祉環境部長（中田和哉君） 川上議員の御質問にお答えしたいと思います。

まずは、子育てを少子化の時代に市としてもっと頑張らんといかんのじゃないかというふうな御意見だったのかなというふうに思っておりますけれども、やはり市だけではなくて、国・県・市、日本全国、やはり人口減というのは、国の存立、市町の存立にもかかわる問題かなというふうに思っておりますので、この部分は強く国のほうにも、市だけではできませんというようなことを言っていかなければいけないのかなというふうに思っております。

それと財政面の5億の黒字で7.2%ありますよというのは、やはり詳しくはありませんけれども、  
—————黒字というのは、基金とかそういうのを取り崩して多分黒字になってる。税収とか交付税分だけでは、たしか赤字じゃないのかなというふうにちょっと私もわかりませんが、財政が苦しいというのは、やはり起債をして借金をしているんな事業をやって、ようやく翌年度に繰り越すお金をあつてるといふに私は理解しておりますので、川上議員の言われること、よくわかるんですけれども、やはり先立つものはお金かな

というのも1つあります。私、市として今一番大事なのは、やはり国がそういう子どもに対する助成制度を全国一律なり、一斉に助成制度を創設して、そういう支給年齢とか支給方法が異ならない、どこに行っても、子育てが楽に楽しくできるような日本をつくっていくのが先じゃないのかなというふうに思っておりますので、これまでも市長会などで要望しておりますけれども、引き続き、そういう要望をしていきたいなと、そういうふうに思います。

以上です。

○議長（松本和幸君） 川上紗智子議員。

○川上紗智子君 国でそういう制度をつくるというのは私も大賛成です。子ども手当などをやるんじゃないくて、むしろそういうことを全国一斉にやれば、どれだけ多くの人が喜ぶかと私は思っています。その点では賛成です。あわせて言えば、県ももう少し子どもの医療費の手当てをしてもらうべきだというふうに思っています。でも、平成20年度は赤字ではありません、恐らく。ここに決算カードがありますけれども、しかも財調という積立金は、平成19年よりもふえています。そして、本当に努力をされてると思うんですが、借金の残高は減っています。ですから、水俣市の財政は、物すごくいいとは言えないけれども、悪くない。努力の結果、よくなりつつあるという状況だと思います。1億も2億も使うようなものではないとさっきの答弁でわかったと思うんです。1,300万あればできるということなので、ぜひ、実質収支比率の健全な度合いの多く見積もって5%あれば健全だと言われてるわけですから、1%、もうちょっと使えば、7,000万円以上は多分あると思うんですけれども、あるわけですから、ぜひ、来月からとか言ってるわけじゃなくて、早急に中学3年生までのをやるという方向で検討を始めてほしいし、早く打ち出してほしいというふうに思いますが、いかがでしょうか。

○議長（松本和幸君） 中田福祉環境部長。

○福祉環境部長（中田和哉君） 済みません。財源のほうは、私もちょっとわかりませんが、今年度10月からそういう小学6年生までということで、今回議会のほうにも提案しておりますので、その推移を見守って今後検討していきたい。そういうふうに考えております。

○議長（松本和幸君） 次に、道路整備について答弁を求めます。

田上産業建設部長。

（産業建設部長 田上和俊君登壇）

○産業建設部長（田上和俊君） 次に道路の整備について、市道陣内長野町線の歩道整備が必要だと思うがどうかについてお答えします。

この路線は、市役所前の国道3号に接する陣内から長野町の国道268号線までの延長2,088メートルの1級市道であります。御指摘の市道陣内長野町線の歩道につきましては、既存の雨水排水路にふたを設置し歩道として利用しているため、凹凸もあり、通常の歩道に比べ歩きにくいとい

うことで、地域からバリアフリー化も含めた歩道整備の陳情書が提出された経緯がございます。このことから、陣内から古城まで歩道整備の必要性は認識しておりますので、今回、都市再生整備計画に道路整備が位置づけられましたので、事業実施に向けて検討していくところでございます。当面は、市民の通行の安全確保は必要でありますので、歩道部の特に損傷の激しい部分を局部的に補修することで対応してまいりたいと考えております。

○議長（松本和幸君） 川上紗智子議員。

○川上紗智子君 地元から陳情書も出ているということでしたけれども、そして今度、道路の整備計画の中で検討したいということですが、私が聞いたところでは、前の市長の時代から言ってきたことですので、この間、どういうふうに取り組んできてらっしゃったのかなと、こんなに長くかかるものかなというふうに思うんですが、だからこそ、ぜひ早急に抜本的な手だてをしていただきたいと思うんですね。

ある80代の女性の方がおっしゃってたんですけれども、結局、1センチでも溝のふたがずれてると、シルバーカーは、そこから前には進まない、危なくてたまらないから、自分は車道を歩いて郵便局に行ってるんだとおっしゃるんですね。結構、ほかの道路に比べると、歩道と言われる部分は広いんですが、あるにもかかわらず、危ないから車道に行くという、こんなばかげた話があるかと私はそれを聞いて思いました。万が一、そういうお年寄りが交通事故にでも遭われたら、取り返しがつかないのではないかと思うんですね。ですから、そういう道路を今まで、歩道整備をこれまで着手してこなかったということについては、非常に反省をしなきゃいけないんじゃないかと思うんですが、いかがでしょうか。それと、ぜひ一日も早く、どうするかということを出していただきたいというふうに思いますが、いかがでしょうか。

○議長（松本和幸君） 田上産業建設部長。

○産業建設部長（田上和俊君） 平成15年の1月に陳情書という形で出されております。そのときの発端を申し上げますと、これと朝日新聞の記事で取り上げられておりますけれども、車いすに乗って第一中学校に通学している男子生徒の姿に心を打たれて、同校の生徒や地元の住民が市長を訪ねて歩道のバリアフリー化を陳情したということになっておりまして、これの一応議事が残っておりまして、その中で、その当時、厳しい財政であり、整備するのに1億強かかるということで、要望の内容は痛いほどわかっているが、整備することは難しいということで、側溝のふたの上に舗装しても長く保たないと、回答にならないが、いい方法がないか検討してほしいということでございまして、この歩道整備につきましては、例えばいろんな財源を探しますけれども、なかなかその部分の局部的な整備につきましては、補助が受けにくいということがございます。

我々もいろいろ、ここの陣内長野町線だけではなくて、いろんなところを調査いたしまして、現在、この地域再生整備計画の中で13路線、約1,590メートルを、議員おっしゃったような形で確

認させていただいて、どういう形の歩道整備がとか、いろんな道路の整備が必要かということで、これは国の補助を受けながら、今後やっていきたいと考えております。ただ、非常に陳情から7年も経過しているということで、もう少し急がなければいけなかったということですが、財政事情等のことで現在に至るということですが、今後、早急に調査いたしまして、できるだけ早目に、こちらのほうには手がけていきたいと考えております。

○議長（松本和幸君） 川上紗智子議員。

○川上紗智子君 地元の方がおっしゃってましたけれども、市の財政が厳しいのはわかっている。どれくらいわかっているかわからないけれども、わかっていると。だから、一遍にやってほしいとは思わないんだ。少しずつでもいいから直してほしいんだというふうにおっしゃってるんですね。ですから、ぜひ、そういう思いを受けとめていただいて、今お話ししていただきましたけれども、一日も早く改善をしていただきますことを最後に要望して、この質問を終わります。

○議長（松本和幸君） 次に、住宅政策について答弁を求めます。

田上産業建設部長。

（産業建設部長 田上和俊君登壇）

○産業建設部長（田上和俊君） 次に、住宅政策について順次お答えします。

まず、現在の市営住宅の戸数及び入居希望者は幾らかについてお答えします。

6月1日現在、市営住宅の管理戸数は859戸、建設年度で一番古いものは昭和24年度建設の牧ノ内市営住宅となっております。859戸の市営住宅のうち、退去・入居に伴う準備中空き家が11戸で、退去後の補修と新規の紹介を行っております。また、建てかえ等に伴う政策空き家、老朽化等に伴う用途廃止の住宅が29戸です。

入居希望者につきましては、平成22年度の市営住宅空き家待ち入居希望者総数は81世帯でございます。そのうち3世帯が入居、5世帯が紹介中、1世帯の入居希望者は取り下げがありましたので、現在入居をお待ちの方は72世帯となっております。

次に、今後の市営住宅整備計画はどうなっているのかについてお答えします。

平成22年度におきましては、市営住宅白浜団地1棟10戸の建設を行います。また、平成23年度、24年度におきましては、同じく市営住宅白浜団地1棟19戸の建設を計画しており、この工事完了によって白浜団地5棟85戸の建てかえ事業は完了となります。その後の平成25年度以降につきましては、昭和24年から昭和36年に建設され、老朽化が著しい市営住宅牧ノ内団地の建てかえ工事に順次着手していく予定であります。この牧ノ内団地の全体整備計画といたしましては、既存の85戸を建てかえる計画であります。工程につきましては、今年度に完了予定であります建替工事基本設計に基づき決定したいと考えています。

次に、牧ノ内市営住宅の建てかえの基本設計の到達点と課題は何かについてお答えします。

市営牧ノ内団地の建替工事基本設計は本年度に実施中であり、平成23年2月の完了を予定しております。現在の進行状況につきましては、既存の敷地及び電気、上下水道、排水等の設備状況の調査を実施しており、追って、入居者及び近隣住民の方々に対してアンケート調査、説明会等を実施していく予定であります。

到達点といたしましては、敷地の立地条件や事業実施のための課題や条件を整備し、対応策や代替策の検討、基本的な数量・大きさ等の決定、諸手続手順の確認、計画事業工程の作成、概算事業費の確定、基本的な内容の図面化等を完了することになっております。

今後、実施予定であるアンケート調査、説明会等において、入居者及び近隣住民の方々からの要望や希望にどこまで対応できるかという点がこれからの基本設計における課題となってきますが、できる限りの要望や希望に沿えるよう努めてまいりたいと考えております。

○議長（松本和幸君） 川上紗智子議員。

○川上紗智子君 2回目の質問いたします。

現在の全世帯に占める市営住宅の戸数の割合と、それを将来的にはどれぐらいにしようと思っ  
て計画されているのかというのが1点です。それから、2つ目は、牧ノ内住宅の建てかえ後の家賃はどれぐらい上がるのか。それと、今お答えがありましたアンケート調査とか説明会は大体いつごろやられる予定なのか、わかっていればお願いいたします。

以上です。

○議長（松本和幸君） 田上産業建設部長。

○産業建設部長（田上和俊君） 全世帯数に対する市営住宅の割合でございますけれども、基本的には、全国の統計等も参考にしながら、水俣市の住宅の率の割合を算出していくわけでございますけれども、基本的に今考えているのが、全戸数の7%前後という形で考えております。それと、そういうことで7%と試算しますと、今859戸ございますけれども、620前後ということで、現在、平成15年に行いました水俣市公営住宅ストック総合活用計画というのをつくっておりますけれども、これにつきましては、平成35年度以降の計画管理戸数を621戸ということで定めております。

それと、住民説明会等がいつごろの予定をしてるかということでございますけれども、基本的に、基本設計がある程度確定して、どういう形になるかというのが今年度、最終的には基本計画は来年の2月ごろ終わる予定でございますけれども、その前にいろんな中間の資料がというか、計画はできますので、その時点で住民の皆さんにはお知らせして、近隣の住民の方々も含めて計画のほうはお知らせできるのかなと思っております。

それと、牧ノ内団地の家賃でございますけれども、これはまだ、家賃を決定するときには、例えば前家賃とか、専用面積とか、立地条件とか規模に加えまして、利便性とかを考慮して家賃を

決定するわけでございます。まだ、そういう形で基本設計の段階ですので、この牧ノ内団地についてはどれくらい上がるかということは現在出すことは難しいんでございますけれども、以前建てられました一番直近の白浜市営住宅がございましては、例えば高齢者で単身者で所得水準が比較的少ない方を今例に挙げさせていただきますと、従前の家賃が2,400円であった方につきましては、例えば建てかえの場合は、5年間は激変緩和という形で、本来の家賃より割り引いて家賃を設定するわけでございますけれども、そうした場合に、従前の家賃が2,400円の方は、1年目が4,700円、2年目が7,100円、3年目が9,400円ということで、段階的に家賃が本来の姿に戻っていくわけですが、6年目の到達した家賃が1万6,200円ということですので、6倍か7倍くらいになるのではないかと考えております。牧ノ内団地につきましても、そういう計算ですと、それくらいの形になるのではないかと考えております。

○議長（松本和幸君） 川上紗智子議員。

○川上紗智子君 市営住宅の戸数は全世帯の7%前後ということをやっているということですが、きょうの熊日新聞に、生活保護の世帯が2009年度過去最多、127万世帯ということで、全国的な数が出ておりました。これは17年連続増加をしていて、低年金の単身高齢者の増加に加え、現役世代の間でも不況による失業や収入の目減りで生活に苦しむ人がふえた影響が大きいと見られるというふうに書いてありまして、2009年3月以降は、毎月、前月比で1万世帯を超える増加が続いて、歯どめがかかっていないというふうにあるんですね。全国的な傾向がこういうことですから、水俣も恐らく例外ではないと思うんです。それで、今7%前後ということで考えられているようですが、ぜひ、市民の生活の実態に見合った形で、もし実態に見合っていないようであれば、目標も変える、計画も変えることも含めて、ぜひやっていただきたい。そのためには、今、水俣市民の生活の実態がどうなっているのかということをお聞きできれば、変えようも見直しも検討もないと思うんですけれども、そういう生活の実態をぜひ把握をしていただきたいと思うんですが、いかがでしょうか。

○議長（松本和幸君） 答弁を求めます。

田上産業建設部長。

○産業建設部長（田上和俊君） 生活の実態をよく見て、いろんな市営住宅も含めて検討してほしいということでございます。我々が家賃を決定するとき、いろんな市営住宅の建てかえとか、建築する場合もなかなか、どういう規模の市営住宅がいいかということと、どういう形で市営住宅の管理をやっていくかということが一番やっぱり念頭になっております。今ありました、平成15年に策定しました水俣市公営住宅ストック総合計画においては、平成35年以降に戸数を621戸ということをお定めてありまして、そうすると、859戸から非常に開きがございまして、その計画の中では、廃止予定を今、丸島団地とか河原団地とか山神団地とか東水俣団地とか袋駅前団地とか田平団地



とか、そういう形で定めておりますけれども、そういういろんなやはり住宅困窮者の問題もあ  
りまして、本来は、段階的に廃止していく予定ですが、なかなか廃止までは至らない。廃止  
年数というか、だんだん延びていく状況がございますので、その辺のところ、計画はつくりま  
したけれども、その計画の621にはなかなか廃止はできないのかなというふうに考えておきま  
して、ここが住宅管理の一番難しいところでございます、市民の生活も含めて十分検討しながら、計  
画自体も若干見直す必要があるのではないかと考えております。十分そういうことで生活につ  
いては検討しながら、考えながら、住宅の管理を行っていきたいと考えております。

○議長（松本和幸君） 以上で川上紗智子議員の質問は終わりました。

この際、昼食のため午後1時30分まで休憩します。

午前11時18分 休憩

---

午後1時30分 開議

○議長（松本和幸君） 休憩前に引き続き会議を開きます。

次に、西田弘志議員に許します。

（西田弘志君登壇）

○西田弘志君 皆さん、こんにちは。

一般質問も最後になりました。昼食後、一番つらい時間でありまして、最後まで議員の  
皆さん、よろしくお願ひいたします。

「なせばなる なさねばならぬ何事も ならぬは人の なさぬなりけり」、第9代の米沢藩主、  
上杉鷹山の言葉でございます。この方、ケネディ大統領が日本で一番尊敬する政治家はと聞かれ  
たときに、上杉鷹山と答えているように、非常に優秀な方でございます。この人、婿養子だっ  
たそうでありまして、米沢藩は山形県、九州の日向出身で、養子に行かれたそうで、当時の米沢藩  
は、武士はぜいたくをし放題、農民はきつい年貢を取り立てられ、田んぼを捨てる者も出てきて、  
年貢は集まらず、借金に借金を重ね、藩は財政危機の真ただ中だったそうでございます。

この婿養子の鷹山が一大決心で行ったのは、徹底した行財政改革と農業の振興でありました。  
藩運営の経費を積極的に切り詰め、ぜいたくし放題だった武士に一汁一菜を奨励し、藩費を半分  
に減らし、当時、武士が土木作業をやることはなかったらしいんですが、そういったことも武士  
にやらせ、年貢を厳しく取り立てられていた農民には、慈しみを持って接するよう命じ、土地を  
耕してもらい、農業や新産業を振興し、民の収入の確保を実現いたしました。教育事業にも手を  
加え、人材の育成を図り、長期的に発展する礎を築いたというふうにあります。

全国の自治体、この水俣にも求められるのは、鷹山の実施した行財政改革と地域経済の振興だ  
というふうに思います。見方によっては、朝、黒字という話もありましたですが、いろんなとこ

るから見ますと、やはり切り詰めるところは切り詰める。宮本市長におかれましては、さらなる行政のスリム化、費用対効果の追求、そして経済対策室を活用した経済振興策を実施していただき、鷹山が米沢藩を立て直したように、水俣を活気あるまちに再生していただきたい、そういった思いがあります。水俣の上杉鷹山と呼ばれるようになっていただきたいという期待を込めながら、以下質問をいたします。執行部の明確な答弁をよろしく願います。

1、水俣病救済措置について。

本年5月1日から、国の特別措置法に沿って新たな救済策が始まりました。今回の救済策によって、患者救済と市民の本当のもやい直しにつなげてもらいたいという思いから、以下質問をいたします。

- 、現在の水俣病の申請状況、公的機関による検診の状況をお尋ねします。
- 、今回の救済策について、市の役割をお尋ねします。
- 、今後、救済申請の相談窓口、市民への周知をどのような方法で行っていくか、お尋ねします。

2、環境大学について。

市長のマニフェスト、所信にもある環境大学については、多くの市民の期待がかかるところであります。学生数が減る中で、現在のニーズ、水俣に即した形の大学を国と話しながら進めていただきたいという思いから、以下質問をいたします。

- 、現在行っている短期セミナー形式の環境大学の状況をお尋ねします。
- 、今後の環境大学構想についての考えをお尋ねいたします。
- 、環境省、文科省への働きかけについてお尋ねします。

3、道の駅、バラ園及びイベントについて。

宮本市長就任以来、バラ園の整備、道の駅みなまたの開駅、新鮮市開催などの新しい施策が少しずつ実り、エコパークににぎわいが見られます。今後の展開を期待して、以下質問をいたします。

- 、開駅後1年たった道の駅の入場者数の推移、現状をお尋ねします。
- 、最近の新鮮市、ローズフェスタ等のイベント状況や物産品の売り上げの現状についてお尋ねします。

、バラの開花に合わせ、ゴールデンウィークなどにぎわいが出てきたように感じるが、近年の来園者数及び現状をお尋ねします。

- 、今後、道の駅周辺の展開について考えをお尋ねします。

4、21世紀環境共生型住宅「エコハウス」について。

水俣の風土、気候に合ったエコハウスを推進することで、地元の木材の利用率アップ、地元住

宅産業の支援につなげていただきたい思いから、以下質問をいたします。

、エコハウスに対する知識や水俣市の木材、環境を生かす設計・従来の技術等が十分に共有されるものとなったかをお尋ねいたします。

、今後、エコハウスのノウハウを建築関係者に共有していくかについてお尋ねします。

、今後、水俣の環境に合ったエコハウスを水俣市市民に見ていただき、理解してもらうことが必要だが、今後の展開をお尋ねします。

5、人口をふやす施策について。

少子高齢化、人口減は地方都市の抱える課題であります。九州新幹線全面開通を前に、市の人口をふやすチャンスととらえ、新しい施策を考えていただきたい思いから、以下質問をいたします。

、移住・定住促進の施策について、現在の状況をお尋ねします。

、来年、九州新幹線が全面開通すると、熊本市が30分以内、福岡市が1時間以内になり、通勤圏が飛躍的に広がります。新幹線通勤の転入者に補助を行い、移住・定住促進を進められないか、お尋ねをいたします。

本壇から以上でございます。

○議長（松本和幸君） 答弁を求めます。

宮本市長。

（市長 宮本勝彬君登壇）

○市長（宮本勝彬君） 西田議員の御質問に順次お答えします。

まず、水俣病救済措置については私から、環境大学について及び道の駅、バラ園及びイベントについては副市長から、21世紀環境共生型住宅エコハウスについては産業建設部長から、人口をふやす施策については総務企画部長から、それぞれお答えいたします。

まず、水俣病救済措置について、現在の申請状況、公的機関による検診の状況についてお答えします。

5月1日から受け付けを開始している水俣病被害者救済特別措置法の救済措置への申請については、熊本県によると、5月末時点で熊本県が1万4,061件、鹿児島県が4,397件ということで、1カ月で1万8,000人余りの方々が申請をされたこととなります。なお、本市の担当窓口で受け付けた申請件数は、5月末時点で420件となっております。また、公的機関による検診につきましては、新聞報道等でもありましたとおり、今月3日から開始され、今後順次実施していくと聞いております。

次に、今回の救済策における市の役割についてお答えします。

本市の役割としましては、いわゆる水俣病特措法に基づく救済策についての相談対応や申請受

け付け、市民への広報周知等を担っております。そこで、連休明けから5月末までの約1カ月間、市役所の1階ロビーに臨時の相談・申請窓口を設けて、被害者の救済に関する相談や申請受け付け全般と市報等を通じた広報、熊本県による住民説明会の連絡・調整など市民への周知を行い、対応してきたところです。

次に、今後、救済申請の相談窓口、市民への周知をどのような方法で行っていくのかとの御質問にお答えします。

今後の対応としましては、まず先般6月1日に、旧養護老人ホーム恵愛園跡の施設を活用して水俣病救済相談窓口を開設したところです。この窓口は、新たに体制を強化し、市民のプライバシー保護に配慮しながら、業務の一元化を図ることを目的として設置したものです。ここでは今回の水俣病特措法に基づく相談・申請だけでなく、健康や福祉に関する相談など水俣病に関するさまざまな相談業務、各種手帳をお持ちの方の手続・申請受け付けなども行っております。これまで市役所の環境モデル都市推進課ともやい館の保健センターで別々に行っていた業務を一元化したものです。また、ノーモア・ミナマタ国家賠償等請求訴訟の和解協議における第三者委員会運営協議会の事務の一部についても、関係者から委託を受けて、あわせてこの施設で実施しております。

この窓口の開設を機に、被害者救済に関する相談や申請について、市報やチラシ、地区説明会等を通じて再度市民への周知を図っていくとともに、より多くの市民の方に気軽に利用していただけるように努めてまいります。

○議長（松本和幸君） 西田弘志議員。

○西田弘志君 いよいよ特別措置法による救済策が5月1日から始まりました。私も水俣病情報センターともやい館であった説明会に行ってみました。もやい館のときには、市民向けに1回目ということで、2階まで満杯で、立ち見で入り切れない人もいらっしゃいました。それだけ関心が高いんだなというふうにも感じましたし、県のほうもかなり驚いたような感じを受けました。

私、参加して感じたのは、広いところで説明されてもなかなか伝わってないんじゃないかなというのを、私も座って回りの人が話してるのを聞いて、手帳はどがんってだろうとか、どう書けばよかだろうとか、高齢化、年を結構とられた方が多かったので、理解されてないというか、うまく伝わってないなと、県の説明はすごく、しおりに沿って細かくやってくれましたですけども、なかなか伝わり切れてないなというふうな感じがしました。

今回の救済措置が最後と、もしかしたらなるのならですね、市民の救済策の内容の周知と、しおりを読んでわからない方という方には、丁寧に説明してやるのがやっぱり市の仕事じゃないかなというふうに思っています。

申請の打ち切りは来年末で、申請状況を見て打ち切る日程を決めるというふうに言われており

ました。せめて水俣市民には、今回の救済制度を知らなかったとか、そういったことがないようにしなくてはいけないんじゃないかなというふうに思います。前回の95年とは違い、水俣病の責任はチツソだけではなく、2004年の関西訴訟の最高裁判決で国の責任が問われての救済であり、前回の救済とは根本的に違うわけであります。95年の救済のときのように、あの人はもらったとか、もらわなかったとか、市民にねたみとか中傷、そういったものにならないようにしていただきたい。それには、やっぱり市が積極的に今回の救済策の意味内容をきちっと説明するべきじゃないかなというふうに思います。

質問はですね、なかなか申請できる対象者なのかわからない人、また申請しようか迷っている人、そういう方はたくさんいらっしゃると思います。今回の一般質問でも周知を徹底するようというふうな御意見はあったかというふうに思いますが、定義として、43年までに住んでいた方、44年11月30日以前に生まれた方というふうにきちっと定義してあるなら、住民票と戸籍の附票とを照らし合わせて、対象者を一回抽出してみて、その方々には救済策の対象者になります。もし体に異常、体調に心配があるのなら、窓口に行かれたらどうかとか、申請は、個人の自由ですから、するしないは自由ですから、心配があるならしたらどうかと、そういったことを書いて、このしおりをもう水俣市の対象者に送ってしまえば、もし打ち切りになっても、知らなかった、全然わからなかったもんなどということはないかなと思いますし、迷っている方へのハードルは低くなるんじゃないかなというふうな思いがしております。

そこまでやりますと、申請した、しなかったという中傷、前回みたいに中傷もなくなり、本当の意味の水俣のもやい直しにつながっていくんじゃないかなというふうな思いが、これはできるかできないか、ちょっとここを質問させていただきませうけれども、こういったことを実施できないかというのを一つ質問させていただきます。それと説明会を地域ごとにされるということでしたが、これは行政区ごとに考えていらっしゃるのか、その2つを質問させていただきます。

○議長（松本和幸君） 宮本市長。

○市長（宮本勝彬君） 今、西田議員からもお話がございましたけれども、私どもといたしましては、丁寧に説明し、そして今回漏れがないように、精いっぱいできる範囲の手は打っていきたくと、そのように思っております。

答弁の中でも申し上げましたけれども、説明会をしたり、あるいは全戸を対象にチラシを配布したりしていく予定でありますので、まずはチラシを全戸に配布させていただいて、その状況を見ながら、もし必要であるとなれば、またその時点で再度検討させていただきたい。まずは全戸にチラシを配布させていただいて、漏れのないように、できるだけ徹底を図っていきたくと思います。

それから、地区説明会でございますけれども、これは行政区単位で実施をしてみたいと、

そういうふうになっております。

○議長（松本和幸君） 西田弘志議員。

○西田弘志君 その辺、検討していただけるということなので、漏れがないようにやっていただきたい。チラシはここにありますが、これは県が多分打った新聞の折り込みが入りましたですけれども、かなりやっぱり細かい字で書いてあって、私たちが見ても、何か読みづらいなというぐらいのチラシなんで、その辺はやっぱりもう考えていただいたものを出して、市報も当然使ってだと思えますけれども、その辺はぜひ徹底をしていただきたい。何回も言いますが、95年とは違うということをお話していただきたいと思えます。

申請するしないは、もう本当個人の自由でありますので、それはもう本人さんが決めればいいことです。やはり原因企業、チッソに、じゃあ息子がいらっしゃる、親戚がいらっしゃる、いろんな方が水俣にはいらっしゃると思えますけれども、今回の救済策は国の責任で行っている。救済というと、国が手を差し伸べるというイメージですけれども、先ほども言いました2004年の関西訴訟で最高裁判決で国・県の加害者責任が確定をしたわけでありますので、そのところをきちっと伝える。31年の5月1日に細川医師が水俣保健所に奇妙な病気があると、水俣病の患者さんが初めて報告されて以来、国が行政指導して、本来はとめるべきだったということだと思えます。それから43年まで12年間、結局流され続けてきたわけです。結局そこが問題だったわけということだというふうに私は理解しております。別にチッソだけが悪いんじゃないくて、国の行政、国の経済優先で環境保全を軽視した結果が水俣病の拡大につながった。そして、補償金、埋め立て、埋め立ては480億ぐらいかかったと聞いてますけれども、何千億という税金をつぎ込む結果になって、結局高がついた。公害防止法、水質汚濁法が整備されても、もうそのときには、時既に遅しであったということだというふうに思えます。

同じように薬害エイズの問題でも、危ないとわかっていた非加熱製剤を安全な加熱製剤が開発された後も2年4カ月間承認せずに放置して、その非加熱製剤を使った、使わせた。その責任がやっぱり国の責任問われたわけです。2年4カ月の間にだれかが、もしかしたらもうけておったかもしれないわけです。そういうところは、責任というところが出てくる、水俣も同じだというふうに思えます。被害に遭った方や迷惑をかけた方々に国が責任を持って補償する、健康に心配がある方は気兼ねなく、やっぱり申請をしていくということを伝えていただきたい。

私は、こういったことで今回の救済策というのは実施されるというふうに思ってるんですけども、市の見解というか、そこがあったら、ひとつ質問させていただきます。

それともう一つは、これにも書いてありますが、医療費の自己負担が給付され、そのときに水俣病被害者手帳というのが交付をされます。水俣病被害者手帳ですね。結局、国が救済するというふうな感じになると思うんですけども、水俣病は公害であります。公害を辞書で引き

ますと、経済合理性の追求を目的とした社会経済活動によって環境が破壊されることにより生じる社会的災害である。公害はこういうふうに定義してあります。水俣病が公害であるなら、水俣病被害者手帳、こういうふうな形で出すと、結局差別ということにまたつながっていくんじゃないかと思っておりますので、こういった文言も公害被害者手帳でもいいんじゃないかというふうに思うんですけれども、その考えについて、この2点をお聞きしたいと思います。

最後に、今回の救済が本当の水俣のもやい直しにつながっていただきたいということも伝えて質問をいたします。

○議長（松本和幸君） 宮本市長。

○市長（宮本勝彬君） 今、西田議員がおっしゃいましたように、今回が、もやい直しも含めながら、本当に全面解決へ向けて努力をしてみたいと思っております。今、西田議員がおっしゃいましたような物の考え方でございますけれども、全く議員と同じような考え方で進めてみたいと思っております。

被害者手帳を公害手帳という名前に変えるかということでございますけれども、一応また検討させていただきたいと思っております。

○議長（松本和幸君） 次に、環境大学について答弁を求めます。

森副市長。

（副市長 森 近君登壇）

○副市長（森 近君） 次に、環境大学についての質問にお答えします。

まず、現在行っているみなまた環境大学の状況についてお答えします。

本市では、平成19年度から国、県の補助を受けながらみなまた環境大学を実施しています。全国から実際に水俣に来ていただき、水俣の取り組みを学ぶだけでなく、地域や人、自然に触れ、水俣を丸ごと感じていただくことで、水俣の今を知っていただき、全国へ発信する取り組みとして行っています。

これまでは、水俣の人材、自然環境などの地域資源を生かして、どのような学びの場を提供できるかという可能性と、水俣へ来る方々のニーズを探るために、短期セミナーという形で年に1ないし3回程度実施しています。過去3年間で全国から延べ111人の参加がありました。昨年度は9月に1週間程度の水俣入門編、11月には3泊4日のじっくり編、3月には2泊3日での海編の3つのセミナーを実施しました。特に9月に実施しております1週間程度の短期セミナー水俣入門編には、全国から大学生などが集まり、ここ2年、このセミナーに参加すると大学の単位を与えるという大学も出てきております。そのほかのコースでも、関西、関東や、遠くは新潟など全国から参加があり、水俣や水俣の取り組みに対する関心の高さがうかがえます。

水俣には、水俣病の教訓発信はもちろん、環境へのさまざまな取り組みや、豊かな自然や、そ

ここに根差した暮らし、知恵など、さまざまな切り口での魅力があります。これらの魅力を最大限発揮し、全国や次世代に伝えていく方法として、みなまた環境大学を今後さらに発展させていきたいと考えています。

次に、今後の環境大学構想についてお答えします。

環境大学については、きのう、中村議員にお答えしましたとおり、市長選の選挙公約であります。本公約は本任期中のものであり、4年間で何らかの形にあらわしたいと考えています。まず、1年目となる平成22年度は、環境大学の立地に向けて、専門家のアドバイスを受けながら、どのような大学の立地が可能なのか検討してまいります。現在の環境大学短期セミナーの拡大から、環境系大学の学部を水俣に設置してもらおう案などを想定しております。

次に、環境省・文科省への働きかけについてお答えします。

環境大学については、水俣にふさわしい環境大学とは何なのか、これから検討していくところであります。国に対しましては、環境大学の立地推進ということで、内閣総理大臣や環境大臣に要望はしておりますが、具体的な支援策についての要望は、現在のところ行っておりません。今後の検討結果で許認可の問題、財源の問題等が出てまいりますので、構想がまとまりましたら、具体的な要望として関係する省庁にお願いしてまいります。

○議長（松本和幸君） 西田弘志議員。

○西田弘志君 環境大学で調べますと、鳥取市に鳥取環境大学、人間環境大学というのが名古屋にあります。この2つはキャンパスもちゃんといいのがあります。それと名古屋環境大学、これは公開講座で、名古屋全体がキャンパスと見立てて、水俣のセミナー形式のものに近いかと思えますけれども、そういったものがあります。環境大学で調べますと、この3つが上がってきます。大学といいましても、キャンパスを抱えた4年制の大学、特定の大学の学部が出てくる出先機関、水俣には学園大の出先がありますけれども、また沖縄のように、国の地域振興策でつくっております大学院大学ですね。そして、水俣がやっているセミナー形式のこういった大学、いろんな形があると思います。これはやっぱり早急にまとめる必要があると思えますけれども、きのうからの答弁では、1年かけてまとめるということですが、やはり早目にまとめて国に、この特措法の中で、今いろんな議論があるときに、やっぱり地域振興の一つということを出していかないと、どうしても後手後手になっていくんじゃないかなというふうに思います。

現状、この少子化の時代、子ども少ない時代に、今、既存の大学がもうつぶれ始めている時代であります。新規のキャンパスつくった大学というのは、かなりハードルが高いというのは、何となく私たちもわかりますし、独立行政法人でやっております沖縄科学技術大学院大学、テレビで見ると、仕分けにひっかかってやられておりましたですね。やはり厳しいところがあるのかなというふうに思えますけれども、いろんな形で働きかけはぜひやっていただきたい。



きのう、大学は雇用対策の一環だという御意見もあります。それも当然、私もそうだと思いますけれども、流動人口をふやす手だての一つというふうに考えると、大学が固定の学生をここに来てもらってという方式じゃなくても、今のセミナー形式のものを肉づけしていくのも一つ方法であり、また、国からの支援も受けやすいのかなというふうな感じがしてますけれども、それはぜひちゃんとした機関をつくって、まとめていただきたいというふうに思います。

今、大学の単位を取れるプログラムを開発されているということで聞きましたけれども、やっぱりそういうのも一つでありますし、企業向け海外、発展途上国に水俣の公害の今までの勉強になったことと、今まで踏まえたことを、こういうのを伝えていくプログラムというのも当然、海外の国には必要かと思います。また、地方自治体の職員も議員も来ております。婦人団体、いろんなところに即したプログラムというものをつくって行って、流動人口をどんどんふやしていくというのも考え方の一つだと思います。

キャンパスは水俣全体でもいいと思います。名古屋はそういった形でやってますけれども、補てんとして深川の小学校、三中の跡、工業高校も最終的にはあくと思いますけれども、そういったものをうまく使って国の支援を受けながらやっていくというのも一つの手だてかなと。特に三中は、もう何千万かかけて一、二年後に壊さんといかんということでしたら、それに準じて環境省あたりの、特に国連の国際会議は水俣で、もしかしたらあるかもしれないんでしたら、そういうものと抱き合わせで話をしていただいて、その後、環境大学に使うとか、いろんなやり方は、考え方はあると思いますので、それをやはりまとめていただきたい。1年で案をまとめるということで、それ言われると、そうであると思いますけれども、よくあるパターンとして、1年が1年、2年かかって報告書がまとまったときには、もう熱が冷めてしまって、いい報告書だけでできて終わりということも今までの流れでいきますと、なきにしもあらずでありますので、ぜひ、そういったところは、設立するところ、設立する準備室をきちっとした形で早く立ち上げていただければなど。責任を明確にして、情熱を持ってやっていただきたい。

いつも経済対策室も、じゃあ市長の直轄で云々という話がありますけれども、やはりこういったものも市長、副市長でもいいと思います。市長直轄の室をつくってやっていく。そういったものもやり方の一つかなというふうに思います。

質問としては、今言いました直属の、市長でも副市長でもいいですけども、大学の準備室というものをつくれるかどうかというのを1つ。それと、今、国の機関では、やっぱり国水研が水俣にはあるわけなので、その辺と環境大学、水俣のその辺のつながりというものは話が少しできるのか、できているのかというの、その2つを質問したいと思います。

○議長（松本和幸君） 森副市長。

○副市長（森 近君） まず、準備室をつくれるかということですけども、やはりこの問題につ

きましては、全庁で取り組んでいく必要があるのかなと、室までということよりも、担当課は、きのうの中村議員にもお答えしましたように、企画課を中心に庁内にプロジェクトをつくって進めていきたいと、早くということですので、基本的には1年の予算になりますけれども、なるだけ早く、今ありましたような形で、ということが可能なのか、そういったことも含めて早急に検討に入りたいと思っております。また、国水研との関係ですけれども、これは以前、やはり高等教育機関の誘致ということで水俣で検討した経緯がありますけれども、そのときも、やはり大学院大学という形でやって、熊本大学、鹿児島大学から国水研に学生を送り込んで、そこで国水研の先生が指導するというようなことの話もあっておりますので、そういったことは、ある程度可能なのかなと。ただ、問題は、今国水研のほうの研究者がだんだん減ってきておまして、受け皿としてどうなるのかなと、そういったことも含めて、前回、小沢環境大臣と話をする中で、蒲島知事のほうが、大学院大学だったら可能性あるんじゃないというような話もされておりましたので、再度、そういったことも含めて検討してまいりたいと思っております。

○議長（松本和幸君） 西田弘志議員。

○西田弘志君 やはりスピードが必要だというふうに思いますので、よろしくお願ひしたいんですが、今回の一般質問でも幾度と出ておりました水俣条約の話にちょっとつながるんで言いますけれども、鳩山前総理が来られて、慰霊式で2013年に水銀の規制の条約を国連の環境計画に盛り込む提案をし、水俣条約としたいというふうに、今も新聞にもそういうふうに出ておりますけれども、環境省も水俣病を、新聞ありますけれども、環境省のほうも水俣病経験国としての教訓を生かし、水銀規制条約制定に向けた国際的な議論を主導したい。同時に水銀の使用や排出を減らす日本の環境技術を世界に使ってもらうように貢献していきたいというふうなことをおっしゃってますけれども、水俣病を使うのは、それはもう打診があってということだったんですけれども、やはりそういったものに水俣という言葉が使われていくということでしたら、やはりその中で、じゃあ、水俣にもちゃんとした支援がやっぱり必要だということを、やはりやりとりの中でやっていただきたいというふうに思うんです。

国のほうは、水俣病をつければ、水銀会議、非常に有利にというか、いろんな形があって使いたいということでしょうけれども、やはり水俣病、水俣の言葉を使えるんだったら、sonだけ、やっぱり水俣にもきちっとした形で支援をしてもらいたい。するべきだというふうに思う。それをやっぱりきちっと、やりとりの中で伝えていただきたいというふうに思います。地域振興してもらうのは当然だというふうに思っております。

今回の特措法で患者救済のスキームがきちっとできたわけですから、何度も言いますが、被害者、加害者、どうしても傍観者となって引き裂かれてしまったような水俣の地域を建て直すような、水俣の人が誇れる一つになれるような大学、そういったものを国は支援をしていただきたい。

そういったことを伝えていただきたいなというふうに思ってます。

もう一つ質問させていただきますけれども、さっき言いました水俣条約が2月に打診があって、3月になって、きのう何か返事をされたというふうな答弁がありましたですが、この辺の話があったときに、水俣環境大学の構想はなかなかできてなかったんで、その辺は話はうまくできてないのかもしれませんが、今からでも遅くないと思いますけれども、その辺に絡めて、大学の支援というものを、ここで会議がある、条約を結ぶということがあったら、その辺も踏まえて環境省と話はできないのかを御質問させていただきます。

○議長（松本和幸君） 森副市長。

○副市長（森 近君） 水俣条約と環境大学との関連、また環境省への要望ということですが、条約との関連ではそういった話はしておりませんが、特措法に絡む救済方針が出る中で大分やりとりをしました。そういった中で、今後、水俣のあるべき姿ということで、地域振興を含めまして、環境大学の立地に対する支援とか、環境モデル都市づくりに対する支援という項目をちゃんと文言として入れていただいておりますので、そういった意味で、今後、具体的なものをもっていきませんと、じゃあ、何をすればいいのかというのがありますので、早急に取りまとめて、それは要求できるものは要望していきたいと思っております。

○議長（松本和幸君） 次に、道の駅、バラ園及びイベントについて答弁を求めます。

森副市長。

（副市長 森 近君登壇）

○副市長（森 近君） 次に、道の駅、バラ園及びイベントについての御質問にお答えします。

まず、開駅後1年たった道の駅の入場者数の推移、現状についてお答えします。

来場者数につきましては、道の駅となる前の平成20年度は2万9,518人、開駅後の平成21年度には12万916人となっており、約4倍の来場者数となっております。道の駅となったことで、各種雑誌等に取り上げられる機会がふえ、認知効果があらわれたことに加え、バラ園の本格オープンなどと連動して市内外から訪れる方が多くなったと考えております。

次に、最近の新鮮市、ローズフェスタ等のイベント状況や物産品の売り上げの現状についてお答えします。

新鮮市の売り上げにつきましては、特に野菜物が少なくなる夏季期間には、来場者数自体が少なくなるため売り上げが減る傾向にあります。地産地消の推進とともに徐々に市民に定着し、固定客もつきつつあります。

また、ローズフェスタにつきましては、ローズフェスタ2010春として4月24日から5月16日の期間にバラ写真コンテストや、みなまた土産物菓子博を実施し、4月25日には「It's a Sweets World - お菓子とバラの国へようこそ - 」として、150食限定で数種類のお菓子を味わえるプレ

ートの販売、和菓子の実演販売などを行いました。また、5月8、9日にはスケッチ大会、初恋ミュージックコンテストの予選会、昨年の春に引き続きビエントによるコンサートなどを実施しております。

まつぼっくりの物産品を含みます株式会社みなまたの売り上げにつきましては、道の駅になる前の平成20年度が5,844万8,000円、道の駅になってからの平成21年度が1億483万2,000円と対前年比179%の増加となっております。

次に、ゴールデンウィーク期間中の近年の来園者数及び現状についてお答えします。

来園者数につきましては、ローズフェスタ2009春開催期間中が2万1,788人、ローズフェスタ2010春開催期間中が2万6,860人となっており、期間中の来園者数は約5,000人の増加、対前年比約123%となっております。

次に、今後、道の駅周辺の展開についてお答えします。

道の駅になり、バラ園も本格オープンしたことで、道の駅の来場者数も観光物産館まつぼっくりの売り上げも確実に伸びており、一定の成果があったと認識しております。また、周辺の観光スポットとして本年4月に親水護岸に恋人の聖地モニュメントの設置を行いました。今後は恋人の聖地を活用したイベントの実施や商品開発を行い、活用してまいりたいと考えております。

今後も引き続き、イベントの実施などを行い、集客に努め、道の駅を訪れた方々に、恋人の聖地や竹林園へも回ってもらえるよう、インフォメーションセンターなどでの周知を図ってまいりたいと考えております。

○議長（松本和幸君） 西田弘志議員。

○西田弘志君 道の駅は2万9,000から12万で4倍、まつぼっくりは5,800万から1億で179%、バラ園が2万1,000から2万6,000で5,000人増、やった施策が非常にうまくいっているように数字を見ると感じます。地道にやっていくのがやっぱりいいんやなと思いますし、新鮮市、ローズフェスタ、イベント、こういったものを本当に地道にやってきた結果が売り上げとお客さんの増というのにつながってきているような気がしております。

問題はやっぱり今からだと思います。道の駅ができて、やはり一回行こうということで人はどうしても多くなってきますけれども、どうしても飽きられてしまうのは、もうどこでも同じだと思います。オープニング効果でにぎわうのは何年かだと思いますので、飽きられないうちに、いろんな手だてをしていくのがやっぱり必要かなと思います。ディズニーランドは毎年のようにアトラクションをどんどんふやして行って、日本の娯楽産業のトップを十数年維持しているわけがあります。ぜひ、今後も成長戦略というものを練っていただきたいなというふうに思います。

質問は、バラ園の計画、当初の計画からして、もうでき上がりがあと1年なのか2年なのか、最終的に目標に達するバラ園の整備のですね、それがどのくらいででき上がるのか。それと、き

のうも少しありましたけれども、あの辺のバラ園、まつぼっくり周辺の整備計画というのは少し練ってあるのか、案があるのか、準備はしているのか、そこを一つ。それとインフォメーションセンターがありますけれども、今ありましたけれども、もっと湯の児、湯の鶴、中尾山の展望台、今売り出すところがかかり出てきております。それをうまいぐあいにインフォメーションセンターを使っていただきたいというふうに思うんですけれども、その3つを質問させていただきます。

○議長（松本和幸君） 森副市長。

○副市長（森 近君） 第2の質問にお答えします。

まず、バラ園の今後ですけれども、一応3年が経過しております。指定管理者のハートリンク水俣に聞いてみましたら、2年先まで施設としての充実を図っていきたいという話でありました。今年度から港湾緑地部分の約3,000平方メートルをバラ園として整備できないかというような形で、今後の整備充実ということで取り組んでいきたいということで話を聞いております。市としての充実を期待をしているし、一緒に進めてまいりたいと思っております。

また、まつぼっくり周辺の整備計画ですけれども、やっとそこまで来たということで、なかなか整備計画をつくるまでにはこれまでいけなかったわけですけれども、そういった意味で、現時点で具体的な整備計画があるわけではありませんけれども、やはりこれだけ集客力もついてまいりましたので、物産館まつぼっくりを中心に体験施設とか加工施設とか、そういったものが整備できないか。ただ、土地自体が県の土地だもんですから、どこまでできるかというのは今後県との協議になってまいりますけれども、そういったものも含めながら、さらに今後、施設の充実を努めていきたいなと思っております。

それと、インフォメーションセンターの機能ですけれども、やはりこれは、私もしょっちゅう行ってますけれども、なかなか充実できてないという部分がありまして、そういった部分につきましては、エコパークだけじゃなくて、やはり水俣の情報発信というような形で、インフォメーション機能の充実をさらに努めて、湯の児とか湯の鶴、また市内のイベント情報、いろんなものがあそこで、イベント情報については、その都度、掲載はしてるんですけれども、やはり観光地の情報につきましても充実をさせていきたいと思っております。

○議長（松本和幸君） 西田弘志議員。

○西田弘志君 あの辺は、エコパーク全体でやっぱり見ていく必要があるというふうに思います。イベント、いろんなことで把握はされているんでしょうけれども、何かばらばらなような気もします。いろんな大会がやっぱり、陸上、サッカー、野球をやっておりますので、その辺の情報を集約できて、そういったものを宿泊施設、そういうところに流してやって、うまいぐあいに結びつけていくという機能をですね、それをどこがやるかはよくわかりませんが、まつぼっくりがやるのかどうかはわかりませんが、その辺もぜひやっていただきたいなというふうに

思います。

そういったことは、じゃあ、まつぼっくりがやるのか、商工観光課がやるのか、そういった情報を全部ひっくるめて集めて、うまいぐあいに情報を流すということができるかどうかを、じゃあひとつ質問させていただきます。

○議長（松本和幸君） 森副市長。

○副市長（森 近君） エコパーク全体の情報の集約というか、それを旅館とか何かにつなげられないかということですが、やはり今言われますように、そこまで持っていかないと、なかなか経済効果とか、いろんな部分につながっていかないのかなと思いますので、エコパーク全体の情報集約について、今後、関係機関、特に市がやはりかかわらなければならないのかなと思っておりますけれども、市を中心に関係機関、関係者で、連絡会議などを持ちながら、やはりそういった情報の共有化と、その情報の発信、または関係者に通知をしていくといったようなことは、議員が今御提案されたようなことにつなげるように努力してまいりたいと思います。

○議長（松本和幸君） 次に、21世紀環境共生型住宅「エコハウス」について答弁を求めます。

田上産業建設部長。

（産業建設部長 田上和俊君登壇）

○産業建設部長（田上和俊君） 次に、21世紀環境共生型住宅「エコハウス」について順次お答えします。

まず、エコハウスに対する知識や水俣市の木材、環境を生かす設計・従来の技術等が十分に共有されるものとなったかについてお答えします。

水俣エコハウスは、環境省の21世紀環境共生型住宅のモデル整備による建設促進事業により補助金を受け、平成22年3月に完成いたしました。この21世紀環境共生型住宅のモデル整備による建設促進事業は、応募の中で選ばれた全国20の自治体が、それぞれの地域の気候風土や特色を生かし、エコハウスの実現と普及に取り組む事業であり、これによりエコハウスの全国的普及を加速させていくことを目的としています。

環境省といたしましては、地域の気候風土や特色、敷地特性に根差したエコハウスとはどういうものかを地域の人々が考え、建て、体験することでエコハウスの新たな需要が生み出される。また、エコハウスが長く地域の人々に受け入れられるよう、住まい手に負担をかけない快適なエコハウスをつくる。そして、エコハウスに地域の技術や材料が生かされることで、地域が活性化するという成果を本事業を通して期待しております。

本市といたしましては、地元の建材を使った、地元の職人による地元の人々の生活スタイルにあった家づくり。自然に対して何も足さない、何も引かない持続可能な社会の住まいづくり。夏は暑くない程度、冬は寒くない程度の家づくりの3点を主な設計趣旨として事業を進めてまいり

ました。その結果、建築資材・労力の地産地消はもちろん、建築資材の自然素材化による解体時の廃材を出さない、金物をほとんど使用しない伝統的工法の構造体、昔ながらの土壁、エアコンを必要としない暮らし方、たくさんの水俣らしさにあふれた、水俣の環境に合ったエコハウスが完成いたしました。

また、エコハウスの普及をより加速させていくことを目的に、平成21年9月、水俣市エコハウス推進地域協議会を設立し、勉強会、見学会、市民参加型イベント等さまざまな普及推進活動を計16回行い、協議会員、地域住民を中心にたくさんの方々に参加していただきました。携わった大勢の方々が水俣エコハウスに関する知識等を共有されたものと考えております。

次に、今後、エコハウスのノウハウを建築関係者に共有していくかについてお答えします。

完成しました水俣エコハウスを活用し、前年度と同様に水俣市エコハウス推進地域協議会の普及推進活動の一環として、建築関係者に対して勉強会等を実施し、知識・技術等の共有及び普及に努めていくことが必要であると考えています。そこで、この6月26日に水俣エコハウスにて環境モデル都市3都市連合によるエコハウス落成式及び見学会の実施、6月27日には、もやい館において他都市とのエコハウス事例発表及び講演会を実施する予定であります。建築関係者のみならず、幅広い多くの方々に対して、多方面なエコハウスの情報やノウハウを共有できる機会になると考えております。

次に、今後水俣の環境に合ったエコハウスを市民に見ていただき、理解してもらうことが必要ですが、今後の展望についてお答えします。

今、答弁いたしましたとおり、たくさんの水俣らしさにあふれた水俣の環境に合ったエコハウスが完成いたしました。この水俣エコハウスにつきましては、平成22年5月12日より一般公開を行っており、6月9日現在、133人の来客者があり、うち約7割が市内から、約3割が市外からありました。月曜日、火曜日、祝日の休館日以外は10時から16時まで開館しており、管理人が常駐して来客者に対してエコハウスの説明・案内を行っております。また、前年度と同様に水俣市エコハウス推進地域協議会の普及推進活動の一環として、市民に対して見学会等を実施し、エコハウスの理解及び普及に努めてまいります。

今後も、水俣エコハウスを活用し、市民に見て体感していただくことにより、地域の環境に合ったエコハウスのすばらしさを伝えてまいりたいと考えております。

○議長（松本和幸君） 西田弘志議員。

○西田弘志君 このエコハウスは、地域の気候風土や敷地の条件、住まい方に応じて自然エネルギーが最大限に生かされること、そして身近に手に入る地域の材料を使うなど、環境に負担をかけない方法で建てられることがエコハウスの基本というふうになっております。環境基本性能の確保、自然再生可能エネルギーの活用、エコライフスタイルと住まい方の3つのテーマを基本的な

考え方、地域の特性を十分に生かした家づくりがコンセプトとなっております。私も見学に行かせていただきました。私のイメージでは、もっと省エネの技術がいっぱい使われて、近未来的なものなのかなと思っておりましたが、現物は玄関は土間、しっくい壁、お縁があり、何かなつかしさを感ずる家でありました。なつかしい中にも太陽熱温水器、太陽光発電、そういったものも配置をされておりまして、古くて新しいという感じがする、大変すばらしいものでありました。ぜひ、今回のエコハウスを水俣の住宅建設の、今から建てられる方の参考にしていただきたいと思いますというふうに思っております。

今言われたエコハウスは推進協議会を立ち上げて、いろいろな方が携わってこられました。計画、勉強会、建築過程を通して、水俣に合った住宅のノウハウ、これが最終的にはやっぱり一番の財産かというふうに思います。

今後、このノウハウを地元の業者さんに勉強していただき、水俣に合った住宅、エコな生活空間、生活スタイルというものを提案していただきたいというふうに思います。それがこの事業の目的だということにも思っています。今後は、やっぱりこのエコハウスをどう活用していくかが一番問題だということに思うんですけども、このコンセプトの中でありました水俣に合ったエコライフスタイルの住まい方というものは、どういったものが考えられるのか。また、どういった手法で周知していかれるかということを一ツ質問させていただきたいんです。

○議長（松本和幸君） 田上産業建設部長。

○産業建設部長（田上和俊君） 市民のライフスタイルとか、どういったもので周知していくかということでございますけれども、先ほどの1回目の答弁でお答えしましたとおり、今回の6月26日に環境モデル都市3都市連合の、表題としましては、エコハウス落成式及びお披露目会という形でやるんですけども、そういう形でいろいろな市内外から集まっていたり、ほかの、水俣市以外のエコハウスの北九州市とか、宮古島市ですね、そちらからも事例発表会がございますので、いろいろなものを組み合わせでもって、自分らしさに合ったエコハウスというか、生活環境を含めたところの勉強をしていただいて、学んでいただいて、それを自分の家づくりに生かしていただきたいと、またライフスタイルに生かしていただきたいと思っています。生活部分におきましては、年々家電製品の普及によって、どちらかというところ、エネルギー消費量がふえているという認識であります。その中で、水俣市民についても同様だと思いますけれども、このエコハウス事業の目的としましては、生活部分におけるCO<sub>2</sub>の削減が一番のねらいとなっております。

そういうことで、できるだけ、この水俣のエコハウスは、自然にある地元の材料を使って地元の職人の手で建設時も解体時も、できるだけエネルギーを使わないような方法で建てさせていただいております。夏は暑くない程度、冬は寒くない程度ということで、普通の家ということが一番の設計のコンセプトでございますので、それを見学に来られる方がしっかり実感していただい



て、家のつくり方や木の家のつくりのよさを体感していただければと考えております。

○議長（松本和幸君） 西田弘志議員。

○西田弘志君 環境によい住宅ということであっても、最終的には予算が合わなければ、建てるにも建てられないと思います。昨日、モデルハウスが3,000万円以上かかっているということを知りましたが、当然、モデルハウスですから、値引きもないでしょうし、きちっとした一番いいものを使うから高くなると思いますけれども、普及できるもの、また使えるものというものは、水俣のハウスメーカーがつくるものじゃない、地元の大工さん、工務店さんができるようなものというものにノウハウを使っていただきたいなというふうに思います。最終的には、市長の言われておりました補助金というものを、木材を使う、また地元の業者さんを使うときに補助金、そして、その中でエコハウスというこういった手法をどこかにうまくあいに使うところには補助金をうまくあいに提供していただいて、水俣の業者さんが少しでも家が建てられるようにしていただきたいなというふうな思いを伝えて、これは終わります。

○議長（松本和幸君） 次に、人口をふやす施策について答弁を求めます。

吉本総務企画部長。

（総務企画部長 吉本哲裕君登壇）

○総務企画部長（吉本哲裕君） 次に、人口をふやす施策について、移住、定住促進の現在の状況についてお答えします。

市外部からの移住・定住を促進するため、本市独自の施策として、一昨年度から、みなまたファンクラブを立ち上げ、水俣出身者や水俣に思い入れのある方を対象に会員を募っております。会員になっていただいた方には、水俣のしゅんな情報をメルマガで配信したり、とれたての物産などを送ったりしております。会員の皆様からは、ふるさと水俣にはもっと頑張ってもらいたい、スイーツスタンプラリーや海恋コンサートには必ず行きます。定年後はふるさと水俣で過ごしたいなどメールやお手紙をいただきます。また、定年したので水俣に住みたい、水俣で店を開きたいという方には不動産を紹介したり、水俣に帰りたいが職を探しているという方には、ハローワークの紹介を行ったりしています。

徐々にではありますが、リタイアされた方を中心とした移住者もふえております。今後も空き家情報や遊休農地の情報提供など、新たな企画を立案し、移住・定住促進を図ってまいります。

次に、来年の九州新幹線全線開通に当たり、新幹線通勤の転入者に補助を行い、移住・定住促進を進められないかについてお答えします。

新幹線全線開業により通勤圏が拡大し、水俣からも熊本や福岡に通勤が可能となりました。西田議員御提案のとおり、水俣に雇用がなくても定住につながる策として興味深いものだと思います。いい御提案ですので、実施している市町村の状況を調べ、今後検討してまいります。

いと思います。

○議長（松本和幸君） 西田弘志議員。

○西田弘志君 どの都市でも少子高齢化、過疎化というところは、地方都市はもう進んでいます。人口減に歯どめがかからない。日本は2005年から人口減少の時代に入ったということなので、当然水俣も今後減っていく。急に水俣の女性がいっぱい子どもを産むとか、大きな企業が進出してくるとか、自衛隊が来るとか、そういったことがない限り、一遍に人口はふえないというふうに思います。水俣に住んでもらう、移住してもらう、仕事はよそにあっても水俣へ住んでもらう。そういった考え方も本当非常に必要じゃないかなというふうに思います。新幹線、何といても、熊本では、もう水俣、八代、熊本、玉名、4つしかないわけですから、そういったところを強みに、やっぱり通勤できますよというのをアピールしていくのは非常に有効かなと思いますし、水俣の海、山、温泉、そういったものをアピールして補助をやっていく。それも一つの考え方だと思います。

それをもう実際、ここにチラシがありますけれども、これは薩摩川内市ですね、もう去年から新幹線の通勤の補助、住宅取得、これは23年の3月まで、来年の3月までですね、転入される方を対象に住宅の補助、リフォームの補助、リフォームはきっと実家に帰ってこられる、そういったもんかもしれないけれども、もうやっぱり手を打ってるところは早目に手を打っていると、やはりどうしても後手後手になると、やっぱり早目にやったところが勝ちかなと思いますし、来年開通なので、それに向けて、いろんな形で知恵を出していただければ、まだまだ間に合うんじゃないかなというふうに思いますし、こういった地道な努力をすることが最終的には各自治体の差になっていくんじゃないかと思います。

質問としては、新幹線の補助は検討ということですが、そういった転入される方に対して、さっきは家を建てられる方に住宅補助ですが、転入されてこられる方への住宅補助とかリフォーム補助とか、そういった引っ越してこられる方に補助というのは考えられないかを質問させていただきます。

○議長（松本和幸君） 吉本総務企画部長。

○総務企画部長（吉本哲裕君） 引っ越してこられるといいますか、転入される方、いろんな御事情がございますと思いますが、今、制度上、なかなか困難な部分があるんじゃないかなと思っております。ただ、仕事の関係で、例えば先ほど言いましたように、水俣に居住しながら、新幹線等を使って行かれる、県外へ行かれるという場合は、確かに熊本市あるいは福岡まで行くのかどうか分かりませんが、そういった意味での助成制度を設けているところはほかにもあるようでございますし、そういった形で、そのためのリフォームであるとか、改修したり、住宅を建てるとか、そういったことも含めて、今後何ができるのか、もっとやっぱり検討を深めて

いく必要があるのかなど。確かに、冒頭言いましたように、制度的にはいい仕組みかなというぐあいに思っておりますので、研究をしてみたいと思っております。

○議長（松本和幸君） 西田弘志議員。

○西田弘志君 水俣に一家族、もし来られたら、やっぱり年間消費というのは何百万って使われるわけですから、一家族でも来ていただくように、いろんな手だてをしていただきたい。今のうちから、もう議論をして、有効な施策を打って行っていただきたいというふうに思います。

今、移住に関しては、きちっとした担当課がないように自分は見れるんですけども、その辺は、さっきから、何かそれはすぐ、何とか室つくれという話になりますけれども、きちっとしたそういった責任が明確にわかるように、そういった移住促進のところもやっていただきたいと思うんですけども、そういった、課の中なのかどうかわかりませんが、その辺はやっていただけるかどうかを質問して終わります。

○議長（松本和幸君） 吉本総務企画部長。

○総務企画部長（吉本哲裕君） 担当する部署につきましては、IターンあるいはJターンあるいはUターン、そういった移住を希望される方について、必要な情報を与えて提供しているのは企画課のほうでやってございます。引き続き、この問題についても企画課のほうで一応担当していくということになろうかと思っておりますので、御理解いただきたいと思っております。

○議長（松本和幸君） 以上で西田弘志議員の質問は終わりました。

これで本日の一般質問の日程を終わり、今期定例会の一般質問を終結します。

この際、10分間休憩します。

午後 2 時39分 休憩

---

午後 2 時49分 開議

○議長（松本和幸君） 休憩前に引き続き会議を開きます。

これから提出議案の質疑に入ります。

日程第 2 議第50号 専決処分の報告及び承認について

専第 3 号 平成21年度水俣市一般会計補正予算（第13号）

○議長（松本和幸君） 日程第 2、議第50号専決処分の報告及び承認についてを議題とします。

本件について質疑はありませんか。

（「なし」と言う者あり）

○議長（松本和幸君） 質疑なしと認めます。

---

日程第 3 議第51号 専決処分の報告及び承認について

専第4号 平成21年度水俣市公共下水道事業特別会計補正予算（第4号）

○議長（松本和幸君） 日程第3、議第51号専決処分の報告及び承認についてを議題とします。

本件について質疑はありませんか。

（「なし」と言う者あり）

○議長（松本和幸君） 質疑なしと認めます。

---

日程第4 議第52号 専決処分の報告及び承認について

専第5号 水俣市税条例の一部を改正する条例の制定について

○議長（松本和幸君） 日程第4、議第52号専決処分の報告及び承認についてを議題とします。

本件について質疑はありませんか。

（「なし」と言う者あり）

○議長（松本和幸君） 質疑なしと認めます。

---

日程第5 議第53号 専決処分の報告及び承認について

専第6号 水俣市国民健康保険税条例の一部を改正する条例の制定について

○議長（松本和幸君） 日程第5、議第53号専決処分の報告及び承認についてを議題とします。

本件について質疑はありませんか。

（「なし」と言う者あり）

○議長（松本和幸君） 質疑なしと認めます。

---

日程第6 議第54号 専決処分の報告及び承認について

専第7号 平成21年度水俣市一般会計補正予算（第14号）

○議長（松本和幸君） 日程第6、議第54号専決処分の報告及び承認についてを議題とします。

本件について質疑はありませんか。

（「なし」と言う者あり）

○議長（松本和幸君） 質疑なしと認めます。

---

日程第7 議第55号 水俣市交通災害共済条例を廃止する条例の制定について

○議長（松本和幸君） 日程第7、議第55号水俣市交通災害共済条例を廃止する条例の制定についてを議題とします。

本件について質疑はありませんか。

(「なし」と言う者あり)

○議長(松本和幸君) 質疑なしと認めます。

---

日程第8 議第56号 水俣市職員の育児休業等に関する条例及び水俣市職員の勤務時間、休暇等に関する条例の一部を改正する条例の制定について

○議長(松本和幸君) 日程第8、議第56号水俣市職員の育児休業等に関する条例及び水俣市職員の勤務時間、休暇等に関する条例の一部を改正する条例の制定についてを議題とします。

本件について質疑はありませんか。

(「なし」と言う者あり)

○議長(松本和幸君) 質疑なしと認めます。

---

日程第9 議第57号 水俣市職員退職手当支給条例等の一部を改正する条例の制定について

○議長(松本和幸君) 日程第9、議第57号水俣市職員退職手当支給条例等の一部を改正する条例の制定についてを議題とします。

本件について質疑はありませんか。

(「なし」と言う者あり)

○議長(松本和幸君) 質疑なしと認めます。

---

日程第10 議第58号 水俣市乳幼児医療費の助成に関する条例の一部を改正する条例の制定について

○議長(松本和幸君) 日程第10、議第58号水俣市乳幼児医療費の助成に関する条例の一部を改正する条例の制定についてを議題とします。

本件について質疑はありませんか。

(「なし」と言う者あり)

○議長(松本和幸君) 質疑なしと認めます。

---

日程第11 議第59号 平成22年度水俣市一般会計補正予算(第2号)

○議長(松本和幸君) 日程第11、議第59号平成22年度水俣市一般会計補正予算第2号を議題とします。

本件について質疑はありませんか。

(「なし」と言う者あり)

○議長(松本和幸君) 質疑なしと認めます。

---

日程第12 議第60号 平成22年度水俣市国民健康保険事業特別会計補正予算（第1号）

○議長（松本和幸君） 日程第12、議第60号平成22年度水俣市国民健康保険事業特別会計補正予算第1号を議題とします。

本件について質疑はありませんか。

（「なし」と言う者あり）

○議長（松本和幸君） 質疑なしと認めます。

---

日程第13 議第61号 平成22年度水俣市老人保健特別会計補正予算（第1号）

○議長（松本和幸君） 日程第13、議第61号平成22年度水俣市老人保健特別会計補正予算第1号を議題とします。

本件について質疑はありませんか。

（「なし」と言う者あり）

○議長（松本和幸君） 質疑なしと認めます。

---

日程第14 議第62号 平成22年度水俣市後期高齢者医療特別会計補正予算（第1号）

○議長（松本和幸君） 日程第14、議第62号平成22年度水俣市後期高齢者医療特別会計補正予算第1号を議題とします。

本件について質疑はありませんか。

（「なし」と言う者あり）

○議長（松本和幸君） 質疑なしと認めます。

---

日程第15 議第63号 平成22年度水俣市介護保険特別会計補正予算（第1号）

○議長（松本和幸君） 日程第15、議第63号平成22年度水俣市介護保険特別会計補正予算第1号を議題とします。

本件について質疑はありませんか。

（「なし」と言う者あり）

○議長（松本和幸君） 質疑なしと認めます。

---

日程第16 議第64号 平成22年度水俣市公共下水道事業特別会計補正予算（第1号）

○議長（松本和幸君） 日程第16、議第64号平成22年度水俣市公共下水道事業特別会計補正予算第1号を議題とします。

本件について質疑はありませんか。

(「なし」と言う者あり)

○議長(松本和幸君) 質疑なしと認めます。

---

日程第17 議第65号 平成22年度水俣市水道事業特別会計補正予算(第1号)

○議長(松本和幸君) 日程第17、議第65号平成22年度水俣市水道事業特別会計補正予算第1号を議題とします。

本件について質疑はありませんか。

(「なし」と言う者あり)

○議長(松本和幸君) 質疑なしと認めます。

---

日程第18 議第66号 訴えの提起について

○議長(松本和幸君) 日程第18、議第66号訴えの提起についてを議題とします。

本件について質疑はありませんか。

(「なし」と言う者あり)

○議長(松本和幸君) 質疑なしと認めます。

---

日程第19 議第67号 和解について

○議長(松本和幸君) 日程第19、議第67号和解についてを議題とします。

本件について質疑はありませんか。

(「なし」と言う者あり)

○議長(松本和幸君) 質疑なしと認めます。

---

日程第20 議第68号 熊本県後期高齢者医療広域連合規約の一部変更について

○議長(松本和幸君) 日程第20、議第68号熊本県後期高齢者医療広域連合規約の一部変更についてを議題とします。

本件について質疑はありませんか。

(「なし」と言う者あり)

○議長(松本和幸君) 質疑なしと認めます。

---

日程第21 議第69号 あらたに生じた土地の確認について

○議長(松本和幸君) 日程第21、議第69号あらたに生じた土地の確認についてを議題とします。

本件について質疑はありませんか。

(「なし」と言う者あり)

○議長(松本和幸君) 質疑なしと認めます。

---

日程第22 議第70号 字区域の変更について

○議長(松本和幸君) 日程第22、議第70号字区域の変更についてを議題とします。

本件について質疑はありませんか。

(「なし」と言う者あり)

○議長(松本和幸君) 質疑なしと認めます。

---

日程第23 議第71号 市道の路線認定について

○議長(松本和幸君) 日程第23、議第71号市道の路線認定についてを議題とします。

本件について質疑はありませんか。

(「なし」と言う者あり)

○議長(松本和幸君) 質疑なしと認めます。

---

日程第24 議第72号 公有財産の処分について

○議長(松本和幸君) 日程第24、議第72号公有財産の処分についてを議題とします。

本件について質疑はありませんか。

(「なし」と言う者あり)

○議長(松本和幸君) 質疑なしと認めます。

---

日程第25 議第73号 水俣市特別職の職員で非常勤のものの報酬及び費用弁償条例の一部を改正する条例の制定について

日程第26 議第74号 平成22年度水俣市一般会計補正予算(第3号)

○議長(松本和幸君) 日程第25、議第73号水俣市特別職の職員で非常勤のものの報酬及び費用弁償条例の一部を改正する条例の制定について、日程第26、議第74号平成22年度水俣市一般会計補正予算第3号の2件を一括して議題とします。

---

議第73号

水俣市特別職の職員で非常勤のものの報酬及び費用弁償条例の一部を改正する条例の制定について

水俣市特別職の職員で非常勤のものの報酬及び費用弁償条例の一部を改正する条例を次のように制定することとする。

平成22年6月10日提出



水俣市特別職の職員で非常勤のものの報酬及び費用弁償条例の一部を改正する条例  
 水俣市特別職の職員で非常勤のものの報酬及び費用弁償条例（昭和35年告示第9号）の一部を次のように改正する。  
 別表中

|   |               |    |          |   |   |
|---|---------------|----|----------|---|---|
| 「 | 水俣病相談員        | 月額 | 86,400円  | 」 | を |
| 「 | 水俣病相談員        | 月額 | 86,400円  | 」 | に |
|   | 水俣病救済相談窓口責任者  | 「  | 183,000円 |   |   |
|   | 水俣病救済相談窓口副責任者 | 「  | 150,000円 |   |   |

改める。

附 則  
 この条例は、平成22年7月1日から施行する。

（提案理由）

水俣病救済相談窓口の設置に伴い非常勤の特別職の報酬額に関して整備を図る必要があるため、本案のように制定しようとするものである。

議第74号

平成22年度水俣市一般会計補正予算（第3号）

平成22年度水俣市の一般会計補正予算（第3号）は、次に定めるところによる。

（歳入歳出予算の補正）

第1条 歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ27,656千円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ12,714,391千円とする。

2 歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「第1表歳入歳出予算補正」による。

（地方債の補正）

第2条 地方債の追加は、「第2表地方債補正」による。

平成22年6月10日提出

水俣市長 宮 本 勝 彬

第1表 歳入歳出予算補正（第3号）

歳 入 (単位：千円)

| 款            | 項            | 既 定 額     | 補 正 額  | 計         |
|--------------|--------------|-----------|--------|-----------|
| 12. 分担金及び負担金 |              | 151,868   | 3,038  | 154,906   |
|              | 1. 分 担 金     | 3,651     | 3,038  | 6,689     |
| 14. 国庫支出金    |              | 1,718,036 | 6,403  | 1,724,439 |
|              | 1. 国 庫 負 担 金 | 1,465,326 | 6,403  | 1,471,729 |
| 15. 県 支 出 金  |              | 1,368,633 | 11,149 | 1,379,782 |
|              | 2. 県 補 助 金   | 821,555   | 2,549  | 824,104   |
|              | 3. 委 託 金     | 96,555    | 8,600  | 105,155   |
| 18. 繰 入 金    |              | 158,352   | 2,858  | 161,210   |
|              | 1. 基 金 繰 入 金 | 158,352   | 2,858  | 161,210   |

|               |        |            |        |            |
|---------------|--------|------------|--------|------------|
| 20. 諸 収 入     |        | 366,564    | 8      | 366,572    |
|               | 4. 雑 入 | 240,463    | 8      | 240,471    |
| 21. 市 債       |        | 621,400    | 4,200  | 625,600    |
|               | 1. 市 債 | 621,400    | 4,200  | 625,600    |
| 補正されなかった款に係る額 |        | 8,301,882  |        | 8,301,882  |
| 歳 入 合 計       |        | 12,686,735 | 27,656 | 12,714,391 |

歳 出 (単位：千円)

| 款             | 項              | 既 定 額      | 補 正 額  | 計          |
|---------------|----------------|------------|--------|------------|
| 4. 衛 生 費      |                | 1,654,186  | 6,280  | 1,660,466  |
|               | 4. 環 境 対 策 費   | 222,252    | 6,280  | 228,532    |
| 10. 災 害 復 旧 費 |                | 19         | 21,376 | 21,395     |
|               | 1. 農林水産施設災害復旧費 | 1          | 7,261  | 7,262      |
|               | 2. 公共土木施設災害復旧費 | 18         | 14,115 | 14,133     |
| 補正されなかった款に係る額 |                | 11,032,530 |        | 11,032,530 |
| 歳 出 合 計       |                | 12,686,735 | 27,656 | 12,714,391 |

第2表 地 方 債 補 正

追 加

| 起 債 の 目 的   | 限 度 額       | 起 債 の 方 法      | 利 率                                                                            | 償 還 の 方 法                                                                                                                        |
|-------------|-------------|----------------|--------------------------------------------------------------------------------|----------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|
| 災 害 復 旧 事 業 | 千円<br>4,200 | 証書借入又は<br>証券発行 | 4.0%以内(ただし、<br>利率見直し方式で借り入れる政府<br>資金等について、利率の見直しを行<br>った後においては、当該見直し後<br>の利率。) | 政府資金については、その融<br>資条件により、銀行その他の場<br>合にはその債権者と協定するも<br>のによる。ただし、市財政の都<br>合により据置期間及び償還期限<br>を短縮し、又は、繰上償還若し<br>くは低利に借換えすることがで<br>きる。 |
| 計           | 4,200       |                |                                                                                |                                                                                                                                  |

~~~~~

○議長（松本和幸君） 提案理由の説明を求めます。

宮本市長。

（市長 宮本勝彬君登壇）

○市長（宮本勝彬君） 本定例市議会に追加提案いたしました議案につきまして、順次提案理由の説明をさせていただきます。

まず、議第73号水俣市特別職の職員で非常勤のものの報酬及び費用弁償条例の一部を改正する条例の制定について申し上げます。

水俣病救済相談窓口の設置に伴い非常勤の特別職の報酬額に関して整備を図る必要があるため、本案のように制定しようとするものであります。

次に、議第74号平成22年度水俣市一般会計補正予算第3号について申し上げます。

今回の補正は、歳入歳出それぞれ2,765万6,000円を増額し、補正後の予算総額を127億1,439万

1,000円とするものであります。

補正内容としましては、第4款衛生費に水俣病救済相談窓口関係経費、第10款災害復旧費に公共土木施設及び農林水産施設に係る災害復旧費を計上いたしております。

なお、財源としましては、第12款分担金及び負担金、第14款国庫支出金、第15款県支出金、第18款繰入金、第20款諸収入及び第21款市債をもって調整いたしております。

以上、本定例市議会に追加提案いたしました議第73号及び議第74号について、順次提案理由の御説明を申し上げましたが、慎重審議を賜り、速やかに御可決いただききますようよろしくお願いいたします。

○議長（松本和幸君） 提案理由の説明は終わりました。

この際、提出議案調査のためしばらく休憩します。

午後2時56分 休憩

午後2時57分 開議

○議長（松本和幸君） 休憩前に引き続き会議を開きます。

これから、先ほど市長から提案理由の説明がありました議案の質疑に入ります。

議第73号水俣市特別職の職員で非常勤のものの報酬及び費用弁償条例の一部を改正する条例の制定について質疑はありませんか。

（「議長」と言う者あり）

○議長（松本和幸君） 真野頼隆議員。

○真野頼隆君 議第73号について、水俣病救済相談窓口責任者及び副責任者を2名選任をされたということですが、こういった基準で、どなたを選任されたのかお尋ねしたいと思います。

○議長（松本和幸君） 吉本総務企画部長。

○総務企画部長（吉本哲裕君） 今回、水俣病相談窓口責任者及び副責任者2名について提案申し上げておりますけれども、基準につきましては、おおむね同等格の組織の管理者、たとえば申しますと振興公社の事務局長やシルバー人材センターの事務局長、その辺を格付けの基準として、一応考えております。責任者につきましては、この前もご説明申し上げましたとおり、極めて個人情報に関わる部分も、多数この事務局においては書類上扱いますので、業務に精通している方ということと、十分に経験のある方ということで選任をさせていただきました。事務局長については市の環境対策課に勤務されていた方で、今年定年退職された方で、水俣病問題についても精通されている方、それから、副責任者につきましても、医療事務とかそういうことにくわしい方を担任させていただきたいと考えております。

○議長（松本和幸君） 真野頼隆議員。

○真野頼隆君 ということは現在はまだ確定していないということですか。そういった方を選任をしたいということなんですか。そのこのところをもう一度説明をお願いします。

○議長（松本和幸君） 吉本総務企画部長。

○総務企画部長（吉本哲裕君） 委託につきましては、6月1日からになっておりますけれども、これの執行につきましては、既決予算内で一応対応しております、賃金で対応させていただいているところでございます。実際に事務局長については、委託という形ですでに業務に入っております。ただ、条例上報酬改定の手続きをとらないと実際にはできませんので、この議会後に正式に職員という形に、非常勤の特別職という形になろうかと思っております。現在は賃金で、一般の賃金扱いで対応しております。

○議長（松本和幸君） 他にございませんか。

（「なし」と言う者あり）

○議長（松本和幸君） 質疑なしと認めます。

議第74号平成22年度水俣市一般会計補正予算第3号について質疑はありませんか。

（「議長」と言う者あり）

○議長（松本和幸君） 真野頼隆議員。

○真野頼隆君 議第74号の一般会計の補正予算の9ページの歳出の分で、水俣病対策費として628万ですかね、報酬とかその他役務費、需用費、委託料とかありますけれども、この財源ですけれども、どこからいくらこのために財源がついているのかということをお尋ねしたいと思います。

○議長（松本和幸君） 中田福祉環境部長。

○福祉環境部長（中田和哉君） 県からの100パーセント委託ということで、水俣病救済相談窓口委託金ということで県の委託金になっております。

○議長（松本和幸君） 真野頼隆議員。

○真野頼隆君 金額はいくらなんですか。

○議長（松本和幸君） 中田福祉環境部長。

○福祉環境部長（中田和哉君） 2款の今回の水俣病対策費の中では627万2千円、総額では860万円となっております。

○議長（松本和幸君） 真野頼隆議員。

○真野頼隆君 県からはこの水俣病救済相談窓口委託金ということで、860万きているのかなというふうに私は思うのですが、その中の628万が今回その水俣病対策費として使われている訳ですね。その後の残というのはどうなっているのでしょうか。

○議長（松本和幸君） 中田福祉環境部長。

○福祉環境部長（中田和哉君） 先ほども申しました、言ったかどうかわかりませんが、実際、福

岡さんの分、個人名を言っていないのかわかりませんが、その開設経費で予備費のほうから残分を持っていったので、予備費のほうに860万から625万を引いた分をあてております。

○議長（松本和幸君） 他にございませんか。

（「なし」と言う者あり）

○議長（松本和幸君） 質疑なしと認め、これで質疑を終わります。

ただいま質疑を終わりました議第50号から議第74号まで議案25件は、議席に配付の議事日程記載のとおり、それぞれ所管の常任委員会に付託します。

○議長（松本和幸君） 以上で本日の日程は全部終了しました。

次の本会議は、16日午前10時から開き、議案の採決を行います。

討論の通告は、15日正午までに通告願います。

本日はこれで散会します。

午後3時4分 散会

平成22年6月16日

平成22年6月第2回水俣市議会定例会会議録
(第5号)

表 決

平成22年6月第2回水俣市議会定例会会議録（第5号）

平成22年6月16日（水曜日）

午前10時14分 開議

午前11時30分 閉会

（出席議員） 18人

松本和幸君	中原泰子君	高岡利治君
塩崎信介君	川上紗智子君	福田斉君
大川末長君	西田弘志君	中村幸治君
谷口眞次君	牧下恭之君	淵上道昭君
真野頼隆君	平松辰弘君	田中功君
岩阪雅文君	野中重男君	緒方誠也君

（欠席議員） なし

（職務のため出席した事務局職員） 5人

事務局長（牛迫秀基君）	次長（松永伸二君）
総務係長（岡本広志君）	議事係長（深水初代君）
書記（淵上大輔君）	

（説明のため出席した者） 14人

市長（宮本勝彬君）	副市長（森近君）
総務企画部長（吉本哲裕君）	福祉環境部長（中田和哉君）
産業建設部長（田上和俊君）	福祉環境部次長（本山祐二君）
産業建設部次長（上村彰君）	総合医療センター事務次長（田畑孝次君）
水道局長（本山浩二君）	教育長（葦浦博行君）
教育次長（浦下治君）	総務企画部総務課長（松本幹雄君）
総務企画部企画課長（古里雄三君）	総務企画部財政課長（淵上茂樹君）

議事日程 第5号

平成22年6月16日 午前10時開議

- 第1 議第50号 専決処分の報告及び承認について
専第3号 平成21年度水俣市一般会計補正予算(第13号)
- 第2 議第51号 専決処分の報告及び承認について
専第4号 平成21年度水俣市公共下水道事業特別会計補正予算(第4号)
- 第3 議第52号 専決処分の報告及び承認について
専第5号 水俣市税条例の一部を改正する条例の制定について
- 第4 議第53号 専決処分の報告及び承認について
専第6号 水俣市国民健康保険税条例の一部を改正する条例の制定について
- 第5 議第54号 専決処分の報告及び承認について
専第7号 平成21年度水俣市一般会計補正予算(第14号)
- 第6 議第55号 水俣市交通災害共済条例を廃止する条例の制定について
- 第7 議第56号 水俣市職員の育児休業等に関する条例及び水俣市職員の勤務時間、休暇等に関する条例の一部を改正する条例の制定について
- 第8 議第57号 水俣市職員退職手当支給条例等の一部を改正する条例の制定について
- 第9 議第58号 水俣市乳幼児医療費の助成に関する条例の一部を改正する条例の制定について
- 第10 議第59号 平成22年度水俣市一般会計補正予算(第2号)
- 第11 議第60号 平成22年度水俣市国民健康保険事業特別会計補正予算(第1号)
- 第12 議第61号 平成22年度水俣市老人保健特別会計補正予算(第1号)
- 第13 議第62号 平成22年度水俣市後期高齢者医療特別会計補正予算(第1号)
- 第14 議第63号 平成22年度水俣市介護保険特別会計補正予算(第1号)
- 第15 議第64号 平成22年度水俣市公共下水道事業特別会計補正予算(第1号)
- 第16 議第65号 平成22年度水俣市水道事業会計補正予算(第1号)
- 第17 議第66号 訴えの提起について
- 第18 議第67号 和解について
- 第19 議第68号 熊本県後期高齢者医療広域連合規約の一部変更について
- 第20 議第69号 あらたに生じた土地の確認について
- 第21 議第70号 字区域の変更について
- 第22 議第71号 市道の路線認定について
- 第23 議第72号 公有財産の処分について
- 第24 議第73号 水俣市特別職の職員で非常勤のものの報酬及び費用弁償条例の一部を改正する条

例の制定について

- 第25 議第74号 平成22年度水俣市一般会計補正予算（第3号）
- 第26 陳第8号 地域経済の活性化支援に関する陳情について
- 第27 陳第9号 選択的夫婦別姓制度法制化に賛成する意見書の提出を求める陳情について
- 第28 陳第6号 「協同出資・協同経営で働く協同組合法」（仮称）の速やかな制定を国に求めることについての陳情について（平成20年9月）
- 第29 陳第4号 国民生活の「安心・安全」の確立を求め、地方の切り捨てにつながる安易な地方分権・道州制に反対する意見書提出を求める陳情について（平成21年6月）
- 第30 陳第15号 永住外国人地方参政権付与法案に反対する陳情について（平成21年11月）
- 第31 陳第16号 改正国籍法に関する陳情について（平成21年11月）
- 第32 陳第1号 資本関係等のある会社の同一入札への参加制限に関する陳情について
- 第33 陳第3号 選択的夫婦別姓制度法制化に反対する意見書の提出を求める陳情について
- 第34 委員会の閉会中の継続審査並びに調査について

総務文教委員会

- 1 陳第2号 人事擁護法案の成立に反対する意見書の提出を求める陳情について
- 1 一般行財政並びに教育等に関する諸問題の調査について
- 1 御所浦港から水俣港間の旅客船運航再開に関する諸問題の調査について

厚生委員会

- 1 陳第7号 子ども手当の廃止を求める意見書の提出に関する陳情について
- 1 陳第13号 介護保険制度見直しに関する陳情について（平成21年11月）
- 1 環境、福祉、総合医療センター等に関する諸問題の調査について

産業建設委員会

- 1 陳第3号 政府と国会による「公共工事における賃金等確保法」（仮称）の制定、公共工事における建設労働者の適正な労働条件の確保に関する意見書の提出を求める陳情について（平成21年3月）
- 1 商工観光、農林水産、都市計画、上下水道等に関する諸問題の調査について

議会運営委員会

- 1 議会運営等に関する諸問題の調査について
- 1 議会の情報公開に関する調査について

- 第35 議第75号 教育委員会委員の任命について
- 第36 議第76号 固定資産評価員の選任について
- 第37 意見第2号 南九州西回り自動車道の早期完成と道路財源確保に関する意見書について

第38 意見第3号 国際的な水銀規制に関する会議の水俣開催を求める意見書について

第39 意見第4号 水俣芦北地域の再生・振興を求める意見書について

第40 議員派遣について

本日の会議に付した事件

議事日程のとおり

午前10時14分 開議

○議長（松本和幸君） ただいまから本日の会議を開きます。

○議長（松本和幸君） 日程に先立ちまして諸般の報告をします。

各常任委員会及び議会運営委員会から、委員会審査報告書、閉会中継続審査・調査申出書の提出がありましたので、議席に配付しておきました。

次に、本日、市長から、人事案2件、福田斉議員外6人、平松辰弘議員外6人及び田中功議員外6人から、それぞれ意見書案の提出がありましたので、議席に配付しておきました。

次に、議員派遣承認要求書の提出がありましたので、議席に配付しておきました。

次に、監査委員から、平成22年4月分の一般会計、特別会計等例月現金出納検査の結果報告があり、事務局に備えつけてありますから御閲覧願います。

次に、本日の議事は、議席に配付の議事日程第5号をもって進めます。

以上で報告を終わります。

日程第1 議第50号 専決処分の報告及び承認について

専第3号 平成21年度水俣市一般会計補正予算（第13号）

日程第2 議第51号 専決処分の報告及び承認について

専第4号 平成21年度水俣市公共下水道事業特別会計補正予算（第4号）

日程第3 議第52号 専決処分の報告及び承認について

専第5号 水俣市税条例の一部を改正する条例の制定について

日程第4 議第53号 専決処分の報告及び承認について

専第6号 水俣市国民健康保険税条例の一部を改正する条例の制定について

日程第5 議第54号 専決処分の報告及び承認について

専第7号 平成21年度水俣市一般会計補正予算（第14号）

- 日程第6 議第55号 水俣市交通災害共済条例を廃止する条例の制定について
- 日程第7 議第56号 水俣市職員の育児休業等に関する条例及び水俣市職員の勤務時間、休暇等に関する条例の一部を改正する条例の制定について
- 日程第8 議第57号 水俣市職員退職手当支給条例等の一部を改正する条例の制定について
- 日程第9 議第58号 水俣市乳幼児医療費の助成に関する条例の一部を改正する条例の制定について
- 日程第10 議第59号 平成22年度水俣市一般会計補正予算(第2号)
- 日程第11 議第60号 平成22年度水俣市国民健康保険事業特別会計補正予算(第1号)
- 日程第12 議第61号 平成22年度水俣市老人保健特別会計補正予算(第1号)
- 日程第13 議第62号 平成22年度水俣市後期高齢者医療特別会計補正予算(第1号)
- 日程第14 議第63号 平成22年度水俣市介護保険特別会計補正予算(第1号)
- 日程第15 議第64号 平成22年度水俣市公共下水道事業特別会計補正予算(第1号)
- 日程第16 議第65号 平成22年度水俣市水道事業会計補正予算(第1号)
- 日程第17 議第66号 訴えの提起について
- 日程第18 議第67号 和解について
- 日程第19 議第68号 熊本県後期高齢者医療広域連合規約の一部変更について
- 日程第20 議第69号 あらたに生じた土地の確認について
- 日程第21 議第70号 字区域の変更について
- 日程第22 議第71号 市道の路線認定について
- 日程第23 議第72号 公有財産の処分について
- 日程第24 議第73号 水俣市特別職の職員で非常勤のものの報酬及び費用弁償条例の一部を改正する条例の制定について
- 日程第25 議第74号 平成22年度水俣市一般会計補正予算(第3号)
- 日程第26 陳第8号 地域経済の活性化支援に関する陳情について
- 日程第27 陳第9号 選択的夫婦別姓制度法制化に賛成する意見書の提出を求める陳情について
- 日程第28 陳第6号 「協同出資・協同経営で働く協同組合法」(仮称)の速やかな制定を国に求めることについての陳情について(平成20年9月)
- 日程第29 陳第4号 国民生活の「安心・安全」の確立を求め、地方の切り捨てにつながる安易な地方分権・道州制に反対する意見書提出を求める陳情について(平成21年6月)
- 日程第30 陳第15号 永住外国人地方参政権付与法案に反対する陳情について(平成21年11月)
- 日程第31 陳第16号 改正国籍法に関する陳情について(平成21年11月)

日程第32 陳第1号 資本関係等のある会社の同一入札への参加制限に関する陳情について

日程第33 陳第3号 選択的夫婦別姓制度法制化に反対する意見書の提出を求める陳情について

○議長（松本和幸君） 日程第1、議第50号専決処分の報告及び承認についてから、日程第33、陳第3号選択的夫婦別姓制度法制化に反対する意見書の提出を求める陳情についてまで、33件を一括して議題とします。

順次委員長の報告を求めます。

初めに、総務文教委員長平松辰弘議員。

（総務文教委員長 平松辰弘君登壇）

○総務文教委員長（平松辰弘君） ただいま議題となりました案件のうち、総務文教委員会に付託されました案件について、委員会における審査の経過並びに結果について御報告いたします。

まず、専決処分されました議第50号平成21年度水俣市一般会計補正予算第13号中付託分について申し上げます。

本案は、退職手当について予算措置に急施を要し、専決処分を行ったものである。

補正の内容としては、第2款総務費に、一般職給与費の増額を計上し、その財源として、第18款繰入金及び第20款諸収入をもって調整しているとの説明を受けました。

特に質疑、討論もなく、採決の結果、全員異議なく承認すべきものと決定しました。

次に、同じく専決処分されました議第52号水俣市税条例の一部を改正する条例の制定について申し上げます。

本案は、地方税法等の一部を改正する法律が平成22年3月31日に公布されたことに伴い、市税賦課に急施を要し、専決処分を行ったものである。

改正の主な内容としては、個人の市民税に係る改正で、所得税及び市民税で年少扶養控除が廃止されるが、非課税の判定に扶養親族数の把握が必要となるため、扶養親族申告書を創設するものである。

次に、65歳未満の公的年金等に係る所得を有する給与所得者について、公的年金等に係る税額を給与所得に係る税額に加算して給与から特別徴収の方法が可能となるものである。

次に非課税口座内において、小額上場株式等の配当所得及び譲渡所得等の非課税措置が図られるものである。

また、市町村たばこ税の税率については、1,000本につき3,298円から4,618円に引き上げられる。

そのほか、地方税法等において条文、文言の整備等が行われたことに伴い、所要の改正を行うものであるとの説明を受けました。

特に質疑、討論もなく、採決の結果、全員異議なく承認すべきものと決定しました。

次に、同じく専決処分されました議第53号水俣市国民健康保険税条例の一部を改正する条例の制定について申し上げます。

本案は、地方税法等の一部を改正する法律が平成22年3月31日に公布されたことに伴い、国民健康保険税賦課に急施を要し、専決処分を行ったものである。

改正の内容としては、国民健康保険税の基礎課税額に係る課税限度額を47万円から50万円に、後期高齢者支援金等課税額に係る限度額を12万円から13万円に引き上げるものである。

また、非自発的な理由により離職した被保険者については、給与所得を100分の30として国民健康保険税の算定を行うものであるとの説明を受けました。

質疑の中で、被保険者の非自発的な理由による離職についてただしたのに対し、あくまでも解雇を対象としているものであり、介護や本人の病気等によるものは含まないとの答弁がありました。

特に討論もなく、採決の結果、全員異議なく承認すべきものと決定しました。

次に、同じく専決処分されました議第54号平成21年度水俣市一般会計補正予算第14号中付託分について申し上げます。

本案は、地方債発行額の確定に伴う限度額の変更等の予算措置に急施を要し、専決処分を行ったものである。

補正の内容としては、事業費の確定に伴い、歳出予算の調整を行ったほか、歳入において、第14款国庫支出金、第18款繰入金、第21款市債で財源調整したものである。また、地域活性化・経済危機対策臨時交付金、公共投資臨時交付金の調整等を行ったものであるとの説明を受け、質疑を行いました。

質疑の中で、教育債の補正内容についてただしたのに対し、経済危機対策公共投資臨時交付金を充当する予定だったが、水俣市全体で充当することとなったため、起債の充当に変更となったものであるとの答弁がありました。

特に討論もなく、採決の結果、全員異議なく承認すべきものと決定しました。

次に、議第55号水俣市交通災害共済条例を廃止する条例の制定について申し上げます。

本案は、市では、全国労働者共済生活協同組合連合会熊本県本部の交通災害共済を取り扱ってきたが、市内事業所においても同様の共済を取り扱っており、業務の効率化を図るため、制定しようとするものであるとの説明を受けました。

質疑の中で、本条例を廃止する理由についてただしたのに対し、市内の事業所でも取り扱っており、利用件数も年々減少してきているためとの答弁がありました。

特に討論もなく、採決の結果、全員異議なく原案のとおり可決すべきものと決定しました。

次に、議第56号水俣市職員の育児休業等に関する条例及び水俣市職員の勤務時間、休暇等に関

する条例の一部を改正する条例の制定について申し上げます。

本案は、国家公務員の育児休業等に関する法律の一部を改正する法律が施行されることに伴い、改正するものであるとの説明を受けました。

特に質疑、討論もなく、採決の結果、全員異議なく原案のとおり可決すべきものと決定しました。

次に、議第57号水俣市職員退職手当支給条例等の一部を改正する条例の制定について申し上げます。

本案は、雇用保険法等の一部を改正する法律が施行されたことに準じて改正するものであるとの説明を受けました。

特に質疑、討論もなく、採決の結果、全員異議なく原案のとおり可決すべきものと決定しました。

次に、議第59号平成22年度水俣市一般会計補正予算第2号中付託分について申し上げます。

補正の主な内容は、人事異動等に伴う人件費の調整のほか、第2款総務費に、地上デジタル放送対策関係経費、第9款教育費に、学校エコ改修と環境教育事業等を計上し、これらの財源としては、第13款使用料及び手数料、第14款国庫支出金、第15款県支出金、第16款財産収入、第18款繰入金、第20款諸収入、第21款市債をもって充当しているとの説明を受け、質疑を行いました。

質疑の中で、共同受診施設等整備事業補助金の対象地区と戸数についてただしたのに対し、御岳、内野、斧川内、木臼野、境川、袋、石上、南福寺の8地区で81世帯であるとの答弁がありました。また、小学校のエアコン設置工事についてただしたのに対し、第一小学校・湯出小学校・久木野小学校の保健室へのエアコン設置である。なお、水東小学校と第二小学校は、耐震補強工事の大規模改造と併せてできないか検討しているとの答弁がありました。

特に討論もなく、採決の結果、全員異議なく原案のとおり可決すべきものと決定しました。

次に、議第67号和解について申し上げます。

本案は、平成22年1月9日に水俣市産業建設部都市政策課公園係作業員詰所で発生した火災による建物の消失に関し、相手方と和解するために地方自治法第96条第1項の規定により、議会の議決を経る必要があるので提案するものであるとの説明を受け、質疑を行いました。

質疑の中で、和解相手が非を認めたのかただしたのに対し、そういうわけではないが、相手との話し合いの中で、裁判等で長期化するよりも和解によって新しいものを建設したほうがよいのではないかと結論に至ったとの答弁がありました。

特に討論もなく、採決の結果、全員異議なく原案のとおり可決すべきものと決定しました。

次に、議第72号公有財産の処分について申し上げます。

本案は、土地をやすらぎ苑用地として処分するため、水俣市議会の議決に付すべき契約及び財

産の取得又は処分に関する条例第3条の規定により提案するものであり、平成22年5月19日に土地売却価格4,836万1,800円で社団法人水俣市芦北郡医師会と土地売買の仮契約を締結したとの説明を受け、質疑を行いました。

質疑の中で、市有地の処分方針についてただしたのに対し、民間の事業活動に活用できる場所があれば、精力的に働きかけをやっていきたいとの答弁がありました。

特に討論もなく、採決の結果、全員異議なく原案のとおり可決すべきものと決定しました。

次に、議第73号水俣市特別職の職員で非常勤のものの報酬及び費用弁償条例の一部を改正する条例の制定について申し上げます。

本案は、水俣病救済相談窓口の設置に伴い非常勤の特別職の報酬額に関して整備を図る必要があるとの説明を受け、質疑を行いました。

質疑の中で、報酬額の設定についてただしたのに対し、県からの指示での金額ではなく、市の施設の中で同等のレベルに合わせて設定したものであるとの答弁がありました。

特に討論もなく、採決の結果、全員異議なく原案のとおり可決すべきものと決定しました。

次に、議第74号平成22年度水俣市一般会計補正予算第3号中付託分について申し上げます。

当委員会に付託されておりますのは歳入予算であります。本案は水俣病救済相談窓口関係経費の予算措置でありまして、その財源として、第18款繰入金で財源調整しているとの説明を受けました。

特に討論もなく、採決の結果、全員異議なく原案のとおり可決すべきものと決定しました。

次に、陳第9号選択的夫婦別姓制度法制化に賛成する意見書の提出を求める陳情について申し上げます。

本陳情については、陳情の趣旨を了とする意見と、日本は伝統的に夫婦同姓で一貫しているの、夫婦別姓制度の趣旨に反対するので不採択にすべきであるという意見に分かれましたので、採決の結果、賛成少数で不採択とすべきものと決定しました。

次に陳第4号国民生活の「安心・安全」の確立を求め、地方の切り捨てにつながる安易な地方分権・道州制に反対する意見書提出を求める陳情について申し上げます。

本陳情については、道州制をどうするかというのは、国の方で議論がまとまっていない段階なので意見をあげるべきではないのではないかとの意見があり、採決の結果、全員異議なく不採択とすべきものと決定しました。

次に、陳第15号永住外国人地方参政権付与法案に反対する陳情について申し上げます。

本陳情については、陳情の趣旨を了として採択すべきという意見と、国際的には参政権を付与する流れになってきているため、不採択とすべきであるという意見に分かれましたので、採決の結果、賛成多数で採択すべきものと決定しました。

次に、陳第16号改正国籍法に関する陳情について申し上げます。

本陳情については、すでに国会で可決され、施行されているものであり、国家的問題にはなっていないので賛成しがたいとの意見があり、採決の結果、全員異議なく不採択とすべきものと決定しました。

次に、陳第1号資本関係等のある会社の同一入札への参加制限に関する陳情について申し上げます。

本陳情については、陳情の趣旨を妥当と認め、全員異議なく採択すべきものと決定しました。

最後に、陳第3号選択的夫婦別姓制度法制化に反対する意見書の提出を求める陳情について申し上げます。

本陳情については、陳情の趣旨を了として採択すべきという意見と、国が選択的夫婦別姓制度化の方向にあるときに反対の意見書をあげる必要はないとの意見があり、採決の結果、賛成少数で不採択とすべきものと決定しました。

以上で総務文教委員会の審査報告を終わります。

○議長（松本和幸君） 次に、厚生委員長牧下恭之議員。

（厚生委員長 牧下恭之君登壇）

○厚生委員長（牧下恭之君） ただいま議題となりました案件のうち、厚生委員会に付託されました議案について、委員会における審査の経過並びに結果について御報告いたします。

まず、専決処分されました議第54号平成21年度水俣市一般会計補正予算第14号中付託分について申し上げます。

本案は、地方債発行額の確定に伴う限度額の変更等の予算措置に急施を要したので専決処分を行ったものであります。

補正の内容は、事業費の確定に伴い歳出予算の調整を行ったほか、歳入において第15款県支出金及び第21款市債を減額しているとの説明を受けました。

特に質疑、討論もなく、採決の結果、全員異議なく承認すべきものと決定しました。

次に、議第58号水俣市乳幼児医療費の助成に関する条例の一部を改正する条例の制定について申し上げます。

本案は、助成対象者の年齢を引き上げ、所得制限を廃止するため制定しようとするものであるとの説明を受け、質疑を行いました。

質疑の中で、所得制限の撤廃により助成額の増加はどのくらいかただしたのに対し、平成21年度末の所得制限の該当者数をもとに試算すると129万6,000円の増額になるとの答弁がありました。

特に討論もなく、採決の結果、全員異議なく原案のとおり可決すべきものと決定しました。

次に、議第59号平成22年度水俣市一般会計補正予算第2号中付託分について申し上げます。

補正の主なものは、第3款民生費に児童扶養手当経費、第4款衛生費に乳幼児医療事業などを計上している。これらの財源としては、第14款国庫支出金及び第15款県支出金等の歳入をもって充当しているとの説明を受け、質疑を行いました。

質疑の中で、導入予定の電気自動車の管理についてただしたのに対し、これから協議することになるが、通常公用車については財政課で一元管理している。イベント等の際には環境モデル都市推進課が主に使用することになるとの答弁がありました。

特に討論もなく、採決の結果、全員異議なく原案のとおり可決すべきものと決定しました。

なお、委員会から、環境にやさしい電気自動車の普及を推進するためには、積極的に使用して広くアピールすることが不可欠であり、市民への貸し出し等も含め十分に活用されるようなやりかたを検討されたいとの意見がありました。

次に、議第60号平成22年度水俣市国民健康保険事業特別会計補正予算第1号について申し上げます。

今回の補正は、歳入歳出それぞれ228万円を増額し、補正後の予算総額を、歳入歳出それぞれ41億8,870万4,000円とするものであります。

補正の内容としては、第1款総務費で人事異動に伴う人件費を増額しており、その財源としては、第9款繰入金を増額しているとの説明を受けました。

特に質疑、討論もなく、採決の結果、全員異議なく原案のとおり可決すべきものと決定しました。

次に、議第61号平成22年度水俣市老人保健特別会計補正予算第1号について申し上げます。

今回の補正は、歳入歳出それぞれ206万6,000円を増額し、補正後の予算総額を、歳入歳出それぞれ801万3,000円とするものであります。

補正の内容としては、第3款諸支出金に支払基金交付金、国庫支出金、県支出金の返還金を計上しており、その財源としては、第3款繰越金をもって充当しているとの説明を受けました。

特に質疑、討論もなく、採決の結果、全員異議なく原案のとおり可決すべきものと決定しました。

次に、議第62号平成22年度水俣市後期高齢者医療特別会計補正予算第1号について申し上げます。

今回の補正は、歳入歳出それぞれ151万4,000円を増額し、補正後の予算総額を、歳入歳出それぞれ3億8,829万5,000円とするものであります。

補正の内容としては、第1款総務費で人件費の調整を行っており、その財源としては、第3款繰入金をもって調整しているとの説明を受けました。

特に質疑、討論もなく、採決の結果、全員異議なく原案のとおり可決すべきものと決定しまし

た。

次に、議第63号平成22年度水俣市介護保険特別会計補正予算第1号について申し上げます。

今回の補正は、歳入歳出それぞれ638万2,000円を減額し、補正後の予算総額を、歳入歳出それぞれ27億2,850万2,000円とするものであります。

補正の内容としては、第1款総務費で人件費の調整を行っており、その財源としては、第7款繰入金をもって調整しているとの説明を受けました。

特に質疑、討論もなく、採決の結果、全員異議なく原案のとおり可決すべきものと決定しました。

次に、議第68号熊本県後期高齢者医療広域連合規約の一部変更について申し上げます。

本案は、熊本県後期高齢者医療広域連合規約を変更しようとするときは、地方自治法第291条の11の規定により、議会の議決を経る必要があるため提案するものであるとの説明を受けました。

特に質疑、討論もなく、採決の結果、全員異議なく原案のとおり可決すべきものと決定しました。

最後に、議第74号平成22年度水俣市一般会計補正予算第3号中付託分について申し上げます。

補正の主なものは、第4款衛生費に水俣病救済相談窓口関係経費を計上し、その財源としては第15款県支出金及び第20款諸収入をもって調整しているとの説明を受けました。

特に質疑、討論もなく、採決の結果、全員異議なく原案のとおり可決すべきものと決定しました。

以上で厚生委員会の審査報告を終わります。

○議長（松本和幸君） 次に、産業建設委員長西田弘志議員。

（産業建設委員長 西田弘志君登壇）

○産業建設委員長（西田弘志君） ただいま議題となりました案件のうち、産業建設委員会に付託されました案件について、委員会における審査の経過並びに結果について御報告いたします。

まず、専決処分されました議第50号平成21年度水俣市一般会計補正予算第13号中付託分について申し上げます。

本案は、繰越明許費補正として、湯の児地区観光開発事業808万5,000円を追加するものであるとの説明を受けました。

質疑の中で、事業繰り越しに至った地元等との協議内容及び今後の予定についてただしたのに対し、主な協議内容は、浮き桟橋について、釣舟4そうを着けられる規模のものを要望されていたが、強度や工事費等の関係から2そう分の規模の設計となったものである。また、今年度は設計を行い、工事は来年度着工の予定であるとの答弁がありました。

特に討論もなく、審査の結果、全員異議なく承認すべきものと決定しました。

次に、同じく専決処分されました議第51号平成21年度水俣市公共下水道事業特別会計補正予算第4号について申し上げます。

本案は、年度内に完成が困難な工事に係る経費の繰越しについて専決処分を行ったもので、繰越明許費として、古城分区雨水枝線工事に係る経費240万円を計上しているとの説明を受けました。

特に質疑、討論もなく、採決の結果、全員異議なく承認すべきものと決定しました。

次に、同じく専決処分されました議第54号平成21年度水俣市一般会計補正予算第14号中付託分について申し上げます。

本案は、地方債発行額の確定に伴う限度額の変更等の予算措置に急施を要したため、専決処分を行ったものである。

補正の内容としては、事業費の確定に伴い、歳出予算の調整を行ったほか、歳入において、第12款分担金及び負担金、第14款国庫支出金、第21款市債を減額し、第18款繰入金で財源を調整している。

また、地域活性化・経済危機対策臨時交付金、きめ細かな臨時交付金の充当事業の調整等を行っている。

このほか、地方債補正として、一般公共事業ほかを計上しているとの説明を受けました。

特に質疑、討論もなく、採決の結果、全員異議なく承認すべきものと決定しました。

次に、議第59号平成22年度水俣市一般会計補正予算第2号中付託分について申し上げます。

補正の主な内容としては、人事異動等に伴う人件費の調整のほか、第5款農林水産業費に、中山間地域等直接支払交付金、第6款商工費に、湯の鶴地区観光振興事業、第7款土木費に、水俣花の名所再生事業などを計上している。

財源としては、第12款分担金及び負担金、第14款国庫支出金、第15款県支出金、第18款繰入金、第20款諸収入及び第21款市債をもって調整しているとの説明を受けました。

質疑の中で、みなまた環境テクノセンターの人件費が増額されているが、主な事業の一つであった竹を使ったバイオエタノール開発事業を断念する中で、職員配置等は今後どうするのかとただしたのに対し、早急に事業内容等を精査し、必要に応じ人事異動等の対応を行いたいとの答弁がありました。

特に討論もなく、採決の結果、全員異議なく原案のとおり可決すべきものと決定しました。

次に、議第64号平成22年度水俣市公共下水道事業特別会計補正予算第1号について申し上げます。

今回の補正は、歳入歳出それぞれ155万6,000円を増額し、補正後の予算総額を、歳入歳出それぞれ16億5,016万5,000円とするものである。

補正の主な内容は、人事異動等に伴う人件費の調整のほか、西部第二污水幹線外管渠浚渫に係る工事請負費を増額するものであり、財源としては、第4款繰入金及び第7款市債をもって調整している。

また、地方債においては、公共下水道事業債及び過疎対策事業債の限度額を補正しているとの説明を受けました。

特に質疑、討論もなく、採決の結果、全員異議なく原案のとおり可決すべきものと決定しました。

次に、議第65号平成22年度水俣市水道事業会計補正予算第1号について申し上げます。

今回の補正は、収益収入の額を2,321万1,000円減額し、補正後の収益的収入の額を4億5,901万3,000円とするとともに、収益的支出の額を566万円減額し、補正後の収益的支出の額を3億9,556万8,000円とするものである。

補正の主な内容は、人事異動に伴う人件費及び簡易水道事業等統合計画に係る上水道事業基本計画策定業務委託料を補正するものであるとの説明を受けました。

特に質疑、討論もなく、採決の結果、全員異議なく原案のとおり可決すべきものと決定しました。

次に、議第66号訴えの提起について申し上げます。

本案は、新水俣駅東駐車場に長期駐車中の自動車の撤去と土地明け渡しを求める提訴を行うもので、地方自治法第96条第1項第12号の規定により、議会の議決を経る必要があるので、本案のように提案するものであるとの説明を受けました。

特に質疑、討論もなく、採決の結果、全員異議なく原案のとおり可決すべきものと決定しました。

次に、議第69号あらたに生じた土地の確認について申し上げます。

熊本県が施行する広域漁港整備事業において丸島漁港の一部の公有水面埋立てにより生じた1093.90平方メートルの土地について、地方自治法第9条の5第1項の規定により、議会の議決を経る必要があるので、本案のように提案するものであるとの説明を受けました。

特に質疑、討論もなく、採決の結果、全員異議なく原案のとおり可決すべきものと決定しました。

次に、議第70号字区域の変更について申し上げます。

本案は、議第69号で提案された丸島漁港の一部の公有水面埋立てにより生じた土地を水俣市丸島町二丁目に編入しようとするものであり、字区域の変更については、地方自治法第260条第1項の規定により、議会の議決を経る必要があるので、本案のように提案するものであるとの説明を受けました。

特に質疑、討論もなく、採決の結果、全員異議なく原案のとおり可決すべきものと決定しました。

次に、議第71号市道の路線認定について申し上げます。

本案は、県道入吉水俣線の道路改良工事により、旧道となった区間について、市道久木野・古里線として管理の引継ぎを行うため、道路法第8条第2項の規定に基づき提案するものであるとの説明を受けました。

特に質疑、討論もなく、採決の結果、全員異議なく原案のとおり可決すべきものと決定しました。

次に、議第74号平成22年度水俣市一般会計補正予算第3号中付託分について申し上げます。

補正の内容としては、第10款災害復旧費に公共土木施設及び農林水産施設に係る災害復旧費を計上しており、財源としては、第12款分担金及び負担金、第14款国庫支出金、第15款県支出金、第18款繰入金及び第21款市債をもって調整しているとの説明がありました。

特に質疑、討論もなく、採決の結果、全員異議なく原案のとおり可決すべきものと決定しました。

次に、陳第8号地域経済活性化支援に関する陳情について申し上げます。

本陳情については、陳情の趣旨を妥当と認め、全員異議なく採択すべきものと決定しました。

最後に、陳第6号「協同出資・協同経営で働く協同組合法」(仮称)の速やかな制定を国に求めることについての陳情について申し上げます。

本陳情については、これまでの調査状況を踏まえた結果、陳情の妥当性が認められないとの意見があり、採決の結果、全員異議なく不採択とすべきものと決定しました。

以上で産業建設委員会の審査報告を終わります。

委員会審査報告書

本委員会に付託の事件は、審査の結果、次のとおり決定したから、水俣市議会会議規則第103条の規定により報告します。

平成22年6月11日

総務文教常任委員長 平松辰弘

水俣市議会議長 松本和幸 様

記

事件の番号	件名	議決の結果	備考
議第50号	専決処分の報告及び承認について 専第3号 平成21年度水俣市一般会計補正予算(第13号) 付託分	承認	全員賛成
議第52号	専決処分の報告及び承認について 専第5号 水俣市税条例の一部を改正する条例の制定について	承認	全員賛成
議第53号	専決処分の報告及び承認について 専第6号 水俣市国民健康保険税条例の一部を改正する 条例の制定について	承認	全員賛成

議第54号	専決処分の報告及び承認について 専第7号 平成21年度水俣市一般会計補正予算(第14号) 付託分	承認	全員賛成
議第55号	水俣市交通災害共済条例を廃止する条例の制定について	原案可決	全員賛成
議第56号	水俣市職員の育児休業等に関する条例及び水俣市職員の勤務時間、休暇等に関する条例の一部を改正する条例の制定について	原案可決	全員賛成
議第57号	水俣市職員退職手当支給条例等の一部を改正する条例の制定について	原案可決	全員賛成
議第59号	平成22年度水俣市一般会計補正予算(第2号)付託分	原案可決	全員賛成
議第67号	和解について	原案可決	全員賛成
議第72号	公有財産の処分について	原案可決	全員賛成
議第73号	水俣市特別職の職員で非常勤のものの報酬及び費用弁償条例の一部を改正する条例の制定について	原案可決	全員賛成
議第74号	平成22年度水俣市一般会計補正予算(第3号)付託分	原案可決	全員賛成
陳第9号	選択的夫婦別姓制度法制化に賛成する意見書の提出を求める陳情について	不採択	賛成少数
陳第4号	国民生活の「安心・安全」の確立を求め、地方の切り捨てにつながる安易な地方分権・道州制に反対する意見書提出を求める陳情について	不採択	賛成なし
陳第15号	永住外国人地方参政権付与法案に反対する陳情について	採択	賛成多数
陳第16号	改正国籍法に関する陳情について	不採択	賛成なし
陳第1号	資本関係等のある会社の同一入札への参加制限に関する陳情について	採択	全員賛成
陳第3号	選択的夫婦別姓制度法制化に反対する意見書の提出を求める陳情について	不採択	賛成少数

委員会審査報告書

本委員会に付託の事件は、審査の結果、次のとおり決定したから、水俣市議会会議規則第103条の規定により報告します。

平成22年6月11日

厚生常任委員長 牧下恭之

水俣市議会議長 松本和幸様

記

事件の番号	件名	議決の結果	備考
議第54号	専決処分の報告及び承認について 専第7号 平成21年度水俣市一般会計補正予算(第14号) 付託分	承認	全員賛成
議第58号	水俣市乳幼児医療費の助成に関する条例の一部を改正する条例の制定について	原案可決	全員賛成
議第59号	平成22年度水俣市一般会計補正予算(第2号)付託分	原案可決	全員賛成
議第60号	平成22年度水俣市国民健康保険事業特別会計補正予算(第1号)	原案可決	全員賛成
議第61号	平成22年度水俣市老人保健特別会計補正予算(第1号)	原案可決	全員賛成
議第62号	平成22年度水俣市後期高齢者医療特別会計補正予算(第1号)	原案可決	全員賛成
議第63号	平成22年度水俣市介護保険特別会計補正予算(第1号)	原案可決	全員賛成
議第68号	熊本県後期高齢者医療広域連合規約の一部変更について	原案可決	全員賛成
議第74号	平成22年度水俣市一般会計補正予算(第3号)付託分	原案可決	全員賛成

委員会審査報告書

本委員会に付託の事件は、審査の結果、次のとおり決定したから、水俣市議会会議規則第103条の規定により報告します。

平成22年6月11日

産業建設常任委員長 西田弘志

水俣市議会議長 松本和幸 様

記

事件の番号	件名	議決の結果	備考
議第50号	専決処分の報告及び承認について 専第3号 平成21年度水俣市一般会計補正予算(第13号) 付託分	承認	全員賛成
議第51号	専決処分の報告及び承認について 専第4号 平成21年度水俣市公共下水道事業特別会計補正予算(第4号)	承認	全員賛成
議第54号	専決処分の報告及び承認について 専第7号 平成21年度水俣市一般会計補正予算(第14号) 付託分	承認	全員賛成
議第59号	平成22年度水俣市一般会計補正予算(第2号)付託分	原案可決	全員賛成
議第64号	平成22年度水俣市公共下水道事業特別会計補正予算 (第1号)	原案可決	全員賛成
議第65号	平成22年度水俣市水道事業会計補正予算(第1号)	原案可決	全員賛成
議第66号	訴えの提起について	原案可決	全員賛成
議第69号	あらたに生じた土地の確認について	原案可決	全員賛成
議第70号	字区域の変更について	原案可決	全員賛成
議第71号	市道の路線認定について	原案可決	全員賛成
議第74号	平成22年度水俣市一般会計補正予算(第3号)付託分	原案可決	全員賛成
陳第8号	地域経済の活性化支援に関する陳情について	採択	全員賛成
陳第6号	「協同出資・協同経営で働く協同組合法」(仮称)の速やかな制定を国に求めることについての陳情について	不採択	賛成なし

○議長（松本和幸君） 以上で委員長の審査報告は終わりました。

これから委員長の審査報告に対する質疑に入ります。

ただいまの委員長の審査報告について質疑はありませんか。

（「なし」と言う者あり）

○議長（松本和幸君） 質疑なしと認め、これで委員長報告に対する質疑を終わります。

これから討論に入ります。

中原泰子議員から議第59号について、川上紗智子議員及び緒方誠也議員から陳第9号について、野中重男議員から陳第4号について、中村幸治議員及び野中重男議員から陳第15号について、真野頼隆議員から陳第3号について、それぞれ討論の通告があります。

これから順次発言を許します。

初めに、中原泰子議員。

○中原泰子君 議第59号平成22年度水俣市一般会計補正予算について、反対の立場で討論いたしま

す。

議第59号の中の4款衛生費、4項環境対策費、4目環境モデル都市推進費、18節の備品購入費について、以下3点の理由で賛成できませんので討論いたします。

まず1点、この電気自動車購入費423万2,000円、いくら環境モデル都市を推進する市であっても、そのうち一般財源から300万を超える金額は、財政難と水俣市の社会情勢からいうと、あまりにも高価であって高級車であります。

2点目は、これまでも環境に配慮した車の買い替えも行ってきておりますが、水俣独自の部署までであるのに、以前の車との比較や検証も十分に行っておらず、市民に周知してもらう努力もあまり見られません。CO₂削減に取り組むための電気自動車の周知啓発は、水俣市の財政力からいうと、まだ電気自動車の良さや、利便性などもよく検証されていないなか、全国を見ても、電気自動車の普及は感じられておらず、何も今、市がやる必要はありません。まず、電気自動車の周知啓発は、その販売会社がやるべきです。

3点目は、市民は、日々の生活の中で、いかにお金をかけずに環境に配慮した生活を送るべきかを考えながら、ごみ分別、マイバック持参など地道にエコ活動しているのに、高価なものに買い替えないと、CO₂削減への取り組みが啓発できないのは、理解を得られないものと考えます。

以上、3点の理由から、議第59号水俣市一般会計補正予算については、賛成できません。

○議長（松本和幸君） 次に、川上紗智子議員。

○川上紗智子君 日本共産党の川上紗智子でございます。

陳第9号について、賛成の立場から討論をいたします。

2001年8月、内閣府の5回目の世論調査が、選択的夫婦別姓制度に関する世論調査が行われました。選択的夫婦別姓制度の導入賛成が42%、反対が30%と、賛成が反対を上回りました。20代30代の若い世代は、賛成が反対の4～5倍にものぼりました。

今、多くの女性たちが、一人の人間として人格と個性が輝く生き方をしたいと願い、それを妨げる障害を取り除いて、真の男女平等を確保しようと求めています。女性の社会進出が進む中で、結婚による姓の変更が働く女性に不利益を与えており、また、姓を変えることが自分らしさを失うと感じて、結婚しても旧姓が名乗れるようにしてほしいというのもその一つです。自分の名前を変えたくない。でも私がつらいように、夫も名前を変えるのはつらいだろうなと結婚するときに悩んだ。別姓にしたい人は別姓に、同姓にしたい人は同姓にできるようにしてほしい。こういう願い、要求は、憲法24条が、結婚を個人の尊厳と両性の本質的平等の上に成り立つことを保障していることから、正当なものです。

世界的に見ても、今や夫婦同姓を法律で強制している国は、日本だけです。歴史的に見ても、日本の夫婦同姓の歴史は浅く、1898年旧民法によって同姓とされるまでは別姓でありまして、決

して古い伝統ではありません。少子化や離婚、国際結婚の増加など結婚をめぐる状況の変化もあり、一人っ子同士の結婚での家や墓の継承などの悩みもあります。家制度や戸籍制度についての考えはいろいろありますが、望む人に別姓を選択する自由の保障をという、こういう合意が形成されてきています。

国連の女性差別撤廃委員会は、2009年8月、日本政府に対して民法改正を2年以内に改善すべき項目として勧告しています。

日本でも1996年に法務省の法制審議会で、選択的夫婦別姓制度を含む民法改正が答申されましたが、一部の勢力の妨害で14年もの間たなざらしにされてきました。2001年から2002年にかけて、法務省は2回、この試案を作っておりますが、自民党の反対にあったため、政府・法務省は法案の提案すらしていません。しかも、この間国会には日本共産党など、野党共同の議員立法案が繰り返し提出されていますが、自民党の反対で審議をされてきませんでした。

このように法改正が遅れるもとで、改姓による仕事上の不利益を少しでも軽減しようと旧姓使用を認める措置も広がっています。例えば、政府も国の職員に対し、職員録や出勤簿、原稿執筆、人事異動通知書などの旧姓使用を認めています。しかし、社会の実態がここまで進んでいるのに住民票や運転免許証などではそれが許されていないため、使い分けに伴う混乱や不利益は解消されていません。こうした矛盾を解決するためには、夫婦が希望によって同姓、別姓を選択できるよう、民法を改正する以外にありません。

よって、陳第9号に賛成をいたします。以上です。

○議長（松本和幸君） 次に、緒方誠也議員。

○緒方誠也君 陳第9号選択的夫婦別姓制度法制化に賛成する意見書の提出を求める陳情について賛成の立場で討論をいたします。

1996年2月、国の法制審議会が民法の一部を改正する法律案要綱を決定し答申しました。政府案として、当時の自民党政権は与党内で国会提出を模索するも、6月には内部の反対で、法案の提出を断念いたしております。

1997年以来、超党派の野党議員が民法改正案を提出続けています。2002年には自民党有志議員が、例外的夫婦別姓制度の民法改正案を自民党法務部会に提出するも、頑固な反対で日の目を見ていません。

現民主党を中心とする政府も千葉法務大臣を先頭に積極的に取り組んでいます。

2004年3月29日の朝日ニュースター出演の自民党野田聖子議員の話によれば、1996年2月法制審議会答申が出てから8年間、自民党内反対派は、国家解体・家庭崩壊・左翼思想など、同じ論理で反対しまくっているようであります。支持団体からの指令が出ているという問題であると言われております。

このような状況下で、事実婚が普及して婚姻届を出さないカップルが増えている。法的な夫婦でなくても、共働きであれば、あまり生活や社会保障上に支障を与えないからであるが、ただし子どもは産めなくなるといいます。子どもを婚外子にするには抵抗が強いからであります。

夫婦別姓が待望視されていますが、抵抗勢力の強さに、事実婚でもいいが、でも子どもは諦めるしかないねという考えに収束しているといいます。一つの少子化要因となっているのではと考えます。

インターネット夫婦別姓百科事典によりますと、2010年3月の世論調査では、賛成35.5%、反対55.8%であり、政党的には、民主党、社民党、共産党、公明党が賛成、反対は国民新党、立ち上げれ日本、明確でない政党は自民党ほかとなっています。

男女平等社会の実現、男女協働参画社会の実現の取り組みから、近年女性の社会進出が多くなり、いろいろな部門で女性が活躍されています。姓を変更する事により不利益をこうむる人、姓が変わることが自己否定とを感じる人など、さまざまな理由で夫婦別姓を強く望む人がいるのも事実であります。選択的夫婦別姓制度を法制化して、民法上、社会通念上の不利益を取り除くことが大事であり、女性が活動しやすい社会をつくるべきであります。少子化社会要因を取り除く意味からも、採択をして全会一致の意見書を上げ、賛成世論を増やし、法制化の歯車を回す力になるべきと考え、陳第9号に賛成し、討論とします。全会一致の採択をお願いします。以上です。

○議長（松本和幸君） 次に、野中重男議員。

○野中重男君 日本共産党の野中重男です。陳情について討論いたします。

まず、陳第4号について採択に賛成の討論をいたします。

この陳情は、分権のかけ声のもとで、安易な道州制になってはならないということを出ている陳情と解します。現にこの陳情は、憲法上国と地方には役割分担があるが、そのうえで国民は等しく権利を享受しなければならず、最低基準は保障されなければならないというふうに言っております。具体的には、国の役割は、外交・防衛・治安だけでなく、医療や教育、環境保全、失業時の訓練、災害時の対策、社会資本整備などの公共サービスは政府の責任で実施されなければならないとそのように言っています。

その上に立って、国の出先機関の廃止や統合、廃止、あるいは地方への移譲、公務員の大幅削減は市場原理の導入につながる可能性があるとして、国の責任を放棄するものになってはならないとそのように言っております。

私たちの足元を見ますと、平成15年に大水害がございました。この時の私たちの最大の関心といたしますか、住民のみなさんの日常生活が戻ると同時に、激甚災害に指定されるかどうか、そして復旧工事等が国の大きな補助のもとでやれるかどうかということでした。まさに国の責任でこれがやられるかどうかということでした。

また、水俣市には自治体病院がありますけれども、ベッド数や救急医療などを行っていることをもとに、国からの特別の交付金がきております。これも国の責任で地方の自治体には、こういう交付金を出そうという制度になっております。

環境問題ではどうかといいますと、企業活動も日本全国に散らばってますし、一地方だけで解決できることではありません。地球規模での温暖化対策が叫ばれているときに、国全体で規制等取り組まなければならない課題であると思います。

また社会資本整備ではどうか、私たちは議会の高速交通対策特別委員会の呼びかけで、14日に八代河川国道事務所の担当者から西回り自動車道路の進捗状況を聞きました。この道路の整備については、誰もが要望しているところでありますけれども、これも一地方の力ではとてもできるわけがありません。こういう意味でも国の関与があつてこそ、整備ができるという面もあります。

また、次に水俣に法務局がなくなりました。以前は歩いて行っても、自転車で行っても、登記簿謄本等の書類が取れましたけれども、今は八代まで行かなければなりません。統廃合等がどんどん進みますと、結局地方の住民の不利益になってくるといふ事例ではないでしょうか。

教育においても、一番大きな教育上の負担は、先生たちの人件費だと思いますけれども、これについても大半は国からの交付税で賄われていると思います。

失業したときの職業訓練についても同じです。ハローワークにおいて訓練しておりますけれども、これも厚労省のもとでこういう訓練がされております。

このように日本国民はどこにいても、どの自治体にあつても、均一のサービスを受けるためのシステムが、日本という国家の中でつくられてきてます。このようなサービスをそれなりに維持していくためにも、この陳情はしっかりものを考えて提起をしてくださいということを言っているものと私は解釈します。

よって、この陳情については採択されるべきものだとそのように考えます。

次に、陳第15号についてであります。

この陳情は永住外国人に地方参政権を与えるなどというものであります。私はこれには反対でありまして、参政権を与えるべきだと考えます。

この陳情の提出者は、韓国人は国政選挙では韓国の選挙にも参加している。また、日本の人口の少ない市町村は韓国人に乗っ取られるというふうにいっています。

しかし、地方自治は、本来すべての住民の要求にこたえて、住民に奉仕するために、住民自身の参加によって進められなければならないとそのように思います。外国籍であっても、日本の地方自治体にあつて住民として生活し、納税をはじめとする一定の義務を負っている人々が、住民自治の担い手となることは、憲法が保障する地方自治の根本精神とも合致します。

これは世界の流れでもあります。多くの国が実施済みか、実施に向けた積極的な検討に入つて

います。

1995年に、最高裁判所が外国人の地方参政権の保障については、憲法上禁止されるものではないという判決を下しております。

これらからして私は、この陳情は採択されるべきではなく、よって不採択にされるべきだと考えます。以上で終わります。

○議長（松本和幸君） 次に、中村幸治議員。

○中村幸治君 私は、陳第15号永住外国人地方参政権付与案に反対する陳情について、反対の立場で討論いたします。

永住外国人地方参政権については、1999年10月、自自公連立政権誕生の際の政権合意の一つです。永住外国人の多くは、在日韓国人の方々に、歴史的に見ると、明治43年の日韓併合によって強制的に日本国民にされたという歴史があります。

しかし、現在の永住外国人の多くは、日本で生まれ日本で育った方で、時代は変わってきています。

参政権付与の必要性については、納税義務の履行、つまり、在日外国人といえども日本国民と同じく、法律上納税の義務が負わされています。

また、世界の潮流である共生社会を具現化するためにも、永住外国人参政権を認めるべきではないでしょうか。帰化をして日本国籍を取得するという考え方もありますが、簡単に取得できない現状があるのではないのでしょうか。地方参政権については、いろいろな意見があり、慎重に審議することも必要であります。

よって、この陳情は、永住外国人参政権付与法案阻止、破棄に向けて当議会から国会に働きかけて欲しいという陳情ですので反対します。以上で討論を終わります。

○議長（松本和幸君） 次に、真野頼隆議員。

○真野頼隆君 陳第3号選択的夫婦別姓制度法制化に反対する意見書の提出を求める陳情について、賛成の立場で討論します。

日本はこれまで夫婦同姓制度をとってきました。夫婦同姓制度は、結婚する際に、夫婦どちらかの姓を同じにすることで、夫婦、親族、生まれてくる子どもとの絆となり、一体感のある家族が生まれてくると考えます。

もし、そこに選択的夫婦別姓を認めれば、離婚しても苗字は変わらないというメリットの陰に、家族の絆は薄れ、家庭は崩壊し、ひいては国の荒廃につながる恐れがあります。

また現在、夫婦で別姓が必要な方は、法律に頼らずとも事実婚を選んでいきます。わざわざ民法を変える必要があるのでしょうか。

よって、選択的夫婦別姓制度導入には反対であり、この陳情の趣旨には賛成であります。

○議長（松本和幸君） 以上で通告による討論は終わりました。

これで討論を終わります。

これから採決します。

議第50号専決処分の報告及び承認についてから、議第54号専決処分の報告及び承認についてまで、5件を一括して採決します。

本5件に対する委員長の報告はいずれも承認であります。

本5件は、いずれも委員長報告のとおり決定することに御異議ありませんか。

（「異議なし」と言う者あり）

○議長（松本和幸君） 異議なしと認めます。

したがって本5件は、いずれも委員長報告のとおり承認しました。

○議長（松本和幸君） 次に、議第55号水俣市交通災害共済条例を廃止する条例の制定についてから、議第58号水俣市乳幼児医療費の助成に関する条例の一部を改正する条例の制定についてまで、4件を一括して採決します。

本4件に対する委員長の報告はいずれも可決であります。

本4件は、いずれも委員長報告のとおり決定することに御異議ありませんか。

（「異議なし」と言う者あり）

○議長（松本和幸君） 異議なしと認めます。

したがって本4件は、いずれも委員長報告のとおり可決しました。

○議長（松本和幸君） 次に、議第59号平成22年度水俣市一般会計補正予算第2号を採決します。

本件に対しては、先ほど討論がありましたように御異議がありますので、起立により採決します。

本件に対する委員長の報告は可決であります。

本件は、委員長報告のとおり決定することに賛成の議員の起立を求めます。

（賛成者起立）

○議長（松本和幸君） 起立多数であります。

したがって本件は、可決することに決定しました。

○議長（松本和幸君） 次に、議第60号平成22年度水俣市国民健康保険事業特別会計補正予算第1号から、議第74号平成22年度水俣市一般会計補正予算第3号まで、15件を一括して採決します。

本15件に対する委員長の報告はいずれも可決であります。

本15件は、いずれも委員長報告のとおり決定することに御異議ありませんか。

(「異議なし」と言う者あり)

○議長(松本和幸君) 異議なしと認めます。

したがって本15件は、いずれも委員長報告のとおり可決しました。

○議長(松本和幸君) 次に、陳第8号地域経済の活性化支援に関する陳情についてを採決します。

本件に対する委員長の報告は採択であります。

本件は、委員長報告のとおり決定することに御異議ありませんか。

(「異議なし」と言う者あり)

○議長(松本和幸君) 異議なしと認めます。

したがって本件は、委員長報告のとおり採択することに決定しました。

○議長(松本和幸君) 次に、陳第9号選択的夫婦別姓制度法制化に賛成する意見書の提出を求める陳情についてを採決します。

本件に対しては、先ほど討論がありましたように御異議がありますので、起立により採決します。

本件に対する委員長の報告は不採択であります。

したがって陳情本件についてお諮りします。

本件は、採択することに賛成の議員の起立を求めます。

(賛成者起立)

○議長(松本和幸君) 起立多数であります。

したがって本件は、採択することに決定しました。

○議長(松本和幸君) 次に、陳第6号「協同出資・協同経営で働く協同組合法」(仮称)の速やかな制定を国に求めることについての陳情についてを採決します。

本件に対する委員長の報告は不採択であります。

したがって陳情本件についてお諮りします。

本件は、採択することに賛成の議員の起立を求めます。

(賛成者起立)

○議長(松本和幸君) 起立なしと認めます。

したがって本件は、不採択とすることに決定しました。

○議長（松本和幸君） 次に、陳第4号国民生活の「安心・安全」の確立を求め、地方の切り捨てにつながる安易な地方分権・道州制に反対する意見書提出を求める陳情についてを採決します。

本件に対しては、先ほど討論がありましたように御異議がありますので、起立により採決します。

本件に対する委員長の報告は不採択であります。

したがって陳情本件についてお諮りします。

本件は、採択することに賛成の議員の起立を求めます。

（賛成者起立）

○議長（松本和幸君） 起立少数であります。

したがって本件は、不採択とすることに決定しました。

○議長（松本和幸君） 次に、陳第15号永住外国人地方参政権付与法案に反対する陳情についてを採決します。

本件に対しては、先ほど討論がありましたように御異議がありますので、起立により採決します。

本件に対する委員長の報告は採択であります。

本件は、委員長報告のとおり採択することに賛成の議員の起立を求めます。

（賛成者起立）

○議長（松本和幸君） 起立少数であります。

したがって本件は、不採択とすることに決定しました。

○議長（松本和幸君） 次に、陳第16号改姓国籍法に関する陳情についてを採決します。

本件に対する委員長の報告は不採択であります。

したがって陳情本件についてお諮りします。

本件は、採択することに賛成の議員の起立を求めます。

（賛成者起立）

○議長（松本和幸君） 起立なしと認めます。

したがって本件は、不採択とすることに決定しました。

○議長（松本和幸君） 次に、陳第1号資本関係等のある会社の同一入札への参加制限に関する陳情についてを採決します。

本件に対する委員長の報告は採択であります。

本件は、委員長報告のとおり決定することに御異議ありませんか。

(「異議なし」と言う者あり)

○議長(松本和幸君) 異議なしと認めます。

したがって本件は、委員長報告のとおり採択することに決定しました。

○議長(松本和幸君) 次に、陳第3号選択的夫婦別姓制度法制化に反対する意見書の提出を求める陳情についてを採決します。

本件に対しては、先ほど討論がありましたように御異議がありますので、起立により採決します。

本件に対する委員長の報告は不採択であります。

したがって陳情本件についてお諮りします。

本件は、採択することに賛成の議員の起立を求めます。

(賛成者起立)

○議長(松本和幸君) 起立少数であります。

したがって本件は、不採択とすることに決定しました。

日程第34 委員会の閉会中の継続審査並びに調査について

総務文教委員会

- 1 陳第2号 人権擁護法案の成立に反対する意見書の提出を求める陳情について
- 1 一般行財政並びに教育等に関する諸問題の調査について
- 1 御所浦港から水俣港間の旅客船運航再開に関する諸問題の調査について

厚生委員会

- 1 陳第7号 子ども手当の廃止を求める意見書の提出に関する陳情について
- 1 陳第13号 介護保険制度見直しに関する陳情について(平成21年11月)
- 1 環境、福祉、総合医療センター等に関する諸問題の調査について

産業建設委員会

- 1 陳第3号 政府と国会による「公共工事における賃金等確保法」(仮称)の制定、公共工事における建設労働者の適正な労働条件の確保に関する意見書の提出を求める陳情について(平成21年3月)
- 1 商工観光、農林水産、都市計画、上下水道等に関する諸問題の調査について

議会運営委員会

- 1 議会運営等に関する諸問題の調査について

1 議会の情報公開に関する調査について

○議長（松本和幸君） 日程第34、委員会の閉会中の継続審査並びに調査についてを議題とします。

各常任委員会及び議会運営委員会から、目下委員会において審査中の事件並びに所管事務の調査について、閉会中の継続審査・調査の申し出があります。

お諮りします。

各常任委員会及び議会運営委員会から申し出のとおり、閉会中の継続審査並びに調査に付することに御異議ありませんか。

（「異議なし」と言う者あり）

○議長（松本和幸君） 異議なしと認めます。

したがってそのように決定しました。

閉会中継続審査・調査申出書

本委員会は審査・調査中の事件について、次のとおり閉会中もなお継続審査・調査を要するものと決定したから、水俣市議会会議規則第104条の規定により申し出ます。

平成22年6月11日

総務文教常任委員長 平松辰弘

水俣市議会議長 松本和幸様

記

事件の番号	件名	理由
陳第2号	人権擁護法案の成立に反対する意見書の提出を求める陳情について	慎重審査を要するため
	一般行財政並びに教育等に関する諸問題の調査について	実情を調査する必要があるため
	御所浦港から水俣港間の旅客船運航再開に関する諸問題の調査について	実情を調査する必要があるため

閉会中継続審査・調査申出書

本委員会は審査・調査中の事件について、次のとおり閉会中もなお継続審査・調査を要するものと決定したから、水俣市議会会議規則第104条の規定により申し出ます。

平成22年6月11日

厚生常任委員長 牧下恭之

水俣市議会議長 松本和幸様

記

事件の番号	件名	理由
陳第7号	子ども手当の廃止を求める意見書の提出に関する陳情について	慎重審査を要するため
陳第13号	介護保険制度見直しに関する陳情について	慎重審査を要するため
	環境、福祉、総合医療センター等に関する諸問題の調査について	実情を調査する必要があるため

閉会中継続審査・調査申出書

本委員会は審査・調査中の事件について、次のとおり閉会中もなお継続審査・調査を要するものと決定したから、

水俣市議会会議規則第104条の規定により申し出ます。

平成22年 6月11日

産業建設常任委員長 西 田 弘 志

水俣市議会議長 松 本 和 幸 様

記

事件の番号	件 名	理 由
陳第3号	政府と国会による「公共工事における賃金等確保法」(仮称)の制定、公共工事における建設労働者の適正な労働条件の確保に関する意見書の提出を求める陳情について	慎重審査を要するため
	商工観光、農林水産、都市計画、上下水道等に関する諸問題の調査について	実情を調査する必要があるため

閉 会 中 継 続 調 査 申 出 書

本委員会は調査中の事件について、次のとおり閉会中もお継続調査を要するものと決定したから、水俣市議会会議規則第104条の規定により申し出ます。

平成22年 6月10日

議会運営委員長 田 中 功

水俣市議会議長 松 本 和 幸 様

記

事件の番号	件 名	理 由
	議会運営等に関する諸問題の調査について	実情を調査する必要があるため
	議会の情報公開に関する調査について	実情を調査する必要があるため

日程第35 議第75号 教育委員会委員の任命について

日程第36 議第76号 固定資産評価員の選任について

日程第37 意見第2号 南九州西回り自動車道の早期完成と道路財源確保に関する意見書について

日程第38 意見第3号 国際的な水銀規制に関する会議の水俣開催を求める意見書について

日程第39 意見第4号 水俣芦北地域の再生・振興を求める意見書について

○議長（松本和幸君） 日程第35、議第75号教育委員会委員の任命についてから、日程第39、意見第4号水俣芦北地域の再生・振興を求める意見書についてまで、5件を一括して議題とします。

~~~~~

議第75号

教育委員会委員の任命について

本市の教育委員会の委員に次の者を任命したいので、地方教育行政の組織及び運営に関する法律（昭和31年法律第162号）第4条第1項の規定に基づき、市議会の同意を求める。

平成22年 6月16日提出

水 俣 市 長 宮 本 勝 彬

住 所 水俣市大園町1丁目9番5号

氏 名 河 田 奈 保 子

生年月日 昭和33年 8月 3日

(提案理由)

本市の教育委員会委員として、本案のように任命しようとするものである。

---

## 議第76号

### 固定資産評価員の選任について

本市の固定資産評価員に次の者を選任したいので、地方税法(昭和25年法律第226号)第404条第2項の規定に基づき、市議会の同意を求める。

平成22年6月16日提出

水 俣 市 長 宮 本 勝 彬

住 所 水俣市大川55番地

氏 名 梅 下 正 孝

生年月日 昭和27年6月29日

(提案理由)

職員の人事異動に伴い、新たに固定資産評価員として、本案のように選任しようとするものである。

---

## 意見第2号

### 南九州西回り自動車道の早期完成と道路財源確保に関する意見書について

上記の議案を別紙のとおり水俣市議会会議規則第14条第1項の規定により提出します。

平成22年6月16日

|       |         |
|-------|---------|
| 提出者議員 | 福 田 齊   |
| "     | 田 中 功   |
| "     | 高 岡 利 治 |
| "     | 大 川 未 長 |
| "     | 平 松 辰 弘 |
| "     | 野 中 重 男 |
| "     | 緒 方 誠 也 |

水俣市議会議長 松 本 和 幸 様

(別紙)

### 南九州西回り自動車道の早期完成と道路財源確保に関する意見書

道路は、住民の生活や経済・社会活動を支えるもっとも基礎的な社会資本であり、地域間格差の解消を図り、安全で安心して生活できる地域を実現するためには、生活道路から高速道路までのネットワークの整備が重要であります。特に生活や経済・社会活動を自動車交通に大きく依存している地方においては、道路網の体系的かつ計画的な整備が喫緊の課題となっています。

このような中、さきの2010年政府予算によれば、公共事業配分(個所付け)では、熊本県内国道改良事業費は、前年度に比べ20%近い大幅な削減となり、現在建設工事が進められている道路についても完成の見通しが立たなくなったものもあります。

当地域では、南九州西回り自動車道(八代-鹿児島間・約140キロメートル)が、現在熊本県南の芦北町まで完成し、残る芦北町-津奈木町間(7.7キロメートル)の平成20年代半ばの開通や、津奈木町-水俣間(14キロメートル)について工期の大幅延長など見通しの立たない状況と聞き及んでいます。

御承知のように当地域は、水俣病問題により長年にわたり地域の振興が妨げられています。これらにかんがみ、政府も昨年7月に成立した水俣病特別措置法により、地域振興策の柱として取り組むとしています。このことに十分配慮の上、財源の確保と早期完成に努められますよう強く要望します。

以上、地方自治法第99条の規定により意見書を提出します。

平成22年6月16日

内閣総理大臣 菅 直 人 様  
総務大臣 原 口 一 博 様  
財務大臣 野 田 佳 彦 様  
国土交通大臣 前 原 誠 司 様  
環境大臣 小 沢 鋭 仁 様

意見第3号

国際的な水銀規制に関する会議の水俣開催を求める意見書について

上記の議案を別紙のとおり水俣市議会会議規則第14条第1項の規定により提出します。

平成22年6月16日

|       |         |
|-------|---------|
| 提出者議員 | 平 松 辰 弘 |
| "     | 田 中 功   |
| "     | 高 岡 利 治 |
| "     | 福 田 齊   |
| "     | 大 川 未 長 |
| "     | 野 中 重 男 |
| "     | 緒 方 誠 也 |

水俣市議会議長 松 本 和 幸 様

(別紙)

国際的な水銀規制に関する会議の水俣開催を求める意見書

公害の原点と言われる水俣病の公式確認から54年を迎えた今日、水俣病犠牲者慰霊式に歴代首相として初めて出席をされた鳩山前総理大臣は、水俣病が水銀汚染による公害であるとの認識のもとに、水俣病と同様の公害が二度と繰り返されないよう強い決意を込め、国連環境計画（UNEP）が2013年の制定を目指す国際的な水銀規制条約について、国際会議を日本に招致する考えを表明されるなど、水銀汚染防止への取り組みを世界に誓いたいと述べられました。

水俣市民は、今も続く開発途上国による公害の発生は、住民の身体をむしばみ苦しみを与え続け、水俣病と同様の健康被害や環境破壊を発生させるのではないかと危惧するものであります。

水俣市は、平成4年「環境モデル都市づくり」を宣言し、以来水俣病の経験を貴重な教訓として、市民と行政が協働してさまざまな環境への取り組みを実践しています。

そのような中、水俣市で同国際会議が開催されることは、全世界に向けて水俣病の教訓を発信する機会としてまことに的を射たものであり、その実現に向け積極的に取り組まれることを強く要望します。

以上、地方自治法第99条の規定により意見書を提出します。

平成22年6月16日

内閣総理大臣 菅 直 人 様  
財務大臣 野 田 佳 彦 様  
環境大臣 小 沢 鋭 仁 様  
熊本県知事 蒲 島 郁 夫 様

意見第4号

水俣芦北地域の再生・振興を求める意見書について

上記の議案を別紙のとおり水俣市議会会議規則第14条第1項の規定により提出します。

平成22年6月16日

提出者議員 田 中 功

” 高岡利治  
” 福田 齊  
” 大川末長  
” 平松辰弘  
” 野中重男  
” 緒方誠也

水俣市議会議長 松本和幸 様  
(別紙)

### 水俣芦北地域の再生・振興を求める意見書

水俣病が公式確認されて、今年で54年を迎え、政府の最高責任者である鳩山前総理大臣が水俣病犠牲者慰霊式に出席され、祈りの言葉を述べられたことは、亡くなられた方々を初め、水俣市民と多くの関係者が感謝を申し上げるところであります。

ここに改めて水俣病の犠牲となり、とうとい命をなくされた方々に対し、心から御冥福をお祈りするとともに、すべての被害者の苦痛と苦難に対し深く思いを致すところです。

さて現在、裁判所の和解勧告のもと、水俣病未認定者救済問題が全面解決に向け、関係者間により努力が続けられ、また、さきの水俣病特別措置法に基づく被害者の救済手続が進められています。

一方で水俣病問題は、半世紀余の長期にわたり地域社会に多大な混迷をもたらし、地域の振興発展を大きく阻害し、その再生・振興が重要な課題として残されています。

さきの水俣病犠牲者慰霊式当日、市及び市議会を初め市内団体、関係機関によって要望書が提出されていますが、ここに改めて下記事項を実現されるよう強く要望します。

#### 記

- 1 水俣病の被害地域における経済は疲弊低迷した状況にあるため、国において雇用の維持、創出を図るための企業誘致や財政支援等を行うこと。
- 2 昭和53年6月20日に閣議了解された水俣芦北地域振興計画に基づく、農林水産、観光振興などの積極的な推進と、事業に伴う地元負担の軽減等の措置を行うこと。
- 3 水俣地域を「医療・介護・福祉の先進モデル」として位置づけ、被害者を初めすべての市民が安心して暮らせるよう総合的な対策を講じること。
- 4 公害の原点である水俣市を、環境問題の情報発信拠点として、環境モデル都市づくりや環境大学の立地等の支援を行うこと。

以上、地方自治法第99条の規定により意見書を提出します。

平成22年6月16日

水俣市議会

内閣総理大臣 菅 直 人 様  
総務大臣 原 口 一 博 様  
財務大臣 野 田 佳 彦 様  
厚生労働大臣 長 妻 昭 様  
経済産業大臣 直 嶋 正 行 様  
環境大臣 小 沢 鋭 仁 様  
熊本県知事 蒲 島 郁 夫 様

○議長（松本和幸君） 順次提案理由の説明を求めます。

初めに、議第75号、議第76号について、宮本市長。

(市長 宮本勝彬君登壇)

○市長（宮本勝彬君） 本定例市議会に追加提案いたしました議案について、順次提案理由の御説明をさせていただきます。

まず、議第75号教育委員会委員の任命について申し上げます。

本市教育委員会委員の庄野和枝委員の任期が平成22年6月30日をもって満了となりますので、後任として河田奈保子氏を任命したく御提案を申し上げるものであります。

同氏につきましては、水俣市男女共同参画推進会議会長や水俣市男女共同参画審議会委員を務めるなど、人格高潔で、教育、学術及び文化に関し識見にすぐれ、教育委員会委員として適任であると存じます。

次に、議第76号固定資産評価員の選任について申し上げます。

本案は、本年4月1日に実施いたしました市職員の人事異動に伴い、固定資産評価員である税務課長が交代いたしましたので、新税務課長の梅下正孝君を選任しようとするものであります。

以上、本定例市議会に追加提案いたしました議第75号及び議第76号について、順次提案理由の御説明を申し上げますが、慎重審議を賜り、速やかに御同意いただきますよう、よろしくお願いいいたします。

○議長（松本和幸君） 次に、意見第2号について、提出者代表福田斉議員。

（福田斉君登壇）

○福田 斉君 意見第2号南九州西回り自動車道の早期完成と道路財源確保に関する意見書について、提出者を代表して、案文を読み上げ提案理由といたします。

#### 南九州西回り自動車道の早期完成と道路財源確保に関する意見書

道路は、住民の生活や経済・社会活動を支えるもっとも基礎的な社会資本であり、地域間格差の解消を図り、安全で安心して生活できる地域を実現するためには、生活道路から高速道路までのネットワークの整備が重要であります。特に生活や経済・社会活動を自動車交通に大きく依存している地方においては、道路網の体系的かつ計画的な整備が喫緊の課題となっております。

このような中、さきの2010年度政府予算によれば、公共事業配分（個所付け）では、熊本県内国道改良事業費は、前年度に比べ20%近い大幅な削減となり、現在建設工事が進められている道路についても完成の見通しが立たなくなったものもあります。

当地域では、南九州西回り自動車道（八代 - 鹿児島間・約140キロメートル）が、現在熊本県南の芦北町まで完成し、残る芦北町 - 津奈木町間（7.7キロメートル）の平成20年代半ばの開通や、津奈木町 - 水俣間（14キロメートル）について工期の大幅延長など見通しの立たない状況と聞き及んでいます。

御承知のように当地域は、水俣病問題により長年にわたり地域の振興が妨げられています。

これらにかんがみ、政府も昨年7月に成立した水俣病特別措置法により、地域振興策の柱として取り組むとしています。このことに十分配慮の上、財源の確保と早期完成に努められますよう強く要望します。

以上、地方自治法第99条の規定により意見書を提出します。

平成22年6月16日

水俣市議会

全会一致の御賛同をよろしくお願いいたします。

○議長（松本和幸君） 次に、意見第3号について、提出者代表平松辰弘議員。

（平松辰弘君登壇）

○平松辰弘君 意見第3号国際的な水銀規制に関する会議の水俣開催を求める意見書について、案文を読み上げ提案理由の説明といたします。

#### 国際的な水銀規制に関する会議の水俣開催を求める意見書

公害の原点と言われる水俣病の公式確認から54年を迎えた今日、水俣病犠牲者慰霊式に歴代首相として初めて出席をされた鳩山前総理大臣は、水俣病が水銀汚染による公害であるとの認識のもとに、水俣病と同様の公害が二度と繰り返されないよう強い決意を込め、国連環境計画（UNEP）が2013年の制定を目指す国際的な水銀規制条約について、国際会議を日本に招致する考えを表明されるなど、水銀汚染防止への取り組みを世界に誓いたいと述べられました。

水俣市民は、今も続く開発途上国による公害の発生は、住民の身体をむしばみ苦しみを与え続け、水俣病と同様の健康被害や環境破壊を発生させるのではないかと危惧するものであります。

水俣市は、平成4年「環境モデル都市づくり」を宣言し、以来水俣病の経験を貴重な教訓として、市民と行政が協働してさまざまな環境への取り組みを実践しています。

そのような中、水俣市で同国際会議が開催されることは、全世界に向けて水俣病の教訓を発信する機会としてまことに的を射たものであり、その実現に向け積極的に取り組まれることを強く要望します。

以上、地方自治法第99条の規定により意見書を提出します。

平成22年6月16日

水俣市議会

ご賛同よろしく申し上げます。

○議長（松本和幸君） 次に、意見第4号について、提出者代表田中功議員。

（田中功君登壇）

○田中 功君 意見第4号について、案文を読み上げまして、提案理由にさせていただきます。

## 水俣芦北地域の再生・振興を求める意見書

水俣病が公式確認されて、今年で54年を迎え、政府の最高責任者である鳩山前総理大臣が水俣病犠牲者慰霊式に出席され、祈りの言葉を述べられたことは、亡くなられた方々を初め、水俣市民と多くの関係者が感謝を申し上げるところであります。

ここに改めて水俣病の犠牲となり、とうとい命をなくされた方々に対し、心から御冥福をお祈りするとともに、すべての被害者の苦痛と苦難に対し深く思いを致すところです。

さて現在、裁判所の和解勧告のもと、水俣病未認定者救済問題が全面解決に向け、関係者間により努力が続けられ、また、さきの水俣病特別措置法に基づく被害者の救済手続が進められています。

一方で水俣病問題は、半世紀余の長期にわたり地域社会に多大な混迷をもたらし、地域の振興発展を大きく阻害し、その再生・振興が重要な課題として残されています。

さきの水俣病犠牲者慰霊式当日、市及び市議会を初め市内団体、関係機関によって要望書が提出されていますが、ここに改めて下記事項を実現されるよう強く要望します。

### 記

- 1 水俣病の被害地域における経済は疲弊低迷した状況にあるため、国において雇用の維持、創出を図るための企業誘致や財政支援等を行うこと。
- 2 昭和53年6月20日に閣議了解された水俣芦北地域振興計画に基づく、農林水産、観光振興などの積極的な推進と、事業に伴う地元負担の軽減等の措置を行うこと。
- 3 水俣地域を「医療・介護・福祉の先進モデル」として位置づけ、被害者を初めすべての市民が安心して暮らせるよう総合的な対策を講じること。
- 4 公害の原点である水俣市を、環境問題の情報発信拠点として、環境モデル都市づくりや環境大学の立地等の支援を行うこと。

以上、地方自治法第99条の規定により意見書を提出します。

平成22年6月16日

水 俣 市 議 会

全会一致のご賛同をよろしくお願いします。

○議長（松本和幸君） 以上で提案理由の説明は終わりました。

これから質疑に入ります。

ただいま市長及び提出者代表から提案理由の説明がありました本5件について質疑はありませんか。

（「なし」と言う者あり）

○議長（松本和幸君） 質疑なしと認め、これで質疑を終わります。



お諮りします。

ただいま質疑を終わりました本5件は、委員会の付託を省略したいと思います。

これに御異議ありませんか。

(「異議なし」と言う者あり)

○議長(松本和幸君) 異議なしと認めます。

したがって本5件は、委員会の付託を省略することに決定しました。

これから討論に入ります。

本5件について討論はありませんか。

(「なし」と言う者あり)

○議長(松本和幸君) 討論なしと認め、これで討論を終わります。

これから採決します。

議第75号教育委員会委員の任命についてを採決します。

本件は、これに同意することに御異議ありませんか。

(「異議なし」と言う者あり)

○議長(松本和幸君) 異議なしと認めます。

したがって本件は、これに同意することに決定しました。

---

○議長(松本和幸君) 議第76号固定資産評価員の選任についてを採決します。

本件は、これに同意することに御異議ありませんか。

(「異議なし」と言う者あり)

○議長(松本和幸君) 異議なしと認めます。

したがって本件は、これに同意することに決定しました。

---

○議長(松本和幸君) 意見第2号南九州西回り自動車道の早期完成と道路財源確保に関する意見書についてから、意見第4号水俣芦北地域の再生・振興を求める意見書についてまで、3件を一括して採決します。

本3件は、いずれも原案のとおり決定することに御異議ありませんか。

(「異議なし」と言う者あり)

○議長(松本和幸君) 異議なしと認めます。

したがって本3件は、いずれも原案のとおり可決しました。

---

日程第40 議員派遣について

○議長（松本和幸君） 日程第40、議員派遣についてを議題とします。

~~~~~

議員派遣について

第19回熊本県市議会議員研修会出席

地方自治法第100条第13項及び水俣市議会会議規則第160条の規定により下記のとおり議員を派遣する。

記

派遣目的 今後の議会活動に資するため
派遣場所 熊本市
派遣期間 平成22年8月20日（金曜日） 1日間
派遣議員 17人以内
経 費 既決予算の中から支出する

~~~~~

○議長（松本和幸君） お諮りします。

議席に配付のとおり、議員を派遣したいと思います。

これに御異議ありませんか。

（「異議なし」と言う者あり）

○議長（松本和幸君） 異議なしと認めます。

したがって議席に配付のとおり、議員を派遣することに決定しました。

~~~~~

○議長（松本和幸君） 以上で本日の日程は全部終わり、今期定例会の全日程を終了しました。

これで平成22年第2回水俣市議会定例会を閉会します。

午前11時30分 閉会

地方自治法第123条第2項の規定によりここに署名する。

水俣市議会 議長 松本和幸

署名議員 中村幸治

署名議員 渕上道昭

平成22年6月第2回水俣市議会定例会（5月28日～6月16日）

〔議案〕

番 号	件 名	提案月日	付託委員会	結 末	備 考
議第50号	専決処分の報告及び承認について 専第3号 平成21年度水俣市一般会計補正予算（第13号）	5月28日	総務文教 産業建設	6月16日 承認	
議第51号	専決処分の報告及び承認について 専第4号 平成21年度水俣市公共下水道事業特別会計補正予算（第4号）	5月28日	産業建設	6月16日 承認	
議第52号	専決処分の報告及び承認について 専第5号 水俣市税条例の一部を改正する条例の制定について	5月28日	総務文教	6月16日 承認	
議第53号	専決処分の報告及び承認について 専第6号 水俣市国民健康保険税条例の一部を改正する条例の制定について	5月28日	総務文教	6月16日 承認	
議第54号	専決処分の報告及び承認について 専第7号 平成21年度水俣市一般会計補正予算（第14号）	5月28日	各 委	6月16日 承認	
議第55号	水俣市交通災害共済条例を廃止する条例の制定について	5月28日	総務文教	6月16日 原案可決	
議第56号	水俣市職員の育児休業等に関する条例及び水俣市職員の勤務時間、休暇等に関する条例の一部を改正する条例の制定について	5月28日	総務文教	6月16日 原案可決	
議第57号	水俣市職員退職手当支給条例等の一部を改正する条例の制定について	5月28日	総務文教	6月16日 原案可決	
議第58号	水俣市乳幼児医療費の助成に関する条例の一部を改正する条例の制定について	5月28日	厚 生	6月16日 原案可決	
議第59号	平成22年度水俣市一般会計補正予算（第2号）	5月28日	各 委	6月16日 原案可決	
議第60号	平成22年度水俣市国民健康保険事業特別会計補正予算（第1号）	5月28日	厚 生	6月16日 原案可決	
議第61号	平成22年度水俣市老人保健特別会計補正予算（第1号）	5月28日	厚 生	6月16日 原案可決	
議第62号	平成22年度水俣市後期高齢者医療特別会計補正予算（第1号）	5月28日	厚 生	6月16日 原案可決	
議第63号	平成22年度水俣市介護保険特別会計補正予算（第1号）	5月28日	厚 生	6月16日 原案可決	
議第64号	平成22年度水俣市公共下水道事業特別会計補正予算（第1号）	5月28日	産業建設	6月16日 原案可決	

議第65号	平成22年度水俣市水道事業会計補正予算(第1号)	5月28日	産業建設	6月16日 原案可決	
議第66号	訴えの提起について	5月28日	産業建設	6月16日 原案可決	
議第67号	和解について	5月28日	総務文教	6月16日 原案可決	
議第68号	熊本県後期高齢者医療広域連合規約の一部変更について	5月28日	厚生	6月16日 原案可決	
議第69号	あらたに生じた土地の確認について	5月28日	産業建設	6月16日 原案可決	
議第70号	字区域の変更について	5月28日	産業建設	6月16日 原案可決	
議第71号	市道の路線認定について	5月28日	産業建設	6月16日 原案可決	
議第72号	公有財産の処分について	5月28日	総務文教	6月16日 原案可決	
議第73号	水俣市特別職の職員で非常勤のものの報酬及び費用弁償条例の一部を改正する条例の制定について	6月10日	総務文教	6月16日 原案可決	
議第74号	平成22年度水俣市一般会計補正予算(第3号)	6月10日	各委	6月16日 原案可決	
議第75号	教育委員会委員の任命について	6月16日	省略	6月16日 同意	
議第76号	固定資産評価員の選任について	6月16日	省略	6月16日 同意	

〔意見書〕

番号	件名	提案月日	付託委員会	結末	備考
意見第2号	南九州西回り自動車道の早期完成と道路財源確保に関する意見書について	6月16日	省略	6月16日 原案可決	
意見第3号	国際的な水銀規制に関する会議の水俣開催を求める意見書について	6月16日	省略	6月16日 原案可決	
意見第4号	水俣芦北地域の再生・振興を求める意見書について	6月16日	省略	6月16日 原案可決	

〔報告〕

番号	件名	報告月日
報告第3号	専決処分の報告について	5月28日
報告第4号	専決処分の報告について	5月28日

報告第5号	繰越明許費の報告について	5月28日
報告第6号	繰越明許費の報告について	5月28日
報告第7号	予算の繰越しの報告について	5月28日
報告第8号	水俣市土地開発公社の経営状況報告について	5月28日
報告第9号	財団法人水俣市振興公社の経営状況報告について	5月28日
報告第10号	株式会社みなまた環境テクノセンターの経営状況報告について	6月10日
報告第11号	株式会社みなまたの経営状況報告について	6月10日
報告第12号	専決処分の報告について	6月10日

〔継続調査〕

件名	提案月日	付託委員会	結末	備考
一般行財政並びに教育等に関する諸問題の調査について	6月16日	総務文教	6月16日 継続調査	
御所浦港から水俣港間の旅客船運航再開に関する諸問題の調査について				
環境、福祉、総合医療センター等に関する諸問題の調査について	6月16日	厚生	6月16日 継続調査	
商工観光、農林水産、都市計画、上下水道等に関する諸問題の調査について	6月16日	産業建設	6月16日 継続調査	
議会運営等に関する諸問題の調査について	6月16日	議会運営	6月16日 継続調査	
議会の情報公開に関する調査について				

〔陳情〕

受理番号	件名	代表者の住所及び氏名	付託委員会	提案月日	結末
陳第6号	水俣市議会議員の定数削減に関する陳情について	水俣市大園町 1-11-5 坂口 俊一	議会改革 特別	5月28日	6月16日 継続審査
陳第7号	子ども手当の廃止を求める意見書の提出に関する陳情について	葦北郡芦北町佐敷 132-1 橋本侑充子	厚生	6月10日	6月16日 継続審査
陳第8号	地域経済の活性化支援に関する陳情について	水俣市大園町 1-11-5 坂口 俊一	産業建設	6月10日	6月16日 採択

陳第9号	選択的夫婦別姓制度法制化に賛成する意見書の提出を求める陳情について	水俣市袋 1 - 43 藤本 寿子	総務文教	6月10日	6月16日 採 択
------	-----------------------------------	-------------------------	------	-------	--------------

〔前回から継続になっている陳情〕

受理番号	件 名	代表者の住所 及 び 氏 名	付託委員会	提案月日	結 末
陳第6号	「協同出資・協同経営で働く協同組合法」(仮称)の速やかな制定を国に求めることについての陳情について	鹿児島県出水市 高尾野町柴引 3269 - 5 馬籠みどり	産業建設	平成20年 9月11日	6月16日 不 採 択
陳第3号	政府と国会による「公共工事における賃金等確保法」(仮称)の制定、公共工事における建設労働者の適正な労働条件の確保に関する意見書の提出を求める陳情について	葦北郡津奈木町 岩城 2123 - 40 坂口 正人	産業建設	平成21年 3月12日	6月16日 継続審査
陳第4号	国民生活の「安心・安全」の確立を求め、地方の切り捨てにつながる安易な地方分権・道州制に反対する意見書提出を求める陳情について	熊本市二の丸 1 - 4 山田 浩志	総務文教	平成21年 6月11日	6月16日 不 採 択
陳第13号	介護保険制度見直しに関する陳情について	水俣市桜井町 2 - 2 - 12 神崎 光明	厚 生	平成21年 11月27日	6月16日 継続審査
陳第15号	永住外国人地方参政権付与法案に反対する陳情について	葦北郡芦北町湯浦 222 - 10 林田 陽一	総務文教	平成21年 11月27日	6月16日 不 採 択
陳第16号	改正国籍法に関する陳情について	葦北郡芦北町湯浦 222 - 10 林田 陽一	総務文教	平成21年 11月27日	6月16日 不 採 択
陳第1号	資本関係等のある会社の同一入札への参加制限に関する陳情について	水俣市浜松町 61 - 16 久木田広八	総務文教	2月26日	6月16日 採 択
陳第2号	人権擁護法案の成立に反対する意見書の提出を求める陳情について	葦北郡芦北町 湯浦 222 - 10 林田 耀宏	総務文教	2月26日	6月16日 継続審査
陳第3号	選択的夫婦別姓制度法制化に反対する意見書の提出を求める陳情について	葦北郡芦北町 湯浦 222 - 10 林田 耀宏	総務文教	2月26日	6月16日 不 採 択
陳第4号	地域経済の活性化支援に関する陳情について	水俣市大園町 1 - 11 - 5 坂口 俊一	産業建設	2月26日	6月10日 撤回承認